

# ICD NEWS

## LAW FOR DEVELOPMENT

法務省法務総合研究所国際協力部報

INTERNATIONAL COOPERATION DEPARTMENT  
RESEARCH AND TRAINING INSTITUTE  
MINISTRY OF JUSTICE

第14号  
2004.3

### 目次

#### 巻頭言

ベトナム・カンボジア両国を訪ねて  
法務総合研究所長 鶴田六郎 .....1

**表敬・対談** ウズベキスタン共和国司法大臣来日 (2003.12) .....6

**特集** 第5回法整備支援連絡会 (2004.1.23開催)  
国際協力部教官 山下輝年 .....13

基調講演「カンボディアにおけるドナー間協力の課題」  
駿河台大学学長 竹下守夫 .....24

報告「アジア諸国におけるADBの法整備支援活動とその連携について」  
アジア開発銀行 (ADB) 法務局長アーサーM.ミッチェル他 .....30

講演「ラオスの司法改革と日本の支援」  
ラオス最高人民裁判所副長官ダヴォン・ワーンヴィテット .....34

法整備支援現場レポート  
弁護士 平石 努 .....37

基調講演「ドナー間における支援の相克と日本の支援の整備」  
地球環境戦略研究機関理事長 森島昭夫 .....40

報告「法律情報の発信・自動翻訳に向けた取組」  
名古屋大学教授 松浦好治 .....45

報告「APEC諸国・地域における債権回収手続の実情に関する研究会報告」  
関西大学教授 北川俊光 .....48

報告「中国支援に向けた調査研究の現状」  
一橋大学大学教授 布井千博 .....51

資料 .....68

#### 国際研究

速報第4回国際民商事法シンポジウム (2004.3.12開催) .....152

アジア知的財産権法制シンポジウム-(下)-(2003.1.30開催)  
国際協力部教官 黒川裕正 .....155

#### ～国際協力の現場から～

“私と国際協力” 統括国際協力専門官 平川貴洋 .....179

～@閑話～ .....151, 170, 178, 183



## ～ 巻頭言 ～



### ベトナム・カンボジア両国を訪ねて

法務総合研究所長 鶴田六郎

法務省における法整備支援を所管する法務総合研究所の所長に就任して約1年になります。この間、外務省、JICA等の関係機関の方々からはもちろんのこと、法整備支援に献身的な努力を傾けておられる学者、弁護士を始めとする多くの方々から法整備支援に関して色々な事柄を学び、その在り方等について思いを巡らせ、私なりに一定のイメージを抱くようになりました。しかし、残念なことに、その相手国である東南アジア諸国を訪問する機会がなく、一度この目でその現場を確かめてみたいと思っておりましたところ、諸般の事情が許し、本年1月、ベトナム、カンボジア両国を訪問する機会を得ました。当研究所は、法整備支援のため、ベトナム、ラオスに教官等各1名をJICA長期専門家として派遣・駐在させているほか、本年2月から、カンボジアにも教官1名をJICA短期専門家として派遣しております。一方、法務省の法整備支援も平成6年にベトナムの司法関係者を対象とする本邦研修を実施して以来、早や10年を経過しており、あらゆる意味で新たな段階に入りました。このようなときに、法整備支援の主たる対象国であるベトナム、カンボジアの両国を訪問できたことは大変時宜に適ったことでもあったと思っております。

今回の訪問は、肩肘張らずお話すると、「百聞は一見に如かず」を実感し、ある場面では「聞いていたのと少し違うな。」との感じを持ち、別の場面では「なんだ、そうだったのか。」と私なりに抱いていた疑問が氷解する旅でもありました。実に学ぶことの多い訪問であり、これを通じて得た経験と思い出の一端を思いつくまま綴ってみたいと思います。

香港で乗り継いだベトナム航空機は、午後4時ころハノイ上空に近づきました。高度が下がり雲の下に出るにつれて地表の風景が目に入ってきました。そこには、一区画の面積はそれほど広くはないようですが、きれいに耕地整理された田地が広がっており、その中に小さな集落が点在していました。その風景にベトナム人の几帳面さ、勤勉さといったものを感じました。こうして私のベトナムの旅は始まりました。最近完成したという近代的な空港を後にして車でハノイ市街に向かいますが、左右には上空から見たのと同じ田園地帯が広がり、牛や水牛が放牧されたのどかな風景に懐かしい日本を見るような気持ちになりました。しかしハノイ市街に入ったとたん、そこは一転まさにバイクとバイクが出す騒音の海でした。私達の車はそこに浮かぶ孤島のようなでもあり、バイクの群という大河の流れに流されるよう

に車は進んで行きました。このバイクの多さと喧噪は事前に聞いてはいましたが、私の想像をはるかに超えるものでした。街中には、それなりの高さの近代的なビルも幾つかありましたが、ほとんどは2、3階建てのレンガを積んで塗装しただけのような建物で、多くは1階が商店になっており、2階以上が住居になっているようでした。しかし、建物の貧弱さとは逆に、旧正月を控えた時期ということもあってか、連なる商店には、食料品から電化製品に至るまで実に種々豊富な商品が並んでいました。公務員の月給が数十ドルといわれるベトナムで、少なくとも数万円はするであろうバイクの群、商店にならぶ豊富な食料品・雑貨やテレビ等の電化製品を見たとき、社会主義体制を維持しつつ市場経済の発展による豊かな社会の実現を目指すベトナムの底深い活力と熱気のようなものを実感しました。中国ではありませんが、「豊かになれる者から豊かになれ。」といった言葉がここでも実行されているのでしょうか。しかしその反面、街や郊外のいたるところには貧しさも広がっており、中国同様、都市部の富める者と貧しい者との格差や都市部と農村の貧富の差がこの国でも大きな問題になりつつあることを感じさせられました。翌日、ハノイ市内の廟に安置されたホーチミンの遺骸を表敬しましたが、死せるホーチミンが、社会主義体制の維持と市場経済の発展というふたつの目標を両手でつないで支える重責を今も担っているような気がします。

ベトナムでは、司法省、司法省管轄の司法官職養成学校、最高人民裁判所及び最高人民検察院を訪問し、それぞれの幹部と親しく協議することができました。個々の協議の内容は割愛しますが、直接話をして、それぞれのカウンターパートが何を必要としているのかがよく理解できました。また、双方で若干ぎくしゃくしていた問題についても、直接話し合うことにより、基本的には考えが一致していることも分かったりしました。皆一様に市場経済発展のためにも法整備が必要であるとの強い信念を持っており、特に、首相の指示により、それまで別々に養成されていた法曹三者を一緒に養成する責務を担うこととなった司法官職養成学校の校長が、「日本の法曹養成制度からさらに多くのことを学びたい。」と情熱的に語った光景は忘れることができません。当研究所では、各方面のご協力を得て、本年2月4日から約1か月間の日程で、ベトナム司法省関係者を中心とする法曹養成に重点を置いた本邦研修を実施しましたが、基本法の整備とともに、やはりそれを運用する人材の育成は不可欠であり、ベトナムもそのことに気づき、よりよい法曹養成制度を築き上げるため、我が国等に学びつつ制度を改良して努力していることを実感しました。

ベトナム訪問を終え、私は、カンボジアのプノンペンに入るため、トランジットでタイのバンコクに立ち寄りました。初めて見るバンコクは、無数の車が走る高速道路と林立する高層ビル群を抱える想像をはるかに超えた大都会でした。一見豊かなその裏にはもちろん貧しい生活も見られるのですが、ハノイでバイクばかり見てきた私は、その風景にある意味で圧倒されるとともに、近接するタイとベトナムの経済発展の差について改めて考えさせられました。日系企業に関して言いますと、タイには万を超える企業が進出しているのに対して、ベトナムに進出している日系企業は150社程度にとどまっているとのことでした。打ち続

いた戦争や経済体制等の種々の要因により今日の経済発展上の差が生じたのだと思いますが、ベトナムの市場経済の健全な発展のために法整備支援が不可欠であることを再認識いたしました。

翌日、私は、バンコクからカンボジアのプノンペンに入りましたが、バンコクを經由して来ただけにプノンペンの貧しさが一層際だって感じられました。プノンペン市内でもバイクが多数走ってはいましたが、ハノイと比べれば格段に少なく、道路も少し脇にそれると未舗装で、暑い日差しの中、砂埃をたてる赤土の地面の照り返しがまぶしいくらいでした。地方に出ると、幹線道路以外は未整備で、家屋も、雨期と乾期の水量の問題や暑さのためか、高床式で木製の壁・屋根でできたものがほとんどでした。これまでも耳にしていましたが、地方の実情を見て、カンボジアでは、「住所」が整っておらず、裁判関係を含む郵便物の送達自体非常に困難な状況にあることが改めて理解できました。不動産登記制度の完備など現段階ではかなり先の話といってもいい状況ではないのでしょうか。とにかく学者の先生方を中心とする我が国の支援で完成した民法、民事訴訟法という基本法の法案を法律として成立させることと、それを運用できる人材の育成が重要であるとの感を強くしました。

カンボジアの法整備をめぐる現状には、思った以上に複雑な事情があると感じました。民法、民事訴訟法案の両案は、当所が関与する支援のカウンターパートである司法省の手から離れ、法案の成立に向けて閣僚評議会が管轄することになりましたが、その関係等から閣僚評議会への新たな支援等の要否について検討する必要があるのではないかという気がしました。このような思いを抱く一方で、司法省で行った講演と質疑等からの印象として、本邦研修に参加した経験のある人達も含め、これまでの両法案起草支援活動を通じて、若い裁判官を中心として人材が確実に育っていることを実感できたことは大きな収穫であったと思います。起草支援は、人材育成にも大いに役立っているわけで、この点は明るい材料として持ち帰ることができました。また、現在、当所から教官1名を派遣している王立裁判官検察官養成学校を訪問し、そこの校長とも意見交換をしましたが、この国でもやっと法曹の本格的な養成が緒に就いたなという印象を受けました。

こうして私のベトナム・カンボジア訪問は終わりましたが、今回の訪問には、ベトナム等に派遣されている長期専門家の現地での活動状況を直接把握し、当研究所として専門家に対して一層の支援をする方策等を探る目的もありました。今回のベトナム、カンボジアで当研究所及び日本弁護士連合会から派遣されている長期専門家から話を聞く機会を持つとともに、当研究所からラオスに派遣している長期専門家についてもバンコクで話を聞く機会を持ちました。いずれの専門家も有能で、厳しい生活環境の下、熱意を持って支援に取り組んでいることがよく分かりました。また、支援の在り方や問題点等について示唆に富む話を聞くことができました。その一方で、ベトナムの各カウンターパートとは長期専門家の役割や現在の活動状況等についても意見交換をしました。いずれのカウンターパートも専門家の優秀さを

理解するとともにその活動を高く評価してくれましたが、派遣期間が1年程度と比較的短いことが相互理解を深めることに支障になっていることを指摘するカウンターパートもありました。プノンペンで出会った王立裁判官検察官養成学校に派遣されているフランスの裁判官は約4年駐在しているとのことでしたが、生活環境等を考えると我が国から派遣される専門家の派遣期間に限度があることは仕方がないことであり、その間にカウンターパートとの間で強い信頼関係を築き上げ、一定の成果を上げることを求められている我が国の専門家の仕事はある意味では大変厳しいものであると思います。

今回の出張を終えて、訪問国の市場経済化のための法整備がそうそう簡単に出来上がるものではなく、そのための支援活動も、中長期的見地から、相手国側との対話を通じて、相互理解を深めるとともに、約束したことを実行するための地道な努力を積み重ねていくことが必要であり、その積み重ねの中で相互の信頼関係を育み、強めていくことが大事であることを痛感しました。当研究所においても、「継続は力なり」の気持を持って、法整備支援のための活動の充実・強化を図っていかねばならないとの思いを一層強くした次第です。

現在、東南アジアでは、鳥インフルエンザの蔓延とその人への影響が問題になっています。今回の訪問ルートは、東京～香港～ハノイ～バンコク～プノンペン～バンコク～東京であり、出発前は、鳥インフルエンザはさほど大きな問題にならなかつたのですが、結果的に、これが大量発生した地域を歴訪したような形になってしまいました。幸い私は無事帰国し、現在まで異常はありませんが、SARSの防圧に成功したベトナムのこと、鳥インフルエンザについてもその感染の拡大に歯止めを掛け、これを防止できる日が一日も早く来ることを祈らざるを得ません。

最後に、仕事上・生活上の多くの困難の中、現地で頑張っている長期専門家を始めとする多くの皆様方の健康と一層の活躍を祈るとともに、法整備支援活動によって両国の市場経済の健全な発展がもたらされることを願って、筆を置かせていただきます



鶴田所長

リエン司法省事務次官

16. 1. 15

ベトナム司法省表敬訪問



16. 1. 19

カンボジア裁判官・検察官養成学校訪問

## ～ 表敬・対談 ～

### ウズベキスタン共和国司法大臣来日



表 敬 2003年12月25日(木) 法務大臣室

同席者 鶴田六郎法務総合研究所長，倉吉敬秘書課長，田内正宏国際協力部長，工藤恭裕国際協力部教官

通 訳 吉岡ゆき

2003年12月20日(土)から同月26日(金)までの7日間、名古屋大学及び法務省(法務総合研究所国際協力部)が共同で、ウズベキスタン共和国ポルヴォンゾダ司法大臣ほか4名を招へいしました。ポルヴォンゾダ大臣は、名古屋大学が開催した国際セミナーで講演された後、名古屋高等裁判所や岐阜刑務所などを訪問され、東京では、野沢太三法務大臣、原田明夫検事総長への表敬を始め、三ヶ月章法務省特別顧問、鶴田六郎所長ほか法務総合研究所幹部との意見交換のほか、町田顯最高裁判所長官、中山恭子内閣官房参与(前駐ウズベキスタン日本大使)、外務省、中小企業庁など、関係機関を精力的に訪問されました。そこで、本号では、招へい日程の一部ではありますが、野沢法務大臣表敬及び三ヶ月特別顧問との対談の様相を紹介させていただきます。

なお、法務省のウズベキスタンに対する法整備支援は、2001年9月に法務総合研究所国際協力部と名古屋大学が国際協力機構(JICA)に協力して、現地での司法制度調査及びセミナーを実施したことに始まります。翌2002年3月には同国司法省次官ら3名を招へいし、司法制度共同研究を実施し、さらに、同年10月にはJICAの枠組みの下、財団法人国際民商事法センターの協力により、第1回国別特設研修を実施するに至りました。2003年10月には、土地登記制度や担保制度などに焦点を当てた第2回目の研修を実施するなど、順調に軌道に乗り出しました。まだまだ同国に対する法整備支援の歴史は浅いのですが、今後、ウズベキスタンと日本の司法分野における協力関係は一層強固なものに発展していくものと思われます。その意味でも、今回の大臣の来日は両国にとって大変有意義な出来事でした。



## ○ 野沢大臣発言内容



ポルヴォンゾダ司法大臣、ようこそいらっしゃいました。我々が100年以上前に数十年かけて実施した近代的な法制度の構築を、1991年の独立後わずかな期間で実施しておられる貴国に対し、深い敬意を表します。貴国司法省と日本の法務省との関係は、まだ歴史が浅く、2002年にサマトフ次官らを研修員としてお迎えして以来ということになるかと思えます。今後、この関係を発展させ、貴国のお役に立てることがあれば光栄です。我が省も法務総合研究所内に国際協力部を設立し、皆さんの要望にこたえられるように、また、相談に預かれるように体制を整えており、アジアの国を中心に業務の一つとして国際交流を行っております。

現在、日本でも各方面の国民の要望により、司法制度改革に取り組んでおり、ウズベキスタンの状況と照らし合わせて、意見交換することで貴国に役立てるのではないかと存じます。これからも研修を充実させ、法整備に関し、様々な面で、貴国との交流を活発化させていきたいと考えています。

## ○ ポルヴォンゾダ司法大臣発言内容



大臣とお会いできたことを大変うれしく思います。政治家としての大臣の仕事ぶりをよく存じ上げております。大臣が、我が国の状況や我が国がこの12年間に行ってきたことをよく御存じなので感服いたしました。

我が国は、民主化、市場経済化へ向けて改革を推進中であり、日本の協力がとても重要な意味を持っております。我が国はソ連時代が70年間続きました。御存じのように全体主義国家であったわけです。しかし、独立を果たしたことにより、発展を加速することが可能になり、民主化、市場経済化を進める中で、社会全体を発展させるためには、戦略を策定し実施することが重要となりました。

独立直後の一時は、イスラム国家に変えるべきと主張する急進的宗教グループが存在したこともありました。しかし、我々は大統領の指導の下、世俗的な民主国家への道を選びました。

変革の中心となっているのは、特に経済において、私的所有を完全に認めるということです。現在、登録されているだけで民間企業数は27万社あります。これらの民間企業は、私的所有に基づいて経済活動を行っている企業という意味です。農業でも9万もの個人農場が存在します。わずか12年前には、私的所有者は存在しなかったことから考えると、かなりの成果を上げたと自負しております。最近、国会についても、日本と同様に二院制に変革しました。

独立後の1992年末に新しい憲法を制定し、その後、15の法典と366の法律を制定いたしました。この起草作業は、責任重大な仕事であり、起草の際には、欧米や日本の経験及び法律を大いに参考にさせていただきました。

今回の訪日目的は、日本の法制度を詳しく知ることであり、そのためには日本の学者、裁判官、検察庁を含めた法務省の皆様と知り合うことでもあります。セミナーの参加などこ

のような素晴らしい機会を与えていただいた大臣に感謝いたします。



ポルヴォンゾ司法大臣からのお土産を手にとられる野沢大臣



野沢大臣との懇談

## 三ヶ月章元法務大臣との対談

日時 2003年12月24日（水）午後1時30分～同2時15分 法務省特別顧問室

同席者 杉浦一孝名古屋大学法学部教授，田内正宏国際協力部長，工藤恭裕国際協力部教官

通訳 吉岡ゆき

（田内部長）御紹介いたしますと、三ヶ月先生は、元法務大臣、東京大学名誉教授等のいろいろな顔をお持ちです。また、財団法人国際民商事法センター特別顧問、ローエイシアというアジアの法律家の組織でも国際的な活動をされており、国際協力部の活動にも御支援いただいております。

### ○ 三ヶ月先生発言内容

皆さん、ようこそいらっしゃいました。私は、東京大学で民事訴訟法を専門にしていますが、約10年前には法務大臣になりました。そんなわけで司法制度については、いろいろ勉強してまいりました。この度、皆さんは、法整備の協力関係とし、日本がどのようなことができるかということ調査に来られたと思います。そこで、私は、司法制度が専門ですので、皆さんに日本がどういうことをお知らせしたいか、また、皆さんがどういう点を疑問視しているか、どういう点が参考になるかなどについて喜んでお答えしますので、遠慮なく聞いてください。時間が限られておりますので、早速、お話していきます。

現在、世界各国の法律制度が非常に動いております。貴国も、社会主義国からの体制変更、また、グローバリゼーションの時代に対応するために大きく変化していると思います。日本も程度の差がありますが、グローバリゼーションの時代への変化を余儀なくされております。貴国と日本との大きな違いは、日本は、比較的早く、ヨーロッパの法制度を取り入れることに着手し、既に130年以上たっているということにして、日本人は、フランス法をまず勉強し、続いてドイツ法を、戦後は、アメリカ法を学ぶといった経緯をたどっており、世界の三大法系を勉強させられております。その反面、こちらにいらっしゃる名古屋大学の杉浦一孝先生は別にして、ロシアの法律は余り勉強してきませんでした。我々も貴国同様、グローバリゼーション、世界の一体化の流れの中で、法律制度も大きく改良していかなければなりません。しかしながら、日本は過去130年間の経験で慣れております。ウズベキスタンはロシア法から入るので非常に難しいように思います。これらの点について、大臣から何か御意見等ありますでしょうか。

### ○ ポルヴォンゾダ司法大臣発言内容

このような形で先生にお会いできたことを大変ありがたく存じます。

御指摘があったように、自国の法制度を整備する作業はかなり難しいことです。我が国で法制度を根本から変える作業が始まったのは、まだ12年前のことです。現在、責任重大な時期であり、新しい国の運営制度そのものを確立している時期です。司法の基盤制度は今までと全く違った価値観にあるからです。司法の専門家がまず着手したのは国の憲法を起

草する作業で、3年間かかりました。憲法起草作業は独立を宣言する前から着手しておりました。そのために、大陸法も英米法も勉強し、日本の司法制度も勉強しました。憲法は国の基本法ですから、真剣に取り組みました。我が国の特徴を考慮した上で、良いものは全部組み込みました。その結果、憲法を1992年12月8日に採択したのですが、かなり良い文章を採択できたと思います。国の制度の根本にかかわる人権尊重を含めて、先進的で民主的な国家のものを取り入れました。例えば、三権分立を明示し、司法・行政・立法が日本同様にチェックし合い、独立し、お互いに制御し合うような制度となっております。ソ連時代に全くなかった原則が国の憲法の原則となっております。その後、憲法制定後9～10年後に、国会の仕組みを少し変えました。今年（2003年）の初めには、上院に関する法律と下院に関する法律を改正しました。我が国の場合、下院が120名、上院が100名の国会議員で構成されております。下院議員は専従で、議員以外の職を持ってはいけません。一方、上院は、各地方から6名選出されており、人生経験が豊かな賢人として、議論に熱が入りがちな下院議員を押さえる役割を持っております。我が国の司法制度は、日本とは少し違っておりますが、私自身は日本の方がよいと思います。まず、裁判所は、通常裁判所、憲法裁判所、経済裁判所と三つあります。また、憲法には、裁判官の独立が明示されています。最近まで裁判官の選任は、司法省の専任事項でしたが、司法大臣としての私は、その考えには賛成しておりませんでした。現在は、大統領直属の人事委員会があり、法律専門家、裁判官、国会議員のメンバーで構成されており、専門家の立場から、候補に挙がった人を選任し、その結果を大統領に報告します。裁判官は地方の当局からも独立した存在です。裁判官同士の関係は、上級下級の関係は、運営法である訴訟法の中に明記されております。裁判官の独立性は基本的なものであり、判決が公平、一切変更してはいけないものであるためにも裁判官の独立を守る必要があります。そうやって初めて、社会の司法制度への信頼が確保されます。もちろん、この12年間で、私の希望しているとおりの円滑にすべてが進んでいるわけではありません。それは、ソ連法のメンタリティーが根強く残っているからです。しかしながら、ソ連法に慣れた心は過去のものになりつつあります。どのように素晴らしい法律でも自動的にそれが運用されるものでなければならぬと日々認識しております。

司法制度改革を推進するには、政府がエネルギーに様々な政策をとらなければなりません。法律の専門家たちも積極的に作業に関与しなければなりません。また、裁判官、弁護士たちも積極的に司法改革のプロセスに関与して、なるべく早く新しい制度を実行しなければなりません。プロとしての知識、公明正大、勇気が大きな役割を果たします。これらは、極めて重要なことです。

憲法に基づいて15の大きな法律を採択しました。このような法律を起草する際にも、フランスなどの法律を参考にしました。先日の名古屋大学で開催されたシンポジウムでこれらのことを幅広く、かつ詳細に検討しました。また、我が国の刑法、民事関係法及び司法制度についても話し合われました。民事関係の法律、取り分け、民法に大きな関心が集まりました。私自身、ウズベキスタン民法は、100以上の条項があり、完成度の高い民法典で

あると思います。民事訴訟法も素晴らしい法律です。民法には、私的所有が絶対的な権利であると明記されています。どのような項目も私的所有の保護及びその発展に依拠しております。ソ連時代、私的所有は、モラルに反し、犯罪的でさえありました。しかしながら、ソ連社会の実態を見ると、そういった考え方は大きな間違いであったと誰の目にも明らかです。ソ連時代の考え方と全く逆ですが、私的所有が社会発展の牽引力となっていると認識しております。民法に関して、良い文章ができたからといって満足してはいけません。きちんと実際に運用することを保障しなければならないからです。現在、我が国では、私的企業として登録されているのは27万件を超えており、個人経営の農民は9万人を超えております。私たちが経済に関して関心を抱いているのはこのような企業家数の増加であり、個人農家が増えることです。

私どもが法律の分野のうち、最も関心を持っている一つは、国と企業の間を明記した法律です。日本の経験を大いに参考にしたいと考えております。日本は、今後我が国の発展を占う上でもとても重要な国です。

#### ○ 三ヶ月先生発言内容

我々がたどってきた道と似た経験を12年間ですべてやらなければならないという難しい問題があったと思います。

私が共鳴したのは、紙に書いた法律、つまり、新しい法律を作りさえすれば良いというのではなく、それを国民の間で動かす人間が必要であるということを強調されている点です。この点については、日本でもまだまだ遅れておりました。私が法律学を勉強していた60年以上前は、日本も法律の後進国であり、法律の形の分析や解釈さえやっておけばよいという風潮が強かったのです。それに対し、私は、訴訟法の専門家の立場から、これではいけない、人間が動かすのが法律ですから、そういう人材の育成をこそ充実しなければならないと、強く何十年間も言い続けて参りました。その結果もあったのでしょうか、ようやく日本でも法律を動かす人間が大事だという関心が高まってきたのです。そういったことが理由でお話に共感しております。

こうした人材養成は、諸外国の法律制度の勉強などのように紙の上や頭の中だけで考えていたのとは違った難しさがあります。法律制度を勉強するだけでなく、質の良い人間を量的にたくさん養わなければなりません。本当の意味での法治国家を作るのは難しいのです。法律の形の次には、いかにして法律を動かす人の量と質を高めていくかを考えなければなりません。それが、貴国の大きなテーマです。

日本は、アジアの中では比較的それが進んでいます。一方、中国、ベトナム、インドネシアなどは貴国同様、一生懸命この問題を追求しております。田内部長のいる国際協力部は、まさにインドシナ三国、インドネシア等のアジア中の国で法を動かす人間をどのように養成するか、法典はどのようにすればそれぞれの国の歴史に適応するか、などに非常に力を注いでおります。

ウズベキスタンは、社会主義体制の国から私的所有権を前提とし、私的な企業を基幹と

する国家体制を作り、世界の流れを取り入れ、欧米と平等に付き合えるような国にならなければなりません。そういう非常に困難な問題を抱えていらっしゃいますが、お話をうかがいますと、12年間で私たちが130年かかってやっと到達したところと近いところに到達したことに、私は、感銘を受けております。

御紹介いただきましたとおり、私は、アジア諸国に新しい時代に対応する法整備の支援を一生懸命行っております。我が国同様、漢字を使う韓国や中国、あるいは、ものの考え方が似ているアジア、そういうところがかつて私たちの活動の重点地域でした。以前は、私どもの活動はせいぜいインド止まりでしたが、世の中が変わってきますと、それよりも西の中央アジアからも支援要請が来ました。これは大変喜ばしいことです。

田内部長は、新しく民事関係でアジア諸国の法整備に協力する国際協力部にいらっしゃいますが、もう一つ法務省が誇りとしている組織は、刑事関係を扱う国連アジア極東犯罪防止研修所、通称アジ研です。40年の実績があり、そこでの研修を経た外国の人達が、国を超えての同窓会を組織しており、今のアジアの刑事法制度を底辺から支えております。そんな前例もありますのでどうぞこれからは、遠く離れており、言葉の面でコミュニケーションが難しいかもしれませんが、遠慮なく声を掛けて下さい。皆さんは今後、できるだけ、国際協力部あるいはアジ研と連絡を取られ、ほかのアジアの国々同様、日本と法律の面での交流を深めていただきたいと思います。



三ヶ月先生との対談

## ～ 特 集 ～

### 第5回法整備支援連絡会 (平成16年1月23日開催)

国際協力部教官 山下輝年

#### 1 はじめに

法整備支援連絡会は、1999年度に第1回を開催したことに始まり、今回で5回目となります。毎年度1回のペースで着実に開催してきたわけで、第1回の際には、このように毎年続くとは考えていなかったというのが正直なところだったのです。当初は関係各機関の情報共有が目的でしたが、そのうち法整備支援の在り方、基本方針、戦略を考え、議論する場へと変遷してきました。

このわずか4年の間における法整備支援を取り巻く状況は大きく変わってきました。例えば、政府開発援助（ODA）大綱は改定され、JICAは国際協力事業団から独立行政法人国際協力機構に模様替えし、法務総合研究所においても国際協力部が新設され、大阪に移転しました。法整備支援の対象国も法分野も増えてきています。

そのような変化の中にあって、法整備支援連絡会で戦略を考え議論してきたと言っても、年1回の会合では目に見えるような進歩は期待できないのが実情です。それでも、アジア諸国を中心にして法整備支援に関係している者が一堂に会して、情報交換し、人の輪を広げ、新たな知恵を生み出していくことは重要であると考えられます。法整備支援の在り方については、それぞれの想いがあると思いますが、まずは法整備支援連絡会の背景や経緯を御存知ない方のために、簡単に振り返ってみます。

#### 2 法整備支援連絡会の歩み

これまでの開催年月日と開催場所を一覧すると

第1回	平成12年	1月12日	法務省大会議室（霞が関）
第2回	平成12年	10月11日	国際協力総合研修所（市ヶ谷）
第3回	平成13年	9月13日	法務省浦安総合センター
第4回	平成15年	1月15日	国際協力部国際会議室（大阪）
第5回	平成16年	1月23日	国際協力部国際会議室（大阪）

となりますが、いずれの回においても、三ヶ月章法務省特別顧問に「総括」又は「所感」をお願いしてきました。

今回の「所感」において（本誌連絡会議事録45頁以下参照）、本会の歴史と発展が簡単に触れられていますが、そこでは、第1回が法務省の「地下室」で、関係機関が報告して顔合わせした程度で議事録もないように紹介されています。これは、いわば冗談交じりの表現であり、今回を引き立たせるための表現でして、実際には、地下室と言いましても、地下1階

にある法務省随一の大会議室であり、100名弱の関係者が集まったのです。当時の案内状には、法整備支援に関与している国内諸機関の連絡強調を密にするために気軽に情報交換ができる場を設けたいという要望が寄せられ、情報交換の場として企画したという内容が記載されています。それぞれが独自に行っていた法整備支援の関係者が一堂に会したところで、様々な活動報告がなされたことは、第一歩としては意義深いものだったのです。

第2回は、JICA 主導で法務省が共催となって開催されました。当時は、ベトナム法整備支援が第2期を迎えた直後で、長期派遣専門家も1名から3名に増え、カンボジア民法・民事訴訟法の起草支援も本格化した時期だったのです。折しも、世界銀行(WB)が米国ワシントン州で法整備支援に関する会議を開催し、これに日本の法整備支援関係者も参加したのです。日本としても法整備支援の基本方針、あるいは戦略と言ってもよいのですが、方向性を定めなければならないという意識が持たれ始めた時期でした。その議論の皮切りになったのが第2回であり、JICA が主催すべき内容のものだったのです。

第3回は、前年に引き続いて世界銀行がロシア・ペテルスブルグで法整備支援に関する会議を主催したほか、法務総合研究所に国際協力部が新設された年でもあり、法務省主導でJICA が共催となって開催されました。以後、この形式が続くこととなります。世界銀行の会議では、JICA 調査団名で「Basic Policy for Legal Assistance of Japan」を作成して提出し、日本の法整備支援関係者が多数出席してパネリストあるいは参加者として積極的に発言したのです。この第3回からその議事録を国際協力部発行の「ICD NEWS」に掲載するようになりました。協議した内容は、第2回とほぼ同様ですが、その詳細については、本誌創刊号(2002年1月号)を参照してください。

第4回から、国際協力部が移転した大阪中之島合同庁舎の国際会議室で開催するようになりました。それまでとは趣を異にし、ベトナムのグエン・ディン・ロック前司法大臣を招いたほか、ベトナム、カンボジア、ラオス、ウズベキスタンに派遣された長期専門家のパネル・ディスカッションや報告がなされたのです。そして、何より、カンボジアの民法・民事訴訟法の草案を引き渡す時期でもあり、日本の法整備支援が充実し、一つの成果を上げるとともに、転機を迎えた時期だったのです(内容は本誌第9号参照)。

### 3 本会(第5回)について

さて、今回の第5回は、平成15年10月1日に新生JICA が誕生して間もない時期に開催されました。もちろん、日本の法整備支援も拡大してきており、できるだけ国内の様々な動きに関する情報を共有し、国内外の機関同士の協調を念頭に置きつつ、今後の支援の在り方の参考にする目的で開催されたのです。

その趣旨は第1回に似ておりますが、テレビ会議システムを利用してアジア開発銀行(ADB)との意見交換を採り入れるなど、内容も豊富で、かつ、充実しております。正確なプログラムは17頁を参照していただくこととして、私なりに簡単に表題をつければ、以下のとおりとなります。



- ・国際協力部の貢献 — 田内正宏国際協力部長(本誌連絡会議事録1頁以下)
- ・新生 JICA の方針 — 佐藤幹治 JICA アジア第1部長(2頁以下)
- ・カンボジアでのドナー間調整 — 竹下守夫一橋大学名誉教授(3頁以下)
- ・ADB の活動 — ADB マニラ本部幹部(9頁以下)
- ・ラオスの司法改革 — ラオス最高人民裁判所副長官(13頁以下)
- ・インドネシア支援の現状 — 平石努弁護士(16頁以下)
- ・国内外の法整備支援の特徴 — 森寫昭夫名古屋大学名誉教授(19頁以下)
- ・機械翻訳システムの研究 — 松浦好治名古屋大学教授(24頁以下)
- ・APEC 諸国の債権回収の研究 — 北川俊光関西大学教授(27頁以下)
- ・中国に対する協力の可能性 — 布井千博一橋大学教授(30頁以下)

参加者の中で質疑応答が活発になされ、例えば、星野英一東京大学名誉教授からは、法整備支援に携わる者の基本的な心構えについて言及がなされました(34頁以下)。また、鈴木康二立命館アジア太平洋大学教授からは、日本が貢献できることとして、個人をも対象にした民事再生法をアジア諸国に提案するのはどうであろうかという具体的な提案もなされたのです(36頁以下)。

なお、質疑応答の司会進行役の私が最後に、森寫名誉教授の発言を受けて、「ドナー間調整は不必要で、それぞれが主張すれば交渉のきっかけができ、そして調整ができる」とまとめました。これは、文字になると過激ではありますが、会場でやり取りした方は分かっているように、ドナー間調整は要らないという点に力点があるのではありません。むしろ、ドナーは各自の方針・戦略に基づいて支援しているのであって、その真意は日本の法整備支援も確固たる方針・戦略を立てるのが先決であるという点にあります。これを強調するために、逆にそのような表現になったものですから、老婆心ながら、この点を付け加えておきたいと思えます。

#### 4 援助の在り方・戦略を考えるに当たって

既に2回目から法整備支援の戦略の話を始めながら、堂々巡りの議論のようで、なかなか確たるものにたどり着けない気がします。逆に言えば、それほど困難なものなのかもしれません。

もともと、日本の法整備支援の戦略を考える上で、最近、考慮に入れなければならないことがあります。それは、説明責任や成果主義という点です。これはあらゆる分野に浸透しているようですが、援助の世界もその例外ではありません。あるいは国益という言葉も登場しております。一方で、自立性、主体性を重んじ、持続的発展が可能になるようにするのが、援助の基本とされており、政府開発援助もこれを重要視しております。

いずれも重要なことではありますが、時として両者が矛盾する場面があると感ずることがあります。説明責任や成果主義が、それが目に見える形で、かつ、3年から5年という期間で求められることになると、やはり援助に携わる者は相手の置かれた状況よりも、国内向けの説明や責任を気にすることになりがちです。その結果、自立性・主体性・持続的発展と

いう観点がおろそかになることがあるように感じるからです。もちろん、両者が両立するようなプロジェクトを立てればよいのですが、なかなか至難の業です。

本報告の機会に個人的意見を述べたいと思います。実は、形は違えども、日本に賞賛されるべき援助の成功事例が幾多もあるのですが、その中の一つとして二宮尊徳（金次郎）の例を思い出します。要約すると、尊徳は、小田原藩主から荒地の再興を頼まれますが何回も断ります。断りきれないと分かると、自ら荒地地に出向いて数か月間、荒地地の村民と過ごし、土質、排水、設備、そして村民の日常生活、態度まで調べあげます。そして、次のように言います。

*仁術を施せば豊かな暮らしに戻すことができます。*

*そのためには、藩主は金銭を貸し付けないでください。税を免除しないでください。金銭的援助は断ち切るのです。金銭的援助は貪欲と怠惰、そして争いを引き起こします。*

*荒地地は荒地地自身が持つ力によって開発されなければならず、貧困は自力で立ち直らせなくてはなりません。*

*ただし、藩主は一定量だけ年貢として納めさせ、それ以上は求めないでください。村民の生活に一定割合を使わせ、余った分は残りの耕地を開墾する資金として使わせてください。それが私の言う仁術です。自分自身の努力、慈愛、勤勉、自助で生活が徐々に向上することを知れば、10年で見違えるように再興できます。*

昔聞いた話なので、正確かどうかは分かりませんが、大筋は間違いのないと言えます。仮に、藩主が日本（又は JICA）なら、JICA 又は法整備支援関係者は尊徳の立場でしょうし、荒地地は援助対象国で、村民はその国民になぞらえることができます。すると、十分な調査の必要性、村民と共に苦勞する重要性（JICA 緒方貞子理事長の「遠隔操作は援助ではない」に通じる）、自助努力の重要性、明確なビジョンの必要性、そして短期的な成果ではなく、長期的視野の重要性などなど、この話のすべてが法整備支援に当てはまると思います。現実には異なるのは、藩主、尊徳、村民の登場人物の力量と精神かもしれません。あるいは、他のドナーがいるという点の差が大きいのかもかもしれません。

もちろん、時代も違えば、環境も人も違います。まして国民性も言語も違います。他のドナーのやり方も違います。金銭的援助を断っては何も進まないかもしれません。現代の援助は、きれい事ばかりでは進まないのも十分承知しております。しかし、援助する側される側の全員が金銭的動機でしか動かないわけではないでしょう。戦略やプロジェクトを考える上で、どこか頭の隅に入れておきたい話であり、そのような方向に一步でも進めばよいと感じる次第です。

11:00~11:20	開会あいさつ	
	田内正宏 法務総合研究所国際協力部長	…… 1
	佐藤幹治 国際協力機構 (JICA) アジア第一部長	…… 2
11:20~12:00	基調講演	
	「カンボジアにおけるドナー間協力の課題」	
	竹下守夫 駿河台大学学長, 一橋大学名誉教授	…… 3
12:00~12:30	基調報告	
	「アジア諸国におけるADBの法整備支援活動とその連携について」	
	アーサー M. ミッチェル アジア開発銀行 (ADB) 法務局長	
	ハミッド L. シャリフ 同副局長 (法整備支援担当)	
	エヴェリン N. フィッシャー 同上	…… 9
12:30~13:30	昼食	
13:30~14:00	基調講演	
	「ラオスの司法改革と日本の支援」	
	ダヴォン・ワーンヴィチット ラオス最高人民裁判所副長官	…… 13
14:00~14:15	法整備支援レポート (インドネシアから TV 会議)	
	平石 努 在インドネシア JICA 企画調査員, 弁護士	…… 16
14:15~14:50	基調講演	
	「ドナー間における支援の相克と日本の支援の調整」	
	森嶋昭夫 (財) 地球環境戦略研究機関理事長, 名古屋大学名誉教授	…… 19
14:50~15:10	報告	
	「法律情報の発信・自動翻訳に向けた取組」	
	松浦好治 名古屋大学法政国際教育協力研究センター教授	…… 24
15:10~15:25	休憩	
15:25~15:45	報告	
	「APEC 諸国・地域における債権回収手続の実情に関する研究会報告」	
	北川俊光 関西大学法学部教授	…… 27
15:45~16:05	報告	
	「中国支援に向けた調査研究の現状」	
	布井千博 一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授	…… 30
16:05~17:20	質疑応答/自由討論	…… 34
17:15~17:30	総括及び所感	
	三ヶ月 章 元法務大臣, 法務省特別顧問, 東京大学名誉教授	
	(財) 国際民商事法センター特別顧問	
	日本ローエーシア友好協会会長	…… 45
17:30	閉会	



たけした もりお  
竹下 守夫

駿河台大学学長，一橋大学名誉教授  
JICA カンボディア「法制度整備」  
民事訴訟法部会長

(略歴)

1963 東京大学大学院博士課程修了（法学博士）  
1990 一橋大学法学部長  
1996 一橋大学名誉教授  
1999 司法制度改革審議会（会長代理）  
駿河台大学学長  
2001 法制審議会会長



ダヴォン ワンヴィチット  
Mr. Davone VANGVICHITH

ラオス人民民主共和国最高人民裁判所副長官

(略歴)

1973 ラオス，ビエンチャン王立法律行政大学法学部卒業  
1973 ラオス，ビエンチャン第一裁判所判事  
1984 アゼルバイジャン大学法学研究科修士課程修了  
1986 司法省民事・家庭・経済部長  
1990 最高人民裁判所副長官



ひらいし つとむ  
平石 努

在インドネシア JICA 企画調査員

(略歴)

1988 東京大学法学部卒業  
1993 米国ペンシルバニア大学ロースクール法学修士課程  
1994 米国ニューヨーク大学ロースクール法学修士課程  
1994 米国ニューヨーク州弁護士登録  
2000 東京弁護士会登録（東京青山・青木法律事務所）  
2003 JICA 企画調査員（JICA インドネシア事務所）



もりしま あきお  
森畠 昭夫

財団法人地球環境戦略研究機関理事長  
名古屋大学名誉教授  
JICA ベトナム民法改正共同研究会委員長  
JICA カンボディア「法制度整備」民法部会長

(略歴)

1958 東京大学法学部卒業，同学部助手  
1968 米国ハーバード大学ロースクール大学院修了（LL. M）  
1988 名古屋大学法学部長  
1996 名古屋大学名誉教授，上智大学法学部教授  
1998 財団法人地球環境戦略研究機関理事長  
2000 中央環境審議会会長



まつうら よしはる  
松浦 好治

名古屋大学  
法政国際教育協力研究センター教授

(略歴)

1971 大阪大学法学部卒業  
1971 米国エール大学ロースクール大学院修了（LL. M）  
1975 大阪大学大学院法学研究科学博士課程単位取得退学  
1976 中京大学選任講師  
1979 中京大学助教授  
1982 大阪大学助教授，大阪大学法学研究科担当  
1991 大阪大学教授  
2000 名古屋大学教授，大阪大学教授を併任  
2001 名古屋大学教授



きたがわ としみつ  
北川 俊光

関西大学法学部教授  
大江橋法律事務所弁護士  
国際経済法学会理事

(略歴)

- 1962 九州大学法学部卒業
- 1971 米国ハーバード大学ロースクール大学院修了 (LL. M)
- 1993 九州大学法学部・法学研究科教授
- 2002 東亜大学大学院総合学術研究科法学専攻教授
- 2002 大阪弁護士会登録(大江橋法律事務所)
- 2003 関西大学法学部教授



ぬのい ちひろ  
布井 千博

一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授

(略歴)

- 1979 一橋大学法学部卒業
- 1984 一橋大学大学院法学研究科博士課程単位修得
- 1984 東海大学法学研究所専任講師
- 1986 東海大学法学部専任講師
- 1987 東海大学法学部助教授
- 1995 東海大学法学部教授
- 1998 一橋大学大学院教授

### Arthur M. Mitchell



- Graduated from Harvard Law School. Post-graduate studies at Kyoto University in Japanese law and at international Christian University in Japanese politics.
- Formerly Head of the Japan Practice Group at the international law firm of Coudert Brothers. Other positions included serving as the private secretary to former Prime minister Masayoshi Ohira; Secretary of The Japan society in New York Secretary of the Asian Affairs Committee of the Association of the Bar of the City of New York; and member of the Council on Foreign Relations. Frequent commentator on legal and regulatory issues affecting trade, investment and finance in the Asian Wall Street Journal. Nihon Keizai Shimbun and other publications. Lecturer on Japanese law at Columbia University's Parker School of International and Comparative Law and participant in major international conferences relating to Japan, including the Harvard Symposium on Building the Financial System of the 21<sup>st</sup> Century: An Agenda for Japan and the United States.
- Currently General Counsel of the Asian Development Bank

### Hamid L. Sharif



- UK-qualified barrister of Lincoln's Inn with a Master in Laws from Cambridge University
- Formerly a partner with a leading Pakistan law firm in Lahore with areas of practice in banking and corporate law, privatization and limited recourse financing of infrastructure projects.
- Currently Assistant General Counsel at the Asian Development Bank. Works on ADB projects in South Asia and leads a team of lawyers (from several countries including Bangladesh, Belgium, Indonesia, New Zealand, Singapore, Pakistan and USA). Also heads the Special Practice Group on Law and Policy Reform responsible for many ADB regional initiatives, including initiatives in judicial independence, legal empowerment, insolvency and secured transactions.

### Eveline N. Fischer



- Graduated from the University of Leyden(the Netherlands)Faculty of Law; received Master of Law degree, with a major in Civil Law.
- Formerly practiced law in Amsterdam, the Netherlands, with the Dutch firm of Loeff & Van der Ploeg.
- Currently Assistant General Counsel at the Asian Development Bank and in charge of a team of lawyers covering the Mekong region, Indonesia and the Philippines. Has been responsible for a large technical assistance project in Viet Nam for retraining of government legal officers, and a technical assistance project in Cambodia for implementation of the Land Law. In Viet Nam, worked closely with other donors and Vietnamese government agencies, in particular the Ministry of Justice, on a legal needs analysis and a long-term framework for development of the legal system.

## 第5回法整備支援連絡会参加者名簿

番号	名 称	役 職	氏 名
1	所 属	役 職	氏 名
2	経済産業省通商政策局地域協力課	課長補佐	小山 和久
3	経済産業省通商政策局地域協力課 APEC 室	係長	小西 英子
4	文部科学省国際開発協力サポートセンター		原 智佐
5	司法制度改革推進本部事務局	主査	矢野 正枝
6	独立行政法人国際協力機構アジア第1部	部長	佐藤 幹治
7	独立行政法人国際協力機構アジア第1部インドシナ課	課長代理	辻野 博司
8	独立行政法人国際協力機構アジア第1部インドシナ課	副参事	高橋宏太郎
9	独立行政法人国際協力機構アジア第1部東南アジア課	課長代理	大宮 直樹
10	独立行政法人国際協力機構アジア第1部東南アジア課		小森 剛
11	独立行政法人国際協力機構アジア第2部東アジア・中央アジア課		石井 伯彦
12	独立行政法人国際協力機構アジア第2部東アジア・中央アジア課		小林 謙一
13	独立行政法人国際協力機構大阪国際センター業務課	課長代理	鍋田 肇
14	独立行政法人国際協力機構大阪国際センター業務課		岩崎 理恵
15	独立行政法人国際協力機構大阪国際センター業務課		柿崎 裕子
16	独立行政法人国際協力機構大阪国際センター業務課		藤本 優子
17	独立行政法人国際協力機構中部国際センター業務課		池原いつか
18	国際協力銀行開発業務部	調査役	志賀 裕朗
19	最高裁判所事務総局秘書課	参事官	手嶋あさみ
20	最高裁判所事務総局秘書課涉外第一係	主任	秋本 隆二
21	大阪高等裁判所総務課渉外第一係	係長	上田 信聡
22	名古屋高等裁判所第3民事部	裁判官	榑原 信次
23	大阪地方裁判所第14民事部	裁判官	宮崎 謙
24	大阪地方裁判所第21民事部	裁判官	大濱 寿美
25	大阪地方裁判所総務課広報係	係長	田中浩一郎
26	北海道大学大学院法学研究科	教授	鈴木 賢
27	東北大学大学院法学研究科	教授	植木 俊哉
28	新潟大学法学部	助教授	田村 秀
29	一橋大学大学院国際企業戦略研究科	教授	布井 千博
30	名古屋大学	名誉教授	森嶋 昭夫
31	名古屋大学大学院国際開発研究科	教授	安田 信之
32	名古屋大学法政国際教育協力研究センター	センター長(教授)	杉浦 一孝
33	名古屋大学法政国際教育協力研究センター	教授	鮎京 正訓
34	名古屋大学法政国際教育協力研究センター	教授	松浦 好治
35	名古屋大学法政国際教育協力研究センター	助教授	Frank Bennett
36	名古屋大学法政国際教育協力研究センター	助教授	渡辺 肇
37	名古屋大学法政国際教育協力研究センター	助手	大場 陽子
38	名古屋大学法政国際教育協力研究センター	研究員	Kuong Teilee
39	名古屋大学法政国際教育協力研究センター	研究員	Matt Linley
40	名古屋大学大学院法学研究科	日本学術振興会特別研究員	島田 弦
41	名古屋大学大学院国際開発研究科	大学院生	中村 真咲
42	名古屋大学大学院国際開発研究科	大学院生	宮川 公平
43	名古屋大学大学院法学研究科	大学院生	牧野 絵美
44	名古屋大学大学院国際開発研究科	大学院生	砂原 美佳
45	大阪大学大学院法学研究科	教授	池田 辰夫
46	大阪大学法学部		杉谷 瑞希
47	大阪外国語大学地域文化学科アジアⅡ講座(ベトナム語専攻)	教授	五島 文雄
48	京都大学法学部	大学院生	新地 真之
49	神戸大学大学院法学研究科	教授	中西 正
50	神戸大学大学院国際協力研究科	教授	金子 由芳
51	九州大学大学院法学研究院	教授	阿部 道明
52	大阪市立大学法学部		黒岩 勝彦
53	駿河台大学	学長	竹下 守夫
54	明治大学法学部	教授	新美 育文
55	早稲田大学比較法研究所	所長(教授)	木棚 照一
56	名城大学社会経済紛争研究所	所長	松浦 肇
57	立命館大学法学部	教授	出口 雅久
58	関西大学法学部	教授	北川 俊光
59	立命館アジア太平洋大学アジア太平洋マネジメント学部	教授	鈴木 康二

番号	名 称	役 職	氏 名
60	日本貿易振興機構アジア経済研究所開発研究センター	次長	作本 直行
61	日本貿易振興機構アジア経済研究所開発研究センター, 法制度研究グループ	研究員	今泉 慎也
62	日本弁護士連合会 企画部国際室	国際室長(弁護士)	矢吹 公敏
63	日本弁護士連合会 企画部国際室	弁護士	片山 達
64	日本弁護士連合会 国際交流委員会委員	弁護士	桜木 和代
65	日本弁護士連合会	弁護士	田邊 正紀
66	三井安田法律事務所	弁護士	内藤加代子
67	西村ときわ法律事務所	弁護士	小口 光
68	西村ときわ法律事務所法務部		加藤由美子
69	弁護士法人大江橋法律事務所	代表社員(弁護士)	石川 正
70	きつかわ法律事務所	弁護士	小原 正敏
71	池田崇志法律事務所	弁護士	池田 崇志
72	土佐堀法律事務所	弁護士	村上 幸隆
73	奥村・田中法律事務所	弁護士	奥村 徹
74	本郷法務事務所		本郷 光輝
75	日本司法書士会連合会	常務理事	高橋 清人
76	日本司法書士会連合会総合研究所比較法研究部	主任研究員	有野 久雄
77	日本司法書士会連合会総合研究所	企画運営員	田畑 和博
78	日本司法書士会連合会国際関係対策部		松下 勝司
79	司法書士市田利夫事務所	司法書士	市田 利夫
80	日本公証人連合会	公証人	小木曾國隆
81	(財)日本国際協力センター中部支所	支所長	鈴木 稔
82	(財)日本国際協力センター中部支所		狩野 忠俊
83	(社)日本経済団体連合会国際経済本部		三ツ石將嗣
84	㈱UFJ 総合研究所研究開発本部新戦略部	研究員	小林 献一
85	ベトナム商工会議所 日本代表事務所	事務局長	児島 あき
86	(財)国際貿易投資研究所 公正貿易センター	特別顧問	松本 健
87	ヤンマー (株) 東京企画室	部長	田中 亨
88	(株)東京リーガルマインド大阪本部能力開発部		橋詰 輝雄
89	ベトナム語通訳		チャン ティ ヒエン
90	全日本空輸株式会社		田辺 陽子
91	朝日新聞社	論説委員	井上 雅春
92	九州大学名誉教授(ベトナム民事訴訟法共同研究会座長)	弁護士	吉村 徳重
93	共栄法律事務所弁護士(ベトナム民事訴訟法共同研究会委員)		井関 正裕
94	立命館大学教授(ベトナム民事訴訟法共同研究会委員)	弁護士	酒井 一
95	弁護士(ベトナム民事訴訟法共同研究会)		塚原 長秋
96	(財)国際民商事法センター	事務局長	金子 浩之
97	(財)国際民商事法センター	事務局次長	小林 清則
98	(財)国際民商事法センター	大阪連絡員	松本 茂雄
99	(財)国際民商事法センター	評議員(大阪大学名誉教授)	中野貞一郎
100	(財)国際民商事法センター	評議員(弁護士)	小野 昌延
101	(財)国際民商事法センター	学術評議員(東京大学名誉教授)	星野 英一
102	(財)国際民商事法センター・カンボジア法整備支援事務局	専門員	坂野 一生
103	法務省	特別顧問	三ヶ月 章
104	法務省大臣官房秘書課国際室	室長	井内 省吾
105	法務省大臣官房秘書課国際室	国際協力係長	川島 博之
106	法務省刑事局国際課	国際刑事企画官	浦田 啓一
107	法務省法務総合研究所総務企画部	部付	阪井 博
108	法務省法務総合研究所国際協力部	部長	田内 正宏
109	法務省法務総合研究所国際協力部	教官	山下 輝年
110	法務省法務総合研究所国際協力部	教官	工藤 恭裕
111	法務省法務総合研究所国際協力部	教官	森永 太郎
112	法務省法務総合研究所国際協力部	教官	三澤あずみ
113	法務省法務総合研究所国際協力部	教官	黒川 裕正
114	法務省法務総合研究所国際協力部	統括国際協力専門官	平川 貴洋
115	法務省法務総合研究所国際協力部	統括国際協力専門官	植田廉太郎

## 第5回法整備支援連絡会議事録

平成16年1月23日(金)  
11:00～17:30

大阪中之島合同庁舎2階国際会議室

### 開 会

【司会(三澤)】 長らくお待たせいたしました。ただいまから第5回法整備支援連絡会を開会いたします。

私は法務省法務総合研究所国際協力部教官の三澤と申します。本日の司会進行を務めますので、よろしくお願い申し上げます。

まず、開会に当たりまして、法務総合研究所国際協力部長田内正宏がごあいさつ申し上げます。

### 田内正宏

#### 法務総合研究所国際協力部長あいさつ

【田内】 おはようございます。国際協力部長の田内でございます。本日はお忙しい中、また、お寒い中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。



法務省では、平成11年から財団法人国際民商事法センターなどの御支援を得まして、国際協力機構との共催により本連絡会を開催してまいりました。本年で5回を数える運びとなりましたが、100名を超えるこれまでにない多くの方々に御参加いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、国際協力機構JICAの枠組みで行います法整備支援は、平成6年度にベトナムの法律家を日本に招いて国際研修を実施したことに始まり、それから数えまして10年が経過しております。この間、我が国の法整備支援活動はカンボジアにおける民法草案、民事訴訟法草案の起草を始め、大きな成果を上げております。それらはいずれもここにお集まりの我が国を代表する学者、実務家の皆様方の精力的な取り組みが生み出した成果であります。そしてまた、我が国の法整備支援の発展も、これを支えてこられた皆様方の献身的な御努力と御支援の賜物と思っております。改めて法整備支援に対する皆様方の御努力に敬意を表する次第であります。

今回の法整備支援連絡会は、お配りしたプログラム記載の講演、報告等を予定しておりますが、関係機関の行っております法整備支援活動を紹介いたしまして、情報を共有するという目的に沿うものであるとともに、その他にもドナー間の協力と連携というものがこの議論の中で一つのテーマ

として挙がってくるのではないかと考えております。

カンボジアでは、本日竹下先生から御講演がありますが、複数ドナーによる法整備支援作業、相互間の矛盾抵触というものが指摘されております。森脇先生からもドナー間の支援の相剋と日本の調整という御講演をいただく予定であります。

また、今回新たな試みといたしましてテレビ会議システムを利用し、フィリピン・マニラにあるアジア開発銀行からその取組と連携につきまして基調報告をいただく予定であります。

改めて我が国の法整備支援を見ますと、民法、民事訴訟法等の各国の民事法制、民事訴訟制度の基本となる法律に焦点を当て、体系的かつその国の社会、経済情勢に適合した形での法整備支援が行われてきたと思っております。しかも、これを学者、実務家の皆様方の英知を集めて行われてきたというところが大きな特徴の一つだったと理解しております。このような社会経済活動の基本になるルール、そして訴訟の基本的なルール作り、これを体系的なまとまりを持った形で行うことは、他のドナーにはない日本の法整備支援の本領を発揮している部分ではないかと考えております。

また、手前味噌ではありますが、国際協力部ではベトナムにおける国家司法学院という統一法曹養成機関の設立を視野に入れまして、そのプログラムや教材の改善に貢献しようとしております。その内容といたしましては、成文法を前提に法律の厳密な解釈に基づいた法律要件の発見と事実認定、そして法律の事実への当てはめという法的三段論法の積み重ねにより結論に至る思考過程をベトナム側に伝えたいと思っております。これも成文法を基本といたします大陸法系の日本が得意とする分野ではないかと考えております。そのために最高裁判所司法研修所の御協力も得まして、既に現地セミナーを行うなど、日本の法曹教育が培ってきたものをベトナムに移転するべく活動を展開しているところであります。

法整備支援対象国の多くが大陸法系に属し、あるいはその大陸法系の色彩が強い中で、やはり同じ法系統に属する日本が蓄積してきたもののうち、伝えるべきものは多いと思っております。もちろん、法整備支援の中身はこれらにとどまらず、様々な領域における支援が要請されております。援助国、援助機関にとりまして、支援対象国にとりまして、法整備支援が多様化し複雑化することは明らかであります。その連携や調整は今後重要な課題となってくると思われます。

このような情勢に対応し、かつ効果的な支援を実現していくためには、これまでの活動の成果や問題点を率直に確認し、それらを踏まえて今後の法整備支援活動の理念と方針を検討した上で、一貫した活動を継続していく必要があると考えてお



ります。

今回の連絡会はこれまでの法整備支援活動の成果と問題点を踏まえ、今後の更なる連携と活動の発展のための展望を得るものになりたいと考えております。幸い今回は現地で活躍されております長期専門家を始め、国内外の各分野において御活躍の方々に御講演や御総括を快諾いただきまして、改めて厚く御礼を申し上げます。

本日の会議が活発で実り多いものとなりますよう、会場の皆様にも積極的に議論に御参加いただくことを心からお願い申し上げます。

最後に、本連絡会を御後援いただいた最高裁判所、日本弁護士連合会、名古屋大学法政国際教育協力研究センター、日本貿易振興機構、アジア経済研究所、財団法人国際民商事法センターを始めといたしまして、当部の活動に御協力をいただいている方々に対し深く感謝申し上げます。本連絡会が我が国による法整備支援の更なる発展に貢献すること祈念いたしまして、私のあいさつといたします。ありがとうございました。(拍手)

#### 佐藤幹治

#### 国際協力機構アジア第一部長あいさつ

【司会(三澤)】 引き続きまして、国際協力機構アジア第一部長、佐藤幹治様に開会のごあいさつを頂戴いたします。

【佐藤部長】 おはようございます。JICAアジア第一部長の佐藤でございます。本日は法務省、JICA共催、そして最高裁、日弁連、名古屋大学、日本貿易振興機構、国際民商事法センターの後援により、また、かくも多数の皆様方の参加を得まして、第5回法整備支援連絡会の開催が実現いたしましたことを大変喜ばしく思っております。この場をお借りしまして、日ごろJICAの途上国の協力事業に対する皆様方からの温かい御理解と御支援に対しまして、心より厚く御礼申し上げます。

JICAは法務省、最高裁、日弁連、国内各大学、そして国際民商事法センター等の御支援を得ながら、ベトナム、カンボジア、ラオス等のインドシナ諸国を中心とする法整備支援を実施しております。先ほど田内部長から詳しい御報告がございましたが、最近ではインドネシア及びウズベキスタン、更にはモンゴル、中国が支援対象に加わり、活動が拡大するとともに、協力の内容につきましても新たな展開が生じております。

最初の法整備支援協力国でありましたベトナムでは、フェーズ3の協力として民法の大きな改正にかかわる継続的支援のほか、法曹養成にも積極的な協力を実施しております。カンボジアは間もなくフェーズ2の協力の開始となりますが、いよいよ民法及び民事訴訟法両法案の立法化支援が本格化します。本日はベトナム、カンボジア、両プ

ロジェクトに御尽力をいただいております森脇先生、カンボジアのプロジェクトにおいて民訴法部会長として御尽力をいただいております竹下先生より講演をいただきます。

ラオスでは、法曹養成や教科書、実務マニュアルの作成といった法律基礎インフラ整備の協力を実施しております。本日はダヴォン・ワーンヴィチット、ラオス最高人民裁判所副長官より講演をいただきます。また、インドネシアでは現在国家開発計画の中で法による統治、グッド・ガバナンスが最重要課題とされております。日本に対し司法改革支援の要請がなされております。現在、今後の協力の可能性が検討されておりますが、本日はテレビ会議で現地より平石専門家の最新の報告があります。

日本は明治以降の近代化の過程で大陸法を中心に欧州の近代法を受容し、戦後は民主化を進める中で英米法の影響を受けて独自の法整備を確立し、今日の社会経済発展の基礎を築いてまいりました。このような我が国の経験は市場経済化への変換を急ぐ国々だけでなく、民主化を進め社会経済発展のため法制度の改革を目指すアジア諸国等に今大変強い関心が持たれ、日本の経験に根差した法整備支援に対し国際的な期待がますます高まっております。

JICAは2003年10月1日に独立行政法人国際協力機構として生まれ変わりました。新生JICAは国民の期待にこたえる組織として、事業、組織の在り方を見直し、自己改革を進めておりますが、JICAの改革の四つの柱につき簡単に御説明させていただきます。

第一は、成果重視と効率性を見直しです。より少ないコストでより質の高い事業ができるよう、業務の方法や組織の体制を抜本的に見直しております。第二は、経営及び事業の透明化です。JICAの経営をガラス張りにするという方針のもとに、各種事業の進捗よく状況や評価結果を積極的に発信したいと思っております。第三は、市民参加の推進です。地方自治体、大学、NGO関係者などと協力し、草の根技術協力やボランティア派遣事業など、市民レベルの国際協力を推進します。第四は、平和構築、復興支援事業の強化です。カンボジア、アフガニスタン等への支援の経験を活かし、平和構築、紛争予防の観点から復興支援事業を強化してまいります。

以上のとおり、JICAは今まで以上に日本のODAの実施機関として内外の関係機関の御支援を得て、独立行政法人として主体的に中長期的な援助戦略を策定し、それに基づく事業の計画、運営、管理、そして評価も適正に行っていくこととしております。

皆様も御存じのとおりODA予算も大変厳しい中、2003年8月下旬に見直された新しいODA大綱の中でも、援助の基本方針の中で法整備支

援に関してはこのようにうたわれております。

「良い統治、グッド・ガバナンスに基づく途上国の自助努力を支援するため、これらの国の発展の基礎となる人づくり、法制度構築や経済社会基盤の整備に協力することは、我が国ODAの最も重要な考え方である。このため開発途上国の自主性、オーナーシップを尊重し、その開発戦略を重視する。その際、平和、民主化、人権保障のための努力や経済社会の構造改革に向けた取り組みを積極的に行っている開発途上国に対しては、これを重点的に支援する」とうたわれております。JICAといたしましても、ODA大綱の中でもこのような形で法整備支援の重要性が述べられており、ますます途上国からの本分野の協力を求められている中で、この事業を世界の平和と発展に貢献し、長期的な視点に立脚した真の国益を求める国際協力として今後も積極的に協力していきたいと考えております。

JICAの実施体制につきましてお話しします。本年4月より、より計画的で効率的な事業を実施するため種々の課題部を設置することを検討しております。法整備支援につきましても、従来地域ごとに各地域部が対応していたものを、例えばガバナンスというような新しい課題の協力の枠組みの中で、民主化支援、平和構築、人権保障などの分野とも十分連携した重要政策支援として事業が展開できる体制とすべく、今鋭意検討をしております。

また、アジア地域等の経済統合支援、民間セクター開発等の新たな協力分野との連携のほか、ADBや世銀、UNDP等の国際機関との協調についても十分対応していく必要があると考えております。

最後に、本日の連絡会におきましては法整備支援の方策や、ODA事業としての協力の在り方、また、各ドナー間との連携の方策などにつき、是非積極的な議論を深めていただきたいと思います。本日の成果が実り多きものとなり、また、我が国の法整備支援がますます発展していきますよう祈念いたしまして、私のあいさつとさせていただきます。誠にありがとうございました。

【司会（三澤）】 佐藤部長、どうもありがとうございました。

## 基調講演

「カンボジアにおけるドナー間協力の課題」  
竹下守夫 駿河台大学学長、一橋大学名誉教授

【司会（三澤）】 それでは、これから基調講演をいただきたいと思っております。まずは竹下守夫先生を御紹介いたします。

竹下先生につきましては改めて御紹介するまでもございませぬが、駿河台大学学長、一橋大学名誉教授でいらっしゃいます。先生は司法制度改革審議会会長代理、法制審議会会長等の要職をお務めになり、法整備支援事業に関しては、JICAカンボジア法制度整備民事訴訟法部会長としてカンボジア民事訴訟法起草の議論の牽引役であり、まとめ役でいらっしゃいます。本日の先生の講演の演題は「カンボジアにおけるドナー間協力の課題」でございます。

では先生、どうぞよろしくお願い申し上げます。

【竹下】 ただいま御紹介いただきました竹下でございます。先ほどの田内部長のお話にもございましたように、今回の連絡会のテーマの一つは、法整備支援のドナー間の協力の問題ではないかと思っております。私はただいま御紹介いただきましたとおり、カンボジア王国民事訴訟法案の起草支援事業に関与しております関係で、そこで起こりました各ドナー間の援助方針の齟齬抵触問題、コンフリクトの問題を具体例といたしまして、このドナー間協力の課題について考えるところを申し上げたいと思っております。



一つの開発途上国に対して複数のドナー国が支援をする場合に抵触の問題が起こってくるということは、私も昨年の連絡会で触れたところでございます。現在カンボジア王国では森嶋部会長を中心とする民法典の起草支援と、私が責任者になっております民事訴訟法典の起草支援作業が継続中であることは、御承知いただいている方も多く思っております。

現状は、2003年、つまり昨年の3月初めまでが第1期の支援事業でございましたので、民法部会、民事訴訟法部会、双方とも法案を完成いたしましたして、昨年3月の期限にカンボジア側に引渡しをいたしました。以後は民事訴訟法の点についてだけ申しますと、完成しました民事訴訟法案は、現在閣僚評議会で審理中でございます。具体的には、閣僚評議会の中の法律家委員会にかかって検討されているという状況でございます。

ところが、昨年の8月になりましてカナダ政府の支援を受けて、カンボジア商業省が中心になり商事裁判所法案というものを作成しまして、それについて、プノンペン在住のJICA長期派遣専

門家である安田佳子弁護士に、これに対するコメントを要請してくるという事態が起きました。商業省が中心となって商事裁判所法を制定すべく作業中であるということは、実は今年のこの連絡会でどなたであったか忘れてしまったのですが、私に対する質問をしてくださった方のお一人から指摘されたところでございます。

当時、私どもが聞いておりましたのは、そういう動きが事実としてあるけれども、その商事裁判所法の手続については民事訴訟法の規定を基本とするということで、司法省側からはそのような情報を提供されておりましたので、そのようにお答えをしたと思います。

ところが、日本側にコメントを求めてまいりました商事裁判所法案を見ますと、広い意味でのコンフリクトの問題があるということが明らかになりました。ただ、このコンフリクトは、単純に我々の支援をしてまいりました民事訴訟法案の規定と商業省がカナダ政府の支援を受けて作りました商事裁判所法案の規定とが正面から抵触する、いわば食うか食われるかの関係にあるという抵触ではございません。

こちらは一般法として民事訴訟法典の起草支援をしたわけですが、示された商事裁判所法案によりますと、特別裁判所として商事裁判所を作る。その商事裁判所の裁判手続は、商事裁判所法案自体に定められている外は、商事裁判所が定める規則によるということになっております。また、商事裁判所の事物管轄、どういう事件を扱うかについても、その商事裁判所法案で決めるという、これが非常に広範に及んでいるのです。

したがって、このまま商事裁判所法が成立すると、民事訴訟法の方は成立しても、それが実際に適用になる場面が非常に限定されてしまうと、そういう性格の抵触問題でございます。つまり、二つの法律は、その規定の上では別段矛盾するわけではなく、その意味で両立しうるのですが、一方が成立すると他方は実際上骨抜きになってしまうという関係にあり、ここにこの問題の特色があるわけでございます。これからドナー間の法整備支援のコンフリクトという場合に、そういうものもあり得るということを我々に知らせてくれる一つの重要な例ではないかと思えます。

そのことについて、これから御説明をしてみたいと思いますが、まずこの商事裁判所法案の基本的な内容はただ今申したとおりでございます。私どもの方といたしましては、自分達の支援で起草した民事訴訟法案をディフェンスするだけでは足りず、商事裁判所法案がそれ自体としていろいろな難点を含んでおり、そのまま法律として制定させるのは妥当でないということを指摘して、これを修正させないと支援をした目的を達しないということになるわけでありまして、本来であれば、食うか食われるかの関係ではないわけですから、

こちらとしては自分たちの支援した民事訴訟法案がそのまま法律になれば目的を達したことになるはずなのですが、それでは実質的には目的を達しないということになります。

そこで、他のドナー国の支援によって別に出てきた商事裁判所法案自体に内在的に問題があるということを指摘して、その商事裁判所法案の修正を求めるということにならざるを得ません。私どもが意識している重要な問題点は、レジュメ（本誌連絡会資料1頁参照）に書きましたように、第一は、この商事裁判所法案なるものはカンボジア王国の憲法上いろいろ疑義があるということで、そこに2点指摘してございます。

一つは、カンボジアの法律上、裁判官は司法官職最高評議会、そこに書きました **Supreme Council Magistracy** というところの推薦によって、ロイヤル・ディクリー、つまり勅令により任命することになっております。ところが、この商事裁判所法案では本来の **Judge** についてはその手続によるけれども、**Associate judge**、これは、陪席裁判官を意味するものを考えられますので、そこでは陪席裁判官という訳語を当ててございますが、この **Associate judge** につきましては、司法官職最高評議会が国王に推薦をする際に各省合同委員会の意見に拘束されると定められております。

これも各省合同委員会と訳すのがよいかどうか分かりませんが、**an inter-ministerial commission** という英語の表現になっております。この構成を見ますと、その中には商業省の代表、財務省の代表というような行政機関の代表が入っているわけでありまして、陪席裁判官といえども司法権の行使の担い手であることは間違いないわけでありまして、司法官の任命に行政機関が関与をするということは、これはカンボジア憲法上疑義があるというのが第1点であります。

第2点は、裁判所の規則制定権に関することでもあります。実はこの商事裁判所法案では裁判手続についても規定を置いているのですが、具体的な規定は14条しかございません。私どもが支援をしました民事訴訟法案では、強制執行を除いた、本来の民事訴訟法に関する規定だけで333条という非常に詳細なものでありますが、それに対して商事裁判所法案ではたった14条しかない。なぜそれで第一審から上告審までの手続を記述できるかという、商業裁判所には規則制定権があるということ的前提をいたしまして、規則に譲るという構成になっているからなのです。

これはカナダ政府が援助しているのですが、御承知のとおり、英米法系の国では裁判所が規則制定権を持つということが歴史的にも認められてまいりましたし、現在それぞれの国の特別の議会の授権法でそういうことが認められております。我が国でも最高裁判所に規則制定権があるというのは御承知のとおりでございます。

しかし、これらの国でも、当然に裁判所が規則制定権を持つというわけではないようでありまして、アメリカでは、現在では1934年の裁判所に対する授權法に基づいて裁判所が規則を制定しておりますし、日本は御承知のとおり、憲法第77条で明確に裁判所は裁判手続等について規則を制定する権限があると決められているわけであり

ます。一方、カンボジア憲法上は、レジュメに51条という条文だけ挙げておりますが、カンボジア憲法51条3項では「すべての権力は国民に属する。国民はその権力を国民議会、上院、王国政府、司法機関を通じて行使する。」と定め、また第4項で「立法権、行政権及び司法権は分立する。」と決めております。したがって、この憲法を前提にすると、商事裁判所が規則制定権を持つということは明らかに憲法に反する疑いが強いということになります。さらに、最高裁判所には規則制定権がないのに商事裁判所にだけあるというの、一国の法体系としては明らかに矛盾をしているということになるわけであり

ます。そこで、先ほど申しましたように、この場合のコンフリクトというものが単純に食うか食われるかの関係でないところから、こういうところまで立ち入って問題点を指摘せざるを得ないということになるわけであり

ます。直接に裁判手続に関する規定で申しますと、問題点としてレジュメに具体例として三つばかり挙げております。まず、商事裁判所法案では、当事者の出廷権、**Right to appear** を定めておりますが、これは申すまでもなく近代訴訟法の大原則であり、裁判を受ける当事者が必ず裁判所から審問を受けるということを保障するとの趣旨に出たものと思われ

ます。ところが、商事裁判所法案35条では、当事者は本人又は代理人によって出廷することができるということが定められているだけでありまして、それが手続上どういう形で保障されるのかということについては、すべて規則に譲ることになっているのであり

ます。これに対して、私どもが支援して起草しました民事訴訟法案では、まず総則の規定で審問請求権を保障すると定め、またいかなる場合にも対審審理の原則を貫くということをうたいまして、更に具体的な手続のところでも口頭弁論は必ず公開の法廷で対審審理によって行い、その期日には双方の当事者を呼び出す、と定めておりますので、実質的にこの権利が保障されるという仕組みになっているわけであり

ます。また第二に、訴え提起の方式につきましても、商事裁判所法案によりまして、規則で定めるドキュメントを裁判所にファイリングする。それによって訴えが提起されると規定しているだけでありまして、一体どういう文書、日本で言えば訴状に

該当する文書を何を書くのかは、この法案自体では一切分からないということになっております。

第三に最も問題なのは、商事裁判所の事物管轄でありまして、これが大変広範であります。長くなりますが、御理解いただくために申しますと、まず、商人間のコマーシャル・トランザクション (a commercial transaction)、これは全部商事裁判所の管轄である。ミクスト・コントラクト (a mixed contract) というのは、一方が商人で他方が非商人の場合であります。そのミクスト・コントラクトの場合には、非商人が商事裁判所で審判を受けることを求めるという場合には、商事裁判所の権限に属するというようになっております。

さらにネゴシヤブル・インストゥルメント (negotiable instruments)、有価証券に関連するトランズ・アクションは全部商事裁判所の管轄に属するし、コマーシャル・エンタープライゼス法 (Law of Commercial Enterprises)、つまり会社法に関する事件も全部商事裁判所の管轄。倒産事件もそうであります。それから、バンキング・アンド・ファイナンシャル・インスティテューション (Law of Banking and Financial Institutions) に関するものもそうであり、フォーリン・エクスチェンジ (Foreign Exchange) に関する事件もそうであり、プロダクト・アンド・サービスのクオリティー・アンド・セイフティー法に関する事件 (Law on the Management of Quality and Safety of Products and Services)、製造物責任関係事件、マリタイム・ロー (maritime law) もそうであります。さらには不正競争、あるいは無体財産法等々は全部商事裁判所の管轄ということにされております。

しかも、これだけ広い管轄権を認めながら予定しております商事裁判所はプノンペンに一つ設置するだけで、他は巡回裁判によって処理をするという構成でございます。一体こういうことで果たしてカンボジアの司法制度を国際的に信頼あるものとして構成することができるのかどうかは、当然非常に疑問になるわけであり

ます。このような形で我々の支援した民事訴訟法案と、広い意味でのコンフリクトを生じる商事裁判所法案というものが示されたわけであり

ます。当然、JICAの現地事務所並びに長期派遣専門家から、ただいま申しましたような問題点を指摘いたしました。そこで、カンボジア政府側も調整が必要であるということは意識しているようでありまして、この点について、現在その調整をしようとしているようではあります。カンボジア政府側といたしましては、閣僚評議会の中に2002年6月18日の勅令によって設置されました法律司法改革審議会、レジュメに書きまして、英文の表記では、**Council for Legal and Judicial Reform** ということになっておりますけれども、ここが中心になって調整をしようとしているようであり

現地 J I C A 事務所長あての長期派遣専門家の報告書によりますと、昨年10月13日にこの委員会で、各国の支援により起草された法律案の審議の優先順位を定め、さらに矛盾調整を図るための第1回のワークショップが開催され、そこでアクションプランをこれから作成していくということが提案されているとのことであります。

さらに、11月13日には J I C A の長期派遣専門家と協議をしたいということで、この委員会と長期派遣専門家の安田さんとの間で協議が持たれました。そこでは、日本の支援によってできた民法案、民事訴訟法案は最優先課題にするという方針が示されたようでございます。今後は分科会つまり、タスクフォースという言い方もあるようでございますが、そういうものをつくって民事訴訟法案は民事訴訟法の分科会で審議をするという方針であるということが伝えられたとのことであります。

先ほど来申しておりますように、最優先課題に位置づけられるということ自体は結構でございますけれども、それだけではこちらの目的は達しないというところに、我々の当面している問題の難しさがあるわけでありまして。

このような状況の中でカンボジアの司法省はどういう動きをしているかという、我々のカウンター・パートでありました司法省の作業部会は、これまで商業省がそういう内容の商事裁判所法案を作成しようとしていることについて情報を全く提供されていなかったということで、司法省のワーキンググループとしては是非その修正を求めていきたい。できれば自分たちが対案を出したいとまで言っているようであります。しかし、これは、カンボジア国内の政治の力関係で、果たして司法省だけでそういうことが実現できるのかについては、かなり疑問があるように思います。

他方、世銀がこの問題に絡んでまいりまして、世銀としては、ドナー会議を開催して、そこで世銀がイニシアチブをとって調整をしようという動きを示しているようであります。2003年8月15日に世銀主催のドナー会議が行われたという報告をもらっておりますが、その後も類似の動きがあったかもしれません。詳細は承知しておりません。

日本側の対応でございますけれども、J I C A の現地事務所は非常に迅速に対応してくれました。2003年10月28日付で J I C A の現地事務所長により「商事裁判所法草案にかかる商業省及び司法省への文書による申入れ」が行われました。このレターの中で、商事裁判所法案の問題点、先ほど申しました憲法上の疑義、それから具体的な手続規定の問題点を指摘し、日本の支援でできた民事訴訟法案を實際上骨抜きにしかねないものであるということについて、注意を喚起するとかなり強い調子で申し入れをいただいております。

また、これには、J I C A の長期派遣専門家の安田さんによる逐条的な商事裁判所法案に対するコメントが付されております。どの規定がどういう問題を含んでいるかということについての大変詳細なものであります。

これに対しまして、私ども民事訴訟法作業部会はどういう対応をいたしているかと申しますと、長期派遣専門家が昨年8月半ばに商業省からコメントを求められた段階で、すぐ私どものほうに連絡が参りました。安田さんから、民事訴訟法部会として緊急に簡単なものでもよいから差し当たりのコメントが欲しいと言ってこられましたので、私どもとしましては、8月末までにとりあえずのコメントを出して長期派遣専門家に送付いたしました。

それから、昨年末現地で開催されました特別のワークショップの際に、私自身も J I C A の現地事務所の仲介により商業大臣、及び官房長官に会う予定にしておりましたところ、現地事務所がアポイントメントを取っておいて下さったのですが、恐らく事務上の手違いで、商業省次官には会うことができませんでした。しかし、ソク・アン官房長官には表敬訪問を致しまして、こちらの意図を伝えてまいりました。さらに、現地事務所の力石所長の示唆によりまして、商業省の次官に直接会えなかったものですから、文書で我々の意見を改めて提出するというにいたしました。意見書の内容は、先ほど問題点として申し上げたことであります。日本語で書きました意見書を、現在 J I C A 本部のほうで英文に訳してくれておりますので、英訳が完成しましたら、今月中にも現地に送って、現地事務所を介して商業大臣・次官、さらには司法大臣・次官、官房長官等にも、その意見書を渡して貰う予定にいたしております。

こういう状況の中で、一体こういう問題が起きてきたときにだれがどう対応するのがよろしいのかということについての、私なりの感想的な意見でございますが、意見を申し上げたいと思いません。先ほど J I C A の佐藤部長も引き合いに出されました新 O D A 大綱によりますと、その基本方針の一つとして、「国際社会における協調と連帯」という箇所があり、そこでは国際社会においては「国際機関が中心となって開発目標や開発戦略の共有化が進み、様々な主体が協調して援助を行う動きが進んでいる。我が国もこのような動きに参加して主導的な役割を果たすよう努める。同時に、国連諸機関、国際開発金融機関、他の援助国、N G O、民間企業などとの連携を進める。特に専門的知見や政治的中立性を有する国際機関と我が国の O D A との連携を強化するとともに、これらの国際機関の運営にも我が国の政策を適切に反映していくよう努める。」と言われております。

これは既に政府の方針として決まったことでございますが、私はこの方針は極めて適切であると

.....

思います。こういう時代でございますから、国際機関が中心となって調整を図るということが一般原則としては必要なのだらうと思えますけれども、とりわけ国際機関の運営にも我が国の政策を適切に反映させていくよう努めるというところが重要でございます。申すまでもなく、国際機関が常にそのメンバー国のすべての意見を公平に代表するとは限らないし、また、代表し得るものでもないということを考えますと、単に国際機関であるからというので、その調整のみに任せておくということは適切ではないと思えます。

そこで、少なくとも我々の当面しているこのJICAプロジェクトにかかわる問題について言えば、一体今のような基本方針、大方針のもとでどこが権限と責任を持って交渉に当たるべきかと申せば、私は、やはりJICAにその権限と責任をもって頂くほかならうと考えているわけであり、もちろん我々専門家グループと情報を共有し、対処方針等について協議をしていただく必要はあると思えますけれども、責任を持って交渉に当たるのはやはりJICAであらうと考えております。

それは、なぜかと言えば、第一に、もともとこの法整備支援事業はJICAのプロジェクトであるからであります。第二に、より実質的には各ドナー国の支援事業相互の矛盾抵触の調整をどういう手段、方法によって行うのが最も有効適切かは、言うまでもなく一律に決定することは困難であり、具体的場合の諸条件にかかってくるわけであり、しかし、相手国政府内の調整に向けた作業の見通しとか、相手国のいかなる部門と折衝するのが適切か、あるいは国際機関とどの程度連携を図るべきか、我が国はドナー間調整にイニシアチブをとるべきかというような様々な、しかも相互に複雑に絡み合った考慮事項についての具体的な判断は、おそらくJICAのみが適切になし得るだらうと思うからであります。

このことは冒頭から申しておりますように、私も民事訴訟法作業部会の直面しているこのやや特殊なコンフリクトについても同様であらうと思えます。その意味で、今回のJICA現地事務所及びJICA長期派遣専門家、また、もちろんJICA本部の対応は極めて迅速で適切なものであったと、私どもとしては大変高く評価し、感謝致しているところでございます。

では、我々の役割は何かということになりますと、専門家としての作業部会の役割はJICAに対してこのような折衝に必要な専門的な助言、意見を提供するという原則とすべきであらうと思えます。法整備支援事業を担当する専門家グループとしての国内作業部会は対外折衝の責任を負い得ないわけでありまして、したがってその権限もないと考えるのが当然ではないかと思えます。現在我々が準備している意見書も、あくまでもこ

れはJICAの行動を側面からサポートするための専門的意見という趣旨でございます。責任を負わない者、あるいは負い得ない者が直接折衝に当たるといことはおそらくあり得ない話であらうと思うのであります。

最後に、昨年この連絡会で私はカンボジアの法整備支援のプロジェクトについての管理運営体制という問題について、誠に失礼ながらJICAの当時の体制について批判的な意見を申し上げました。そのことも一つの契機になったかと思えますが、その後JICAの体制が変更され、現在では当時とは変わっております。それが今回の問題につきましても非常に迅速、適切な対応をしていただけたことになった、少なくとも一つの重要な理由であったのではないかと考えております。

カンボジアの法整備支援プロジェクトはこの2004年1月31日に第2フェーズのための実施協定を締結する予定とかがっておりますが、今後ともJICAが現在の方針、体制で対処して下さることを希望いたします。我々もその体制の中で十分責任を果たしてまいりたいと思っております。少し時間を超過いたしましたので、私の基調講演とさせていただきます。御清聴ありがとうございました。

【司会（三澤）】 竹下先生、どうもありがとうございました。先生はこの後、所用のためお帰りになられます。そのため、大変残念ですが、先生には午後の自由討論に御参加いただくことができません。そこで、先生に御質問が御ありの方は、是非今のこの機会にお話しくださいます。なお、お話しになる場合にはお手元のマイクをオンにし、お話が終わりましたらオフにさせていただきますようお願い申し上げます。

【竹下】 ちょっと参加者の皆様の御了解を得ておくべきことを申し上げるのを失念しましたので、補足させていただいてよろしいですか。実は本日この基調講演をお引き受けすることは昨年の秋からお約束をしていたのでございますけれども、その後事情の変化がございまして、本日は、これから直ぐに東京に帰らなくてはならないということになりました。本日の法整備支援連絡会の主催者である法務総合研究所及びJICAの関係者の皆様はじめ参加者の皆様には大変失礼でございますが、御了解下さいますようお願い申し上げます。おくれればながらおわびを申し上げたいと思えます。

【司会（三澤）】 どうぞ。

【鈴木】 立命館アジア太平洋大学の鈴木と申します。少しお聞きしたいのですが、いわゆるカナダの専門家が商事裁判所法を提案したということですが、カナダは英米法の国だと思いますけれども、英米法では法の支配のもとで特別裁判所は認めないという考え方があると思えます。カンボジアでは、一つの最高裁のもとで商事裁判所を造

って、そして民事裁判所を造るのですから、構わないというふうに加ナダの人は思ったということでしょうか。それとも、ケベックみたいな考え方があって、特別裁判所を造ってもいいのではないかということ考えたのでしょうか。そのどちらのほうに属するのでしょうか。お聞かせ願います。

【竹下】 カナダ政府とカンボジアの商業省との間でどのようなことが話し合われたのかにつきましては、私どもは全く存じませんが、この商事裁判所法は第一審の裁判所として位置づけられておりますので、商事裁判所の管轄に属する事件も、第2審以上は一般の裁判所構成法上の高等裁判所、最高裁判所の管轄に属することになります。あるいはそういうこともあって、こういう一種の特別裁判所、第一審限りの特別裁判所を設置しても差し支えないという判断をされたのかもしれませんが。あるいは、御承知のとおり、旧宗主国であるフランスには商事裁判所がありますから、カンボジア側の意識では、それに倣おうとしたのかもしれませんが。

ただ、先ほど申し上げたことからすぐお分かりになるとおり、カンボジア政府としましては、外資を呼び込むために投資家保護という観点から非常に広範な事件を商事裁判所の管轄として、おそらく裁判官なども一般の裁判所とは違う、言ってみれば質の高い裁判官を集めて対外的な信用を得たいというのが基本的な動機だと思います。

これも申し忘れましたが、私どもも、したがって商事裁判所というものをカンボジア政府が設置すること自体には一切反対はしない。それは政策だから、結構であるが、問題は手続とその管轄で、その点について問題点の指摘をしていると、そういう状況でございます。

【司会(三澤)】 よろしゅうございましょうか。それでは、他に質問がある方、どうぞ挙手を願います。よろしくお願いたします。

【松浦】 名古屋大学の松浦でございます。先生のお話でもう少し御説明いただきたいのは、法律案がカンボジアで出てきたときに、様々な省庁が起草してくる法律案が相互に共有されるというシステムはどの程度あるのか。全くないと考えたほうがいいのか、それとも断片的に存在するのかといったあたりを、もう少し御説明いただけないでしょうか。

【竹下】 一般的なことは存じないのですが、法令上は先ほども申しました、Council for Legal and Judicial Reform、ここの権限の一つとして、そういう法令相互間の調整をするということも含まれております。したがって、おそらくカンボジア政府の体制としては、各省庁がここへ法案を持ち込んで、ここで調整をするという建前になっているのだと思います。

この商事裁判所法案について言いますと、先ほ

どはそこまで触れなかったのですが、やや我々にとって困った事態として、この法案に商業省の担当次官と司法省の二人の次官のうち一人が署名をしているという事実があります。司法省内部の意思連絡の悪さとか同じ司法次官でも一人は人民党、いま一人はフンシンベック党というような、種々の事情からこのようなことが生じたのかもしれませんが。司法省でも問題になったらしいのですが、署名をした御本人は、自分自身も具体的な内容については知らなかったと言っているということでございます。

【新美】 省庁間の調整については、このカウンスルではなくて省庁間会議というのがありまして、それをスーパーバイズするのがこの改革評議会であります。省庁間の調整会議の前提として法律家委員会というものがあります。これは閣僚評議会の中に用意されておりまして、法律専門職が法案の具体的な中身について検討するということです。それをもとにして、省庁間会議におけるステアリングをこの法律家委員会で行うということになっております。

先ほど竹下先生がおっしゃったように提出されていて、今リーディングされているというのは、この法律家委員会で現在始めようという、タスクフォースが用意されて、始められようとしていると私は情報を聞いております。ですから、改革評議会はもっと大きな大所高所の方針決定とうかがっております。

【竹下】 補足をして頂きありがとうございます。省庁間会議というものがあるのかもしれませんが。それはどういう法令の根拠・位置づけに基づくのか存じませんが、私はこの Council for Legal and Judicial Reform の性格・権限について現地の長期派遣専門家に問い合わせをいたしました。その結果、この Council の根拠法令は、2002年6月19日付けのロイヤル・ディクリーであり、この Council の「責務と使命」については、このロイヤル・ディクリー4条によってサブディクリーで定めるとされ、さらに同年8月21日付けのサブディクリーでは、Council の責務及び使命の中に「司法にかかる各省及び機関並びにその他のリーガル・アンド・ジュディシャルリフォームに関係する機関の活動を調整すること」「国家及び国際機関の援助を得るための関係創設及び調整を行うこと」をも含めているとの回答を得ております。したがって、このカウンスルの責務の一つとして、そういう省庁間の調整をやっていることは間違いのないと思います。

これの下になるのかどうか分かりませんが、具体的には法律家委員会というのがあって、そこが審査をしているということは、先程私も申しましたとおりです。

【司会(三澤)】 よろしくお願いたします。  
【金子】 神戸大学の金子と申します。世銀が

調整に乗り出しているというお話でございましたが、世銀自身が投資家利益の擁護という方針で、カンボジアのみならず近隣諸国におきまして特別裁判所の設置、あるいはADRの促進ということ掲げていると理解しております。例えばタイ、インドネシアといった近隣諸国でも既に世銀の指導のもとで特別裁判所を設置して、全く同じよう大変広範な商業関係の管轄を集中する傾向があるということです。それは投資家の利害として現地の裁判所は信用がならないので、迅速効率的な特別の裁判所を造ってくれということが世銀自身の方針としているように理解しております。そうだといたしますと、世銀の調整というのは、結局カナダの法案と一枚岩の方向が見えてくるのではないかという懸念がございますけれども、先生はどのように御覧になっておられるのでしょうか。

【竹下】 世銀の人自体に私はお会いしたことがないのでわかりませんが、JICAの現地事務所、長期派遣専門家の話を聞きますと、カンボジアにおける世銀の代表の動きには、日本側としてはかなり疑問を持っている、懐疑的であるという印象をもちました。また世銀の代表自身も自分は法律家ではないと言っていると聞いております。

したがって、これはJICAのほうの方針で私ごとやかく申すことではございませんけれども、おそらくJICAの方針としては世銀の調整にそのまま唯々諾々と従うというつもりではないだろうと思います。

【司会(三澤)】 たくさん質問がおりかと思えますが、時間の都合もございませぬので、これで竹下先生の御講演を終了いたしたいと思います。竹下先生、どうもありがとうございました。(拍手)

【竹下】 失礼いたします。  
( 休 憩 )

## 基調報告

### 「アジア諸国におけるADBの法整備支援活動とその連携について」

アーサー M. ミッチェル  
アジア開発銀行(ADB)法務局長  
ハミッド L. シャリフ  
同副局長(法整備支援担当)  
エヴェリン N. フィッシャー、同上

【司会(三澤)】 それでは、次に、ADB、アジア開発銀行、アーサー M. ミッチェル氏、ハミッド L. シャリフ氏、エヴェリン N. フィッシャー氏による基調報告に移りたいと思います。本日は、フィリピンADB本部とテレビ会議システムで接続しております。

ミッチェル氏は、ADBの法務局長でいらっしゃいますし、シャリフ氏とフィッシャー氏は、法務局副局長であり、法整備支援を担当しておられます。ですから、特にミッチェル氏は、京都大学大学院で日本の政治学を研究なさったこともあり、大変な知日家でいらっしゃいます。そこで、本日は、このお三方に、アジア諸国におけるADBの法整備支援活動とその連携について御報告をいただきたいと思えます。なお、本日は、通訳を用意しておりませぬので、その点は御了承いただきたいと思えます。

【司会(三澤)】 Good morning, Mr. Mitchell, Mr. Sharif and Ms. Fischer. Could you hear me?

【ミッチェル】 Yes, we can hear you.

【司会(三澤)】 My name is Misawa, an attorney of the Ministry of Justice, Japan. I am the presenter of this conference. Nice to meet you.

【ミッチェル】 It's nice to meet you. Thank you.

【司会(三澤)】 We appreciate your participation in this conference and we are interested in your presentation and ADB's activities, because we think the cooperation or coordination among donors is becoming more important. I have already introduced you to the audience in Japanese. So would you start your presentation?

【ミッチェル】 Yes, we will. Thank you. I'd like to mention that I agree with you that the coordination among donors is very important.

I'm going to take a few minutes to give you a brief overview of the directions in which we are going, and then Mr. Sharif will give you more specific details about our activities throughout the region, and Ms. Fischer will focus on Vietnam and Cambodia.

The ADB has been involved in law and policy reform for seven to eight years. We have a great deal of experience now throughout the region. Currently, we are in the process of trying to distill the lessons that we have learned through this experience.



We have discovered that our interventions involve civil society, the government as well as the private sector, and, in particular, the intersection between those three spheres of activities. It can take place, for example, between the government and the private sector through the reform of local laws in China, involving the WTO accession and compliance. Another intersection might be between civil society and the government concerning reforms that are necessary in order for citizens to obtain access to justice. We have a very large program in Pakistan that deals with all sorts of issues.

We will propose new interventions that will focus specifically on the nexus between these various spheres and try to determine: Which are the best kinds, the most effective types of interventions for multilateral development banks, such as the ADB?

Now I'd like to turn over to Mr. Sharif to give you a few more concrete examples.

【シャリフ】 Thank you very much. I would like to inform you about how the ADB, as a development bank, got started in law and policy reform and the sorts of activities it has been supporting.

The ADB's interventions go back to its Policy on Governance that was adopted in 1995. In the aftermath of the governance policy, the main focus of ADB's law and policy reform activities was basically on supporting and enabling environment for a market economy.

As the ADB sees economic growth as the driver of poverty reduction, it is very important to support the market economy. For this purpose a lot of technical assistance has been provided to enable developing countries of Asia to put in place basic market laws, such as insolvency law, secured transaction law, company law, improvement in banking law, etc.

Examples of this are: in Mongolia. ADB has also supported, development of capital market; in Pakistan, the Philippines and Indonesia, and in the Kyrgyz Republic a very significant program to strengthen corporate governance has been supported by ADB.

However, as the ADB in 1999 re-engaged with poverty as the main overarching goal of its operations, the ADB's law and policy reform activities also began to support a more equitable economic growth. This has led to many new initiatives and many new areas in which we now operate.

An example of this is the support to increase the availability of information to citizens. In many countries, not even the basic laws are available and ADB has played a key role in enabling developing countries to disseminate information, particularly legal

information like laws and court decisions, to their citizens.

ADB has also had to get involved in much broader issues of access to justice. By this I mean looking at the relationship between citizens and institutions of the state that are in charge of service delivery. This has been a focus particularly in countries where ADB is supporting decentralization programs — for example, currently in Pakistan, Indonesia and the Philippines. When you look at service delivery, it's important to appreciate that the bureaucracy lies at the center of this service delivery. And, in a sense, a lot of dispensation of justice takes place at this level. Therefore, there is a need to look at government procedures, working of bureaucracies and ways to make the bureaucracy more accountable to citizens. This means that we have supported internal grievance procedure mechanisms and what lawyers understand as broad interventions in the development of administrative law.

The third area on which I'd like to focus relates to some regional initiatives that the ADB has supported. In the aftermath of the 1997 economic crisis, ADB provided support for the insolvency and secured transaction law reform in developing countries affected by the contagion. This has led to regional workshops, development of common principles for insolvency and secured transaction law reform. In fact, in many countries such as Vietnam, Sri Lanka and Bangladesh, ADB is actively involved in supporting secured transaction law reform.

The second regional initiative to which I'd like to draw your attention is the area of legal empowerment. Again, this means looking at legal and judicial reform from the perspective of access to justice issue. In the context of legal empowerment, we have looked at different mechanisms that can be used to strengthen citizens' engagement with the government and legal institutions. We have looked at the ways in which development projects can incorporate features that will enable citizens to get better service delivery.

The third regional initiative to which I would like to draw your attention is judicial independence. In the summer last year, ADB held a major seminar on judicial independence that was attended by many chief justices, law ministers and members of civil societies from many developing countries. The final study report is now available on the ADB website.

I would like to stop here and hand over to my colleague, Eveline Fischer. She will speak about ADB initiatives in the Mekong and Southeast Asia. Thank you.

【フィッシャー】 Good morning. I would like to focus, in particular, on two projects that ADB has been involved in Vietnam and Cambodia.

The project in Vietnam was a technical assistance project for the retraining of government legal officers. It was a large program for ADB; it took several years to deliver and required S\$1 million.



The thing that we wanted to achieve with this program was to change the mindset of Vietnamese lawyers, rather to change their way of thinking about legal issues. The problem was that, before, in the law schools in Vietnam there was purely lecturing and there was a rote mode of learning. People did not learn how to actively analyze issues and how to find solutions themselves. Then what happened was that lawyers, when they were confronted with a real problem and they did not have their teachers next to them, they were unable to come up with a solution by themselves, and this was what we wanted to change through this program.

What we did was, first, to have a six-month program to train trainers. We wanted this to be a program delivered by Vietnamese in Vietnamese to Vietnamese. Therefore, first the government selected a number of trainers who were already trainers or teachers at the law school in Hanoi, who had sufficient level of English; they underwent additional English training and after that they went to Melbourne University Law School, where they were trained in adult-teaching methodology, legal skills development and some specific substantive law subjects. After that, they went back to Vietnam and delivered ten courses of three months each in Vietnam. Under this program 1,000 Vietnamese lawyers were trained.

Now, as I mentioned before, one of the special values of this program was that new teaching methodologies were applied. The way the Vietnamese teachers taught their students was through dialog, role plays and moot court exercises. Of course, there were lectures on certain subjects but it was intermingled with the dialog method. Afterwards, when we went around and checked with the participants of all these training courses, we were told that what really made a difference for them and what they really liked about the program was the fact that during the courses they were not passively absorbing knowledge, but they were immediately forced to use it in the classroom.

I'll stop here about this program, except for one last point I'd like to comment about this program: that

the Vietnamese really took it over and now it is institutionalized in the Vietnamese system; they have their schools that continue delivering similar courses.

Now, a few words about Cambodia where we have been working on a technical assistance program for the implementation of the land law. This program consists of three components. First one is drafting implementing decrees; second is the training of persons who implement the law; and the third is public awareness-raising, helping people to obtain the right that they are entitled to under the land law.

About the drafting component, what is quite important is the process being involved. Rather than foreign consultants coming in, as happens so often, who draft legislation, drop it and go away, this has been a very interactive process involving the Cambodian counterparts.

Moreover, we are not only looking at the law; we are also looking at: How does it fit into the need of Cambodia and into the overall policy environment? What happens is, we start with listing policy issues that should be included in the sub-decrees. This is done through discussion with the Cambodian counterparts. Then, a policy paper is developed. The next step, also very important, is public consultation to receive written and oral comments from all stakeholders. Subsequently, a draft of sub-decrees consistent with the policy paper is developed, and then there is another round of public comments and another round of revisions incorporating public comments. Finally the draft gets approved and submitted to the Council of Ministers. Therefore, it is a very interactive program seeking the feedback from as many stakeholders as possible.

On the public awareness component, I would like to mention that we have worked with actors who have produced a video to make the land law come alive for the general public. These videos are shown on TV in Cambodia and there have been numerous reruns. The general public can see, through a drama that is an interesting show to look at, how the law actually works and what they should do in order to register their rights.

I think we are running Out of time, so I will stop here.

【司会（三澤）】 Thank you very much for your informative presentation.

Could I start Question and Answer Session?

それでは、質疑応答に入りたいと思います。先ほども申し上げましたが、本日は通訳の用意がございません。また、私の英語も大変怪しゅうございまして、御質問の趣旨を正確にお伝えする自信が全くございません。それで、是非質問者の方に

は御自身で、英語で質問をお願いいたしたいと思  
います。よろしくお願いいたします。

【森島】 My name is Morishima. May I raise  
two questions? First, I'd like to ask you, how much  
is the budget for the legal assistance program in  
general, the ADB budget for the legal assistance  
program per year? That is my first question.

Secondly, in the Japanese legal assistance  
program in Cambodia, we are now drafting the civil  
code — probably everyone knows about that. Of  
course, civil code has some relationship — not only  
some — a very intimate relation with the land law.  
So we would like to talk with the ADB staff about the  
land law and the civil code in the very near future.  
Can we discuss this matter? Since time is very  
limited, I have no time to discuss in detail substantive  
matters, but are you prepared to discuss the matter  
with us? That is my second question. Maybe the  
second one is just a request.

【ミッチェル】 On the first question, I'm going  
to ask Hamid Sharif to respond, and then Eveline will  
respond on Cambodia.

【シャリフ】 On the budget, let me say that we  
don't have any budget specified as such for law and  
policy reform activities. What happens in fact is that,  
as part of country strategies, our regional departments  
engage in a dialogue with the country concerned.  
And then, if a county is interested in pursuing law and  
policy reform, our staff will speak to them about  
possible assistance that ADB can provide. That  
assistance usually begins in the form of technical  
assistance and ranges from 150,000 to even 1 million  
or more. This may result in a loan. Again, the size  
of the loan will depend on the demand of the country  
in question. So far, we have only made one  
stand-alone loan for law and policy reform, but we do  
have, in many loans, components that focus on law  
and policy reform. And again, the size of these  
components varies according to the demand from the  
country involved. Thank you.

【フィッシャー】 Regarding the second question  
on the civil code and the land law in Cambodia, I'm  
very well aware of the issues that are on the table and I  
would be delighted to discuss it at length at some other  
occasion. So, let's keep in touch on that.

【森島】 Okay. Thank you very much.

【司会 (三澤)】 他に御質問がおありでしょ  
うか。矢吹先生、お願いいたします。

【矢吹】 My name is Kimitoshi Yabuki. I'm the  
director of the Office of International Affairs of Japan  
Federation of Bar Associations. Our federation, the  
JFB, has involved in the training of lawyers in  
Cambodia for several years. Through that experience  
I have one question.

Financial institutions, like World Bank and ADB,  
are very often in the center of coordination of donor  
organizations. My question is, how can you  
coordinate your two laws? The first law is the law  
for a financial institution; the second one is the law as  
a supporting organization of developing countries.  
You always discuss poverty reduction or human rights.  
However, what financial institutions have done and  
focused on so far are finance-related laws, like secured  
transaction law, arbitration law or bankruptcy law  
which require to be effected expeditiously. In my  
experience, I got an impression — if my impression is  
not correct, please correct me - that financial  
institutions put importance on the speed and certain  
types or areas of law as I mentioned earlier, and do not  
finance the training of legal professionals. However,  
in developing countries, assistance in many areas,  
such as the training of legal professionals, needs  
certain period of time. For example, in Cambodia,  
Japan and France have worked on the training of  
judges and lawyers, but ADB has not been involved in  
the training of such professionals. So, my question  
is: How have you coordinated your laws, laws of a  
financial institution and laws for coordinating human  
rights and donors in such countries?

【フィッシャー】 Thank you very much. I  
think there is a misunderstanding that ADB is only  
focusing on the legislation in the financial area. For  
instance, the land law in Cambodia is a quite different  
area and we are not only involved in the legislation in  
that area, but also in the training. Under this program,  
for implementing the land law, we have developed a  
training book, which is now being used in the royal  
school for judges and prosecutors.

So, we are focusing on quite different subject  
matters. I hope that that answers your question.

【森島】 May I interrupt you? Morishima again.  
For the training, are you providing loan or you provide  
just free training courses?

【フィッシャー】 We are not providing a  
separate loan for training. We do provide technical  
assistance.

【森島】 By yourself? In that case, as a financial  
institution, are you allowed to provide such service to  
the developing countries? That may be his question.

【フィッシャー】 ADB provides the funds,  
which are used to pay for external consultants selected  
by ADB in consultation with the government  
concerned. ADB staff work closely with the  
consultants.

【野口】 May I add one thing...? 野口ですけれ  
ども、今出てきている言葉の中で、テクニカルア  
シスタントというのは、グラントで、返さなくも  
いい金のことです。ローンのほうは、10年とか

20年とかをかけてバロアのほうが返す金です。それで、ADB の場合は、このLPRのプロジェクトの大半は、グラントのテクニカルアシスタントでやっていますけれども、先ほどハミッドが説明しましたように、パキスタンの関係では、access to justice のローンなどがあると。これは別の形態であります。

【司会（三澤）】 矢吹先生、よろしゅうございましょうか。

それでは、時間の関係もごさいますので、午前の部を終了いたしたいと思ひます。

Thank you very much for your participation in spite of your tight schedule. I sincerely appreciate you, Mr. Mitchell, Mr. Sharif, Ms. Fischer and Mr. Noguchi. Thank you very much. (拍手)

それでは、これで午前の部を終了いたします。これから昼食の休憩に入ります。午後の部は1時30分より開始いたします。その時刻までにこの会場にご参集ください。

それでは、これにて午前の部を終了いたします。ありがとうございました。

( 休 憩 )

#### 基調講演

#### 「ラオスの司法改革と日本の支援」 ダヴォン・ワーンヴィチット ラオス最高人民裁判所副長官

【司会（三澤）】 それでは、時間が参りましたので午後の部を開始いたします。

午後はまず、ラオス最高人民裁判所ダヴォン・ワーンヴィチット副長官より基調講演をいただきます。ダヴォン副長官は、現在ラオス法整備支援プロジェクトの一環である判例集改善等のために来日中です。ダヴォン副長官のほかにも数名のラオスの法律家の方々が現在来日中でいらっしゃいまして、本日後方のブースにてダヴォン副長官の講演をお聞きになっていらっしゃいます。

ダヴォン副長官の講演の演題は「ラオスの司法改革と日本の支援」でございます。本日、ラオ語と日本語の通訳を名古屋大学の瀬戸裕之氏にお願いしてございます。それでは、ダヴォン副長官、よろしくお願ひいたします。

【ダヴォン】 会場の敬愛する皆様、そして日本の皆様こんにちは。私はこの度セミナーに参加し、日本の皆様と意見を交換する機会を得られたことについて、ラオス人民民主共和国からの研修員を代表して、心から感謝の意を表したいと思ひます。



この度のセミナーは重要なテーマのもとに行われております。我々はこのセミナーをグローバル化の時代にラオスの法制度を発展させるための貴重な教訓を得る場であると感じております。さらに、この度のセミナーの主催者、とりわけ日本の法務省法務総合研究所に対し、我々に、日本の皆様から直接よい経験及び実践を学ぶための機会を与えてくださったことについて、感謝の意を表したいと思ひます。

我々は日本で得た経験及び実践をラオスに持ち帰り、法務に関する本、例えば検察官マニュアル、民法や商法の教科書、判例集などの今回のセミナーで得た知識を基に作られた本の作成を実現させるために、それらの知識を応用していきたいと考えております。

私の時間は限られております。そのため、大きく二つの部分についてお話ししたいと思ひます。すなわちラオスにおける法整備と日本からの支援であります。初めに、ラオスにおける法整備について御説明します。まず、ラオスにおいて憲法及び法律が制定される以前のことについて御説明申し上げます。1986年にラオスは改革路線を開始しました。すなわち外国との関係を開放し、計画経済を市場経済へと転換して、法律によって国家及び社会を管理するという路線を実行しました。

その実行の手段として法律及びその他の法令は最も必要なものであると言えます。1989年の終わりごろに、刑法、刑事訴訟法、人民裁判所法、検察庁法などの法律が第2期最高人民議会によって採択され、国家主席令によって公布されました。憲法については1991年8月15日に公布されました。これらは、国の経済、社会を管理するために憲法及び法律が制定され、真に市民の権利が保障されるようになった歴史上重要な出来事でありました。

次に、憲法及び法律が制定された後について御説明します。憲法の制定以降の司法機関、すなわち人民裁判所と人民検察庁に関して御説明しますと、それらの二つの機関が分離独立した機関となりました。かつては、最高人民裁判所と人民検察庁は司法省の中に置かれており、司法大臣が一人でこれらの職務を担当しておりました。この時期における裁判所制度について御説明しますと、最高人民裁判所、地方人民裁判所、これには県レベルの人民裁判所と郡レベルの人民裁判所が含まれます、並びに軍事裁判所によって構成されておりました。

そこで重要なことは、それぞれの法廷が裁判官1名と人民参審員2名によって構成されていたことでもあります。このような人民参審員制度は1991年12月まで行われておりました。しかし、その後廃止されました。というのも、人民参審員に不備があったからであります。例えば、各人民が自らの機関や工場での自らの仕事があるために、定期的に裁判所で人民参審員としての職務に就くことができず、事件を検討する時間があまりない上、法律面の知識が限られていたために、事件の審理において困難を引き起こしていたからであります。

次に、その時期において裁判所及び検察庁で働いていた人材について御説明したいと思います。彼らの多くは1985年に設立された、ラオスで唯一の法曹養成機関である中級法律学校を卒業した法律家であり、まだ若く、経験も豊富ではありませんでした。そのため初期における任務の実行において多くの失敗を避けることはできませんでした。ともあれ全国の人民裁判所は継続的に判決を行うことができ、多くの事件において紛争当事者に対し正義を実現してまいりました。また、ある一定のレベルにおいて法律に違反する行為を制限してまいりました。

立法についてですが、行政、経済、文化、社会及び天然資源の分野に関して管理するための明確な法律が制定されてきました。例えば政府法、事業法、教育法、土地法、農業法、森林法などでありまして、それらすべてを合わせてこれまでに約50の法律が制定されてきております。

ラオスの経済社会状況が発展してきていることに伴い、また、ラオスと国際社会との結びつきが

ますます強くなってきていることに合わせまして、2003年の5月に憲法を改正し、そのほかに幾つかの新しい法律を公布しました。

次に、憲法を改正して以降の法律の公布状況について御説明します。人民裁判所に関する憲法改正の内容に基づきまして、人民裁判所制度に控訴裁判所が新たに加えられました。また、必要な場合に依じて国会常務委員会の決定に基づき部門別の特別裁判所を設置できることになりました。

また、改正された憲法の第80条におきましては、最高人民裁判所は国家の最高裁判機関であると定めております。最高人民裁判所は、すべての級の裁判所及び軍事裁判所の司法行政を行い、すべての裁判所の判決を検査できることになりました。これまでににおいては、地方人民裁判所は司法省の直接の管轄下に置かれていたからであります。

2003年10月21日に、第5期国会におきまして人民裁判所法及び検察院法を改正いたしました。この改正された人民裁判所法の新しい内容は、最高人民裁判所、控訴裁判所、県（及び中央直轄市）人民裁判所に刑事部、民事部に加えて、新たに商事部、家庭部及び児童部を設けることになったことです。最高人民裁判所は、訴訟当事者から破棄を求められている、又は人民検察官から異議が出されている控訴裁判所、県・中央直轄市人民裁判所が控訴審として既に審理し、判決を出した事件につきまして、上告審、あるいは破棄審として審理を行います。

かつては最高人民裁判所が第一審となったり、あるいは破棄審、監督審として事件の審理を行ってきました。そのために、これまで裁判事件を長引かせ、裁判所の判決の執行を差し止めていた原因になっていたからであります。

その他に検察庁の組織の問題、あるいは司法省の活動の問題につきましては、もしお時間がありましたら、皆様からの御質問に答えさせていただきますと思います。

今日、我々は人民裁判所の制度が徐々に完全なものになるように改善及び設立を行っている最中でありまして。特に、控訴裁判所につきましては、法律によればラオスの北部、中部及び南部に設置される予定であります。まずは首都ビエンチャンに中部控訴裁判所を試験的に設置する予定であります。そして、そこにおいて教訓を蓄積してから、北部と南部にそれを拡大して設置する予定であります。

私の予想するところでは、2004年の3月の中旬、あるいは4月の初めに第5回通常国会が開かれます。そこにおいて新しい法律を採択し、また、幾つかの法律を改正する予定であります。例えば、裁判所判決執行法、あるいは刑事訴訟法、民事訴訟法を改正する予定であります。

次に、私は第2部として、日本からの支援について述べたいと思います。とりわけ司法及び法律

分野における日本の支援について御説明したいと思っております。1998年より日本の専門家がラオスを訪問し、ラオスの法律分野の職員に対しまして法律に関するセミナー、あるいは研修といったものを行ってまいりました。1999年以降、多くの学生が修士レベルの法学教育を受けるために、名古屋大学に留学しております。

2000年12月28日に、日本の作業グループ及び専門家が話し合いを行い、相互に意見を交換した後にラオス側の関係機関、すなわち司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院と協力しまして、司法及び法律分野におけるプロジェクトの覚書に調印をしました。そして、2003年8月8日に司法及び法律の発展のためのプロジェクトにおける技術協力に関する覚書に署名いたしました。これらの協力は、我々裁判所にとって重要な出来事であります。

ラオスが、他の国、又は他の国際機関よりも、日本から法律面の支援及び協力を求めたかった理由は以下のとおりであります。まずは、ラオスの人民と日本の人民の文化及び習慣がとてもよく似ているからであります。二つ目の理由は、日本の法律が非常に整って十分なものであるからであります。そのため、ラオスにおいてこれを応用することができると思われました。さらに、日本における人的資源が他の国よりも進んでいると見ております。三つ目の理由としましては、日本の科学技術が非常に高度に発展しているからであります。

過去3年間におきまして、ラオスと日本が合意して次のことについて協力を行ってまいりました。一つ目に、司法及び法律業務というテーマによりまして裁判所職員及び法律関係機関の職員に対してセミナーを開催してまいりました。二つ目に、ラオスの裁判所職員及びラオスの他の法律関係機関の職員に対しまして、日本において研修を行ってまいりました。三つ目に、法律の起草及び法律の管理における技術面における支援を行ってまいりました。四つ目に、法律の起草において資料、情報及び機材を与え、法制度の発展、特に裁判所の改善のために支援してまいりました。

以上、述べましたように、今日までにおいてJICAはラオスの職員に対する法律に関する研修を日本とラオスの両方で行ってきておりまして、さまざまなラオス側の機関から研修に参加した職員は全部で約600人以上にも及んでおります。この研修の特徴といたしましては、法律の問題を明確に理解させるために、まず研修を5週間行い、それぞれの科目について学習させた後に、JICAは試験を実施しております。それは、そのトレーニングの質を高めるためであります。

次に、将来この協力のプロジェクトが効果的に実行されるために、特に最高人民裁判所について日本及びラオスは次の活動を行う予定であります。一つ目に、最高人民裁判所の中に作業チームを設

け、詳細な作業計画を作成することです。二つ目に、選抜した判決の内容をチェックすることです。三つ目に、判例集の内容を執筆することです。四つ目に、判例集を印刷し、各機関に配布することです。五つ目に、判例集の執筆及び作業の進みぐあいを検査することです。六つ目に、裁判所職員及び法律家に対して、法律問題に関する教訓を継続して提供することです。七つ目に民法及び商法に関するテーマのセミナーを行うことです。八つ目に法律家のためのセミナーを、少なくとも1年に1度行うことです。九つ目に、ラオスの裁判所の職員及び法律家に対して、日本での研修を引き続き行うことです。

私が日本に来る直前の2003年12月23日に、過去におけるこれまでの活動の評価及び将来に行うべきプロジェクトの活動計画に関する会議を最高裁判所、人民検察院、司法省の三つの機関による共催で行いました。これによって、これまでのプロジェクトそして将来のプロジェクトの実行における相互の理解が形成され、また、日本側とラオス側は相互が誠実であるといったことが明らかになりました。

最後に、参加してくださった皆様のますますの御発展と御多幸を心よりお祈り申し上げたいと思っております。日本とラオスの間における法律面の協力が今後とも持続し、更に一層発展することを心より願っております。ありがとうございました。

【司会(三澤)】 ダヴォン副長官、どうもありがとうございました。時間の関係もございまして、会場から一つだけ質問をお受けしたいと思います。質問のある方は挙手願います。

【質問者】 国際協力部教官の山下です。憲法改正の経緯を説明していただいてありがとうございます。裁判所制度の改革で控訴裁判所はいいのですが、説明によると、国会常務委員会の承認を得て特別部門の裁判所を設けることができると改正したということです。一方で、先ほどの説明では、民事、刑事部のほかに商事部と家庭部でしたか、新たに設けたとあります。その特別部門の裁判所というのは商事部のことを言うのでしょうか、それとも、それとはまた別個のことを言うのでしょうか。以上です。

【ダヴォン】 御質問ありがとうございます。まず最初に、特別裁判所についてであります。特別裁判所は憲法の改正によりまして国会常務委員会の提案により、必要がある場合におきまして設立することができるようになりました。この特別裁判所というのは、現在ある人民裁判所の制度の中に設けられるものではありません。そして、先ほど私が申し上げました商事部、あるいは家庭部、児童部といったものは、現在ある裁判所の中に設けられるものであります。

まとめますと、そのために特別裁判所というも

のは現在ある人民裁判所の制度の外に置かれるものであります。例えば私の知っている限りでは、フランスにおきましては行政裁判所、あるいは商事裁判所が通常の裁判所の外に置かれているものと認識しております。以上です。

【質問者】 ありがとうございます。

【司会（三澤）】 ダヴォン副長官、どうもありがとうございました。また、通訳の瀬戸さんもうもありがとうございました。

それでは、これにてダヴォン副長官の講演を終了いたします。（拍手）

法整備支援現場レポート  
（インドネシアから TV 会議）

平石 努

在インドネシア J I C A 企画調整員、弁護士

【司会】 それでは、引き続きまして平石努弁護士による「法整備支援現場レポート」をいただきます。本日はインドネシア J I C A 事務所とテレビ会議システムで接続されております。平石弁護士は 2003 年 9 月から在インドネシア企画調査員としてジャカルタに滞在しておられます。平石弁護士の派遣に当たりましては、日本弁護士連合会が全面的に協力しておられまして、その関係で本日は日弁連国際室長でいらっしゃいます矢吹公敏先生にお越しいただいております。

矢吹先生は先ほど ADB とのセッションで自己紹介なさっておられましたが、国際室長として法整備支援に長期的に、かつ、深く携わっておられます。矢吹先生、どうぞ前のほうにお越しく下さい。また、法務総合研究所国際協力部では、教官の山下輝年がインドネシアを担当しておりますので、山下もまた参加いたします。では、矢吹先生、山下教官、どうぞよろしく願いいたします。

【山下】 私たち二人が前に出る趣旨は、平石さんが向こうから見ていて少しでも知った顔がいたほうが安心するだろうということで、こんな顔でよければということで前に出ることにいたしました。平石さん、聞こえますか。

【平石】 はい、聞こえております。

【山下】 まず、いつごろからそちらにいて、これまでどんな活動をしてきたかを簡単に御紹介していただければ。もちろん、自己紹介を含めてですけれども、よろしく願いいたします。

【平石】 ありがとうございます。2003 年 9 月の下旬から、司法改革関連の J I C A 企画調査員としてこちらに派遣されております平石と申します。まだこちらに来て 4 か月ほどですが、本日は、現地で生活し、いろいろな調査を行った結果ですとか、現状の感想といったものをお話できればと思っております。

私のこちらでの活動としましては、インドネシアにおける日本からの司法改革支援プロジェクト発掘のために、司法制度、司法改革の現状や、課題にかかわる調査、検討などが主な内容になっております。

【山下】 すみません、ちょっとよろしいですか。マイクが遠いみたいなのですが、近付けられませんか。聞こえますか。そちらの声もよく聞こえるようになりましたので、先ほどの話したところの続きからで結構なのですが、活動の内容をお願いいたします。

【平石】 活動の内容といたしましては、インドネシアにおける日本からの司法改革プロジェクト

ト発掘のために司法制度ですとかの改革の現状、課題の調査、分析が主な内容になっております。

【矢吹】 平石さん、矢吹です。私のほうから一つ質問させていただきます。インドネシアで現在、司法改革が行われていると思いますけれども、こういった点が一番重要な点なのでしょうか。

【平石】 インドネシアの司法制度の背景から説明させていただきます。インドネシアは300年以上にわたりましてオランダの長期的な



支配下にありました。その間に法の支配が行われてこなかっただけではなく、1945年からの独立以降におきましても、1998年のスハルト政権崩壊による、いわゆる開発独裁時代が終了するまでにおいて、意図的に法の支配が軽視されたという経緯がございます。

その結果、ここまで国の規模が大きくなっていくにもかかわらず、法の整備、司法制度等の強化が遅れている背景がございます。現在におきましても、法律自体は存在しますが、民法、民事訴訟法、刑法などかなりの法律に関してオランダ統治時代のものを使用している状況にあります。それらの法律の原文はオランダ語なのですが、現在の法律家はオランダ語を解きませんので、インドネシア語の翻訳が使用されて、翻訳の誤りの危険性も指摘されております。

裁判制度に関しましても、判決文の理由付けは十分ではございませんので、同様の事案に対する判断も統一性がないなどの、様々な問題がございます。訴訟手続とか、裁判所の内部制度、裁判関係者の能力開発などの改革を要する点は多いのです。また、司法マフィアなどと呼ばれて、司法関係者の間に広く汚職が存在すると言われており、これも問題とされています。

【矢吹】 そういった背景を踏まえて、現在司法改革ではこういったことが重要視されているのでしょうか。

【平石】 司法改革につきましては、インドネシア国内でも重要なこととして認識されております。毎日とは言いませんけれども、週に何回かは司法改革関連の記事が新聞に掲載されています。私がこちらに来ましてから4か月の間にも、憲法裁判所が活動を開始したりですとか、憲法を改正する憲法委員会や反汚職委員会が設立されたり、法務人権省から最高裁判所に下級裁判所に関する司法行政権移管のための法改正が行われるなどの動きが見られます。

その中でも、最高裁判所長官は改革に積極的に2003年10月に最高裁判所から包括的な裁判所の改革計画が発表されました。

【山下】 すみません。やはりマイクが遠いの

で、もっと手前に引いていただいて、逆に手で持っていていただくぐらいで話していただけるとありがたいのですが。しゃべってみてください。聞こえますか。

【平石】 聞こえております。

【山下】 その状態をお願いいたします。憲法裁判所がつくられて、もう活動し始めたのでしょうか。その辺は御存じでしょうか。

【平石】 憲法裁判所が設置されて、様々な法律が現在審議されております。

【山下】 分かりました。平石さん自身は弁護士で、もちろん日本の裁判実務もよく知っておられると思われませんが、インドネシアの裁判所の現実を見に行かれたことはありますか。そのとき受けた印象でも皆さんに御紹介できればと思います。

【平石】 昨年12月に中央ジャカルタ地方裁判所に視察に行ってきました。中央ジャカルタ地方裁判所は、インドネシアにおきまして中心的な裁判所になりますが、ここでもインフラ的にはエアコンが使われている法廷は一つしかございまして、一般の法廷では窓とかドアを開放して審理を行っている状況でございました。

また、多くの方が裁判所の内外にあふれておりまして、強烈な印象を受けました。現地の弁護士の方にお聞きしましたところでは、審理の期日は設定されるのですけれども、審理の順番ですとか時間が設定されることはなくて、朝、弁護士が裁判所に行きましてから、書記官に出頭を報告すると、その後、何時間でも待たされるといった状況でした。

審理の順番だけではなくて、裁判手続の進行とか、判決書の交付まで、事件管理手続きに書記官と裁判当事者の間に癒着が生じやすいような不透明な制度であることが問題だと思います。

【矢吹】 平石さん、ありがとうございます。私から最後の質問ですけれども、平石さん、随分長く法整備支援に参加することを希望されてインドネシアに発たれたわけですが、現地で何か苦労話等があれば御紹介ください。

【平石】 苦労話と言うのとは少し違うかもしれませんが、二点隔靴搔痒といえますか、フラストレーションを感じる点がございまして、一つ目は言葉の問題でございまして。インドネシアの司法制度を調査するに当たりましては、法律ですとか判例の原文を直接読めれば、それが早くて正確だと思うのですが、いかんせんなかなか資料を理解して読めるところまでは至っておりませんので、限られた翻訳資料で調査を進めなければいけないところにフラストレーションを感じます。

また、二つ目にインドネシアにおきましてはまだ本格的なプロジェクトは始まっておりませんので、私はインドネシアのJICA事務所の中に席を置いて活動をしておりますが、カウンターパートと密にコンタクトを取るのが難しいことがござ



います。

【山下】 カウンターパートと連絡をとるのが難しいということですが、一昨年あたりからインドネシアに対して研修をやっているのですが、研修に行った人たちとはコンタクトは取ったりはしておられますか。

【平石】 はい。研修から帰られた方とはコンタクトをとらせていただいております。私はこちらに来るまで、インドネシアの司法関係者の方との行き来はなかったものですから、研修から帰られた方ですとか、日本で研究をされた方とコンタクトをとりまして、個人的にお付き合いをさせていただいております。

【山下】 協力的でしょうか。それとも、なかなかコンタクトがとれないとか、そういうことはありますか。

【平石】 研修で日本に行かれた方につきましては、非常に親目的な方々ばかりで、日本の司法制度に対する比較法的な視野もございますので、御協力をいただいております。

【山下】 分かりました。まだ二、三分ありますので、せっかくですから、もし会場の方で何かインドネシアにいる平石さんに聞きたいこと、あるいは、インドネシアに行かれた経験がある方で助言してあげたいことがありましたら、是非お願いしたいと思います。作本さん、どうぞ。

【作本】 平石さん、お元気ですか。アジア経済研究所の作本です。インドネシアの暑い中で、今回の法整備支援の御活躍、御苦労さまです。とりわけインドネシアでは、今裁判制度の改革に大きな焦点が当たっておりますので、おそらく支援のほうもかなり難しいこともあるかと思っておりますけれども、どうぞお体に気をつけて頑張ってください。

【平石】 どうもありがとうございます。

【山下】 他にございますでしょうか。マイクのある席に移ってください。

【島田】 初めまして。名古屋大学の島田と申します。何度か御連絡をいただいたのですが、なかなかお会いできなくて申しわけありません。最近の話を聞かせていただいて、大変参考になりました。私から、法整備支援の発掘ということで、是非この点について調べてみてほしいというお願いを二つほど申し上げたいのですが。

一つは、こちらの法務総合研究所での研修が過去に2回行われています。その間に裁判所や検察の方がいらっしゃっていましたが、主にジャカルタ近辺の方が中心でした。これは選任の、セレクションの作業の都合などもあるのですが、主にジャカルタ中心の方が来ていました。やはりジャカルタの裁判所の質というのかなり悪いのですが、地方に行くと更にそれが劣悪になっているという状況もあります。したがって、是非地方での能力向上にはどういう手法が可能かということ、一

度お調べいただけたらいいと思います。

もう一つは、今回日本の法整備支援で主に対象になっているのが、裁判行政能力の向上という点に焦点が置かれています。私が是非お願いしたいのは、一般国民の方が裁判所へのアクセスをどのように確保されるかという問題に少し注目していただければいいと思います。インドネシアではもともと法律扶助 NGO というのが非常に盛んです。これは日本のものとは性質が違うかもしれませんが、これはかつて法の支配があまり重視されていない時代においても、非常にインドネシアの一般国民の方が法裁判所を利用するのに役に立っていました。

ただ、最近聞くところによりますと、どこも非常に財政的に困難で、ほとんど破産の危機に瀕しているということも聞きます。もちろん、そこに経済的支援を送るというのはどうかと思うのですが、ただ、今の法整備支援では重視されていない裁判所へのアクセスという問題についても、是非何か役に立つプロジェクトを考えていただければいいと思います。ありがとうございました。

【平石】 貴重な御意見ありがとうございます。能力の問題もありますけれども、御指摘いただきました点に留意しまして、これから努力したいと思います。

【山下】 どうもありがとうございました。慣れないニュースキャスターと慣れない現地レポートのようで申しわけありませんでした。平石さん、どうもありがとうございました。

【矢吹】 ありがとうございました。

基調講演  
「ドナー間における支援の相克と日本の支援の調整」

森島昭夫  
地球環境戦略研究機関理事長  
名古屋大学名誉教授

【司会（三澤）】 それでは、引き続きまして、森島昭夫先生の基調講演に移りたいと思います。森島先生、どうぞ前方にお越しく下さい。

森島先生につきましては、改めて御紹介申し上げるまでもないのですが、地球環境戦略研究機関理事長、名古屋大学名誉教授でいらっしゃいます。法整備支援の分野におきましては、JICAベトナム法制度整備国内支援委員会委員長であり、民法改正共同研究会委員長でいらっしゃいます。また、カンボジア法制度整備につきましても同様であり、国内支援委員会の委員長であり、民法部の会長でいらっしゃいまして、まさしく我が国の法制度支援事業の第一人者でいらっしゃいます。

本日は森島先生から、「ドナー間における支援の相克と日本の支援の調整」という演題で講演をいただきます。なお、これより後の講演、報告につきまして、御意見や御質問は4時5分からの自由討論、質疑応答の際にお寄せいただければと思います。それでは、森島先生、どうぞよろしくお願い申し上げます。

【森島】 森島でございます。今日の演題でございますが、「相克」という言葉が使っておりますけれども、これは、ドナーの思惑がそれぞれ違っているということで、この言葉自体は主催者側からいただいたものですので、そのように御理解いただきたいと思います。また、「調整」とございますけれども、調整できるということではなくて、調整が困難だという意味でございますので、それもあらかじめ御理解いただきたいと思います。

今御紹介がございましたように、私はJICAによる法整備支援のプロジェクトが始まる前から、名古屋大学にいましたころから法整備というよりも、ベトナム等において法律がどういう状況になっているかということ調査したりしてアジアの法律家と交流してきた関係で、最初からJICAの法整備支援事業にもかかわってまいりました。そこで、その経験に基づいて法整備支援事業というものについて若干お話し申し上げたいと思います。

なお、法整備というものは、それぞれの方がイメージを持っておられるでしょうけれども、現実にはそれぞれの国がその国益に基づいてODAを展開しておりますし、また、国際機関もそれぞ

れの国際機関の戦略に基づいて法整備を展開しているわけでありまして。また、支援というのも、現時点ではODAないしは国際機関による無償支援、あるいは投資（融資）という形で行われているわけでありまして、人によっては法整備支援はこのような国の事業ではなく、民間が展開すべきであると言う人もいます。

先ほどNGOの話がありましたけれども、NGOがいろいろと裁判へのアクセス等について、途上国の一般の人たちに対してサポートするという自体については、もちろんそれをやっていけないということは全くありません。例えば名古屋大学などでも、JICAの事業が始まる前からそういうことをやってきたわけでありまして。しかし、先ほどのADBの話でも分かりますように、法整備支援事業ということになりますと、かなりの資金がかかります。金のかかることでありますから、ここでお話をしている法整備支援事業というのは、資金がなくて行ういろいろな試みについては、ここでは一応お話の範囲外ということで進めたいと思います。したがって、ここで対象としている法整備支援事業というのはODAないしは国際機関が資金をつけてやっていく事業ということでお考えいただきたいと思います。

このような形である国なり国際機関がやってきた、他の国の法律あるいは法制度に対する整備をしていこうという事業、と申しまししょうか試みは、1960年代にアメリカが、アフリカの諸国が第2次世界大戦後独立していく過程で、ロー・アンド・ディベロップメントという一環として、共産諸国に対する対抗勢力をつくるために、これらの国にアメリカン・デモクラシーを植えつけるために、アフリカ諸国にさまざまなアメリカ式の民主主義国家をつくることを目指して、ハーバードやエールの若手の研究者たちを中心に新しい国家創りの、顧問群を送り込んだわけでありまして。

しかしながら、それは結局御承知のように、アフリカの諸国に軍事政権をつくったり、あるいは一部の権力者をつくることになり、うたい文句としては、人権を守り、民主主義を確立するということだったのですけれども、政府の形はつくったけれども、結局はあまりアメリカン・デモクラシー、あるいはルール・オブ・ローは根づかなかつたわけでありまして。そこに送られた研究者たちは失意のまま帰って、例えばエールなどでアフリカン・ローをその後講義した人たちは、このロー・アンド・ディベロップメントに対して非常に批判的な講義を展開したことは、ここにご出席の何人かの方は御存じかと思ひます。

その意味で、1960年代にアメリカが展開した法整備は、アメリカのその当時の国益、つまり共産諸国に対抗する政治体制をアフリカの諸国に打ち立てようとした施策、そのためのアフリカ諸国の法律制度というか、政治体制をつくらうと

した試みであったわけであります。

その後、1980年代の終わりごろになりました。御承知のようにソ連が崩壊をしました。そして、東欧の諸国がソ連圏からほうり出された過程で東欧諸国が経済的に再建をするために、EBRDというヨーロッパのADBやワールドバンクみたいなものですが、ヨーロッパ復興銀行がこれらの国に資金を融資することになりました。しかし、それまで共産主義のソ連圏でしたから、東欧諸国ではお金を貸すのにあたって、受け皿となる担保法であるとか破産法はありませんでした。しかし、先ほどの矢吹先生の質問にもありましたが、EBRDは、融資をするための国際銀行でありますので、資金回収ができないところに金を貸すわけにいきませんから、担保法等をきちっと整備するために、融資を行う国に対してEBRDから職員が送られてきて、急遽これらの法律の整備をしたわけですね。しかし、EBRDは金融機関ですから、法律一般の整備はそのマンドートを超えますから、基礎的な法律は後でおつくりなさいということで、ローン貸す条件としての法整備が行われたというわけです。

しかし、東欧諸国は従来ヨーロッパの法律を背景に持っていますから、そうした担保法などを受け入れるということで、いろいろコンフリクトはあったかもしれませんが、それはそれで受け入れていくことができたわけであります。しかし、その後問題になりましたのは、中央アジアであるとか、アジアの国、カンボジアなどもそうありますけれども、先ほどお話がありましたように、それまでヨーロッパ法の伝統を持っていない国が市場経済に移行するに当たって、外国と取引をしたり、外国から投資をしてもらわなければならないことになるわけですが、そこへADBなどが乗り込んできたり、UNDPというのは融資銀行ではありませんけれども、UNDPなどが出てきますと、金をつぎ込んだけれどもそれが消えてしまわないような措置をきちんととるために立法措置や政府機関の整備をしてくれということで法整備の要望をしております。そこで国内的な体制整備の必要性に加えて外部からも法整備が求められているわけであります。こうしたいきさつの中で、1990年代の半ばぐらいから、これら市場経済移行国で法整備支援の要望が非常に強まってくるわけでありまして、我が国にもそうした中で法整備の要請が来ているわけであります。

このようないろいろな背景があつて、法整備が求められるわけでありますが、それでは、支援の内容、方法はどのようなものであつたかということになります。一つは、法律に関する技術的な支援であります。単純なものは、先ほども申しました担保法を立法してくれとか、破産法を作ってくれとか、それからもうちょっと大きな法律ですと、午前中竹下先生のお話もありました、民事訴訟法

とか、民法などの、個別の法律技術の移転をするということであります。

そして、さらにもう少し複雑なものになりますとシステムとして制度的な改革を求めるもので、例えば、裁判制度の改革ですが、その改革に当たっては、個別の立法で民訴法とか、先ほども問題になっていました商事裁判法とか、そういうものもかかわってきますけれども、体系的に制度そのものを変えていくということが入ってまいります。

ワールドバンクは、ルール・オブ・ローということを書いており、裁判制度の改革かと思うと、実はアメリカ的な法の支配、つまり、判例法を入れていこうということですね。アメリカの裁判制度と判例法を入れていこうということで、ワールドバンクが旧ソ連圏やアジアへの導入に大変関心を持っています。この話はまた後でいたしますが、ガバナンスとか何とかいうことは、実はアメリカ的な裁判制度を持ち込むこと、コモン・ロー的な考え方を入れるということであります。

裁判制度の改革だけではありません。他にもいろいろな制度の改革がありましようけれども、システムとしての制度改革を支援する場合には当然、先ほど最初に挙げた技術的な、法技術の移転ということが中には含まれているわけであります。

それから、法的な人材の人材育成ということもあります。法的な技術移転をするにしても、制度改革をするにしても、それを支える人材は、特に中央アジアとか、アジアとか、もともと市場経済法的な伝統を持っていないところでは人材がおりませんので、法や制度を運用する人材を育成する必要があります。これには短期の人材育成もありますけれども、極端な場合には、大学教育も含めて長期にわたる基本的な人材育成を必要とする場合があります。

もちろん、細かく言えばこのほかにもいろいろあるでしょうが、大きく言えば、以上のような支援の仕方があるわけであります。この他に、これらに伴って判例集とか、法令集とか、データベースを作るとか、様々な機材の供与というものがあります。

さらには裁判所の建物をつくってくれとか、担当職員の給与の補助をしてくれとかいった法整備支援の要請もあります。

そして、これらの支援の方法、内容は、実は支援国の戦略あるいは目的とかかわっているわけであります。そこで、次に、法整備の戦略がそれぞれの国によってどう違っているのかについて見てみたいと思います。実は、ドナー間における支援の相剋といいますけれども、これはドナーがどのような戦略を持って乗り込んでくるのかということにかかわっているわけであります。例えばEBRDとか、ADB、これらはもともと融資、ファイナンスをやる機関であ

りますから、国際機関といえども、メンバー国はみんな資金を拠出しているわけですから、自分たちが出した金がただ使われてしまうわけにはいかないわけで、融資した資金の返済が担保されるような法制度の整備をEBRDに求めるわけで、そこでEBRDの法整備の戦略は最初から資金回収のために被支援国の利益を直接目的としていないわけです。

先ほど私がADBに質問したさい、シャリフという人に予算は幾らだと聞きましたら、予算はないと言いましたけれども、それは当たり前です、融資をする機関で、ただで出す予算を最初から持っているわけではないわけです。後から女性がグラントだと言いましたが、あれは、もともと銀行の予算にはないもので、多分ADBですから、日本政府だと思えるのですけれども、ADBが日本政府に対して無償のグラントを法整備のために別途出してくれと言って、日本が拠出金以外に金を出したのだらうと思います。

そうしますと、日本から銀行業務とは別の用途に使える金をもらっているのですけれども、日本の顔はそこで消えてADBの金になって、ADBの融資の予算とは別にグラントとしてADBが付けてやるわけです。ところが、オランダのような国は、グラントとして出す場合にはちゃんとオランダの旗を立てさせるわけです。日本は謙譲の美德なのか、日本のポリシーをグラントに反映させていないのです。後で申しますけれども、ワールドバンクが法整備について調整をするための予算は、実は日本から出ている金なのです。日本はこれについて何も注文をつけずに黙って出しているものですから、結果的にはJICAの法整備の方針と接触するような調整をその金でやろうとしているわけです。私はそれを後で知ったものですから、そこでJICAを通じてワールドバンクの日本の理事に話をしてもらって、その話しをとりあえず差し止めてもらったということがあります。これは後でお話しますが。

実は、ファイナンスをする国際機関は、もともとただで金を使ってはいけません。それは当たり前なのです。見返りが無い金を勝手に使ったら、それは拠出入国に対する背任行為で理事の責任になりますから、ただで金をつけるときには、必ずただで使える金を別にグラントとしてよそからもらってきてやるのです。ADBとか、EBRDというのはこれまでそういう金はあまり持っていなかったのですけれども、最近では、環境関係などについては特にそうですけれども、かなりこのようなお金を持つようになってきました。ADBはごく最近かなり持つようになってきました。ワールドバンクはかなり前から持っていましたけれども。

それはともかくとしまして、EBRDやADBの法整備支援の戦略としては、資金回収

のために必要な法律の整備を自分の拠出者の利益のためにきっちりやるということでありまして。ですから、先ほどADBに私が質問しましたが、土地について担保をとって融資をしなくては行けませんから、そこで担保法絡みで土地法についてまずディクリーをつくらせているわけです。そこで土地法がJICAが作ろうとしている民法とかかわってくるので、ちゃんと調整しましょうと言ったのは、そういうことでありまして。

彼らの戦略、自分たちが融資する金がただで消えてしまわないようにするという目的のもとで、それに必要な法をきっちりカンボジア側にのませようとしているわけです。それをしなければお金を貸さないということでありまして、彼らのほうからすれば当然のことをやっているわけです。しかしながら、多くの場合、特にADBはそうですけれども、その法律家は、先ほど野口さんが言いましたが、今までのところはほとんどアメリカ人ないしはインド人で、英米法系の人で、ヨーロッパ系の人はいませんので、ヨーロッパ的な感覚なしに英米法の技術をそのまま持ち込みます。

EBRDはわりあいヨーロッパ人が多いです、非ヨーロッパ的な法律をそのまま押しつけるということはあまりしません。EBRDには日本人がいましたけれども（なお、EBRDにも日本は大きな拠出国です。）、EBRDの場合には、東欧にはあまり英米法が入らなかったと思いますけれども、しかし、ADBの場合には、かなり英米法というか、アメリカ法が入っています。たまたまADBには私がハーバードで教えた学生がいて、おまえ、あまり余計なことをやってくれるなど言いましたけれども、彼らはあまりヨーロッパ法を知らないで、アメリカ法こそがよい法律だと思っています。特に担保法などは全然ヨーロッパ法と違ったものをぼんと持ってきて入れていきますので、今我々はカンボジアで非常に困っていますけれども、そういう問題があります。

これは彼らの戦略というのか、何のために法整備をするかということですが、彼らからすれば当然のことです。ですから、彼らの目から見れば当然のことをやっているわけですから、コンフリクトが起きるのは当たり前なのです。

それから、次にワールドバンクです。ワールドバンクは、これもお金を貸す銀行ですけども、彼らはもっとグローバルな観点を持っています。特にワールドバンクは、ウォルフエンソンというアメリカ人の総裁になってから、彼は非常にグローバリゼーションとかマーケットイズムということを主張しており、例えば経済でいいますと、IMFとワールドバンクは一緒になって、世界経済を市場経済で統一するというイデオロギーを持っています。

そして、法整備についても、1990年代の終

わりまではワールドバンクはほとんど関心を持っていませんでした。環境には非常に関心を持っていましたけれども。ところが、この人が総裁になってから、グローバリゼーションということが言われはじめました。グローバリゼーションというのは実はアメリカナイゼーションということなのですけれども。それでルール・オブ・ローとか、グッド・ガバナンスとかということが言われはじめました。先ほどJICAがグッド・ガバナンスと言いましたが、ガバナンスというのは日本語で考えられているのと違って、ガバナンスというのはいろいろなシステムを全部アメリカ的にしようということなのです。今日本の会社法などでも、みんなアメリカの会社法のようにしようとしています、あれと同じですね。みんなアメリカ的な仕組みにしようというのがグッド・ガバナンスなのです。

グローバリゼーション、あるいはマーケット・ローというふうに言っていると思うのですけれども、実はそういうことだと思います。法律の場合に最大の問題は、法律制度において相手の文化社会というものを考慮しないで、市場経済をそのままその国の法律の中へ入れることではないでしょうか。それから、従来その国でどのような法律の仕組みであったのか、あるいは憲法体制も随分変わってきておりますけれども、特に家族法みたいな分野はその国の憲法がどうなっているかにかかわらず、国によってかなり違ってきます。男女の平等—それはそれでいいのですけれども、欧米流の家族観をそのまま持ち込むことはできません。アメリカン・デモクラシーこそが実現すべきバリューであり、それが法の最終目的であるということであり、そして、裁判制度もアメリカ的なシステムがルール・オブ・ローの根源であるという考え方を持ち込んでくるのがルール・オブ・ローであり、ワールドバンクの法整備の戦略であるように思います。

ただし、ワールドバンクは個別の法律制度ではなくて、全体のフレームワークを持ち込むということでもあります。そこで、ワールドバンクが法整備支援の中でイニシアチブをとって調整しようとするのは、結局個別の分野まで金を出してやるというのではなくて、法整備をするなら他の国がやるものも含めて、アメリカン・フレームワークに従ってくれということになります。ですから、フランスなどがワールドバンクの調整を非常に嫌がるのはそういうところに原因があります。

私の知る限りで他にもたくさんの国があると思いますけれども、スウェーデンなどは支援の規模も小さい、お金も少ないということもありまして、その国の社会の実態に触れるところではなくて、基盤整備みたいなところで、IT支援をしたり、法律データベース支援をやったり、周辺のところで支援をしています。これもまた、一つの戦略だと思えます。

フランスは、ベトナムやカンボジアがもとフランス領だったということもあるかもしれませんが、個別の問題というよりも、法学教育などの人材育成といった、基本的なところでフランス的なものの考え方を根づかせたいというロングレンジな戦略をとっているようです。そうではない分野の支援もありますけれども、基本的にはそういう戦略ではないかと思えます。

私は、オーストラリアは人材育成のための金を出しているのだと思っていたのですが、先ほどのADBの話で、あれは、多分日本のグラントの金だと思いますが、ADB経由の金で、トレーニングをオーストラリアのシドニーでやっているようです。先ほどの話を聞くと、人材育成はやっていきますけれども、オーストラリアはODAを出しているのではなさそうです。ADBとコントラクトでやっているのです。オーストラリアは、カンボジアにしる、ベトナムにしる、かなり人材育成には力を注いでいますが、どうも先ほどの話だと他人の何とかで相撲をとっているようです。

これに対して日本は、先ほどのラオスの話もありましたが、1996年にベトナム、1999年にカンボジアを始めていますけれども、最初から、その国の社会、文化を尊重して、法技術についての支援はするけれども、押しつけをすることはしない。実際には、向こうに全部イニシアチブを任せてもなかなか選択してくれませんけれども、できるだけ相手側にイニシアチブを任せていくという方針でやってまいりました。

ただし、スタートしたときは、まだJICAの方も何をやっていいのかわからないといった状態でありましたし、法務省も何をやるのかわからないという状態でした。私自身も正直言って、何をやっていいのかわからない、またどこまで何ができるのか、はっきり見通しがつきかねていましたから、日本は全く戦略なしに相手側と交渉しながら、あれをやるか、これをやるかという手探りの状態でやってきて、今日まで8年たったわけです。他方で、明確な戦略を持って、中身も何もなくて戦略だけを持って割り込んでくるワールドバンクみたいなのが自分の方針に沿って調整しようとする中であって、少なくとも日本が今までやってきたことについては、今のラオスの話も含めて現地では非常に高い評価を得ているのではないかと思います。ですから、私はこの時点で、法整備支援連絡会の皆さんに、日本が過去にやってきたことについて褒め合うということではなく、他のドナーのやり方やワールドバンクの調整のやり方も含めて、一度客観的な評価をしていただきたいと思っています。

それと同時に、日本の法整備支援について戦略一度考えていただきたい。それも、人権とか、憲法体制とかいった、観念論ではなくて、我々が今、支援事業をしているアジアが置かれて

いる現実の状況のもとで、つまりグローバリゼーションの中に貧困な状態の途上国が置かれているわけですが、そこにそれぞれのドナーや国際機関がそれぞれの利害関係をもって乗り込んでくるときに、日本はどのような視点から何をするのか。

こういう中で、アジアのより多くの人のプラスになるような、法整備支援であるにはどのような戦略であるべきなのかということをお皆さんで考えていただきたい。JICAはどのような戦略をとるべきか、ワールドバンクあり、ADBあり、EBRDあり、アメリカあり、スウェーデンあり、いろいろな中で日本はどのような戦略をとるべきかを考えていただきたい。

しかも、それについてきちっと明示して、これを表に出すべきです。日本は、何も法整備支援に限らず、環境政策などでも、内部ではいろいろなことを言って、日本はいいことをやってきたとか、かなりやっているよなどと言いながら外部には出さないものですから、よその国から日本は少しもやっていないではないかと言われています。やっていることは、表に出して説明をしなければ評価してもらえないのです。

この間も新聞に出ていましたけれども、ODAを、日本はあれだけ出しているながら、外国の若い人はそれについて10%ぐらいしか知りませんでした。日本の若い人でさえも知らない。これはJICAが悪いのではないけれども、きちっとした、こういう目的のもとにこういうことをやっていますということを言わなくてはならない。法整備も、法務省や我々がこんないいことをやってみんなに喜んでもらっていると我々の仲間うちで言っている、世の中とくに外国には通用しないのです。

まず今までやってきたことをきちっと評価をしてたうえで、これまで事実上、少しずつ戦略をらしきものはできてきているけれども、それをきちっと検討したうえで明示的に戦略として位置づけ、これから5年、10年後、相手国で市場経済移行が終わったときまで、法整備支援をするのかどうか、どの段階で支援の内容を変えるべきなのか、きちっと位置付けてプランを示すべきです。そして、それを文章にして、英語にして表へ出すべきです。

私は、他のドナーとの調整ということを積極的には考える必要はないと考えています。むしろ、自分たちはこれでやるのだということをおきちっと言うということが大切です。ドナーはそれぞれ自分の方針を持っているのですから。それから、ワールドバンクについて申しますと、実はワールドバンクが2000年にワシントンでルール・オブローの会議を開いてさきに申しましたようにアメリカ法的な判例による（司法による）支配を普遍化しようとしたのですが、あれはジャパン・ファンドで開催したのです。それを後に知って、JICA

Aを通してワールドバンクの日本の理事に言いまして、翌年の会議では副総裁にも会って、日本の法整備の考え方を伝え、その後、日本の意見が通るようになりました。やはり意見をちゃんとと言わないと通るものも通りません、カンボジアなどであまりワールドバンクが一方的なことを言わないのは、まだジャパン・ファンドの金が出ているのかどうかよくわかりませんが、日本がきちっと自分の方針を言っているからではないかと思えます。その意味で、外から吠えているのではなくて、きちっと自分たちのスタンスをはっきり出して、言うべきことは言うということが第一です。

私は調整するというよりも、言うべきことは言うというのが、結局はいいと思えます。そして、言ったことがきちっとした根拠に基づいて、意味があり、ジャスティフィケーションがあれば、ワールドバンクであれ、どこであれ通用するというのが私の信念です。その意味で、支援の相剋というのは当たり前です。それぞれの国によって戦略が違うのだから当たり前です。調整というのは、和解をするということではなくて、お互いにそれぞれの根拠に基づいて言いたいことを言うことが解決への道を見出す第一歩であろうということで、私の結論にしたいと思えます。どうもありがとうございました。（拍手）

【司会（三澤）】 森寫先生、どうもありがとうございました。先ほども申し上げましたが、森寫先生の御講演に対する御質問、御意見は4時以降に予定しております自由討論の際にお寄せいただきたいと思えます。

報告「法律情報の発信・自動翻訳に向けた取組」

松浦好治

名古屋大学法政国際教育協力センター教授

【司会（三澤）】 それでは、引き続き、プログラムの次に移りたいと思います。次は、松浦好治先生による御報告でございます。どうぞ松浦先生、前方にお越しく下さい。こちらへどうぞお座りください。松浦先生は名古屋大学法政国際教育協力センター教授でいらっしゃいます。法整備支援事業に積極的に関与しておられ、近時は法整備支援関係の翻訳等の情報管理に関心をお寄せであり、その方面の研究を進めておられます。

そこで、本日は松浦先生から「法整備情報の発信・自動翻訳に向けた取り組み」について御報告をいただきます。先生、どうぞよろしくお願いたします。

【松浦】 名古屋大学の松浦でございます。話を始めます前に重大な誤解を避けるためにお断りを二つ申し上げます。自動翻訳という言葉が報告タイトルに入っておりますけれども、完全な自動翻訳に未来はないというのが専門家の一致した意見です。したがって、ここでお話しするのは完全な自動翻訳の話ではなくて、コンピューターを支援の道具として利用する法情報の翻訳だというのが、第一のお断りです。



もう一つのお断りは、このプロジェクトは私個人のものではなく、さまざまな専門分野の専門家10人ぐらいのチーム・プロジェクトだという点です。例えば今日来ていらっしゃるフランク・ベネット先生も私以上に重要な作業を分担されています。

前置きはそのぐらいにいたしまして、本題に入ります。お手元のディスプレイ（本誌連絡会資料25頁参照）に提示されているパワーポイントのスライドを御覧ください。今から御紹介するのは、法令翻訳支援システムの開発プロジェクトです。

このプロジェクトを始めた背景的事情をいくつか申し上げておきます。

名古屋大学は、1990年代以来、法整備支援プロジェクトに関わってきています。御覧の地図で今指し示した箇所（カザフスタン、ウズベキスタン、キルギス、中国、モンゴル、ラオス、ベトナム、カンボジア）は、名古屋大学が関わってきた国家や地域であり、その範囲は、そろそろ東ヨーロッパにも広がりつつあります。

活動の中心は、教育と研究でありました。例えば、名古屋大学には、アジア法整備関連で留学生を受け入れて、英語で教育するコースがありま

す。このプログラムをやり始めてすぐに気がついて、今でも改善されていない問題があります。それは、留学生が必要とする日本法に関する基本的な情報が英語で存在していないという問題です。日本に関する最新の法情報というのはすべて日本語であり、英語になっておりません。日本の基本的な法令情報の英訳さえ十分ではありません。ましてや、論文の注で留学生が引用できるような信用できる日本法に関する文献も非常に限られていて、留学生は、下手をすれば1980年ごろの論文を引用して学術論文を書かざるを得ないのです。これでは、最新の日本法教育ができるはずがありません。

翻訳は、法整備支援の重要な柱である法典起草支援についても不可欠なものです。今朝の竹下先生のお話にも出てまいりましたように、法典起草支援は、起草を支援する側にとって非常に負担の重い作業です。例えば、法案を作っていく過程では、幾つものバージョンができます。各バージョンのどこがどのように変わっていったか、変化の理由は何かをきちんと記録し、必要に応じて参照できるようにしておくのは、立法史という観点からも重要です。

これらの草案に変化は、日本と相手国の双方できちんと管理されていなければなりません。しかも、双方の間で十分なコミュニケーションをとることが求められます。ここで翻訳作業が不可欠になります。草案の変化に即応できる翻訳作業を支えるシステムが必要なことは明らかです。

こういったことのすべては、情報管理というコンセプトで捉えることができます。きちんとした情報管理をしながら、翻訳作業を行うためにはどうしても情報科学のデータ管理技術を活用しなければならぬと思います。これまで、それなしに作業がうまく行われてきたということ自体が一つの驚きであると思えます。

法令情報の管理という観点からすると、法整備支援対象国で大量の法律が短期間に制定され、頻繁に改正されている状況が大いに気になります。それは、たくさん制定されている法律が相互に矛盾なく整合的であるのかどうか、ある法令の改正に伴って他の関連法令の改正も遺漏なくなされているのかという懸念です。

御承知のように、日本法は世界でもまれに見るぐらいこの点について関心をもち、法令情報の管理に努力してきました。例えば、総務省の法令データベースで特定の言葉で検索すれば、その言葉がどの法律でどんなふうに使われているか全部出てまいります。そのようなチェックを経て、日本の法律は起草されています。しかし、このようなシステムを持っている国は、ほとんどありません。アメリカ合衆国にもありません。

ある意味で日本の立法の全体を管理する伝統的なシステムは、極めて優秀で、極めて細かいこと

にこだわっています。句読点の打ち方、条のつくり方、スペースの入れ方、漢字の使い方などがすべてきちんとしたルールに従っています。それは、コンピューターによる法令情報の管理には一番適合的なシステムだと言えます。

ともあれ、法令の翻訳は、日本の国際化の局面でも求められています。人の移動がグローバル化してくれば、各国の法令情報やさらには法情報一般が外国人に共有される必要が生じます。例えば日本に来て働いている外国人に日本語で日本法を理解して、遵守せよとはなかなか要求できなくなっています。つまり、いろいろな国の人が理解し共有できる法令情報の提供が求められているのです。

我々のプロジェクトは、法令情報の管理システムを整備し、常に現行法を最新の形で把握しながら、それと連動して翻訳システムを動かそうとするところに特徴があります。法が改正されれば、同時に旧法の翻訳文についてもそれが現行法でないという表示がなされるというわけです。

法令翻訳をするときには、いくつかの条件をクリアしなければなりません。まず、翻訳は低コストでなければなりません。1ページ当たりの翻訳料金が数万円もかかるようでは、日本の主要法令を翻訳するという目的は容易に達成できません。しかも、安かろう、悪かろうでは役に立ちません。法令は継続的に修正されますし、新しい法律が出てきますから、これを継続的にサポートしなければなりません。

この観点からしますと、現在利用可能な日本の法令の英訳はほとんど旧法です。しかも、多くの場合、その英訳がどの時点の法令を翻訳したものなのかは、なかなか特定できないという難点があります。我々のプロジェクトは、現行法の翻訳を提供する一方で、過去の翻訳も時点を特定して自由に提供しようと考えています。総務省の法令データベースのような日本の現行法とそれに対応する英訳を提示し、さらに、例えば、1999年5月5日段階の日本法を全部提示するようなことを計画しています。

法令翻訳には、機械翻訳技術の発展が不可欠です。自動翻訳は全くだめだというのが私のこれまでの印象でした。しかし、最近になって、情報科学の先生方と研究会を始めましたところ、最近の機械翻訳技術の発展には目覚ましいものがあることが分かりました。お見せしているスライドのレジュメにいろいろな技術をリストアップしておきました。例えば、レジュメの下から2番目（本誌連絡会資料26頁参照）の「自然言語処理技術」という部分をご覧ください。仮に、日本側がベトナムに提供した日本語の民法典とそれに対応するベトナム語の民法典があるとします。

このときに、それぞれの言語（つまり、日本語とベトナム語）の単語について、名詞か動詞かな

どが自動的に分るとします（この作業をするプログラムがかなりの言語についてすでに作られています）。すると、一定のプログラムを使って、機械的に日本語のある単語（表現）がベトナム語のどの単語（表現）に翻訳されているのかという対応関係を特定することができます。つまり、大ざっぱですが、二つの言語の間で機械的にある種の法律辞書を作り出すことができます。これは完璧なものではありませんが、実用に役に立つレベルのものは用意することができます。さらに、法文の文章構造を解析するプログラムなどを使うと、かなりのところまで機械翻訳で処理することができます。

そこで、私たちは二つの部分に分けて研究をやらうということになりました。一つは、法制執務支援環境の整備です。それは、要綱から法案を起草し、完成法案にする過程を支援し、その法が改正されると、旧法を保存しながら、最新の現行法を提示するという法令情報管理のソフトウェアの開発です。すでに触れましたように、日本法は厳格な法令管理技能に支えられています。日本法の法制執務をベースにして、立法支援ソフトを開発し、それを多くの国の言語で提供することができれば、法令情報の管理技術を国際的に共有することができるだけでなく、法令情報の国際的共有のための基盤も作ることができます。特に発展途上国の場合は、中央政府のやっている立法作業と地方でやっている立法作業がリンクしていないことが稀ではありません。中央が基本的な法典を作って、その実施規定の策定を各地方に委ねた場合、中央の法と各地の法規との間に不整合が発生してしまいます。法制執務支援ソフトは、この問題に適切に対処することができます。

幸いなことに、後から一部だけお見せいたしますけれども、日本法の立法支援ソフトは、すでにマーケットに登場しています。その背景は、地方分権促進の動きです。地方の自立に伴って、各地方自治体は、自ら条例を起草しなければならなくなりつつあります。今までのように、総務省や自治省のひな形をコピーして済ませるわけにはいかないのです。日本の国の法律とリンクした格好で条例を書けるソフトが要請され、その支援ソフトが開発されてきたというわけです。

印刷では見にくいのですが、レジュメ（本誌連絡会資料26頁参照）を御覧ください。これは日本のある民間企業が開発した管理ソフトです。ある条文を改正しますと一番右下隅のように、もともと1年以上という表現を2年以上と書きかえると、こういうふうにごくをどういうふうにかきかえたかということがちゃんと出てくるというようなソフトウェアがあります。ここです。こういうふうに出てまいります。この辺の作業は、法律改正の作業をおやりになった方は御存じのようにこの種の作業を全部やらなければいけないわけです



が、このソフトは条文を書き換えたら、その後の対照表その他は全部出てくるようになっています。

このようなことが可能になったのは、法文などの文章に一定の追加情報をつけて、コンピュータが文章の構造を理解できるようにする工夫がされたからです。コンピュータに関心のおもちの方は、最近XMLという言葉が使われていることにお気づきでしょう。XMLは言葉に特定の印をつける道具です。法文がどのような構造をしているのかをコンピュータが理解できるようにするための作業にそれは使われます。この道具によって、法改正が行われた場合に、どこが変わったのかという情報を正確に管理できるようになります。

次のページ（本誌連絡会資料26頁参照）を御覧ください。これはよく見られるもので、左右上下で、旧条文と新条文が対比して出されてくるというわけです。これは今までですと手作業でやるのですが、立法支援ソフトを使ってデータを一定の仕方で放り込んでおくと、こういうものが自動的に生成されます。

仮に日本側が法整備支援の段階で例えば新しい民法を起草するとします。日本側は日本語で起草していきます。日本側は法案をずっと変えていくわけですが、これはこれで管理されているということです。

これに対応するものが、ベトナム側でベトナム語で作成されているとします。すると、日本語の条文がベトナム語でどうなったかを追跡することができます。逆に言いますと、ベトナム語の法案が書きかえられたときに、どこが書きかえられたか日本法の法案の追跡が可能になるというものであります。

この日本向けの立法支援ソフトをほかの国の言葉になおそうという作業が現在進行中です。私たちは、まずベトナム語化を第一の目標にしています。今年度その準備に着手しました。それが終わった段階でロシア語化を進めようと考えています。というのは、ロシア語は、法整備の対象になっている旧社会主義圏の諸国の共通語であり、ロシア語で法律を作る支援システムをつくっておけば、それは多くの国で使われる可能性を持つからです。

さて、翻訳ですが、まず多くの翻訳者が簡単に翻訳作業に協力できるようにするための翻訳支援システムが必要になります。この支援システムは、翻訳者のために法律辞書、定型表現、文章形式などについての情報を提供するだけでなく、翻訳作業を容易にするさまざまなインターフェースを提供します。

翻訳結果についても、一定の範囲で翻訳の質を自動検証できるようにします。日本の場合ですと、ある法律上の概念はどの法律に行っても基本的に同じように使われます。使い方が違うと、法制局の審査で削られてしまいます。翻訳支援シ

テムは、このような作業を自動的に行います。仮に名古屋大学が 法令用語、条文用語、送り仮名、接続詞、使う漢字の種類、適切な用語、不適切な用語等に関する翻訳基礎情報を提供すると、それに反する翻訳案には、該当箇所にその旨の指摘が表示されるというわけです。

こういうものを使っていきますと、結局のところ先ほども申し上げましたように、旧法令を提示することもできます。日本側の原案とベトナム側の法案とが対応関係を持ちながら、提示されるのです。

法令の翻訳は、立法支援ソフトをベースにし、それに翻訳支援ソフトを組み合わせる形で行われます。例えばベトナム語の法律をベトナム語の立法支援ソフトで作成し、その現行法をベースにして、英訳の作業を進めるという流れになります。これをベトナムでやっていただけるのであれば、ベトナム法の英訳が提供されます。同じように、日本側は日本法の立法支援ソフトで管理された法文の翻訳支援ソフトを利用して英語に直す作業を行います。このような作業を続けていくと、英語を中間言語として、各国の主要な法律について英訳が国際的に共有されるようになるのではないのでしょうか。

私のレジュメの最後に政治的要素と書いてあります。先ほど森島先生のお話にもありましたが、法令管理のスタイルをどうするかというのは、その国のポリシーにかかわっています。かつてのイギリス法のように条文相互の矛盾があっても気にしない。アメリカ法のように、矛盾していたら裁判所に調整させればよいというような多様な考え方があります。我々は、法令の厳格な管理をよしとする日本的な立法支援ソフトを法整備支援対象国に持ち込もうとしているのです。それは、日本の法文化を持ち込むことを意味します。それが許されるかどうかは、相手国の政治的判断に依存します。その限りで、政治的な折衝が必要になると思われます。

時間がなくなってきました。そこで、翻訳支援環境について、若干の説明を追加したいと思います。名古屋大学では、日本法の英訳に利用できる共通の専門辞書を作ろうと考えています。例えば、日本法を翻訳するときには、所有権は原則としてプロパティと訳すというやり方で辞書を作ります。複数の訳語を利用して、より落ち着いたのいい翻訳をしようという方法は多分採らないと思います。所有権はプロパティとして一貫した訳をしていきます。この方法に無理があるのは、明らかです。そこで、プロパティという英語について、日本法を理解する場合の注意情報をハイパーテキストのような形で付加しておくというような処理をしてはどうかと考えています。

用例提示システムというものも提供したいと考えています。例えば所有権という言葉が出てくる

翻訳文だけを全部引き出してきて、どういうふう  
にその単語が使われているかを表示して、翻訳者  
の利用に供するのです。

次に、翻訳結果の評価について一言申し上げます。  
自動評価というのは、つまり所有権は例えば  
プロパティと翻訳するとしておいて、もしプロ  
パティ以外の単語を使っていたら、コンピュー  
ターはプロパティという言葉を使っていませんとい  
う指摘をしてきます。そういう意味での機械的チ  
ェックを意味しています。

しかし、機械翻訳やコンピューターによる翻訳  
のチェックには限界があります。そこで、私たち  
は、コンピューターによる一次スクリーニングを  
パスした翻訳について主観的评价を導入したいと  
考えています。よい翻訳文というのは基本的にそ  
の時代の法律家が「これはいい」と感覚的に評価  
するものです。つまり、私たちは、法律家の集団  
的な評価によって適切な翻訳は何かを決めてい  
こうと考えているのです。例えば、知的財産法の  
日本の専門家から見て、日本の知的財産法の英訳  
としてこれでいいかどうかの評価を求めている  
のです。この作業をするためには、専門家を  
ネットワークで結んで組織しなければなりません。  
これは、我々の研究課題の一つです。

最後ですが、翻訳の人材は日本では調達でき  
ないと考えています。日本の労働コストがこれほど  
高くなった段階で、日本で英訳をすることは現実  
的ではありません。英訳の場合は英語のネイ  
ティブ・スピーカーが担当するのが最善です  
ので、それを世界的に調達するということを考  
えたほうがはるかに合理的だと考えております。  
このような世界を結んだ翻訳ネットワークの  
システム全体の設計が今進んでおります。その  
専門家が今日来ておられますので、関心をお  
持ちの方は後で御紹介いたします。

ちょっと早口で申し上げまして、わかりにく  
いところも多々あったことと思います。その  
点は、どうぞお許しください。以上で私の報  
告を終わらせていただきます。御清聴ありが  
とございました。(拍手)

【司会(三澤)】 松浦先生、どうもありが  
とございました。これで前半を終了し、休  
憩に入ります。若干時間が押しております  
ので、少し休憩を短縮させていただき、後  
半を15時30分、3時30分より開始  
したいと思います。ですから、皆様、その  
時刻にこの会議場にお集まりください。  
それでは、休憩に入ります。

( 休 憩 )

## 「A P E C 諸国・地域における債権回収手続の 実情に関する研究会報告」

北川俊光 関西大学法学部教授

【司会(三澤)】 それでは、そろそろ後半を  
開始したいと思います。その前に、一つお  
知らせがございます。後半2番目に  
ご報告いただく布井先生のレジ  
ュメが変更になっております。既  
に変更後のレジュメはお手元  
にお配りしておりますが、もし、  
まだ変更後のレジュメがお手  
元にない方はお近くの係員ま  
でその旨お知らせください。

それでは北川俊光先生に御報告  
いただきたいと思います。北川先  
生は関西大学法学部教授でいら  
っしゃいます。先生は、国際取  
引法、国際経済法、製造物責  
任法等を研究しておられ、そ  
のほかアメリカの訴訟手続や  
企業法務についても詳しくいら  
っしゃいます。そこで、本日は  
北川先生に「A P E C 諸国・地  
域における債権回収手続の実  
情に関する研究会」について報  
告をいただきたいと思いま  
す。それでは北川先生、どうぞ  
よろしくお願い申し上げます。

【北川】 ただいま御紹介いただき  
ました北川です。よろしくお願  
いいたします。私のレジュメは、  
皆様のお手元の「第5回法整備  
連絡会資料」(本誌連絡会資料  
28頁～50頁参照)に掲載され  
ております。この「A P E C 諸  
国・地域における債権回収手  
続の実情に関する研究会」(以  
下、調査研究会)そのものは、  
昨年2003年12月に一応の完  
成を見ておりまして、「調査報  
告書」もでき上がっております。  
この調査研究会の委員等の名  
簿は、レジュメ(同資料48頁)  
のとおりですが、私は、座長  
であったということで、本日  
の連絡会に出席いたして  
おります。



まず、そもそも、「A P E C 諸  
国・地域における債権回収手  
続の実情に関する研究会」と  
いう調査研究会がどのような  
経緯で形成されたのかという  
ところからお話したいと思います。  
これについては、レジュメ  
(同資料30頁・34頁)に書  
いてありますが、もともとは  
日本政府、経済産業省が、  
A P E C において、A P E C 域  
内の透明かつ安定的な市場  
の枠組み・ルールを作るた  
めの「経済法制度整備」イ  
ニシアチブを提案し、2001  
年2月に経済法制度整備コ  
ーディネートグループ  
(S E L I) が創設されていま  
す。日本政府、産業経済省  
は、S E L I の活動を通して、  
東アジア地域における日本  
企業他の事業環境の改善お  
よび事業の拡大のために様  
々の経済法制度整備にか  
かわる取り組みをこれまで  
にも推進しています。これ  
については、レジュメ(同資  
料49頁・50頁)にあります。

しかし、とはいえ、A P E C 域  
内においては、

法制度は整備されつつあるものの、その運用にはまだ多くの課題があるという認識の下に、日本企業が直面している分野の一つとして債権回収という面から、いわゆるAPEC諸国・地域の法制度というものがどのようになっているかの実態を調査し、改善の方向を示してAPEC閣僚に報告するというものであります。実際、レジюме（同資料32頁）に書いておりますように、調査研究会を踏まえての最終報告は2003年10月15日のAPECの閣僚首脳会議で報告がなされております。その関係の文書はレジюмеの中にはありませんけれども、「調査報告書」の中には英語で入っております。正式には、「Strengthening Economic Legal Infrastructure Coordinating Group Japan, Asia-Pacific Economic Cooperation, 2003 Study on Debt Collection Litigation/Arbitration in APEC Economies」です。この「調査報告書」を作成するに当たりましては、調査研究会で議論、調査を重ねております。もちろん、この調査研究会を進めていくに当たりましては、日本政府として産業経済省はもちろん、法務省の方々、それからここに御出席の多くの皆様とその所属の機関・団体にもいろいろな御支援をいただいて、今日に至っております。

経済法制度を整備していくという中には、もちろん新しい法律を作っていく、従来の法律を改正していく、つまり法が足りないという点を埋める、それから、法律が法律としてきちんと運用されているかどうかをみる、かつ、法の執行、エンフォースメントがうまくいっているのかをそれぞれの国ごとにみていくという面も含まれております。

調査研究会における「APEC諸国・地域における債権回収手続の実情」についての調査は、まず、何が問題であるのか、ということを具体的に把握するために、APEC諸国・地域の日本企業の出先といえますか、海外子会社・合弁会社に対するアンケート調査を実施しました。アンケート調査の対象国は、韓国、中国、香港、フィリピン、マレーシア、シンガポール、タイ、インドネシア、ベトナム（2拠点）、それからオーストラリア、米国（4拠点）、メキシコ、ペルー、チリです。約300件の回答がありました。その中でいろいろな意見が出てまいりまして、これを調査研究会で整理して、現地調査（一部は本社調査）を行ってもう少し実態を調べると同時に、現地に進出の日系企業の人たちに直接にインタビューをして、問題の在り方を詰めております。

アンケート調査結果を踏まえて現地調査をいたしました国が、レジюме（同資料31頁）にありますように、インドネシア、タイ、ベトナム、中国の4か国で、2003年6月から9月にかけて現地調査団を出しました。アンケート調査でどのようなことを聞いたのかということについては、レ

ジюме（同資料31頁）に書いております。質問におけるもともとの考え方というのは、日本の企業がAPEC諸国・地域に行って製品を作る、製品を売る。そこでは、製品を売ってそのお金を回収して初めてビジネスが完結する。特に、今回は、いわゆる製品売買における債権回収の管理と債権の中に投資を含めておりますので、日本企業が現地子会社・合弁会社として進出し、終結若しくは撤退をするということを含めての投資の管理に重点を置いて、それらの管理がそれぞれの国の法令および法制度の下でスムーズに行われているのかという点について調査を行ったわけです。

そういう中で、レジюме（同資料31頁）にありますように、遅滞、損害債権へのための対応、弁護士の使用状況、回収に当たってどのような場合にどのような困難に直面したのか、裁判制度はうまく機能しているのか、仲裁はどうか、判決、仲裁裁定は確実に執行されているのか、弁護士は信頼できるのかとか、裁判官は信頼できるのかとか、何が問題だと考えているのかというようなことをいろいろ調査したわけです。なお、この調査研究に当たりましては、U F J総合研究所が幹事になりまして、優秀なスタッフがすごいバイタリティーと処理能力でこの研究を助けてくれました。

この調査における一つのとらえ方は、APEC諸国・地域における債権回収がうまくいく、また、海外からの投資が、うまく管理され撤退するときにははかるべく戻ってくるということになると、それらの諸国・地域における製品の生産・売買のビジネス活動が活発になってくるし、また海外からの投資が促進されてくる。そして、そのことが日本を始めとして企業・産業界にとって大事なことであり、同時に、そのようなビジネスが行われる国、また投資受け入れ国にとっても大きなプラスになるという前提です。

もう少し具体的には、レジюме（同資料35頁）に書いてありますが、本調査研究においては、債権回収制度を次の三つの観点から分析、検討しております。一つは、「債権回収に関するインフラ」について、これは司法制度や企業情報の開示の問題です。次は、「個別的債権回収制度について」、これは、債権回収訴訟制度、仲裁の制度、特に国際商事仲裁の法制度と実際、担保の実体法、担保権の行使および強制執行を含む方法によって債務者資産からの弁済を個別的に求める個人の債権者が実施できる債権回収の法律問題です。最後は、「集团的債権回収制度」です。これは、破産や再建手続を含んで、債権者全員が集团的に弁済を受ける債権回収方法の法律問題です。

最終的には、この調査研究会は、これら調査研究の結果を踏まえて、現状と問題点、課題を明らかにし、さらにはそれに対する対応策を整理し、それらの成果をAPEC諸国・地域内で共有しようとするものであります。そのような共有によ

て、債権回収、投資勘定に関連する法令、法制度、その他のビジネスのインフラ等についてそれぞれの国・地域が認識を深め、またそれらの透明性を上げることを通してAPEC諸国・地域内の経済発展に貢献していこうというねらいであります。

本日の連絡会会合において、今までいろいろな専門の方が話をされましたが、私どものこの調査研究会は、法整備支援ということで法律そのものをつくっていこうという支援ではなくて、債権回収に焦点を当てながらAPEC諸国・地域において、どのような法がどのように存在しているのか、その法はうまくエンフォースされているのか、何が問題なのか、何が足りないのか、というようなことを明らかにし、改善を考えていくというところに目的があります。

そして、最終的には、このレジュメ（同資料38頁）の後ろの方に「提言」として取りまとめ、次頁には、「課題への今後の対応策のあり方—各エコノミーに適した自主的な取り組み促進の重要性—」を取りまとめております。これは日本政府が今後進めていかれるわけですがけれども、具体的な課題や対応策については、レジュメ（同資料39頁～46頁）に書いております。皆様も多分ベトナムに行って調査をしたらどのような結果になるかとか、インドネシアはどうだろう、中国はどうだろうか、ということについては、もう十分にご想像いただけたと思います。調査結果は、皆様のご想像と大体合致しているのではないかと思います。例えば、債権回収の基盤となる信用制度というものが本当に育成されているのかという点について皆さんの想像の通りで、結論から言うと、それはありません。

それから、アンケート回答の中では、裁判制度が信用できないので使用したくないとか、法律はあるけれどもうまく運用されていないとか、裁判官の資質にも問題があるとか、担保制度がだんだんできつつあるけれども担保登録の制度がないので使えないとか、手形・小切手法もあるんだけど誰も使っていないとか、いろいろな問題ができております。現地における実態調査においても、調査した多くの会社は、「全然問題ありません、私たちはうまくやっています」という返答でしたが、よく聞いてみると、現出人・現地企業に対しては、代金先払いでなければ製品を引き渡さないで債権回収の法律問題は発生しないということであったり、現地での売り先がすべて日系企業であり日本の親会社から保証が出ていることもあり、代金回収には問題がないとかいうことであります。もちろん、このように信用取引が育成されていないことにビジネス拡大を妨げている要素があるわけで、その信用制度を法的に支える制度として一つには担保の制度があるわけで、担保制度の法律問題としての整備、手形・小切手制

度の整備などの法整備の問題にもつながって参ります。ただ、それはやはり法制度の問題点だけではなくて、産業の発展に伴って必要とされる経済インフラの構築も大いに要請されてくるものと感じました。このことは、かなり進んでいる中国でも同じ問題だと言えます。

いろいろとお話しているうちに時間がなくなってしまったので最終的にはレジュメ、「調査報告書」を細かく読んでいただくということになるかと思えます。

実は、私がこの研究会に入っている理由は、ちょうど10年程前に九州大学法学部教授に就任するまでは、(株)東芝にいて国際法務の責任者として、国際市場におけるビジネスに関連する法務問題に取り組み、アジアの国々においても債権回収、企業整理・倒産、訴訟対応、仲裁対応、独資・合弁事業の設立等に取り組んでいたからでもあります。現地調査などを通して、私がアジアの国々で法律問題に苦慮していた頃よりも、これは皆様のおかげが大きいのですが、法整備化がすごく進んでいることや現地国の政府の関係者の意欲というか、意識が格段に進んでいるということ強く感じました。特に、今回は現地調査をしたときに日系企業にインタビューをしましたが、これはどちらかというと全体としての問題点発見に主眼をおいたものであったといえます。現地調査の本来の狙いは、それぞれの国における法政策の機関、その責任者であるとか、法支援受け入れの責任者であるとか、債権管理の国家としての責任者であるとかいう方などをずっとインタビューして回りました。彼らの持っている問題意識は非常にすばらしいものであります。それにどのように取り組んでいかなければいけないのかということも、かなり認識されていると思われまます。また、それを実行しようとする取り組みもできるところから徐々になされていると感じてきました。

しかし、それらを現地の日系企業の人のインタビューで、フィードバックしてみますと、いや、それは外資企業には適用がないとか、外資企業は不利な取り扱いを受けているとか、外資企業はとてもそういうことは信頼できないとかいう発言が多く、そこらはどの場合でもあるビジネスからの現実の見方と政策側からの努力との間のギャップではありましようが、まだまだ改善していく余地は多いものがあるという感じもあります。

これまでの調査研究を踏まえて、それでは、債権回収の制度・運用・執行能力の向上に向けた課題をどのように把握し、それへの対応策をどのように提言していくのかを取りまとめた図表をレジュメ（同資料40頁）に書いております。そこでは、課題への対応方法として、情報へのアクセスの改善、情報公開の強化、組織体制の整備、人材教育・育成、一般への周知を挙げております。具体的な対応策としては、法整備支援、ベスト・プ

ラクティス・ガイドラインの策定、実務マニュアルの作成、セミナー、ワークショップなどを指摘しております。

ここでのベスト・プラクティス・ガイドラインというのは、日本でうまくいっているプラクティスをベストだといってそのまま紹介するというような性格のものではありません。これはAPEC諸国・地域において債権回収などについて、これは結構うまくいった事例だというものを取り出し、それを広く知らしめることによって情報を共有化して、それだったら我が国もやれるのではないと広げていけないかな、というものです。情報の公開には、日系企業の悩みとしての現地の判例がなかなか見つからないということへの対応でもあります。もちろん先例拘束といいますか、訴訟において先例を調査することによって判決への予見可能性が欲しいという意見もありました。国際商事仲裁制度はうまく滑り出しているようでありますので、もう少し統一的な仲裁制度とか、そういう面で支援できないかということです。また、ここで得た情報をセミナー、ワークショップで公開していくということで、今後の支援につなげることができないのだろうか、ということでもあります。

大体ちょうど時間になりました。最初に触れましたが、この調査研究会は一応終わって「調査報告書」が出ております。今後の作業は、APECのSELIの会議等を通して、日本政府、産業経済省で推進されていけますので、私が申し上げることはありませんけれども、是非とも皆さんにも協力していただき、いいものにしていただければと思います。

どうもありがとうございました。(拍手)

【司会(三澤)】 北川先生、どうもありがとうございました。北川先生の御報告に関する御質問や御意見も、この後4時以降に予定されております質疑応答と自由討論の際にお寄せいただきたいと思っております。

## 報告「中国支援に向けた調査研究の現状」

布井千博

一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授

【司会(三澤)】 それでは、引き続き布井千博先生に御報告いただきたいと思っております。どうぞ前のほうにお越しく下さい。布井先生は一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授でいらっしゃいます。先生は商法、EU法、M&A法制、中国会社法等、企業関連の法律について御研究を進めておられます。本日はそのうち中国に焦点を当てまして、「中国支援に向けた調査研究の現状」について御報告いただきたいと思っております。それでは、先生、どうぞよろしくお願いいたします。

【布井】 ただいま御紹介にあずかりました一橋大学の布井でございます。中国支援に向けた調査研究の現状を御報告させていただきます。これまでJICA等で中国の法整備支援というものは行われてこなかったわけでございますし、私自身も法整備の経験は今までないわけでございます。新人が登場したということでございますので、どうぞよろしくお願いいたします。



それでは、早速本論に入らせていただきたいと思っております。本日、森嶋先生を始め諸先生方が法整備の御経験についてお話しになりました。特に森嶋先生がおっしゃられました法整備支援については戦略が必要であるということについて、非常に感銘を受けたわけでございます。私どものこのプロジェクトはまだ実際には動いていないわけございまして、とりあえず戦略と言えるものがあるかどうかは別といたしまして、戦略的なものから考えていかなければいけなかった。そして、法整備はどのような形で始めればいいのか、手探りで来たわけでございます。

そういう状況でございまして、必ずしもまだ十分な内容とはなっていないわけでございますが、これまでの御経験を参考にさせていただいて、よりよいものになっていけばと念じているわけでございます。

そこで、まず、本報告におきましては、法整備支援の意義について考えてみたいと思っております。これは、日中環境を取り巻く経済的要因から分析を試みたわけでございます。

まず、法整備支援の意義、視点でございます。御承知のとおりFTAがアジア地域のみならず世界各国におきまして締結が進んでいるわけでございます。このような制度的な経済統合が地域の中で進みつつあるということが、法整備支援の第一の意義であると考えております。ASEANにおきましては、1992年から自由貿易地域を形成するという作業が進められておりますし、また、

2002年になりました段階で、ASEANのほうが中国や日本とFTAの協議を行おうという申出をしているわけでございます。いわばASEANがハブのような存在となって、中国、日本、韓国等を取り込んで一つの経済地域を構築していこうという構想が進んでおります。

他方、日本、中国、韓国という東アジアの主要国の間でのFTAはどうかと申しますと、まず2002年11月の日中韓首脳会合におきまして、中国側から提案があったわけでありまして、つまり、中国、日本、韓国の3か国の研究機関が共同研究のテーマとして、可能性としての日中韓FTAの効果を上げていく、そういう申出がありました。

日本は、これに対しては非常に慎重な立場をとっておりましたし、韓国も同様であったわけでございますけれども、とりあえずは研究を始めようということで、3国の研究機関が現在研究を行っているという状況でございます。

さらに、2003年の11月の日中韓首脳会合におきまして共同宣言が発出されました。この共同宣言の中におきまして、将来における3国のより緊密な経済連携の方向性を探求するということがうたわれたわけでありまして、また、対内外国直接投資を促進するために、3国は3国間投資取り決めのあり得べき形態に関する非公式な共同研究を立ち上げるということも提案され、実施に移されようとしているわけでございます。このように日中韓FTA、まだ足取りはおぼつかないわけでありまして、徐々にその構想というのが考えられてきております。

また、国内に目を転じましても経済産業省の「通商白書2003」におきまして、東アジアビジネス圏構想というのが打ち上げられております。この構想によりますと、ASEANプラス3の地域においてEUやNAFTAをモデルとする地域経済圏を構築すること、そして、この構想を実現するためにODAを戦略的に活用していくことがうたわれております。人・物・資本・サービスなどの自由移動が認められる東アジア経済圏を構築するためには、市場統合を果たしましたEUなどの経験に照らし合わせましても、とりわけ法制調和の必要は大きいのではないかと考えております。

このような制度的な経済統合の動きと並行する、あるいは、更にその先を行くような形で事実上の経済統合というものも進行中でございます。特に、中国のWTO加盟後におきまして対中直接投資の質、あるいは対中輸出の質の変化が見られるわけでございます。従来の中国というのは諸外国にとりましては生産拠点であったわけでございますが、WTO加盟後、世界の市場へと変化してまいっております。このようなことを受けまして、対中投資も組立工場型から市場重視型へ、あるいは労働集約型から技術集約型へと転化しております。

このようなWTO加盟の影響というのは、中国に対しても大きなインパクトを持っております。中国側の事情といたしましては、市場開放を迫られております。従来の外資優遇策は逆に内資差別につながるということでありますので、特に外資優遇税制の維持等は困難になっているのが実情ではないかと思っております。このような外資優遇策というのを永続的にとり得ないというふうになってまいりますと、中国側としては、投資の安全というのを強調することによって外資を呼び込むという方向に行くのではないかと考えられるわけでありまして。

また、日本側の事情といたしましても、短期的な投資優遇策よりも、長期的な投資保護を重視するということが今後になっていくのではないかと思っております。市場経済の進展に応じた投資法、経済法制の整備というものが非常に重要になってくると考えられます。

以上、まとめますと、短期的には投資保護の観点から、中長期的には法制調和の観点から、中国における経済法制を市場経済に対応させるために我が国が協力することは、両国の国益にかなうのではないかと思っております。ここで協力と書きましたのは、中国は既に法律の制定というのがかなり進んでおります。そういう国に対しましては法整備支援というよりも、むしろ法整備に対する協力という形で我が国が積極的に関与していくのは可能なのではないかという意味合いでございます。

以上が対中法整備協力のいわば意義でございます。このような意義を踏まえた上で、JICAと日中企業法制研究会が2003年3月及び9月に調査を実施したわけでございます。これはプロジェクト形成調査というものでございました。この日中企業法制研究会につきましては、レジュメ（本誌連絡会資料72頁参照）のところに概要、会則の抜粋がありますので、御興味のある方は御覧になっていただきたいと存じます。

そこで、2003年3月の第1回調査でございますが、これは時期的にはあまりいい時期ではございませんでした。胡錦涛が国家主席に選出されるという極めて重要な大会のちょうどさなかでございましたし、当時は機構改革が大幅に進展しているような状況でございましたので、調査にはあまりいい時期ではなかったわけでございますが、あえてそれを敢行して実施したわけでございます。どういう調査をしたかという点に関しましては、レジュメ（同資料58頁）のところに現地調査の日程が入っておりますので御参照になっていただければと存じます。北京、上海、浙江省のほうに参ったわけでございます。

その調査の目的は法整備支援に対するニーズの調査ということでございました。調査対象といたしましたのは独占禁止法、投資法・企業改革法、司法人材育成、大きく言うとこの3点でござい

す。この調査の結果得られた事項でございますけれども、第一に、中国においては既に法整備に多数のドナーがこれを支援しているということが明確になりました。これに対しまして、日本からの支援というのは全く行われていないという状況にあったわけでございます。

このドナーの支援動向に関しましてはレジュメ（同資料62頁～64頁）にまとめてございます。アジア開発銀行ですとか、世界銀行、あるいはカナダ、オーストラリア、ドイツ、そしてフォード財団等、今日もこれらの名前は何度も出てきたところでございますが、こういう機関が対中法整備支援に動いているということでございました。特に印象に残ったのは、中国の判例の整備につきまして、EUが既に早い段階からその整備に協力をしているということでございます。我々はよく中国の判例というのはなかなかオープンになってこないということを問題にしているわけでございますけれども、既にEUはそういう判例等の公開について中国に支援をしている。特に裁判所に対して支援をしているということは非常に印象に残った次第でございます。

支援の内容というのは視察とか、研修員の受け入れ、専門家の派遣、シンポジウムの開催、書籍の提供ということでございまして、さほど目新しいものはなかったわけでございます。この点で、我が国が提供し得る協力メニューと大差ないということが判明してまいりました。

2番目に判明したことは、日本の支援に対する期待が強いということでございます。その理由は、中国と我が国の法文化が類似しているという点、そして我が国が市場経済の中で蓄積した知見というのが中国にとって参考になるということでございました。成功例だけでなく、失敗例もいろいろ参考にしたい。あるいは、公社の民営化等についても参考にしたいということが明らかになってまいりました。

3番目の知見といたしまして、多数の機関から視察、研修員受け入れ、専門家派遣、シンポジウム開催という要望がございましたし、また、地方の行政機関からも研修への関心が表明されたわけでございます。

このようなことから、中国の法整備を支援することは我が国にも利益をもたらすのではなかないと考えられます。そして、我が国の法規と類似した法規が中国に採用されると、我が国の企業の事業活動に有利ではないかということも考えられるわけでございます。また、支援の過程で得られた最新の情報をフィードバックする。例えばインターネット等で公開するということが有益であろうと考えられたわけでありまして。

ただし、中国におきましては機構改革中中ございましたので、カウンターパートについてはより慎重に見きわめる必要があるということござ

いました。このようなことから、もう一度中国の状況が落ち着いた状況で第2回の調査を行う必要があるということになりまして、2003年9月、SARS禍がおさまった時点で第2回目の調査を実施したわけでございます。

第2回目の調査の目標は、まずは全人代常務委員会法制工作委、あるいは国有資産監督管理委員会、このような機関に対するニーズの調査でございました。第2番目はカウンターパートの精査、第3番目はプロジェクト具体化のための調査ということでございます。特に、企業法整備に対するニーズを確認しようということでもまいりました。当初、第1回目は、この他に独占禁止法とか、司法人材の育成というのが調査対象となっていたわけでございますが、この点については直ちに対応することは困難であろうということで、調査対象から外れていったということでございます。

調査の概要に関しましては資料4（同資料60頁）を御覧になっていただければと存じます。特に資料（同資料61頁）に調査のスケジュールでどういうところを回ったのかということが掲載されております。

調査結果でございますけれども、WTO加盟後、中国は急速に企業法制等の法整備を行っております。企業法関係に関しましては、1990年代前半のところでかなりの部分の整備が行われたわけでございますが、いかんせんまだ国有企業体制が非常に大きな役割を占める時期でございましたので、必ずしも市場経済に対応したような法整備にはなっていなかったわけでございます。WTO加盟後、これをより一層市場経済化するということが求められているわけでございます。それで、法整備も現在、非常に急速に整備が進んでいる。そのような中であって、日本の法制に対する関心も非常に高く、支援を求める声も大きかったわけでございます。特に、全人代法制工作委、商務部、国务院法制弁公室のJICAへの協力の期待が大きかったと理解しております。

我々は企業法整備に関する調査を実施したわけでございますけれども、企業法だけにとどまらず、行政法ですとか、貿易法、流通法等に対する支援の要望も強く聞かれたわけでございます。

このような調査の結果、中国側から正式に法整備の支援申請が出たようでございます。現在、JICA、外務省、経済産業省等、関係機関でこの法整備の実施について検討中であると聞いております。中国側は商務部が申請機関となっているわけでございますけれども、協力機関といたしまして国务院法制弁公室、全人代法制工作委員会、証券監督管理委員会等、あるいは国有資産監督管理委員会、このような企業法制に関係する機関が協力機関となっておりますし、また、清華大学、あるいは中国人民大学等も協力機関として名を列ねてきておりますので、ある意味、中国側としては

かなりの機関の調整を経てこの申請が来ているのではないかと。そういう意味では、私たちの調査というのはある意味成功したのではないかと自負しております。

このような状況でございますので、いよいよ法整備支援の実施に向けて検討を始めなければいけないという段階に至っているのかと考えます。これは、あくまで私個人の見解でございますが、私が法整備支援に関する実施に携わるかどうかは明確ではないわけですが、幾つかのことを考えてみたわけでございます。

まずは法整備の理念でございますが、三つほど考えております。第一は法制度の相互理解の促進、第二は投資促進・投資保護のための経済法制の整備、第三はアジア経済圏の実現のための法制調和の基盤整備、この三つの点でございます。第二にどのような方法で法整備を行っていくのかということでございますけれども、ここのメニューはほとんど今まで述べられてきたところ、今まで我が国が他国で行ってきたもの、あるいは他の国のドナーが中国で行ってきたものと重なってくるのかと思っております。

特に地方の司法人材の育成に力を入れられればよいなと考えております。つまり、会社法が中央で整備されるという場合に、会社法の実施はまた地方で行われるわけでございます。中央で制定された会社法の正確な理解、そして諸外国がこの会社法制に対してどのような期待を中国に抱いているのか、こういうことを明らかにするために、そして地方の司法人材にそういうことを知っていただくために積極的に研修を実施していきたいと考えております。

三番目の到達目標ということでございます。先ほど申しましたように、中国では既に法律制度というのがある意味完備しているわけでございますので、この法整備支援、法整備協力についての到達目標もそれに合わせたものでなければいけないと思われれます。場合によれば志が低いと思われるかもしれませんが、とりあえず五つの点を考えてみました。

まずは、各々の法制度に対する相互理解の促進であります。第2番目は、中国における企業法制の現代化の促進、第3番目は、法制度整備による投資環境の改善、4番目は、司法人材の交流の促進、第5番目は、将来のFTA交渉における窓口の確保ということでございます。このFTAがどうなるかは非常に政治的な部分が絡むわけですが、今我々がやれることというのは、FTA交渉が行われる際に中国の法制度をよく理解し、立法担当者といろいろな点で協議ができる窓口というのを早目に作っておくことが必要なのではないかと考えるわけでございます。

以上、大変拙い報告でございますが、私の報告とさせていただきます。どうもありがとうございます

ました。

【司会（三澤）】 布井先生、どうもありがとうございました。



## 質疑応答・自由討論

【司会（三澤）】 それでは、これから質疑応答と自由討論に入りたいと思います。会場の皆様から御発言をいただくわけですが、御発言の際にはお手元のマイクのスイッチを入れていただきますようお願い申し上げます。また、御発言が終わりましたらスイッチをオフにしてくださいようお願いいたします。

また、このセッションは当法務省法務総合研究所国際協力部教官・山下輝年がコーディネーターを務めます。では、山下教官、よろしく願いいたします。

【山下】 国際協力部教官をしております山下と申します。あと1時間ほど時間がありますので、是非皆さんで活発な討議をしていただきたいと思うのですが、今日はADBあり、インドネシアあり、はたまた中国あり、コンピューターの話あり、まるで幕の内弁当のようです。これは、皆さんがいろいろな情報を共有できるようにという趣旨と、今後の活動のために国内の動きも知っていただきたいということがあります、最初、当部長が申しましたように、国際機関同士の調整などをどうするのかということのヒントになればということで、提示させていただいたわけです。

前の法整備支援連絡会でも言いましたけれども、国際会議の場合には問題が二つあります。一つは、インド人をいかにしゃべらせないで、もう一つは、いかに日本人を発言させるかという問題があるとされておりましてけれども、この法整備支援連絡会では日本人がしゃべらないということは期待しておりませんので、活発によりしくお願いいたします。

既に出されている質問とかコメントを申し述べたいという紙が届いておりますので、こちらを優先させていただきたいと思います。その後自由に御発言していただきたいと思います。

まず星野先生のほうから、中国の話ということで、これまでの経験で今後の活動、あるいは中国に対することで参考になることを申し述べたいということがありますので、お願いできますでしょうか。

【星野】 星野でございます。私は、国際民商事法センターの学術評議員をしております。その関係では主としてコンパ要員として、東京で被支援国の研修員などの懇親会に出席することが多いのです。ただ個人的に、一昨年以來急激に中国との関係ができました。一昨年と昨年各二度ずつ、合計四回中国に招かれて、毎回一回、二回講演をしました。そこで、自分自身の反省を含め感じたことがありますので皆さんのお話とは少し方向が違いますが、述べさせていただきたいと思った次第です。今日の議論を混乱させては申し訳ないので、そうであれば無視して下さって結構です。

これまでのお話との関係では、結論的には、森脇さんのおっしゃったことは大変重要だと思っており、賛成の点が多いのです。ストラテジーの重要性はそのとおりと考えます。これがマクロの視点だとすれば、私ののは、ミクロの視点からの感想として一言したいと思います。

また、私の話は、松浦さんのお話の手前になるでしょう。皆さんのお話を非常に感心して伺いました。北川さんのお話、布井さんのお話も感心して伺いました。私の感想は、それらより素朴なものではないかと感じます。

私が組織的法整備支援にかかわったのは、第3回国際民商事法研修の際に金沢で講演をしたほか、第5回と第7回の日中民商事法セミナーで中国の先生の講演のコメンテーターを勤めたことがある程度です。

ただ、先程申しましたように、個人的に4回ほど中国に招かれてまいりました。そのうち3回は、かなりストレートに、これから申し上げることに関係します。最も端的なものは、2003年3月に雲南省麗江という所で行われた、中国民法典草案国際シンポジウムというものです。中国民法典全編の編纂を行うことが2002年12月全人代常務委員会で決定され、一応の草案が発表されました。これに対しては、体系的でなく、ばらばらな各編の寄せ集めにすぎないという批判があるようですが。このシンポジウムはその検討をするものでした。もっとも、「国際」といっても、日本だけのようでしたが。京都大学の北川教授、早稲田大学の藤岡、小口両教授、新潟大学の国谷教授と私が参加しました。後の2回は、日本に留学した中国の学者がかなりいて、その人々が中日民商事法研究会という小さな学会を組織しましたが、これに招かれたものです。会長は、中国社会科学院の梁慧星先生で、民法典編纂についての中心である学者が二人おり、その一人です。同じく中国社会科学院助教授の渠濤さんが事務局長になっていました。毎年開催するというので、昨年、一昨年と呼ばれて行きました。恐らく今年も行くことになるかと思えます。残り1回は、中国政法大学の50年記念行事に招待されたものです。

それから、日本においても、2002年8月に早稲田大学の比較法研究所が、「中国における民法典制定計画について」と題するシンポジウムを開催しました。そこには、中国でも見られないような豪華メンバーが揃って参加されました。全人代法制工作委員会の副委員長で、当時は民法室主任だった、王勝明さん、今の梁慧星先生、それに、中国人民大学教授で、梁先生と並んで民法典編纂に最も関係の深いもう一人の学者の王利明先生、さらに先の渠濤さんです。全人代のやり方は面白いもので、意見の分かれている部分については、それを代表する学者にそれぞれ草案の起草を委嘱します。各先生は、グループを作って、草案

を作成するのです。例えば不法行為については、この二人のグループによる草案があります。

梁さんと王利明さんが同じ場に出てくるのは割合珍しいのだそうです。もちろん全人代では、こういう大きな法律の草案の検討のときには、全国から学者などを呼び集めて、大激論をするのですが、それ以外の場のことです。なお、中国では、日本と少し違って、「法律」は全人代の各委員会が提出するので、内閣提案はありません。国務院が、その下位の法律を作るのです。会社法、商業銀行法の改正などは国務院が行います。つまり、経済法的なものや商法的なものは、国務院立法が多いのですが、民法、民事訴訟法、刑事訴訟法は、全人代の立法ということなのです。

そんなことで、早稲田大学のシンポジウムでは内容の濃い議論がなされましたが、それにも私は出席して講演、討論を行いました。

つまり、中国における民法典編纂の急速な進行と「中日民商法研究会」の設立とが、これまで中国に行ったことになかった私が招かれる理由かと思っています。どの場合も民法典編纂の話が盛んに出て、多くの質問を受けましたが、その中には、日本民法の現在の状況のほか、明治時代の日本の法典編纂に関するものが多かったと思います。明治民法典編纂のときに特に問題になったこと、苦心したこと、編纂のどこがうまくいったか、どこがまずかったか、などについてよく聞かれました。

日本、中国でのそれらの場における経験を含めて、かなり強く感じた点について、簡単にお話させていただきますと思います。

なお、2003年12月の同委員会において、まず民法の物権法、不法行為法及び国際私法の審議を精力的に行い、確定草案の出来たものから立法することになりました。

大きくは二つの点について申します。

第一に、中国の人との研究会においては、学ぶことが多かったというのが、率直な感想です。端的に言いますと、我々日本の法学者は、現在ある法律の解釈論に重点を置いていた、もっと言えばそればかりやっていたために既存の法律を説明すること、(それさえ、十分でなかったことは、直ぐにお話しますが)には長けていても、新たに立法をするとなると、改めて考えるべき基本問題が多いということなのです。以下五つのことを申し上げます。

一つは、日本法についての説明にも、「こうなっている」ということ、せいぜい現在におけるその制度や規定の意味の説明では足りず、その制度や規定の歴史的・社会的な理由や根拠についての説明、それらの規定や制度を置くことはなんのためか、どのような社会的利益をどのように保護することになるのか、などについての相当の説明が必要だということなのです。例を挙げますと、そもそも

民法典の編別が問題になります。中国で議論している大問題の一つがそれです。パンデクテン体系成立の歴史的由来、その長所と短所などをある程度考えておかなければなりません。債権総則編の必要性、契約編と不法行為編を分けるべきではないかなども、問題になっています。具体的な点としては例えば、物権変動のシステムとしてどれがよいかなどという大問題も、どういう理由でそうなっているか重要です。細かい点でも、「なぜ権利能力は出生に始まるのか。胎児になぜ権利能力がないのか」「死者に人格権があるならば、死者にはその限りで権利能力があるのか。孔子の子孫は孔子の名誉が毀損されたと主張して損害賠償を請求できるか」などといったことを質問されます。

それらに正確に答えるには、まず、それらの法制度・法命題の意味を正確に把握し、その歴史的・社会的背景や、立法趣旨を理解していることが必要です。私どもの研究のほか、教育に際しても、同様です。少し心配しているのは、ロー・スクールでは、条文を前提としてその適用の技術の教育が重視されるという方が多いのですが、そうだとすると、法整備支援のための研究・教育としては逆行するのではないかと思います。

二番目に、ある意味でこれと関係しますが、被支援国の人々に教えた経験のある方から、「向こうの人は、公信力による動産所有権の取得といってもなかなか分かってもらえない」とか、「表見代理の結果有権代理と同様に本人に効果が帰属することが理解されない」などと嘆かれることがあります。その理由として、「我が国ではそんなに悪いことをする者はいない」と言われるとして、笑われる方もあります。確かに、その理由はおかしいと私も考えます。しかし、実は、公信力や表見代理、一般的に取引安全の保護の制度については、むしろその質問がもっともなのではないでしょうか。私どもも、法学部に入った当時、それらの制度が奇妙だと思った経験があるはずですが、つまり、それらの制度は、常識からは離れた、例外的な制度なのであって、所有権者が保護され、一定の範囲でのみ代理権を与えた本人が保護されるのが原則のはずです。それらの制度は、近代社会における取引の大量・迅速化に伴い、第三者の取引の安全のために、例外として出来た制度のはずです。また、動産物権における公信力は、中世ドイツ法におけるゲヴェーレの問題がからむので、さらに厄介です。民法の規定の中だけでも、このように原則と例外とをきちんと理解しておかなければならないと思います。簡単に物権取得の原因をして、契約によるものと、法律によるもの、特に即時取得によるものがあるなどと言ってしまうのは、司法試験受験のための授業ではよいかもしれませんが、少なくとも法整備支援に関しては適当ではありません。

三番目に、この点は十分に心得て話されている

と思いますが、民法典の制度だけから判断することができず、いわばそのインフラが問題になる重要な制度があることです。物権、特に不動産物権変動のシステムとしてどれがよいかの問題に典型的に出てきます。例えば、ドイツ方式とフランス方式の比較がそれです。私自身、不動産登記簿の公信力は無理だが、物権変動については意思主義より形式主義（登記主義）がよいと考えていますが、それを採用するには前提があり、不動産の現状の正確な把握、登記制度の充実と登記官の養成がインフラとして必要ないし不可欠です。それは結局、各国がこれらのインフラを整備するための予算を投入する決意と能力があるかにかかっています。この辺は我々としてはそれぞれの制度の採用のためにこういうインフラが必要になるが、皆さん考えてください、としか言えないのです。

四番目に、先ほど触れた民法典の体系にも関係しますが、私どもが支援しているのは、二十一世紀に向かう法律の制定だということです。この点は、相手国の事情に応じて異なるものです。そもそも我々自身も先を見据えて日本の民法典のあるべき姿を考える必要があります。それを考えることなしに、他の国について簡単にこれが良いなどとは言えないと感じております。

五番目に、情報の問題があります。人についても、法律の現状などについても、情報が相互に不十分です。中国の方は、信義を重んじますので、たまたま日本へ留学して世話になった人を呼んだりします。日本に長く留学していた人は、日本の状況がかなりよく分かりますので、直接には知らない人でも呼んで話を聞いてみたいということになったりしますが、我々が得る知識の方も一面的になる危険があります。中国は広いですし、大学が張り合っているようなこともあります。立法については全人代の権限が強いわけですが、研究（最近では大学院教育）では、中国社会科学院、また北京だけでも北京大学、中国人民大学、中国政法大学、清華大学その他があります。それらの方々の意見の相違に加えてデリケートな点もあるようです。かなり気を付けないと、一部の人や意見に安易にコミットしてしまうおそれがあります。反対に、向こうの人が日本の一部の人だけに関係を持って、それらの人の意見だけが日本のものと考えても困るのです。自分の意見はともかく、情報が十分でないことによる危険のあることはわきまえておいて、常に留意を怠らないように努める必要があります。

一言でまとめれば、私どもは、発信すると言うと、「どのように」発信するかを考えます。その見地から、松浦さんのお話を感心して聞いていたのですが、そのもう一つ手前に「なにを」発信するかについてよく考え、改めて相当勉強する必要がありますと感じて帰ってまいりました。

全体の第二ですが、最近中国の学者と話してい

て若干気になったことがありますので、聞いたままにお話しておきたいと思います。それは、法整備支援の基本態度に関するものです。三ヶ月先生がいつもおっしゃっておられるように、私どもは、決して、「教えてやる」といった態度でいてはいけないので、相手国の方々の要求・希望に応ずることでなければならないのです。

しかし、最近ちょっと気になる感想を耳にしました。例えば「そのことなら日本民法何条を見てください」と突き放されることがあったとか、「教えてあげる」という態度の感じられる場合があった、ということです。これは、ほんの例外的な事例かもしれませんが、受け取ったほうにも問題があるのかもしれませんが。実は婉曲に私のことを言われたのかもしれないと考えたりもしましたが、改めて初心に帰る必要があると感じました。

最後に別のことです。言わないつもりでいたのですが、さっきお話があったので一言しますと、法整備支援事業についてもっと日本の中で発信していただきたいのです。新聞に載ったことがあるのかどうか分からないのですが、こういう仕事をしているということを広めていただきたいと思えます。日本の友達や、法学者でも知らない人がいます。まして、一般のインテリは知りません。この話をする、こんなよいことをやっていたのかとか、今までやっていたのに知らなかったと言われ、もっと一般の人に知らせるべきだと言ってくれます。大いに PR をして例えば記者会見をすればよいと思います。今日のような会や、研修やシンポジウムなどの際に記者会見をするなど考えられないでしょうか。

以上、皆さんのお話と少しずれるので申し訳ありませんが、その手前のあまりにも素朴なお話ですけれども、最近痛感していることを申し上げます。

【山下】 どうもありがとうございました。今お話の内容は、実は国際協力部教官は常に感じているようなところがあります。研修などをやっていると、極端な例ですが、質問として三権分立の欠点を教えてくれとか、考えたことのない質問が来るわけでありまして、なぜこうなっているのかということのを常に考えるようにしているところがあります。

それから、次に既に質問が出されているところでは、北川先生に対して立命館アジア太平洋大学の鈴木先生からございますので、鈴木先生、よろしいでしょうか。

【鈴木】 私の質問は個人破産についてです。今現在アジアでは非常に中間層が増えています。日本の企業がアジアで債権回収するということに、個人から回収するという形も増えていると思えます。現実には、例えば韓国ではナンバー1のカード会社、LGクレジットが経営危機であるとか、い

ろいろ起こっています。中国では2004年つまり今年中に商業自然人の破産を認めるという破産法をつくると言っています。いわゆる非商人の自然人の破産は認めないということらしいのです。これでは、日系企業、例えば天津トヨタが中国でカーローンを付けて車を売るときに非常に困るという問題もあると思います。

一方で、先ほどのカンボジアの話もありましたけれども、カンボジアの商業裁判所ではミックス・コントラクトだということで、非商人の自然人の破産は可能になるわけです。質問ですが、ベトナムを調査されたということで、例えばベトナムの破産法は今のところは自然人の破産というのは、商人であるとしても、商人自然人としても認めないわけです。今後認められる可能性というのはあるのでしょうかというのが、第一の質問です。今回お調べになったことを確認させていただきたいと思います。

今度アジアで自然人破産に対して、例えば免責による同時破産が認められているような国というのは、日本の他にどこがありますか。日本の企業をいろいろ回られたのでしょうかから、実際にそういう苦情や個人破産のものをどうにかしてもらわなくては困るということはありませんでしたか。

例えばインドでは、現在自動車インドという会社がカーローンを出して、今マルチ、スズキのシェアに迫っています。トヨタとかホンダというのは先に進出しましたが、後塵を拝しています。一方で、インドではカーローンのデフォルト率というのは大体20~30%だと言われているわけです。

とすると、最後の質問になりますが、いわゆる個人民事再生法というモデル草案を、例えばアジアに各国別に提案して、アジアの中間層のカード破産や、類似の経済的破綻を避ける方法というのを考えるというのは、一つの日本の新しい法整備支援になるのではないだろうかというのが、私の提案です。一つは、中間層の人たちの耐久消費財を扱う日系企業にとっても役に立つと思うのですが、もう一つは、先ほど問題になっている商業裁判と民事裁判というものの相剋があるわけです。それを超克するにも役に立つのではないだろうかと思うのですが、どのようにお考えになっているのでしょうかということについてお聞きしたいと思います。以上3点です。

【山下】 北川先生、よろしいでしょうか。

【北川】 基本的には、今回はAPECを中心に実施したために、インド、カンボジアは含まれておりません。それと、現地企業が問題にしているところを中心に実施しましたので、実は個人破産は、それができる前の段階として、日本の企業は個人債権をつくらないというポリシーでビジネスをやっているということでもあります。ただ、インドで個人に対するカードローンが出るというよ

うに、将来のビジネスの方向としてはそういうふうになるのだとは思われます。3番目の御質問の提案ですか、個人民事再生法というものが日本のベスト・プラクティスの一つとしてAPECに紹介していくのがいいのではないかとこの点については、また別途考えてみたいと思います。ただ、このベスト・プラクティスの考え方は、日本でやったらうまくいったのでそれをAPEC諸国にも広げようというような発想、性格のものとしては考えてはおりません。

【山下】 他にこの件で、何か答えられる、あるいは意見があるという方がいらっしゃいましたら、どうでしょうか。

【金子】 神戸大学の金子ですが、北川先生と御一緒にこのAPECのSELIの研究会の委員をしています。ベトナム出張にも御一緒しました。私は、北川先生の御発言と全く同じ趣旨ですが、ベトナムについては、まだ企業間の信用取引がそもそもこれからの課題だという状況であるので、個人破産云々というのはまた次の段階の議論だと思います。ただ、ASEANの中核諸国、タイですとかインドネシア、その辺では最近消費者保護法を制定して、それをアピールするという文脈がございまして、それと同じような発想で個人破産についても今改正議論があるということ聞いております。

ただ、これは私的自治、自己責任を原則としてきた契約法の秩序をどこまで修正していくのかという文脈で考えますと、今は情報の非対称性ですとか弱者救済ということで消費者保護という聞こえがよろしいのですが、むしろ逆に消費者をスポイルしていったら、非常にどっぴりと無計画な消費生活におとしめていく方向につながるのか。本当の意味の弱者の配慮というのは一体いかにあるべきかという、そういう政策論を別にASEAN諸国でやっているわけではありません。

先ほど星野先生から21世紀型の民法典を考えるという御指摘もございましたけれども、そういう趣旨で考え直して、先進国である日本では確かに論じられていることを、いきなりアジア諸国の今の経済社会状況の中に持ち込んでいくべきかどうかということ。そこの民商法秩序に持ち込み得るのかということ。ASEAN諸国はかなり前向きなようですけれども、中国に関して言えば、統一民商契約法を作った時点で、日本と同じように契約の対等性ということを打ち出して、信義則の解釈でそれを補っていくという古典的なスタイルでやっていこうということで、消費者保護法もあまり発達させていないと思います。

そういう中で、また個人破産法の議論がどう展開していくのか、おもしろい論点ではありますけれども、いきなり日本のコピーとはいかないのではないかと感じております。

【山下】 ありがとうございます。2番目の

質問のところで、日本以外に個人破産を認めているアジアの国はあるのでしょうかということですが、このことを知っていらっしゃる方がいましたら、御協力いただきたいと思っております。なければ結構でございます。破産法の話になると、私はすぐに民訴法の先生が詳しいのではないかと簡単に思ったり、あるいは以前は民訴法雑誌ですか、三ヶ月先生の昭和20年代の破産法の話、日本に導入するときの話がすぐ思い浮かぶのですが、内容は全然覚えていませんので、そういう話が頭に浮かぶということだけ、少し御紹介しておきます。

それで、一応質問に対する回答はあったと思うのですが、よろしいでしょうか。

【鈴木】 どうもありがとうございました。例えばインドネシアですが、そういうクレジット会社は日本の会社で今7社ぐらいもう進出していますね。これはインドネシアでのクレジット事業で進出しようということで、実際に日本の企業は進んでいるのです。そうすると、それではカード破産はどうするのだという問題が必ず起こると思うので、21世紀の民法だったら、そこのところを提案するのが日本の企業にも役に立つというのが私の意見です。

【山下】 3番目の、今後の法整備支援の一つの有力なメニューということで提案されたということだと思います。三ヶ月先生どうぞ。

【三ヶ月】 実は、個人破産の扱いというものにつきましても、日本の法が非常に特異な歴史をたどっているというところからいかなんといけないのです。まずフランス法を継受しようとした。ところが、実はフランス法では破産手続というのは商法の中に入っているのです。そして、商法というのは商人でなければ適用がない法律ですから、非商人の個人というものは商法の適用外である以上、破産法の適用もない。では、今言ったように困ったときにどうするか、平等的に分配するような手続はないかということ、それが今日本の強制執行になっておりますところの、強制執行における平等主義というものがそれを代用しているわけです。

要するに強制執行をかけますと、そこのところにみんな入ってきたら、そこでみんな分ける。それで破産法の代用が果たされていたのです。そのところに、今度は商法でドイツ法を持ってきてしまった。ドイツ法の破産法は商法の中にあるわけではないですから、一般の人も破産に乗っかってくるという形になっているわけです。

ですから、破産法がなくても、もし、例えば昔のベトナム、ラオス、カンボジアのようにフランス法の支配がもしあったとすれば、そこでフランス法的な形で、破産は商人だけのもので、個人のものではないという考え方になり得るのですが、レベルとしては、果たしてそこで商人と個人、非

商人との区別というものが法律生活でどの点まで、今社会主義から転換した国では行われているか問題です。それに比べると、日本の明治時代はまだまだ商人と非商人とを分けて何とか動いていたという点で、幸せな国であったのだなという感じを持つわけでありませう。

おそらくそういう形で、いろいろ個人破産と申しましても、昔のいわゆる身代限りという時代の破産制度ではなくて、今御指摘のあったように、とにかくカード取引がこれだけ盛んになり、あるいは信用取引がどんどん非商人の世界にまで入っていくというときにはなれば、別にそういう法典のあれこれではなしに、これは当然21世紀の取引法といたしましては、個人でも日本の個人再生手続的なもの、和議法的なもの、あるいは個人破産法的なもの、それで免責制度というところまで行くかどうかはともかくといたしまして、これは大きな問題になるだろうと思われませう。

これは、今カード破産、カードが非常に重要になっているからどうだという進み方と、それに対応する個別執行の領域、和議の領域、更生の領域といった段階的な倒産法制の積み上げというものが、今のアジアの国で果たしてすぐ取り組めるかどうかが問題で、むしろ、どうしても個人破産が必要だったら、今御指摘のように、例えばカード破産対策としてはこれだという個別立法を積み上げていくほうが早いと思われませう。あまり大きな立派な倒産法制の網をつくるのは、まだまだ先です。私もアジアの法律を見ておりますけれども、そこまで行くよりも、先にまず訴訟法をやリ、強制執行をやるというところが精一杯ではないかというのが率直な感じでありませう。それでいいですか。

【山下】 どうもありがとうございました。実は、ベトナムの破産法に関しましては、ベトナムJICAの支援プロジェクトの中に、起草支援の中に入っております、谷口安平先生、中西正先生、北川先生のグループにも入っていた田頭章一先生などにいろいろ御協力いただいております。もし、何らかの情報が得られましたら、また皆さんにお伝えしたいと思っております。

では、パネリスト同士でも結構ですし、フロアからも是非これは言っておきたい、質問しておきたい、あるいは何か言っておきたいことがありましたら、遠慮なく言っていただきたいと思ひます。鮎京先生どうぞ。

【鮎京】 名古屋大学の鮎京と申します。布井先生の中国に関する御報告との関係で、布井先生とできればJICAの佐藤部長に情報として是非お伺いしたいことがあります。先ほど司会の山下教官が整理されましたように、私の印象としましては、これまでの法整備支援連絡会、何回かやってまいりましたが、そこにおいては中国以外の中国の周辺のいわゆる体制移行国、ベトナム、ラオ

ス、カンボジア、あるいはウズベキスタンというのが去年までの会合の主要な話題になってきたと思います。

それに対して、今年インドネシアであるとか、あるいはAPECであるとか、さらには中国という国が、法整備支援の対象国として急速に浮上してきたという点が非常に大きな特色だと思います。そういう意味では、先ほどから議論になっておりますように、法整備支援にかかわる戦略であるとか、理念の問題というのをどうしてもつくり上げなければならないという印象で受けとめました。

そこで、具体的な質問なのですが、布井先生が先ほどの御報告の中で非常に興味深いことを言われました。私、これは知らなかったのですが、中国から法整備支援の要請がJICAに出されたという御指摘があったように思います。この点につきまして、できれば佐藤部長のほうから、どういう形で援助要請が来ているのか。差し障りのない限りで、それに対してJICAとしては今後どういう対応をとっていくのかという見通しがあれば、是非お聞かせいただきたいと思います。

もう一つ、これは布井先生に、中国でのいろいろなシンポ等をやっけてこられて、その知識から御教示いただきたいのですが、私は中国についてはよく知らなかったのですが、一般的には、これは小さい質問なのですが、中国は法整備支援という言い方は大国であるから、あまりしたがないと聞いています。法における教育ぐらいの言い方でどうだという話を聞いていたのです。

先ほどの各援助機関が実施しているということとの関係で、法整備支援という言葉で、それはそれとして受けとめて、中国は日本への要請をはじめとして、諸外国援助機関とも付き合いしていくのかというあたりの情報をいただきたいということでございます。

【山下】 ありがとうございます。まずJICAのほうなのですが、私が知っている限りでは、中国はアジア第二部でありまして、佐藤部長はアジア第一部であります。所管外かもしれませんけれども、もし、御存じの範囲内でありましたらよろしくお願いたします。

【佐藤】 それでは、私の知っている範囲でお答えさせていただきます。アジア第一部は、ASEAN10か国と東チモールを担当しております。中国を担当していますのは、アジア第二部であります。この会議に出席するというところで、アジア二部にもちょっと聞いてまいりました。正式の要請があったかどうかは、私は具体的には確かめておりません。中国に対するJICAの協力というのは最近徐々に少なくなってきました。特に中国は宇宙飛行士が出るくらいの国ですので、もう援助は必要がないのではないかと、また、援助の中身をもう少し考えたらいいのではないかと、

中国の援助をめぐる、いろいろな意見があります。隣国中国との付き合いというのは今後益々、大事なわけですが、特に日中の経済連携の関係は絶対避けて通れないわけですが、どういった協力関係を作るかが課題です。

いろいろな形で今後協力が求められる中で、法整備をはじめ、経済統合連携に合わせた相互の協力は大変大事な分野で、法整備の協力をJICAとしても優先的に、実施したいという考えが多いようです。

しかし、中国というのは他のドナーが既に法整備支援を行っていると言われておりますが、森島先生などのお話を聞きますと、非常にオーナーシップの強い国ですから、ベトナムで実施したのと同じように、例えば共同研究のようなアプローチでやられることが望ましいようです。徐々に相手国に日本との比較をさせ、日本の持っている良さに気付いていただくのが良いと聞いております。ないといけません。じわりじわりと向こうに日本の比較とか、日本の持っているよさを気付いていただいてやっていくのがよろしいと聞いております。

先ほど森島先生から、他のドナーというのはきちんとしたストラテジーがあって、協力に入っていくと言われましたけれども、日本と中国の関係につきましては、やはり長期的な観点にたち協力を考えないとうまくいかないと思います。したがって、中国に対する法整備支援の協力は、やっていかなければならない協力分野であると共に、実施に際しては、非常に慎重に対応していかなければならないと思います。

中国への本格的な法整備支援に関しては、今後、どういったアプローチをとるのか、法務省の関係者をはじめ、今日お集まりの方とも十分協議していくことが大切だと思います。JICAの協力も現在は、どちらかというWTOに加盟した後の国内法整備フォローという形で、経済産業省、各大学の関係者、そして日本の企業の関係者等が中心となって進められております。今後、日本の法整備支援協力を国内でどのように調整していくかというのは、重要な問題だと思います。

先ほど、JICAの組織改革の中で、法整備支援をいわゆるガバナンスの中で、民主化支援とか、平和構築とか、人権保障というところで対応していくと述べましたけれども、別のアプローチで経済産業省もWTOの後のフォロー等、ASEANに対して経済法を中心にした法整備支援に関心を持たれています。日本国内での縦割り問題でもありますけれども、これをどのような形で連携していくかは非常に大切な問題だと思います。実は、JICAの重要政策中枢支援というスキームは、もともと日本が、援助の世界でトップドナーになり、従来のハードの協力ばかりでなくて、ソフトで知的な国際貢献、もっと援助効果の大きな

ものも実施していく必要があるとの認識で予算措置され、始まったものです。今までこのスキームは、本当にいい形で進んできたと思います。しかし、今後、もっと成果の上がる政策支援協力を展開するには、やはり、法整備支援も、経済政策支援をも包含したもので協力しないと十分な効果は出てこないと思います。

今後、法整備支援連絡会をどういった形でより多くの国内関係機関と連携して開催していくかは、法務省の皆様とも御相談をさせていただきたいと思えます。以上でございます。

【山下】 ありがとうございます。森脇先生、どうぞ。

【森脇】 中国との関係では、先ほどの星野先生とは別のルートで、古くからの個人的な関係ですが、以前、社会科学院の法学研究所の民法研究室の主任をしておられて、現在今全人代におられる王家福先生との間で中国民法典の起草に関して、事実上は法整備支援にあたるような共同作業をして、民法典起草をサポートしてほしいというお話しがあるのですが、中国では、支援などという言葉は絶対に使えませんので、共同研究という言葉を使っております。

それから、ベトナムについても、日本語では法整備支援と言っていますが、ベトナム政府との間のR&Dでどう言っているかちょっと忘れちゃったけれども、1996年にJICAのプロジェクトがスタートするときのベトナム向けの英語の表現と、こちらでの法整備支援という表現とは違っているはず。もう覚えていませんけれども、相手国との関係では、法に関する支援は主権にかかわることですので、言葉の問題ではありますけれども、向こうからすれば政府とか、党とか、そういう関係での問題がありますので、そこは十分に注意深くおやりにならないといけません。中身の問題もありますけれども、山下さんなども慎重に交渉をしておられることと思えますが、名古屋大学などでも十分気を付けておやりになったほうがいいと思います。

【山下】 確かに言葉だけの問題かもしれませんが、星野先生の話にありましたとおり、教えてやるという態度が見受けられないでもないということですから、多分姿勢にも影響するのだと思えます。

では、布井先生、よろしいでしょうか。

【布井】 今の御質問、いろいろところで中国の法整備支援という言葉を使えるかどうかということですが。私は幸いなことに団長とか、そういう資格で参加しているわけではございませんので、こういう言葉を使わずに、具体的な内容についての詰めだけを担当の人たちと行ってきたわけでございます。

ただ、団長等がどういう言葉を使ったか今思い出してみるわけでございますけれども、経済協力

の一環として法整備に協力したいのだという言葉遣いをしていたのではないかと思います。これは経済協力という言葉は、ひょっとしたら技術的な言葉なのかもしれませんけれども、あからさまに支援をするということは言っていなかったのではないかと思います。

あと、中国側のほうはどう言っていたか、ちょっと私も記憶にはないのですが、とにかくそういう支援を受けたいということは極めて明確に言っておりました。受け手が使う分にはそんなにはないかもしれませんが、ドナーのほうであまり支援、支援というのはいかがなものかと考えております。

【三ヶ月】 今の問題でございますけれども、その問題につきましては、私は数年前に刑事政策研究会が発行する「罪と罰」に論文を書きまして、協力と支援というのは使い分けたいほうがよろしいと書きました。少なくとも、体制変換に迫られているようなところには知恵を貸すという意味で「支援」という言葉を使ってもよろしいけれども、やはり漢字文化圏の国、中国、韓国、台湾、こういうところについて、そういうところと同じような意味で支援という言葉は避けたほうがよろしいということは、論文にはっきり数年前から書いているわけです。

やはりこれは気を付けたほうがよろしいと私は思います。率直に申しまして、私はこのごろよく感じる事柄なのですけれども、日本人は少しばかり法律的に、今から130年ほど前に西欧法の取入れを始めたというので、先ほどの星野君の話ではないけれども、先輩面が意識の中にあり得る。しかし、千年の東洋の歴史というものを考えてみると、一体中国と韓国と日本とどちらが文化の先生だったのかということまでいきますと、私はよく言うのですけれども、日本は一人のキリストを生み出したこともない、一人のお釈迦さんを生み出したこともない、一人の孔子を生み出したこともない、一人のマホメットを生み出したこともない。ただ、たまたま位置がアジアの隅にいて便利なものですから、いろいろな国の文化が来ますときに、日本に来ますと、みんなよたよたとするのです。

結局いろいろな文化というものが日本によたよたと来ますと、これをこきまぜるのが日本人は非常にうまいのです。違った角度からこのことを言いますと、およそ精神文化の影響というものは、その発生地からの距離の二乗に反比例して弱まるのだと思います。日本はその一番有利な状況ですから、仏教の影響も、キリスト教の影響も、孔子の影響も、マホメットの影響も、みんなよたよたとなって来るからそれをこきまぜるのは、日本人は非常にうまい。

そうすると、どういうことになるかということ、早稲田大学の校歌ですが「東西古今の文化の潮一

つに渦巻くこの大東国」という形で、混ぜるのがうまいのです。しかし、これは決して創造的な能力ではなくして、よたよた来てがたがたとなったところを、うまい具合にいいところをつまみ食いをするいわば職人的な器用さというのが日本人の特徴だと思います。むしろ我々はそういう点を自分たちの心の中におさめまして、そして、「支援」なり、「協力」なりという場合にも十分気を付けていかなければならないと思うのです。

それから、もう一つよく言いますことは、日中韓ということもいいけれども、できればこちらからは中韓日というぐらいの謙虚な気持ちを持っていきたい。要するに文化の伝統と我々の先生だった順序というものでいきますと、漢字文化圏との文化交流、これは法律だけではございませんけれども、それがいいのではないかと思います。ですから、今、日中韓というと、アジアの人たちは何とはなしに大東亜共栄圏という昔の言葉を連想します。そうではなく、伝統と文化の歴史で日本に教えた古さというのを日本人がもう一度考え直すべきで、こういう具体的な法律の協力などのときでも、それは忘れてはいけないことではないかと思えます。

先ほど星野君の言ったことと少しまた同じようなことを裏から言っているようなわけですがけれども、私のこのごろの文化論はそういうところですよ。

【山下】 どうもありがとうございました。それでは、この辺にいたしまして。

先ほど鮎京先生と同じ時期に、一番後ろに座っている方が手を挙げられたと思うのですがけれども。

【島田】 遠いところから申しわけありません。名古屋大学の島田と申します。先ほどインドネシアから平石弁護士が報告をしていただいたときに、私が今後法整備支援を企画する場合に、一般市民の司法へのアクセスというものを少し考えてほしいということ言って、その後、森嶋先生が報告の中で私が言ったことを取り上げてくださいました。それに少し補足をしたいと思ひまして、発言の許可をお願いします。

森嶋先生が司法へのアクセスとおっしゃったときに、法整備支援というのは国同士の事業であり、お金のかかる事業であって、アクセスというものは個人として行われる、あるいは小さな組織として行われるので、法整備支援の中からはとりあえず外しておこうという趣旨のことをおっしゃったと思うのです。ただ、司法のアクセス、おそらくその一番代表的な方法としては法律扶助というものがあると思ひます。

法律扶助というのは、もちろん運営については政府から独立である、おそらく民間組織なり政府から独立した組織が行わなければいけないのですが、ただ、その機能としては公共財を供給するという機能を持っていて、また、その規模自

体も非常に大きいものですから、おそらく公的資金が常に供給されない限りアクセスというのは保障されないと思います。

また、そのようなアクセスを保障するための制度というのをどういうふうにするかということ自体に、国がその制度設計に携わること自体は別に問題がない。むしろ必要なことだと思います。ですから、司法へのアクセスという問題についても、やはり法整備支援という枠組みの中で語られるのにしかるべき内容ではないかというのが一つあります。

もう一つは、アクセスという問題について、やや観念的であることの一つの例としてまた取り上げていただいたのですが、森嶋先生は、法整備支援についてストラテジーが大事であるとおっしゃいました。その際に各国のストラテジーというのは非常に明快に整理して教えていただいて、私はこれは非常に勉強になって、まだまだ勉強不足だなというのを痛感したわけです。特にガバナンスに関する森嶋先生の御意見というのは、非常に私は勉強になりました。

それでは、日本のストラテジーというのをどのように理解していくかということになります。まだ皆さんが考えてほしいということだったのですが、どのようなことをイメージしているかということ、とりあえずは供与国ではなく、援助を受ける側のイニシアチブを尊重して、経済発展なり、その前提となる投資環境の整備、あるいは統治能力の向上といったものを目指していくというのが、今のところ森嶋先生の御意見なのでしょうか。私の解釈ではそのようなものになります。

ただ、アクセスという問題を考えた場合には、経済発展の過程でやはり様々に社会的な矛盾なり問題なりが出てくると。そういう問題なり、矛盾の当事者となった人たちが、そのイニシアチブで問題を顕在化させて、解決とはいかないまでも、ある程度改善していくためには、司法のアクセスというのは非常に重要ではないか。つまり、法律など何も知らない人たちの感じる問題というのを、法律なり司法なりの場で使える用語に翻訳する機能というのを、司法へのアクセスというものに求める必要があるのではないかと思います。

そうでなければ、やはり司法というのは、変な言い方ですがけれども、司法の顧客というのが大企業と刑事被告人だけになってしまっていて、社会から司法というのが飛び地のようになってしまいます。そういう社会をつくっていつてしまうのではないかという気がします。ですから、なおさら法整備支援の中に司法へのアクセスというものを組み込む必要があるのではないかというのが、私が感じたところです。

なぜ私がこのようなことを考えるに至ったかといいますと、今インドネシアの法整備支援、始まったばかりで全体像がはっきりしないのですが、



一つ非常にはっきりしたプロジェクトを行っているのが、警察庁が行っているプロジェクトがあります。警察庁は名古屋大学の地元である愛知県警の警察本部から山崎さんという方が警察庁長官の政策アドバイザーとして派遣されています。その方が市民警察の育成、詳しいことは忘れてしまったのですが、インドネシア警察について市民警察を目指すというプロジェクトを行っている。

その中では信頼される警察と能力のある警察、この二つを目指すということです。信頼される警察というのは何かというと、市民の要望に対して即座にこたえる。つまり、通報があれば、即座に出かける。あるいは、市民に常に近い場所にいるというものを目指している。これは、おそらく今まで警察というのはインドネシアの中でまさに飛び地であって、警察にはできれば近付きたくない、あるいは警察のやっていることについては関心がないといったものを、飛び地ではなくさせる方向として、この市民警察というものが構想されているのではないかと思います。

そういうのを見まして、今アクセスというのが非常に重要だと思います。それ自体法整備支援の中に非常に重要な要素を占めると考えるに至ったということです。それで先ほど言った次第です。

【山下】 ありがとうございます。よろしいですか。多分、私は、受け取り方が違うと思うのです。森嶋先生は、NGOとODAの支援を分けるときに、自分はこれからODAの支援を話すのだという前提で、区切りをつける前に、NGOが市民にやることは入りませんと言っただけで、司法のアクセスは法整備支援の対象には入らないとは言っていないのです。やはりODAが政府を通じて、例えば裁判所を通じてでも、司法省を通じてでも、司法のアクセスが容易になるような支援は全然排除されていないと私は受け取ったわけです。ですから、多分前提が違うのではないかと思いますけれども、よろしいですか。

【森嶋】 おっしゃるとおりで、どうもありがとうございます。無権代理とは言いません。ありがとうございました。

国によって違うのと、JICAがプロジェクトを立てていく場合に、予算の制約があるわけですから、やはりプライオリティーを付けていかなければならないわけです。例えば、今から市場経済に移行する国で、これまで市場経済法が何もない国で民法をつくったり、民事訴訟法をつくるという場合には、そうした基本的な分野にプライオリティーが置かれるべきです。他方で、インドネシアにはよく行きますけれども、法整備で行ったことがないのでよくわかりませんが、ある程度裁判制度などがある国では何に重点をおくのかということになりますので、国によって違ってきます。

ただ、私が先ほどストラテジーと言ったのは、法整備をやる場合に、何をゴールにしていくのか

という全体の法整備についてのビジョンというのを持っていないかならぬということなんです。これは、いずれ市場経済化が進んでいくと、民法や、民事訴訟法などの市場経済法が少しずつベトナムやカンボジアでも整備されていきますと、いずれ課題は変わってくるだろうと思われま。おそらく人材育成とか、そういうもっと長期的に金のかかる問題が出てくるだろうと思います。

そういうときに、では、法総研が今こういう形でやっておられますけれども、そういうものを5年、10年先にどういうふうにか動かしていくのかということ、今頭に入れながら、大学も含めて、考えておかなければならないということなんです。行き当たりばったりでやっていたら、日本の法整備支援は今動いているけれども、プロジェクトとしてJICAの長期的な事業としてはいずれ行き詰まってくるだろうし、また、他の国とコンフリクトが起きた場合に、自分たちはこういうことを考えているのだから、あなたたちのやっていることは遠慮してくれとか、あなたたちがやっていることに自分たちも乗ろうとかいうことは言えないだろうと申し上げたわけです。

裁判所に対するアクセスをやるとか、やらないとかいうことは、全体のストラテジーの中でプライオリティーを考えて、その国の中で今何が重要かということの中の位置付けでしかないわけなんです。まさに一番最初に山下さんがお答えになったように、当面我々がやってきた文脈からいうと、司法へのアクセスの問題は、とりあえずは脇に置いてお話ししたいと思います、申し上げたようなわけです。

【山下】 ありがとうございます。先に手が挙がったのが真中の後ろの方なのですが。

【五島】 大阪外国語大学の五島でございます。

私は大阪外国語大学でベトナム語、ベトナム政治を担当しております。1987年から1990年にはベトナム大使館で専門調査員をし



ておりました。当時と比べると、その後、ベトナムは大きく変わり、今は皆さんの御努力で法改正も行われ、経済の支援も受けているわけです。

現在ベトナムではJETRO、JICA、JBIC、大使館と、この四つは援助関係で大変に力を持っているところだと言われ、同時にベトナム側からも非常に重視されていると聞いております。そのような援助機関の実施する援助の一つとして、法整備支援がござい。これは、外務省がおそらく90年代の初めに、今、森嶋先生がおっしゃられましたような、一定の戦略に基づいて始めたことであると思います。要するに、ベトナム支援国であったソ連が崩壊しつつある時に、ベトナムが今後どうなるかという中で、同国に一応新しい

方向が出ていると判断して、積極的に日本がベトナムという国を重要だと思って始めたことです。

私は、その後の10年の経過を見て、大変に日越関係がよくなったことを喜んでおります。ただ、経済援助にしても、法整備支援にしても、ある程度一つの段階が終わりつつあるのではないかとイメージを持っております。

私も援助について説明して回ったことがあるのですが、かつては移行国に対して同じことを同じように、市場経済とは何ぞやとか、市場経済に合った法律というのはこうでなければいけないみたいなことを伝授するものでした。しかし、今では相手国も、このようなことに関する基本的な論点はわかってきている。現在は、例えばベトナムであれば、1997年のアジア通貨危機のようなときにどうするのか。それから、WTOに入ったらどうするのか、どういふ問題が起きてくるのか、という具体的な問題と対応策に関心を抱いています。もちろん非常に難しい問題で、彼ら自身も困っていますし、日本の国そのものもいろいろ問題を抱えていると思います。

そういう10年間の変化を振り返ってみる中で、私たちが今ベトナム側から求められていることというのは何なのか。謙虚に受けとめてみると、例えば我々は向こうに行って、向こうの法律を読んで、これはどうなっているのですかと質問して、ああ、そうですか、それだったらこうですねと、ただ自分の意見を言うのではなくて、もう少しベトナム全体の状況を把握しておいて意見する必要があると思います。先ほど中国の経験のある方がおっしゃっていましたが、中国の状況とか、そういうものをもう少し見る必要がある、把握する必要があるという御意見に、私も賛成です。

そのように考えますと、現在の法整備支援は逆説的に聞こえるかもしれませんが少し個別の問題に分かれ過ぎて支援が行われていないかなと思います。そのことを前提に申し上げたいのですが、要するに先ほどから出てきておりますが、法整備支援という言葉を使うかどうかは別にしまして、これまでの10年の成果を公開していただきたい。もっと、どんな法律でどんな問題があったのかということをお互いに知る必要があると思います。

成果を公開することは、もう少しお互いにできることを見極め、法整備支援にかかわっている機関・グループ、例えば今、文科省の支援をいただいている鮎京先生のグループ、そして、JICAの支援をいただいている色々な機関があると思うのですが、これらが連携を進めていく上でも、必要なことだと思います。今、ハノイでも話していますが、JETRO、JICA、JBIC、そういう機関が連携して是非ベトナム法の整備状況の全体像を紹介すべきだろうと思います。それは一つ一つのプロジェクトについての公開だけではなくて、もう少し大きく言ってしまうと、外国法と

いうものを整備していく上でどれだけ法整備支援が役立っているのかを示す上でも重要であると思えます。

先ほどどなたかおっしゃっていましたが、日本の法律を紹介すること、その英訳もものすごく重要ですが、外国の法律もどれだけあるのか、もうちょっとどこかの機関でまとめていただくといいと思います。

【山下】 分かりました。成果の公表とか、これまでやってきたことの公表ということだと思いますが。時間は来ておりますけれども、5分や10分、特に問題はありませぬので。先ほど手を挙げた中で、申しわけないのですけれども、あと二人まででよろしいですか。金子先生、どうぞ。

【金子】 時間が限られている中、僭越ですが、所属の神戸大学から是非この場で宣伝するようにと強く言われてまいりましたので。お手元にお配りしたチラシがございます。神戸大学大学院国際協力研究科で、来年度より、法務省法務総合研究所国際協力部の御協力を得まして、法整備支援論という名称の講座を開講することになりました。法総研のほうでも初めての試みということで、御理解いただいているところです。

私どもで大変盛り上がっております。そして、非常に期待に満ちているわけでありませぬ。と申しますのも、私ども大学院、国際協力、国際援助を専攻するということではあります、この分野は、JICAさんの場合もそうでしょうけれども、国際援助の世界ではとにかく経済学が牛耳っております。大学院、私どものところには経済学、政治学、法学の研究者が学際研究をやっておりますが、とにかく経済学の権力が大きいわけでありませぬ。

ところが、この経済学におきまして目下法整備、法制度に関する関心が非常に高まっております。法制度をテーマとする論文が今非常にたくさん出て、読まれているという状況がございます。そういう中で、神戸大学としましては、法整備支援に直接かかわらせていただいたことはないわけでありませぬけれども、人材育成という形でこの分野のお手伝いをしていけないかということで、二つの意味での人材育成が挙げられます。

一つは、教育を受けてこれからJICAなり世銀なりに入っていったら、国際援助を動かしていく経済学、政治経済学を主たる専攻分野とするような人たちに、もっと法律の知識を持ってもらうということです。生半可に法制をかじって、数式に当てはめていいかげんな仮説を論じるのではなく、しっかりと法知識に触れる場としての、そういった方向性の人材育成が一つ言われております。

もう一つは、先ほどから森嶋先生なども御指摘になりましたように、法整備支援にかかわっておられる法律専門家が現地の情報、現地の経済事情

に触れて視野を膨らませていただいて、更なる支援を広めていただく。そういう意味での関与されている法律専門家、弁護士、企業法務の方々などにも開かれたような場の提供です。こうした二つの意味での人材育成、そういうことを私ども研究科は掲げて試みでやってみようとしているわけです。

【山下】 よろしいでしょうか、もう。あと、まだありますか。

【金子】 JICAの方もおられますので一言述べさせていただきます。本日の質問というより、コメントです。本日、国際機関との相剋ということが随分議論になりましたけれども、もう一つの相剋として、日本の中の相剋もあるのではないかと思います。例えばベトナムにせよ、ラオス、カンボジア、我々法整備支援が向かっていくのと並行して、経済学者による市場経済化支援のようなプログラムが持たれるわけです。えてして彼らは勝手に経済法制と称して、要するに経済関係の役所のつくる行政法規のお手伝いをするのですけれども、法整備支援とは全く関連のない形で支援を展開していくといったことも少なからずそういうことがあります。その辺の調整を是非JICAさんに積極的に期待したいということをお伝えしたいと思います。

【山下】 分かりました。せっかくですので、お二人も手を挙げておりますので、二人まで。端的にお願いできますか。

【鈴木】 北海道大学の鈴木と申します。私は中国法の勉強をしております、布井先生の御報告に非常に感銘を受けました。20年ぐらい中国法をやってまいりましたけれども、中国が法整備支援国に入ったというのは感慨深いものがございます。

二つだけお話ししたいと思います。一つは、日本に対する支援の期待が強いというお話ですが、これは半分本当ですけれども、半分リップサービスもあります。先ほども御指摘があったとおり、中国国内の各機関同士の競争が非常に激しい状況がございます。ですので、どれだけの資金と支援の手づるを外国からどれだけ獲得してくるかということが、各機関の間の競争になっております。したがって、日本人が行けば、当然どの機関も大歓迎だと言うのは当たり前でありまして、その点は割り引いて考える必要があります。

逆に言いますと、各国が中国に刺さり込んでおりますから、日本はそれらの国々との競争関係にあるということをお十分に自覚した上でかからないといけないと思います。

もう一つは、中国では法制度がある程度完備しているという御指摘が何かございましたけれども、私はこの点についてはちょっと違った考えを持っております。確かに一応法典はそろっているのですが、すべてが暫定法であります。今後

おそらく10年間の間にほとんどすべての法律は改正されるだろうと思われま。民法は御存じのようにまだできておりませんし、会社法、証券法、民訴法、刑訴刑法、法印組織法、今すべて全面改正作業に入っております。

これはどういうことかといいますと、ソ連型の法から市場経済型の法への転換を中国は非常に段階的に進めてきたのです。したがって、安定した法になるには相当時間がかかるということです。ですから、一応整えられているとちょっと誤解があるのではないかと感じました。ありがとうございます。

【山下】 どうもすみません。では、最後に今泉さんお願いします。

【今泉】 日本貿易振興機構アジア経済研究所の今泉です。少しお時間をお借りして、アジア法学会に関して御紹介したいと思います。アジア法学会、昨年11月29日に設立されたばかりの2か月足らずのまだ非常に若い学会ですけれども、現在まで約120名の方に参加していただきました。短期間にこれだけ集まったのは、アジア法に関する関心が高いことのあらわれだろうと思っております。

今日のテーマであります法整備支援との関係では、アジア法学会の意義と目的は3点挙げられると思います。

今日、日本とアジアとの交流が深まる中でアジア法研究が重要なことは申すまでもありませんけれども、法整備支援という局面においても、アジア法研究の役割というものは非常に大きくなっているわけです。多くの法律家の方が現地に派遣されているわけですが、そこで現地の法概念と日本の法概念との差にぶつかって、それを1人で解決しているのが現状ではないかと思います。そういうときにアジア法研究の蓄積のあることが、そうした法整備支援の効率性を高めていくことにつながると思います。

また、2番目に研究交流ということです。学会のほうでもアジア法学会だけでなく、ほかの分野でも多くの学会でアジアの問題を取り上げていますが、対象は断片的になっています。本日は森島先生からお話がありましたように、日本の援助が現地の社会、文化等を視野に入れたものを特色として実施していこうとするならば、法律だけでなく、その他の分野の研究者も集まったアジア法研究というものが必要になってきています。

3点目は若手育成ということになります。まだ日本の大学でアジア法の講座を持っているところというのは非常に少なくアジア法に関心があっても、今まではなかなか発表の機会がない人が多いわけです。そういう人たちに機会を与えて研究者を育成しようということをお目としております。

【山下】 どうもありがとうございました。かなり時間、押しておりますけれども、この後、三

ヶ月先生に所感でもいただきたいと思います。私なりに、若干簡単にポイントだけ指摘します。ドナー調整みたいなことから始めましたけれども、森脇先生が最初から調整なんか要らないと、主張していくようにということでした。皆さんは国内では一生懸命主張していただきました。これを外国に主張するようにお願いいたします。主張すれば、交渉のきっかけが始まって、交渉が始まって、そして調整ができると、こういうことなのだろうと思います。

それから、国内の相剋があると言いましたけれども、これは多分JICAが最初のほうに部長があいさつされたとおり、多分4月以降、横断的な何らかの部ができるのではないかと思います。そうすると、若干の期待もできるということになっているかと思えます。

ごくエクスだけとるとそういうことになります。三ヶ月先生よろしくをお願いいたします。

## 所 感

### 法務省特別顧問 三ヶ月 章

【司会（三澤）】 それでは、これですべての報告と御講演、それから討論を終了いたします。

ここで三ヶ月先生にこの会議を総括していただき、御所感を頂戴したいと思います。恐縮ですが、三ヶ月先生、前のほうまでお越しく下さい。三ヶ月先生につきましては、おそらくここにいらっしゃるすべての方が大変よく御存じかと思えます。その肩書、御業績を紹介いたしますとそれこそ時間があっても足りませんので、ごく代表的なものだけ御紹介申し上げます。

元法務大臣でいらっしゃいまして、現在法務省特別顧問でいらっしゃいます。そして、東京大学名誉教授であり、財団法人国際民商事法センター特別顧問、日本ローエイシア友好協会会長など、そのほかにも大層なたくさんの方の肩書をお持ちでございますが、ここらで先生にバトンタッチをして、今日の会議を総括して御所感をいただきたいと思えます。どうぞよろしくをお願いいたします。

【三ヶ月】 大変な御紹介をいただきまして、恐縮です。実は、私、この法整備支援連絡会の当初から関係をいたしております。今回は第5回ですが、第1回はどんなことをやったかと申しますと、いろいろところでアジアとの接触を持つ組織だとか、学会だとかができていますが、お互いの連絡が全然なかったのです。それはいかんから、一つ法務省の地下室に集まって、自分のところはこんなことをやっている、ローエイシアはこんなことをやっている、国際民商事法センターはこんなことをやっている、名古屋大学はこんなことをやっている、それから日中法律家交流協会はこんなことをやっているということをしゃべって、ああ、なるほど、そんなことを彼等はやっているのかという形で顔を合わせるだけで、議事録も何もないのです。



今日みたいにしっかりしたレジュメが出てきて、また議事録が出てくるというのは3回目からです。1回目と2回目は全くそういうふうに、ああ、君のところはそんなことをやっているのか、自分のところはこんなことをやっているということで済んでおりましたのです。今日の5回目になりますと、総括あるいは所感ということになっておりますけれども、とてもこれは総括できる会ではないですね。前回、4回の際に、私はこれは困ると申しました。ただ所感とも書いてあるから、「所感」ならいいだろうと申しました。これからも一つ所感を述べさせていただくということにいたします。

先ほど申しましたように、第1回、第2回はそ

んなところがございますが、3回、4回、5回、そうなりますと資料も整ってまいりますし、レジュメも整ってまいりますし、内容もわずかの間にものすごく質が向上してまいったと思います。これはとても、私は今年83歳でございます、来年には何回目かの酉年を迎えて84歳になるわけでございます。

そういう頭脳をもってしてはとても総括はできないのでございますが、印象だけ申し上げます。1回目、2回目、3回目、4回目、5回目と本日の会を見まして非常に感銘を受けましたことは、まず第1に、非常に組織がしっかりと立ってきた。例えば、JICAが本当に主催者という形ではっきりと名前を出してくださるようになりました。初めは全く法務省の地下室でございまして、JICAはどちらかというお客さんでございました。

それがこういう形になりました。内容は、私も当初考えておりましたことと違いますのは、まず質の面から申しますと、初期の頃から効果をねらっておりました国際化というものの幅と質が深まってきたということを感じます。一例を挙げますと、大体この協力部ができますときも、私は是非これを大阪に持って行くようにと申して、大阪をアジアの交流の中心にしなければいかんということでこの建物ができたのですが、でき上がってみますと、このようなすごい会議室を持っているところは法律関係としては日本中他にないのです。

そういうところでやっております、今日はテレビ会談とかでございますか、しかも、それが2か国にわたる。何とラオスからは最高裁判所の副長官が出てこられる。まさに今日の連絡会そのものが一つの大きな国際的シンポジウムという感じの様相を呈してきている。これは、私どもがあつた法務省の地下室でございまして、全く大変な違いでありまして、関係者の努力に敬意を表するわけでございます。

同時にもう一つ感じられますことは、そこにおける法整備支援協力というものについての視角が非常に深まった。先ほど来、ストラテジー、ストラテジーという言葉が出てまいりました。おそらくこの中で軍隊に行かれまして、軍隊の学校の補助教官として師団単位の戦術を教えたりしたのは私だけではないかと思うのです。確かにこれは戦術なのです。だけれども、戦術ばかりやっていると足をすくわれる。やはり戦術をしっかりと踏まえながら、地道な積み上げというの必要だろうと思って、これまでは主に地道な積み上げのほうを中心でした。

同時に、今度は、先ほど国際化のところ申し上げましたのと同じように、これだけの立派な会議室で開かれる会議として非常にふさわしい形

での技術的な進歩が出てきました。テレビ会議なんていうのは私も初めて経験したことでございますし、おそらくこれからはますますそういう形が利用されてまいりますと、ますます効果が上がってくるのではなからうかと思えます。

もう一つは、国際的な協力の広がりです。例えば、これまではなかなかAPECという国の問題というのが自覚的に取り上げられることはなくて、体制変換国はどうする、漢字文化圏はどうする、ということでしたけれども、それがずっと広がってきて、特に名古屋大学などは、私どもはローエシアなどで考えておりますと、せいぜいインド・パキスタン止まりだと思っていたのが、インド・パキスタンより向こうに対策を広げようふうになってまいりまして、非常にスケールが大きくなってきたという感じです。

これ以上こんなことをしゃべっておりますと、老害と言われる心配がございますので、そろそろ終わりにいたします。今回も皆さん方がますます先ほどのストラテジーとテクノロジー、両方の面からは非中韓日を含むアジアの法整備協力支援というものに優秀な貢献を永久に続けていただきたいと思いますという希望を申し述べまして、所感を述べさせていただきます次第です。どうもありがとうございました。

【司会(三澤)】 三ヶ月先生、どうもありがとうございました。今三ヶ月先生がおっしゃられました議事録につきましては、法務総合研究所国際協力部で発行しております『ICDニュース』第14号に掲載の予定です。第14号は3月末に発行予定でございますので、詳細につきましてはどうぞそちらを御参照ください。

そして、本日は講演、報告の先生方には大変有益なお話をいただき、誠にありがとうございました。また、参加者の皆様にも大変活発な御質問、御意見をいただき、皆様に貴重な1日を割っていただくだけの充実した会議になったと思っております。

それでは、これにて第5回法整備支援連絡会を終了いたします。

それでは、本日はどうも長時間ありがとうございました。

(閉会)

第5回法整備支援連絡会資料

平成16年1月23日(金)  
大阪中之島合同庁舎2階 国際会議室

ページ

1 講演レジュメ

竹下守夫 駿河台大学学長, 一橋大学名誉教授 ..... 1

アーサー M. ミッチェル アジア開発銀行 (ADB) 法務局長 ..... 2

ダヴォン・ワーンヴィチット ラオス最高人民裁判所副長官 ..... 2 3

松浦好治 名古屋大学法政国際教育協力研究センター教授 ..... 2 5

北川俊光 関西大学法学部教授 ..... 2 8

布井千博 一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授 ..... 5 1

2 資料

インドネシア資料

日本・インドネシア司法交流の一覧 ..... 7 3

インドネシア共和国最高裁判所司法改革戦略 ..... 7 6

3 法整備支援活動年表 ..... 8 2

※ 合計82ページ(表紙を除く。)

「カンボディアにおけるドナー間協力の課題」(レジュメ)  
——カンボディア王国民事訴訟法案と同商事裁判所  
法案との抵触問題を例として

竹 下 守 夫

I. 問題の所在

1. カンボディア王国民事訴訟法典起草作業の経緯と現状
2. カンボディア王国商事裁判所法案(2003年8月4日)の出現
3. 複数ドナーによる法整備支援作業間の矛盾抵触とその調整の必要性

II. カンボディア王国商事法案の問題点

1. カンボディア王国憲法上の疑義
  - (1) 商事裁判所陪席裁判官(Associate judge)の任命・解任等への各省合同委員会(an inter-ministerial commission)の関与(商業省・財務省代表の関与)(商事裁判所法案8条)
  - (2) 商事裁判所に規則制定権があるとの前提(同法案46条)とカンボディア王国憲法(1993年)第51条との抵触
2. カンボディア民事訴訟法案との抵触・重複
  - (1) 商事裁判所法案の定める訴訟手続に関する具体的な手続規定は14か条。
  - (2) 抵触の具体例: ①当事者の出廷権(Right to appear)(商事裁判所法案35条)  
②訴え提起の方式(同法案36条) ③商事裁判所の事物管轄(同法案26条)

III. 矛盾抵触調整の現状

1. カンボディア政府側の動向
  - (1) 閣僚評議会内の法律・司法改革審議会(Council for Legal and Judicial Reform)による調整の動向
  - (2) 司法省内の動き
2. 世界銀行主催のドナー会議(2003年8月15日開催)
3. 日本側(JICA)の対応
  - (1) JICA 現地事務所長による「商事裁判所法草案にかかる商業省及び司法省への文書による申し入れ」(2003年10月28日付け)。JICA 長期派遣専門家による「商事裁判所法草案に対するコメント」(2003年10月27日付け)を添付
  - (2) 民事訴訟法作業部会としての対応

IV. 対応の在り方に関する私見

1. 新 ODA 大綱の示す基本方針
2. 戦略的思考に基づく支援相手国政府及び国際機関との連携に向けての折衝の必要
3. 法整備支援国内作業部会の役割

V. 結語

**ADB LAW AND POLICY REFORM ACTIVITIES: SUPPORTING POVERTY REDUCTION**

**INTRODUCTION: LAW AND POLICY REFORM ACTIVITIES IN SUPPORT OF POVERTY REDUCTION**

**I. THE SCOPE OF THE ADB’S LAW AND POLICY REFORM ACTIVITIES**

**II. THE ADB’S EXPERIENCE IN LAW AND POLICY REFORM ACTIVITIES**

- **ADB Research in Law and Policy Reform and Its Application**
  - **Example: Legal Empowerment: Advancing Good Governance and Poverty Reduction**
- **ADB as a Catalyst for Regional Cooperation in Law and Policy Reform – Examples:**
  - **Insolvency and Secured Transactions Reform**
  - **Anti-Money Laundering**
- **Developing and Testing New Approaches to Law and Policy Reform Work**
  - **Institutionalising Legal and Judicial Training**
  - **Establishing Market Institutions**
  - **Making Laws More Transparent**
  - **Project Based Innovations**

---

\* This document is in draft form and is not to be reproduced or otherwise used by any party without the permission of the Asian Development Bank.





**INTRODUCTION: LAW AND POLICY REFORM ACTIVITIES IN SUPPORT OF  
POVERTY REDUCTION**

Since 1994, the Asian Development Bank (ADB) has initiated or played a key role in the broad areas of law reform, legal and judicial policy reform, legal and judicial institutional reform as well as legal empowerment initiatives. (This work is collectively referred to by ADB as its Law and Policy Reform activities.)

This paper explores how ADB’s law and policy reform activities have supported the overarching goal of the ADB - poverty reduction. Part I looks at the scope of the ADB’s law and policy reform work and the current priorities. Part II identifies areas of strength and expertise stemming from the ADB’s experience of ten years of law and policy reform work and why this work is integral to ADB’s broader development objectives.

In 1999, the ADB rededicated itself to the eradication of poverty in the region with the Poverty Reduction Strategy embodying the ADB’s commitment and approach to this task.

As a matter of definition, the ADB acknowledged a move away from income levels as the chief indicator of poverty toward a definition that accentuates equality of rights and opportunity:

*“poverty is a deprivation of essential assets and opportunities to which every human is entitled. Everyone should have access to basic education and primary health services. Poor households have the right to sustain themselves by their labour and be reasonably rewarded, as well as having some protection from external shocks. Beyond income and basic services, individuals and societies are also poor – and tend to remain so – if they are not empowered to participate in making the decisions that shape their lives.”<sup>1</sup>*

As a result of the new Poverty Reduction Strategy, the ADB has refocused its energies toward supporting law and policy reform activities that will have an impact on reducing poverty through the empowerment of the poor to contribute to local governance structures and decision-making processes affecting their livelihoods and basic rights. At the same time, the ADB has continued to support initiatives designed to strengthen the enabling environment for sustainable economic growth as well as improve governance. ADB’s law and policy reform activities have also nurtured change in the field of law and policy reform incrementally through regional cooperation efforts.

---

1 ADB, “Fighting Poverty in Asia and the Pacific: The Poverty Reduction Strategy”. (1999)

.....

## **I. THE SCOPE OF THE ADB’S LAW AND POLICY REFORM ACTIVITIES**

In the last ten years, the Office of General Counsel (OGC) has, in close partnership with the regional departments of the ADB, initiated or played a key role in projects involving law and policy reform activities. This includes the largest legal and judicial reform program on a global scale – the Pakistan Access to Justice Program involving loans of over US\$350 million to work with the government of Pakistan on a matrix of judicial, police, administrative and policy reforms.

The manner in which ADB has undertaken law and policy reform activities has undergone change over the ten years but has included the following types of interventions:

### **Legislative and Institutional Reform**

- Legislative reform, including legal frameworks for decentralized government and for private sector development and strengthening of the market economy;
- Administrative reforms;
- Regulatory Reforms;
- Policy or standard setting reforms;
- Assisting governments in considering how to effectively manage government legal services; and
- Working with judges and court registrars to make courts work more effectively; deliver judgments of high quality and disseminate information on their work practices in a more transparent manner to the public that they serve.

### **Transparency of Legal and Institutional Information**

- Awareness raising and capacity building in relation to legal reforms introduced, including with poor communities within the DMCs;
- Information dissemination and the promotion of transparency in relation to laws, court judgments and administrative practices and policies;
- Creation of an Asian legal database linking English translations of laws, court judgments and commentaries on laws from DMC jurisdictions accessible via the Web; and
- Working with courts and public sector institutions to publish information on their role and performance through annual reports; websites or information kiosks within the institutions.

.....

**Capacity Building and Institutionalising Training**

- Working with government institutions and regulatory agencies to strengthen capacity to deliver services to the poor and other members of society;
- Creation of continuing legal education institutions for lawyers, judges, prosecutors and government officials; and
- Creation of training materials on new laws and policies including the creation of on-line databases of in-house training materials for government departments with offices scattered geographically.

**Research**

- Commissioning of research in strategic areas of law and policy reform and gathering key players from DMCs to consider these findings.

Appendix 1 describes the wide range of subject matters that this work has covered.

ADB now channels its law and policy reform work into four priority areas through activities that:

- strengthen the enabling environment for economic growth;
- empower the poor by raising awareness of legal rights and obligations and strengthen their ability to contribute to local governance structures and decision-making processes affecting their livelihoods and basic rights;
- support equality of access to justice and non-discrimination in the application and enforcement of laws and policies; and
- contribute to regional cooperation in strategic areas of law and policy reform.

These priority areas support the overall policy aim of poverty reduction through complementary approaches. Strengthening the enabling environment for economic growth supports policy actions to build a well-functioning public sector that delivers core services to citizens of ADB’s developing member countries (DMCs) and facilitates the creation of jobs and prosperity through private sector entrepreneurial activity. Empowering the poor to contribute to local governance structures and decision-making processes affecting their livelihoods and basic rights aims to involve

.....

citizens in ensuring that the benefits of economic growth are distributed in a non-discriminatory, accountable and transparent fashion. The ADB’s role in building regional cooperation in strategic areas of law and policy reform involves both contributing to and then sharing knowledge of international, regional and national initiatives, so that individual DMCs can judge how certain law and policy reform initiatives may contribute to economic development in their own country. In many cases, law and policy reform activities will support parallel initiatives across these priority areas.

The ADB defines governance as being “the institutional environment in which citizens interact among themselves and with government agencies/ officials”<sup>2</sup>. As a legal system encompasses the rights and obligations of any individual, business or institution that is supported by formal or informal enforcement mechanisms, law and policy reform activities involve the different types of interaction between citizens, business and state institutions. The law and policy reform activities of the ADB are integral to supporting improved governance across a range of sectors.

## **II. THE ADB’S EXPERIENCE IN LAW AND POLICY REFORM ACTIVITIES**

One of the strengths of the ADB’s law and policy reform work has been its contribution toward the creation of a reform dynamic within certain DMCs. The ADB has been able to leverage the existing internal reform dynamic by supporting strategic contributions. The interplay of the following three elements has allowed pro-reform DMCs to move quickly to benefit from ADB financial resources in support of law and policy reform activities aimed at poverty reduction:

- Targeted research - both country and region specific - on key law and policy reform areas that are then pilot-tested prior to wider implementation within the DMC;
- The bringing together of key legal stakeholders from DMCs at regional meetings to share research results, discuss pilot studies and observe how reforms are working “across the border” in possibly similar sub-regional settings;
- The interaction of ADB lawyers with DMC government lawyers, judges and the wider legal community, as well as other donors, through Country Programming missions and ADB project-specific missions, thereby building a dialogue that enables governments to trial and then implement legal and judicial reforms on a broad scale.

A further element contributing to the dynamism of the ADB’s law and policy reform work has been a willingness to experiment, conduct research, trial-test the results and revise approaches if necessary prior to wider implementation in the field. Some of the successes will be documented in the examples given within this section.

---

2 ADB, “Governance: Sound Development Management” (1999), p. 3.

.....

## **ADB Research in Law and Policy Reform and Its Application**

The ADB has commissioned or contributed to significant research in the following areas:

- Insolvency and Secured Transactions;
- Legal Empowerment;
- Regulatory Regimes for Private Infrastructure Development;
- Money-Laundering;
- Socio-Legal Implications of Gender;
- Judicial Independence; and
- Role of Law and Legal Institutions in Asian Economic Development.

This section will highlight how the research into Legal Empowerment has underpinned the Access to Justice Program (see [Appendix 2](#)) and the Sindh Rural Development Project (see [Appendix 3](#)) in Pakistan, both aimed at broadening access to justice by the poor, and supported many sector loans and technical assistance grants in areas as diverse as land reform, rural development or water use.

### ***Legal Empowerment: Advancing Good Governance and Poverty Reduction***

In 2000, the ADB commissioned a study that examined how legal empowerment – or the use of law to increase the control that disadvantaged populations exercise over their lives – contributes to good governance, poverty reduction and other development goals.

Legal empowerment is critically linked to the participation of the poor in issues that affect their livelihood, basic rights and security. Legal empowerment, in essence, includes a range of activities that promote awareness by the poor of their rights to public goods and services as well as more basic legal rights concerning respect for and security of the individual. As the poor may also be illiterate, raising awareness of new laws and policies may have to be conducted through national campaigns involving comics, radio broadcasts, TV programmes or the performing arts. Legal empowerment activities also extend beyond awareness raising when they develop mechanisms for interaction with and the bringing of formalised grievances by citizens to government institutions or the judiciary.

The governance dimension of legal empowerment acts in two complementary ways: firstly in the short-term, the poor are better able to play an informed role in local decision-making to advance their rights and interests and secondly in the longer-term, the mobilisation of public interest and

.....

expectations can have a catalytic impact in terms of making public institutions more responsive and accountable to the needs and rights of the poor. The twin impacts of legal empowerment activities support poverty reduction by both contributing to an improvement in the livelihood or material conditions of the poor and through the sense of empowerment that comes from simply having the knowledge and ability to shape public decision making processes on issues that affect their lives.

The Legal Empowerment Study recommended integrating legal empowerment components into mainstream socioeconomic development projects as well as into legal reform projects. The study noted that there is no standard “best practice” for legal empowerment” and that the integration of legal empowerment work into ADB projects will involve experimentation and learning. However, in conclusion the Study noted that “legal empowerment projects can potentially surpass other projects in furthering the goal of poverty reduction. The very nature of legal empowerment work also lends itself to other development priorities, such as demonstrating the value of public participation and helping to advance it.”

Appendix 4 explores some of the findings of the Legal Empowerment Study and provides a case study of the legal empowerment activities that are being employed in Cambodia to raise public awareness of the Land Law and increase citizen’s access to mechanisms to realise their rights under the new law.

**ADB as a Catalyst for Regional Cooperation in Law and Policy Reform**

The ADB has been proactive in giving a regional focus to its research in strategic law and policy reform areas. This has involved commissioning research in selected areas across several DMCs, bringing government officials, lawyers, judges, members of civil society and academics together to discuss and comment on the research and then publishing and disseminating the findings. In some cases, including the example of the regional insolvency work discussed below, the ADB law and policy reform activities have lead to the creation of formal and informal networks of lawyers and policy makers where they did not previously exist.

This section explores two examples of regional cooperation in the areas of insolvency and secured transactions and money-laundering and articulates how these law and policy reform activities support the ADB’s goal of poverty reduction.

***Insolvency and Secured Transactions Reform***

The beneficial combination of the timeliness and quality of research matched with regional

endorsement by key stakeholders has been strikingly demonstrated in the area of insolvency and secured transactions reform. Capturing the increased momentum toward financial sector reform spawned in the wake of the Asian financial crisis, an OGC regional technical assistance project analysed insolvency and business reorganization frameworks across eleven Asian jurisdictions and proposed recommendations for further reform. This research was then channelled into the elaboration and publication of good practice standards that are considered essential to debtor-creditor relations in a sound corporate insolvency environment.<sup>3</sup> Demonstrating the pioneering nature of this work, the United Nations Committee on International Trade Law (UNCITRAL) adopted these good practice standards and incorporated them into its draft Legislative Guide on Insolvency Law.

The impact of the Asian Financial Crisis also highlighted the importance of developing a framework for regional cooperation to address the growing problem of cross-border corporate insolvencies. OGC’s two regional meetings of key stakeholders on strengthening national insolvency frameworks lead to a further commitment by four DMCs to consider ways of cooperating in the area of cross-border insolvencies.

The ADB research in the area of secured transactions commissioned under a regional technical assistance has lead a series of follow-on country initiatives in Bangladesh, India, Indonesia, Laos, Sri Lanka and Viet Nam.

This body of law and policy reform work supports the ADB’s activities promoting economic growth and the development of good corporate governance standards in the following ways:

**Preserving jobs where possible:** Efficient insolvency laws should include mechanisms that provide for the continuation of an insolvent corporate debtor where possible. The presence of effective “rescue” processes, in which creditors and shareholders have confidence, are likely to increase the possibility of businesses being rehabilitated with the result that employees retain their means of livelihood.

**Enforcing appropriate standards of corporate governance and responsibility:** Insolvency laws and processes can provide a means of investigating and reporting on the management and conduct of an insolvent corporation leading to an awareness of what practices lead to the corporation being declared insolvent. In cases where there appear to have been infringements of laws by corporate managers or directors, action could be taken to prosecute these cases building awareness nationally of what constitutes illegal corporate conduct.

---

3 ADB: Law and Policy Reform at the ADB Vol. I, 2000 Edition, “*Insolvency Law Reforms in the Asian and Pacific region*”

.....

**Creating a transparent, predictable and equitable environment** for the resolution of the affairs of a corporation that is insolvent: Sound insolvency laws permit all economic actors (corporate debtor, creditors, shareholders, managers, employees and government) to understand in advance how their interests will be protected in the event the corporation is declared insolvent.

**Increasing small and medium-sized enterprises’ (SME) access to credit:** Secured transactions regimes can allow small and medium sized enterprises and farmers to use moveable property, such as equipment and raw materials, as collateral for credit. As the poor often have no real estate or imperfect title to their land it is even more important that effective methods of using moveable property to secure credit can be developed. These systems of secured transactions using moveable property are relatively undeveloped in the Asian context and severely constrain the ability of the poor to obtain credit for their enterprises or farms.

**Lowers the cost and maturities of credit:** When the debtor can offer private creditors collateral for a loan, they offer larger loans, at lower interest rates, payable over longer periods of time. Compared to a debtor who cannot offer good collateral, one with such moveable property collateral can anticipate receiving six to eight times more credit, taking two to ten times longer for repayment, and paying interest rates 30 percent to 50 percent lower.<sup>4</sup> A sound secured transactions regime using moveable property would not only provide access to credit for SME entrepreneurs and farmers but would lower the cost and extend the repayment terms of this credit. Similarly, when the insolvency risk for a particular country is predictable and financial institutions can ascertain and price this risk, the cost of credit is stabilised and eventually lowered.

**Strengthening Asian financial systems by diversifying the sources of credit:** Evidence from the Asian financial crisis highlighted the potential destabilising impact of financial systems that were overly dependent on the banking sector for credit and on real estate as collateral for credit. Effective insolvency and secured transactions regimes that support moveable property as sources of collateral for credit can reduce these risks.

***Anti-Money Laundering***

The ADB was one of the first international financial institutions to initiate technical assistance activities in the area of anti-money laundering. In December 2000, the ADB developed a regional technical assistance that covered nine Asian and Pacific jurisdictions aimed at facilitating the adoption and implementation of internationally accepted standards of anti-money-laundering and accelerating

---

4 Law and Policy Reform at the ADB Vol. II, 2000 Edition; “Secured Transactions Law Reform in Asia: Unleashing the Potential of Collateral”, pviii.



regional cooperation in the fight against money laundering. Appendix 5 looks at what has been achieved as a result of the ADB's law and policy reform work both regionally and in particular DMCs.

After 11 September 2001, the significance of this area of legal and financial regulation became apparent to almost all DMCs. Since this time, the ADB has responded to numerous DMC requests to assist with the drafting of laws; training of personnel to develop capacity to implement and enforce these laws; resources to set up the necessary facilities to track financial movements and effectively combat money-laundering and develop national frameworks for cooperation in monitoring suspicious financial transaction. In order to strengthen the expertise of ADB staff in the area of anti-money laundering, the ADB has drafted a staff training manual on anti-money laundering and will shortly run training courses for ADB staff.

In March 2003, the ADB issued its policy on combating money laundering and the financing of terrorism and noted that the ADB's activities in the field of anti-money laundering were extensions of its work to facilitate poverty reduction, promote good governance and anticorruption and strengthen national financial systems.

**Developing and Testing New Approaches to Law and Policy Reform Work**

The ADB has developed significant experience over its first ten years of law and policy reform work and now has a range of tested approaches that are being employed in its law and policy reform work. In the early years, OGC was involved in stand alone training projects. More recently, training has been included as one of a number of components within broader law and policy reform technical assistance projects that aim to assist DMC governments to (i) enhance the performance of public institutions (especially courts, Ministries of Justice and regulatory institutions) and build responsiveness to citizen's needs and demands; (ii) where necessary, establish market institutions and (iii) enhance access by citizens to legal information and formal or informal dispute resolution bodies to deliberate on grievances. Again more recently, OGC has trialled the use of legal empowerment activities in non-legal sector loans to gauge whether awareness of legal rights and the means to enforce them may strengthen the socio-economic impact of development projects in other sectors such as agrarian reform, irrigation, health or natural resource management and conservation.

**Institutionalising Legal and Judicial Training:** The ADB have devoted significant resources to the task of strengthening the knowledge and skills of government officials, lawyers and judges. The challenge of making this training more sustainable in a DMC setting has lead to the ADB developing a number of approaches.

.....

- **Assisting DMCs in the establishment of legal training institutions:** In the Maldives, Mongolia, Nepal, Pakistan and Viet Nam, the ADB has worked to train staff and develop training materials for continuing legal education institutions that will train judges, prosecutors, lawyers and government officials.
- **Development of training curricula for national training institutions:** In projects involving legislative and policy reforms, the ADB has developed training curricula for national training institutions such as judicial colleges, or university law courses that cover the new laws and policies. Examples include a course on the new Cambodian land reforms for the Judicial Training School in Phnom Penh and in Nepal working with National Judicial Academy for training of judges, prosecutors and court personnel on the rights of women and vulnerable groups in gender sensitive ways of dealing with female court users.
- **Intranet or Web-based access to training materials:** ADB has also worked with a government department in Thailand to develop a Thai language database of self-training materials on insolvency and business reorganization for the over 2000 staff of a government department dispersed across 94 offices. The database is accessible via the Department’s intranet and the Internet and allows employees within the organization to easily access notes, checklists or documents to assist them implement their work. A database administration facility also allows the host organization to easily amend and update the training material. At a marginal extra cost to a project, training materials are therefore made accessible to all employees within an organisation across a wide geographic area.

**Establishing Market Institutions:**

In virtually all of its DMCs, the ADB has assisted in establishing market institutions and strengthening the legal and regulatory framework for development of the private sector and market economy. For example, in the People’s Republic of China ( PRC), ADB has provided support for foreign-related economic laws (in particular, following PRC’s membership in WTO), banking and capital market laws, amendments to the company law, insolvency law, trust law and administrative licensing law. Other examples include projects to develop small and medium-sized enterprises in Indonesia, Sri Lanka and Pakistan, enhance corporate governance and enterprise reform in the Kyrgyz Republic and Vietnam, and further financial sector reforms in Bhutan, Cambodia, , Laos and Mongolia.

**Making Laws More Transparent:** Access to information about laws, court judgments and policies is a core element of good governance. It allows local entrepreneurs, foreign investors, and

.....

citizens to know what the law is and how it has been interpreted in court cases. OGC has worked on both a regional and in-country level on projects that make laws and legal information more transparent.

- **DIAL (Development of the Internet for Asian Law)** is a catalog and search facility of legal materials on the Internet from all countries worldwide funded by the ADB that aims to make it easier to find and use legislation-related materials on the Internet. The DIAL project also provided in-country training in Internet legal research to government lawyers in seven DMCs: the People's Republic of China, Mongolia, Pakistan, Indonesia, the Philippines, Viet Nam and Cambodia.
- **Tajik and Nepali Legal Information Systems:** The ADB assisted the Tajik Law Reform Commission to publish and disseminate a collection of over 5000 laws and other legal acts of the Republic of Tajikistan in the Tajik and Russian languages. The laws were published in hard-copy and are expected to be made available on the Internet shortly. A similar project is underway in Nepal to create an on-line legal information system of Supreme Court cases and consolidated laws (including amendments) which will be accessible by the public.

**Project Based Innovations:**

The experience of ADB in law and policy reform projects has resulted in a number of successful innovations in the way that projects are carried out.

**Building knowledge and experience incrementally:** The ADB's approach has been to place significant resources at the project design phase. This initial research lends an empirical basis to the recommendations that are developed. In many cases, a number of recommendations will be pilot-tested to see whether the recommendations and underlying assumptions are appropriate or need to be revised. Evaluation of the pilot-test will then determine whether and how to proceed with the broader implementation of the project. Appendix 2 considers some of the research and pilot-testing initiatives within the Pakistan Access to Justice Program.

**New evaluation mechanisms:** OGC has made evaluation the lynchpin of its access to justice project in Pakistan. This has required the creation of new performance monitoring and evaluation (PME) tools that are appropriate for a law and policy reform technical assistance project. The PME system is integral to project implementation as a satisfactory annual PME report is essential for the release of the next loan tranche as well as the development of the next phase of the project's activities.

.....

Appendixes

- Appendix 1: Scope of Law and Policy Reform Activities
- Appendix 2: Pakistan Access to Justice Program
- Appendix 3: Pakistan Sindh Rural Development Project
- Appendix 4: Legal Empowerment Survey Findings and Cambodia Land Legislation Projects
- Appendix 5: Anti-Money Laundering

..... 14 .....

**Scope of Law and Policy Reform Activities**

The law and policy reform work of the ADB has a broad scope and has included the following areas of activity:

- Access to Justice
- Administrative Law
- Alternative Dispute Resolution
- Anti-corruption laws and institutions
- Anti-money laundering
- Banking Law
- Commercial Laws
- Customs Administration
- Environmental Law
- Insurance Law
- Labour Law
- Pension Law
- Public Sector Accountability Mechanisms
- Public Sector Performance Incentives
- Continuing Legal Education
- Court Delay Reduction
- Court Management Reform
- Insolvency
- Judicial Education
- Judicial Independence
- Land Reform
- Legal Advocacy
- Legal Information Systems
- Private Sector Financing of Infrastructure
- Regulatory Reform
- Secured Transactions
- Trade Law

**Pakistan Access to Justice Program**

Project Aim: To assist the Government of Pakistan to improve access to justice through five inter-related governance objectives:

- Providing a legal basis for judicial, policy and administrative reforms;
- Improving the efficiency, timeliness and effectiveness in judicial and police services;
- Supporting greater equity and accessibility in justice services for the vulnerable poor
- Improving predictability and consistency between fiscal and human resource allocation and the mandates of reformed judicial and police institutions at the federal, provincial and local government levels; and
- Ensuring greater transparency and accountability in the performance of the judiciary, the police and administrative justice institutions.

Project Design and Research: The final project loans for the Access to Justice Project were preceded by several preparatory technical assistance projects that assessed the reasons why legal and judicial reforms in the past had systematically failed. This analysis of project risk was critical given this history of non-implementation of reforms; political and economic instability in Pakistan and given the magnitude of the eventual loans of \$330m to the Government of Pakistan for the Access to Justice project.

Early Results from the Access to Justice Project: Early results from the performance monitoring and evaluation system point to the following:

- Delay-Reduction in Courts: In North West Frontier Province (NWFP) there have been some striking reductions in court cases pending. In the High Court based in Peshawar, the number of cases disposed of in 2002 increased by 222% over those in the previous year (16,158 cases disposed of in 2002 as against 7,260 in 2001). Across the three benches of the High Courts in NWFP there was an overall reduction in the total cases pending by the end of 2002 of 35% over the number pending at the end of 2001. In the high volume District Courts of NWFP the statistics are even more striking with the District Courts having disposed of 307,400 cases in 2002 a 177% increase over the number of cases disposed of 2001.

.....

- Judicial Performance Monitoring and Rewarding Merit: Member Inspection Teams within the judiciary have the responsibility of both monitoring judicial performance and investigating complaints regarding the District judiciary. For the first time, all courts within NWFP were inspected and the performance of judges assessed by the Member Inspection Team. An Incentive and Reward Policy was established that provided a monetary reward to judges on the basis of their performance.
- Judicial Grievance Procedure Instituted: The grievance procedures for citizens to lodge complaints in relation to a member of the judiciary were advertised in the newspapers. As a result the Member Inspection Teams received 864 complaints during July-December 2002.

**Building Community Participation in Project Monitoring and Evaluation**

There are a range of stakeholders in the Access to Justice program at federal, provincial and sub-provincial levels including local government authorities and specific committees with judicial and policing functions, civil society groups, NGOs and citizens. The performance monitoring and evaluation system aims to create opportunities for stakeholder involvement in monitoring and evaluation activities. The PM&E system seeks to create opportunities for citizens to participate in performance review evaluation activities in addition to citizen initiatives to monitor reforms.

**Pakistan Sindh Rural Development Project**

**Project Aims:** The overall goal of the project is to reduce poverty in four districts in southern Sindh through empowering the poor to contribute to key decisions affecting their lives, improving governance and the access of the rural poor to public services, transferring technology for improved livelihoods, and providing essential infrastructure. The objective of the Project is to improve the social status and economic well being of the poorest groups within the project area including: (i) tenant/sharecroppers; (ii) marginal owners-cum tenants (with less than 2 ha) and (iii) small village-based artisans. There will be a particular focus on women as the most disadvantaged among the target groups.

A majority of rural households in the project area do not own agricultural or household land. Under the existing share-cropping tenancy system, the landlord meets the tenant’s economic needs through advances for agricultural inputs, consumption and emergencies with the accounts of these transactions kept by him. Extremely low literacy levels combined with low levels of transparency in the account keeping inhibit control by the tenant as to the account entries. The tenant’s debt accumulates over the years and he cannot leave the landlord without clearing the debt and thus becomes a bonded labourer.

Improved Governance and Legal Support is one of five project components and includes the following activities:

**Legal Awareness Raising:** The Project will assist in preparing and implementing a large-scale awareness raising and dissemination campaign in the Project Area on issues such as the amended Sindh Tenancy Act, the Land Revenue Act, debt bondage, the importance of registration as a tenant, and national identity cards. The campaign will include the translation of relevant legislation into local languages, media campaigns, in particular print media using simple language and pictures, community based training and popular entertainment.

**Training of government officials** on their roles and duties under the legislation is also included under the project and is aimed at better implementation of the existing legislation.

**Proper Account Keeping:** One of the main areas of contention in the implementation of the Sindh Tenancy Act is the lack of proper account keeping of the debts accumulated by tenants. The



.....  
Project will assist in developing and reproducing a simple account keeping system that will be distributed in the Project Area.

**Training on the maintenance and updating of land records:** To address the low level of compliance with the Land Revenue Act, in particular the updating and maintenance of land records such as deh books and village forms, the Project will link with the Government of Sindh's Action Plan for Improved Land Revenue. The Project will train 575 revenue staff in the proper preparation of land and tenancy records. 40 Mukhtiarkars, District Revenue Officers and Tapedar instructors will be directly trained by the National Institute for Public Administration (NIPA).

The project creates an **incentive** to update and maintain land records as it makes the release of loan funds for rural infrastructure and settlement improvement conditional upon the creation of a list of villages in the project area with a population of over 50 households indicating which of these villages is sanctioned or regularized or not and whether they are located on state or privately owned land.

**Compliance with relevant legislation** will be strengthened by the training of paralegals and the provision of legal aid to the project's target groups. The paralegals will provide initial legal advice to the target group and, where necessary, facilitate their access to further legal aid under the Access to Justice Endowment Fund for Legal Aid under the existing ADB Access to Justice Project in Pakistan.

**Civil society** will be involved in the Project through its role in actively **monitoring project activities** related to the improved governance and legal support mentioned above. Civil society groups will also be actively involved in monitoring the issuance of title deeds in those villages where improved settlement activities will be undertaken.

**Legal Empowerment Survey Findings and Cambodia Land Legislation Projects**

In 2000, the ADB commissioned a study that examined how legal empowerment - legal empowerment – or the use of law to increase the control that disadvantaged populations exercise over their lives - contributes to good governance, poverty reduction and other development goals. The study included seven country studies identifying the constraints faced by the poor in accessing the legal system and participating in local or national governance structures. These included:

- Lack of economic independence;
- Minimal understanding of law and the rights it confers;
- Limited access to affordable legal services;
- Lack of knowledge, incentives and resources among government officials;
- Limitations in the outreach and capacity of civil society organisations to provide legal services to the disadvantaged;
- Inconsistency between formal law and traditional values;
- Poorly drafted or contradictory laws and regulations;
- Failure to implement sound laws;
- Traditional use of law as a instrument of control;
- Corruption.

Legal empowerment can be undertaken through a variety of activities and strategies including:

- Awareness of the law and rights it confers: through print media, TV radio, performing arts, internet, distance education, community based training, Training of Trainers;
- Assistance to poor communities to take action to assert rights or enforce judgments through formal or informal decision making bodies: e.g. legal aid, paralegals, alternative dispute resolution, public interest litigation cases (or class actions);
- Participation by the poor, or NGOs representing their interests, in local governance structures relating to issues that affect their lives: e.g. community participation in justice monitoring committees such as the Citizen Liaison Coordinating Committee in the North West Frontier Province, Pakistan and Criminal Justice Coordinating Committee in Sindh,

.....

Pakistan.

Case Study: Cambodia Land Reform -- ADB has been involved in two projects in Cambodia aimed at establishing a legal system, including implementing mechanisms that will resolve the existing uncertainty, disputes and chaos with respect to ownership and related land rights. Under the first project, ADB supported the legal framework for establishing cadastral commissions (at the district, provincial and national levels) as the administrative bodies responsible for hearing land disputes over unregistered land. The great majority of land in Cambodia is unregistered (disputes regarding registered land go to the courts). ADB support includes training for commissioners in dispute resolution. From 2002-2003, the commissions received 979 cases of which 226 have been resolved.

The projects are also raising public awareness of the Land Law and increasing people's access to mechanisms to realize their rights under the new law. Given that illiteracy was a barrier to relying only on written accounts of the new law in newspapers, the projects have included the filming of a public awareness video, entitled "Our land", and a cartoon book of the video. The video was shown every day on the government TV channel for two weeks and almost weekly thereafter. Approximately two thousand five hundred copies of the cartoon book have been produced in the Khmer language and distributed through NGOs. To help the poor who cannot afford lawyers or who live in remote areas, ADB is also supporting the training of grassroots NGO staff to represent them before the commissions.

**Anti-Money Laundering**

In 2000 OGC embarked upon a regional technical assistance project in the field of anti-money laundering in the Asian and Pacific Region covering the Cook Islands, Fiji, Indonesia, Marshall Islands, Nauru, Philippines, Samoa, Thailand, and Vanuatu. The dual aim was to facilitate the adoption and implementation of internationally accepted standards of anti-money-laundering and accelerate regional cooperation and collaboration in the fight against money laundering.

OGC worked with the Asia Pacific Group on Money Laundering as a partner agency on this project to strengthen the provision of information to DMCs through the holding of a seminar in March 2003 on Countering Money Laundering and the Financing of Terrorism and the establishment of a web site. A training manual containing details of the international standards, prevention guidelines, model laws on international cooperation in the fight against money laundering and terrorist financing was also produced and disseminated to the DMCs.

In each of the nine DMCs research was undertaken to assess compliance with the internationally accepted standards for anti-money laundering and suggest reforms where needed. This research lead to follow-on technical assistance projects in Cambodia, Indonesia, Lao PDR, PRC, the Philippines, Samoa, Vanuatu, Viet Nam in addition to a regional technical assistance project for several Central Asian countries. The aim of these technical assistance projects is to assist DMCs to meet the international legal standards on anti-money laundering as assessed by the Financial Action Task Force on money laundering. Practical steps toward compliance with international obligations include the establishment or strengthening of Financial Intelligence Units; training of personnel; assistance with drafting anti-money laundering laws and prudential statements for financial institutions; entering into extradition and mutual legal assistance treaties.

「ラオス人民民主共和国における法整備と日本の支援」

ダヴォン・ワーンヴィチット, 最高人民裁判所副長官

2004年1月23日, 第5回法整備支援連絡会

1 ラオスにおける法整備

(1) 憲法及び法律の制定前

1986年に、ラオスは改革路線を開始し、外国との関係を開放して計画経済を市場経済へと転換し、人民の生活を向上させるために国内及び外国からの投資を誘引し、経済を徐々に成長させるために、憲法及び法律によって国家及び社会を管理するという路線を実行した。1991年8月15日に憲法が公布されるとともに、経済と社会を管理するための法律が制定され、真に市民の権利が保障されるようになったことは、歴史上重要な出来事であった。

(2) 憲法及び法律の制定後

かつては、最高人民裁判所と最高人民検察庁は、司法省の中に設置されていたが、それらは分離して独立した機関となった。法廷は、裁判官1名と、人民参審員2名により構成されていたが、人民参審員制度は、1991年12月に廃止された。というのは、人民はそれぞれ職業を有しているため、定期的に裁判所で人民参審員としての職務を果たせず、事件を検討する時間が不十分だった上、法律面の知識が限られていたため、事件の審理において困難を引き起こしていたからである。ラオスの法律家について言えば、その多くは、1985年に設立されたラオスで唯一の中級法律学校（今日のラオス国立大学法・政治学部）を卒業した者であり、彼らはまだ若く、経験も豊富ではなかった。立法に関しては、例えば、政府法、事業法、教育法、土地法、農業法、森林法など、これまでに約50の法律が制定された。ラオスは、その経済と社会の成長につれて、益々国際社会との結びつきを強めており、2003年5月には、憲法を改正し、またいくつかの新しい法律を公布した。

(3) 改正憲法の公布以降

憲法の改正に従って、人民裁判所制度に控訴裁判所が新たに加えられ、二審制から三審制となった。その他、必要に応じて、国会常務委員会の決定に基づき、部門別の特別裁判所を設置できることになった。改正前においては、地方人民裁判所は、司法省の直接の管理下に置かれていたが、改正により最高人民裁判所が、すべての下級の裁判所及び軍事裁判所の司法行政を担うことになった。2003年10月21日に、人民裁判所法及び検察庁法が改正され、最高人民裁判所、控訴裁判所、県（及び中央直轄市）人民裁判所に、これまでの刑事部、民事部に加えて、商事部、家族部及び児童部を設けることになった。最高裁判所は、かつては、第一審、破棄審、監督審として事件の審理を行ってきたが、そのことにより裁判事件が長引いていた。そのため、控訴裁判所、県・中央直轄市人民裁判所が審理した事件について、上告審（破棄審）としてのみ審理を行うことになった。控訴裁判所については、ラオスの北部、中部及び南部に設置する予定であるが、まずは、首都ビエンチャンに、中部控訴裁判所を試

験的に設置する。今後の予定では、2004年3月の通常国会において、裁判所判決執行法を採択し、刑事訴訟法と民事訴訟法を改正する予定である。

## 2 日本の援助

### 司法及び法律分野における日本の支援

1998年より、日本の専門家がラオスを訪問し、ラオスの法律分野の職員に対して、法律に関するセミナーや研修を行ってきた。1999年以降、多くの学生が、学士及び修士レベルの法学教育を受けるために、日本の大学に留学した。2000年12月に、日本側の JICA とラオス側の司法省、最高人民裁判所、最高人民検察庁は、司法及び法律分野における協力に関して合意した。そして、2003年8月に、司法及び法律の発展のためのプロジェクトにおける技術協力に合意した。過去3年間における、ラオスと日本の間の協力内容は、次のとおりである。

- ・司法及び法律業務というテーマによって、裁判所職員及び法律関係機関の職員に対してセミナーを行った。
- ・ラオスの裁判所職員及び他の法律関係機関の職員に対して、日本における研修を行った。
- ・法律の起草及び法律の管理における技術的な支援を行った。
- ・法律の起草において資料、情報及び機材を供与し、法制度の発展のために支援した。(裁判所の改善。)

今日までに、JICA は、ラオスの法律関係者に対する法律研修を日本とラオスで行っており、様々な機関から研修に参加した職員は、全部で約600人以上になっている。

将来、特に、最高人民裁判所について、日本側とラオスは次の活動を行う予定である。

- ・「法律手引書」を執筆し、裁判官等に配布すること。
- ・判例集を改善すること。
- ・裁判所職員及び法律家に対して法律問題に関する情報や知識を、継続的に提供すること。
- ・民法及び商法についてのセミナーを行うこと。法律家のためのセミナーを少なくとも1年に1度行うこと。
- ・ラオスの裁判所職員及び法律家に対して日本での研修を行うこと。

以上

## 法令翻訳支援システム 開発プロジェクト

2004.01.23  
名古屋大学  
法政国際教育協力研究センター  
松浦好治

## 背景 1: 名古屋大学における 法整備支援関連プロジェクト



## 背景2: 法整備支援とデータ管理

法典起草(立法支援)  
負担の重い作業  
法案の修正管理、新旧対照表  
立法理由の説明

翻訳作業(日本語、相手国語、英語など)

-2-

## 背景3: 留学生教育(英語)

- 日本法に関する最新の情報は、英語で存在していない。
- 基本的な法令情報の英訳も十分ではない。
- 論文の注で引用できる資料が薄い。

↓  
継続的な翻訳システムの必要性

## 背景4: 法情報の国際的共有の必要

- 法令のグローバル化
  - 法令の国際的交換・共有
  - 自国法令の外国人への適用
- 法制執務支援の必要性
  - 法令の大量化
  - 業務内容の高度化

## 研究目標

- 法令翻訳事業確立へ  
作業成果の条件
  - 翻訳の低コスト性・高品質性
  - 翻訳事業の継続性・大量性
  - 翻訳結果の蓄積・交換・共有

## 技術的背景:情報科学側の支援

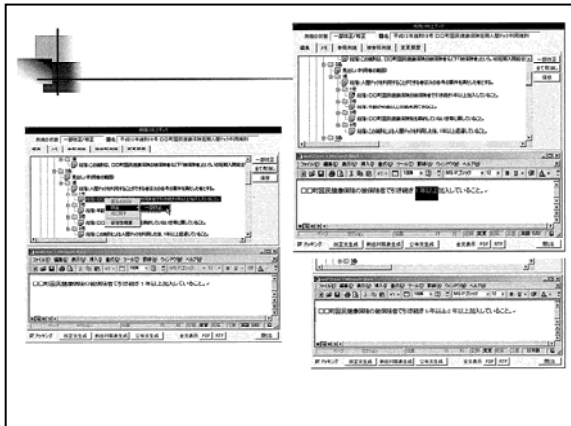
- 情報技術の開発・成熟
  - ネットワーク技術
    - Webアプリケーション
  - データ管理技術
    - データベース管理システム
    - XMLとその処理ツール
  - ソフトウェア開発技術
    - バージョン管理
  - 自然言語処理技術
    - 機械翻訳, アライメント, 形態素解析・構文解析
  - 知識処理
    - 知識表現手法, 推論システム

## 具体的な研究目的

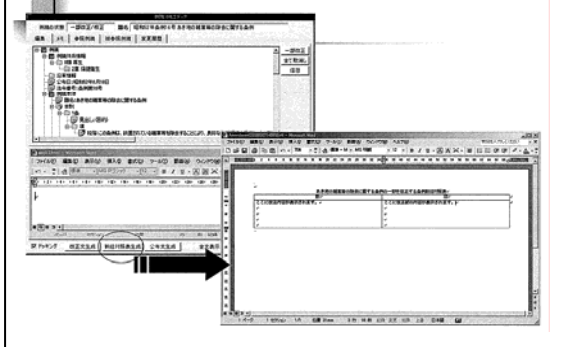
- 法制執務支援環境の構築
  - 法令データベース
  - 法制執務支援システムの高度化
  - 法制執務支援環境の多国対応
- 翻訳支援環境の構築
  - 翻訳支援システム
  - 翻訳結果の自動検証
  - 翻訳結果の主観的評価

## 法制執務支援環境の構築(1)

- 法令データベースの構築(1)
  - 旧法令を含む網羅性
  - 改正・廃止へ即対応する更新
- 法令文書の構造化(XML文書化)
  - XMLタグセットの標準化
- 旧法令の蓄積
  - 自動溶け込ませシステム開発



## 新旧対照表生成



## 法制執務専用辞書

- 条文専用辞書
  - 法令用語
  - 条文用語・既存条文用語例
  - 送り仮名
  - 接続詞・副詞
  - 使用漢字・不適切漢字
  - 適切用語・不適切用語
  - 促音・拗音



## 法制執務支援環境の構築(2)

- 法令データベースの構築(2)
  - 対訳文蓄積への対応
- 対訳文を含めた法令文書構造化
- 改正部分の特定から再翻訳支援へ
  - 改正箇所・内容からの部分的翻訳支援

## 法制執務支援環境の構築(3)

- 法制執務支援システムの高度化
- 旧法令提示システム開発
  - 任意の時点における法令提示
  - 特定条文の改正変遷提示
- 法令要綱自動作成システム開発
  - 法令文書自動要約技術の開発

## 法制執務支援環境の構築(4)

- 法制執務支援環境の提供(複数言語への対応)
- 各国版の法制執務支援システム開発
  - 各国版の法令文書の蓄積・構造化
- 政治的要素の考慮

## 翻訳支援環境の構築(1) 専門家による翻訳への支援

- 対訳辞書構築
  - 対訳語彙・対訳パターンの自動獲得
- 用例提示システム開発
  - バイリンガルKWICの開発
- 翻訳用ユーザ・インタフェース開発

## 翻訳支援環境の構築(2)

- 翻訳結果の自動評価(客観的評価)
  - 悪い翻訳文の除去
    - (例) 訳語の首尾一貫性
- 翻訳文の適切さの評価法確立
  - 対訳辞書の利用度
  - 複数言語横断的な語彙的・構文的近さ
  - 語用論的評価

## 翻訳支援環境の構築(3)

- 翻訳結果の主観的評価
  - 良い翻訳文の選択(法律専門家の参加)
- 翻訳結果の競争的評価システム開発
  - 翻訳の人材を国際的に調達する
  - インターネット・オークションシステム

.....

「APEC 諸国・地域における債権回収手続の  
実情に関する研究会報告」

—第5回法整備支援連絡会プログラム 報告—

関西大学法学部教授 北川 俊光

.....

(目次)

はじめに.....	3 0
<b>本報告書とりまとめの背景</b> .....	3 0
<b>研究会の設置</b> .....	3 0
<b>本報告書の構成</b> .....	3 2
<b>要旨</b> .....	3 4
<b>1. 背景と目的</b> .....	3 4
<b>2. 調査研究の方法</b> .....	3 4
<b>3. 調査研究の結果</b> .....	3 5
(1) <b>債権回収に係るインフラ</b> .....	3 5
(2) <b>個別的債権回収</b> .....	3 6
(3) <b>集団的債権回収制度 ー清算および再建手続</b> .....	3 7
<b>4. 提 言</b> .....	3 8
<b>課題への今後の対応策のあり方 (報告書第4章部分)</b> .....	3 9
<b>1. 債権回収に関連する法制度と運用・執行、課題</b> .....	3 9
<b>2. 債権回収に関連するこれまでの取組み</b> .....	4 1
<b>3. 今後の対応策検討の方向性</b> .....	4 3

.....

## はじめに

### 本報告書とりまとめの背景

アジア太平洋経済協力会議（APEC）では、1999 年のアジア経済危機後、市場機能を強化することにより、持続的経済成長を目指した取組みを推進している。我が国からは、APEC 域内の透明かつ安定的な市場の枠組み・ルールを作るための「経済法制度整備」イニシアティブを提案し、2001 年 2 月に経済法制度整備コーディネートグループ（SELI Coordinating Group）を創設した。

我が国政府は、SELI の活動を通して、特に東アジア地域における日本企業及び全ての事業環境改善と事業拡大のために、シンポジウム開催による啓蒙活動など様々な経済法制度整備にかかわる取組みを推進してきた（「参考：これまでの主な活動成果」参照）。APEC 域内で事業展開を行っている企業にとって、ルールと運用の予見可能性、すなわち、的確に整備された現地のルール（経済法制度）と、そのルールの透明で公正な運用（エンフォースメント）は、健全なビジネス活動を行ううえで、極めて重要な基本要件であるといえる。しかし実際には、法制度は整備されつつあるものの、その運用については未だ多くの課題がある。

特に、実際に多くの日本企業を含む企業が問題に直面している分野の一つとして債権回収に関わる制度があげられる。そこで、我が国政府は、この分野に関連する法制度や手続面の実態等に関する調査を行い、APEC 閣僚に報告すべく本報告書を取りまとめることとした。

本報告書は、APEC 域内の政府及び産業界の関係者等の情報共有および透明性の向上に資することを目的に、債権回収に関わる法制度（破産制度、事業再生制度、担保制度を含む）とその運用・執行の実状およびそれらを円滑に機能させるための環境（司法制度全般や債権市場等を含む）を検討対象とし、企業が APEC 域内でより一層活発な活動を行うために必要となる経済法制度の信頼性・安定性の向上に向け、法制度と運用の現状を整理し、課題を抽出するとともに、改善すべき点を提示する。

### 研究会の設置

本報告書を取りまとめるにあたり、経済産業省は、本年 5 月、学識経験者、弁護士及び実務家代表から成る「APEC 諸国・地域における債権回収手続の実状に関する研究会」を設置した（「研究会名簿」参照）。同研究会に対しては、経済産業省をはじめ、法務省、日本貿易振興会及び同アジア経済研究所、日本商工会議所、日本貿易保険、国際協力事業団及び民間会計士事務所の協力を受け、以下に詳述するとおり、（1）アンケート調査とその分析・整理、（2）アンケート調査及び分析・整理結果を検証し、更なる情報収集を行

うための現地調査、(3)日本国内における検討および情報収集等の活動を行ってきた(「図表 1-1 研究会活動の経緯」参照)。

### (1) 日系企業に対するアンケート調査

APEC ビジネス諮問委員会 (ABAC) 日本支援協議会の協力を得て、APEC エコノミーにおいて事業活動を行う日系企業に対して、債権回収を巡る問題点の現状に関して調査すべく、本年 4 月中旬よりアンケート調査を実施した。アンケート調査では、国際取引や海外事業活動にあたって以下の点について情報の提供を求めた。

- 遅滞・損害債権への対応のための社内体制及び弁護士等の起用状況
- 債権回収にあたって困難に直面した経験の有無
- 困難があった場合、その理由は何か(自社の管理体制、担保取得や民間信用保険等の事前リスク回避に係る現地制度・運用、債権回収に係る仲裁・裁判およびその命令の執行等に係る現地制度・運用、等)
- 具体的な問題点(仲裁・裁判の経験がある場合、その経緯等)

アンケート調査に対しては、各エコノミーにおいて事業活動を行っている幅広い業種の日系企業より、合計 300 件近い回答を得た。本研究会では、同アンケート結果を法律面・実務面などから多角的に検討し、整理・分析を行ってきた。

### (2) 現地調査団の派遣

アンケート調査及びその整理・分析結果を検証すべく、本研究会においては、特に日系企業が多く課題に直面し、異なる法制度と経済発展段階を有する以下の 4 エコノミーに現地調査団を派遣した。現地では、立法・司法・行政機関、仲裁・調停機関、日系企業及び同団体、現地弁護士・会計上事務所および我が国政府機関・援助機関等との面談やその他の手段による情報収集を行ってきた。

- インドネシア (6月30日～7月4日)
- タイ (7月21日～25日)
- ベトナム (8月25日～29日)
- 中国 (9月9日～16日)

### (3) 研究会での討議

上記(1)及び(2)を通じた情報をも活用しつつ、研究会は 8 回に渡る全体会合および海外事業を展開する日本企業の本社担当者、学識経験者、援助関係者等と個別のヒアリングや討議を実施してきた。

図表 1-1 研究会活動の経緯

5月16日	第1回会合 ・アンケート結果の分析(1)
6月17日	第2回会合 ・アンケート結果の分析(2) ・インドネシア現地調査に向けた準備議論
6月29日～ 7月16日	インドネシア現地調査(～7月4日)  第3回会合 ・インドネシア現地調査報告に基づく検討 ・タイ現地調査に向けた準備討議 ・課題解決のための対応策に関する検討
7月20日～ 7月30日	タイ現地調査(～25日)  第4回会合 ・タイ現地調査報告に基づく検討 ・課題解決のための対応策に関する検討 ・ベトナム現地調査に向けた準備議論
8月8日  8月25日	第5回会合 ・報告書とりまとめのための集中討議 ・我が国の技術協力と法制度整備に関する討議  ベトナム現地調査(～30日)
9月1日  9月9日～ 9月30日	第6回会合 ・ベトナム現地調査報告に基づく検討 ・中国現地調査に向けた準備討議 ・報告書とりまとめのための検討  中国現地調査(～16日)  第7回会合 ・報告書(英語版)に関する最終審議
10月15日	(APEC 閣僚脳会合へ最終報告書の提出)
11月20日	第8回会合 ・報告書(日本語版)に関する最終審議 ・今後の支援・協力の方向性に係る検討

## 本報告書の構成

本報告書は、まず「第2章 APEC 諸国・地域における債権回収関連取組み状況」において、債権回収に関わる制度およびその運用と執行に関して現状を客観的に整理する。その際、先ず APEC エコノミー全体を俯瞰した後、現地調査対象エコノミーであるベトナム、中国、インドネシア、タイおよび我が国を個別に取り上げ、そのうえで他の諸国・地域に関しても併せて取り上げる。

.....

続いて「第3章 残された課題と解決の方向性」においては、第2章の現状整理を受け、日系企業へのアンケート調査や現地調査でのヒアリングを通じて得た情報も踏まえつつ、債権回収に関わる課題と解決に向けた方向性を明らかにする。

さらに第4章では、今後の支援方策のあり方について検討する。

なお本報告書では、検討テーマの中心である「債権回収制度」を単独の債権者による「個別的債権回収制度」と複数の債権者による「集团的債権回収制度」とに大別して論じることとする。その理由は、(1) APEC 諸国・地域において関連する法制度の整備が進むなか、運用面での課題（執行の確保等）が焦点となっていることを受けて、担保法制や強制執行といった「個別的」債権回収制度の更なる整備を先ずは基本とすべきこと、(2) 複数のエコノミーにおいて集团的債権回収制度が注目されているが、個別的債権回収制度が未成熟ななかでの集团的債権回収制度の導入が、ともすると各エコノミー関係者の負担となる懸念があり、両者を分けて論じることが有益であること、などである。

また、「債権回収制度」に関連する司法制度（民事司法制度や裁判制度）、債権の固定化を事前に回避するための監査・会計制度や経営情報の公開性、債権の流動性に関わる債権市場等の制度や環境も検討の対象とした。さらに、本報告書とりまとめにあたっては、各エコノミーにおける独自の努力や国際機関・他エコノミーによるこれまでの支援活動等についても可能な範囲で勘案している。

本報告書が、APEC 域内での企業のビジネス活動の更なる円滑化・活発化に向けた今後の検討に資するものとなることを願う。

.....

## 要旨

### 1. 背景と目的

1997年のアジア経済危機以降、APEC 諸国・地域の努力によって、同地域における債権回収制度には飛躍的な改善が見られている。そもそも信頼性の高い信用メカニズムは企業間取引の活発化にとって不可欠な要素であり、債権回収に係る法制度整備は、経済発展の基礎を提供する。外国企業が現地中小企業と取引を行う機会が拡大しているなか、債権回収制度及び同制度に基づいた信用メカニズムの整備は現地経済の発展にとって既に不可欠な要素となりつつある。このように債権回収制度及び信用メカニズムの整備は、国際および地域間経済取引の促進に貢献するといえよう。

本調査研究は、APEC における経済法制度整備 (SELI) 支援の一環として実施された。まず本調査研究においては、実際にアジア太平洋地域において活動を展開するビジネス界の視点に立ち、債権回収手続の実務面にかかる問題点を抽出することを目的とした。これは債権回収制度の予見可能性と透明性が、ビジネス・セクターにとって、とりわけ本調査研究における主たる対象である製造事業者の事業展開にとって、不可欠な要素であるとの理解に基づく。さらに本調査研究は、上記の問題抽出を踏まえて、APEC 諸国・地域の間で現状に関する情報共有を促進して、債権回収およびその実施に係る法・規則とその運用の更なる改善を促すとともに、同分野での APEC における協力の基礎を提供することを目的としている。なお本調査研究においては、民間企業が直面している問題の解決の方向性およびそのために必要となる行動を指し示しながら、APEC 諸国・地域自身が健全かつ予見可能性のある債権回収制度を強化することを促進することを目指した。

### 2. 調査研究の方法

本調査研究は、以下の三つの方法によって実施した。すなわち (1) 日系現地子会社へのアンケート調査、(2) 現地調査、そして (3) 専門家による分析と議論である。

まずアンケート調査は、APEC 諸国・地域において活動を展開する日系現地子会社を対象として、APEC ビジネス諮問委員会 (ABAC) 日本支援協議会の全面的な協力の下に実施された。本アンケート調査は、債権回収分野において民間企業が直面している実際の状況を把握することを主要な目的とした。日系現地子会社は長年、APEC 諸国・地域において製造業分野を中心とした直接投資を活発に実施してきている。これを踏まえ、APEC 諸国・地域における債権回収に係る既存の調査研究は、金融セクターにおける問題を中心として



議論がなされてきた。これに対して本アンケート調査においては、製造業分野における直接投資に長期にわたって携わってきた日系企業を対象とした。この点において、本調査研究は既存の調査研究とは一線を画すものとなっている。

次に上記のアンケート調査を補完するものとして、現地調査を APEC 諸国・地域のうち、中国、インドネシア、タイ、ベトナムにおいて実施した。なお現地調査においては、現地政府機関、司法裁判所、ADR 関連機関、法律専門家、ビジネス・セクターなどを訪問し情報収集を行った。

第三に、本調査・研究のために研究会を設置した。本研究会は、現地調査団と同様に、民事訴訟法・国際経済法・アジア法などの専門家、法曹関係者、及び民間実務家などにより構成した。なお、本研究会においては、ABAC 日本支援協議会およびその会員企業から情報提供を受けた。

なお、本分野における最近の研究は、倒産法や破産法などを含む集团的債権回収制度改革へと焦点が当てられる傾向にあったが、本調査研究においては、個別的債権回収を含む市場取引に係る市場インフラ全般をカバーすることに努めたことも明記したい。

### 3. 調査研究の結果

本調査研究においては、債権回収制度を以下の三つの観点から分析・検討した。すなわち、(1)「債権回収に係るインフラ」(企業情報開示や司法制度改革)、(2)「個別的債権回収制度」(債権回収訴訟や担保権の行使および強制執行を含む方法によって債務者資産からの弁済を個別的に求める個人の債権者が実施しうる債権回収)、(3)「集团的債権回収制度」(破産や再建手続を含む、債権者全員が集团的に弁済を受ける債権回収方法)である。

#### (1) 債権回収に係るインフラ

##### ①企業情報の開示および会計制度 –企業間信頼取引の前提として–

今回調査を実施した APEC 諸国・地域においては、企業情報の開示および健全な会計制度の重要性に係る理解はすでになされており、同制度の確立へ向けた努力が行われている。例えば、株式上場企業に対して企業情報公開を求める制度が、最近になって導入されている国・地域などもみられる。さらに会計・監査制度が改善されている国等も多い。この意

味においては、現在、株式上場企業に係る信頼性の高い企業情報を入手することは、比較的容易となってきたといえよう。

しかしながら、本調査研究においては、外資系企業は株式上場企業のみではなく現地の中小企業や国営企業などの非上場企業をも重要なビジネス上のパートナーとして事業を展開している点には注意が必要であろう。この観点から APEC 諸国・地域の現状を分析すると、情報開示の改善や健全な会計制度の確立などの課題が非上場企業レベルではまだ残っている点に留意が必要である。本分野における調査研究は、中小企業を対象としたものも含めてすでに実施されている例も散見される。しかしながら APEC としての枠組みを用いて、既存の研究を参考にしつつ、アップデートされた情報を共有しながら「ベスト・プラクティス」に係る議論と研究を行うことも、今後の検討に値するものと思われる。

## ②司法制度

本調査研究を実施した APEC 諸国・地域すべてにおいて、司法制度改革がすでに積極的に実施されている。なかでも、裁判制度改革、倒産関連法の立法、そして法律専門家の育成等に対する熱意は目を見張るものがある。他方、外資系現地子会社による現地司法制度へ信頼度は、依然として必ずしも高いとは言えないのが実状である。本調査研究によると、裁判所による司法判断の際に法律に基づいた判断がなされないケースや、裁判による問題解決に係る予見可能性が担保されていない等の指摘も散見された。また司法判断に関して、外資系企業ということを理由に恣意的な判断がなされるといった指摘もみられた。

### (2) 個別的債権回収

#### ①裁判所における紛争解決とその執行

本調査研究では、外資系企業のみならず現地企業も、裁判所における紛争解決において公正な判決を取得しかつその執行を行うに際して困難に直面していることが明らかになった。今後、更なる司法改革とともに、法制度やその執行過程が改善され、司法判断の効果的な執行が担保されるようになることが期待される。なお裁判所内における紛争解決手続の技術面での課題に関しては、APEC 諸国・地域間において情報交換を行うとともに、APEC 内におけるベスト・プラクティスに係る研究を進めることも有効であると考えられる。

#### ②担保権およびその行使

アジア経済危機以降、APEC 諸国・地域は、確固とした法制度確立の環境として債権回

.....

取関連法の導入・改正を行ってきた。とりわけ、動産財産に係る担保権の設定を可能とする法制度の確立や、担保権設定に係る規制緩和などの分野においては、著しい改善がみられる。しかしながら本調査研究によれば、外資系企業および投資家は担保権を利用した取引にまだまだ消極であり、現金取引などの手法が主として採られている実態が浮かび上がっている。これは、担保権の設定およびその行使に未だに困難が伴うことが原因となっている。今後、サービス・セクターの自由化のように取引が、より一層複雑化かつ高度化していくことを踏まえると、将来的には信頼取引を可能とするような法枠組とその運用を確立することが重要であろう。また集团的債権回収制度の文脈においても、担保権の重要性は指摘されており、担保権を設定している場合には破産手続きにおいても高い優先順位が与えられることが求められよう。このように担保制度を確立するためにも、APEC 諸国・地域間での情報交換を実施することは有益であろう。

### ③裁判外紛争処理 (ADR)

本調査研究においては、各 APEC 諸国・地域において ADR 制度が劇的に発展している実態が確認された。とりわけ、仲裁法にかかる国際的な調和や国際・国内両仲裁制度における執行手続の明確化等といった改善がみられる。さらに各国・地域では、訴訟手続内外での調停の重要性も認識されている。他方、ADR 制度が外資系企業にはほとんど利用されていない国・地域も散見された。このような低い利用状況は、これらの国・地域において、ADR に関する明確な規則と手続が整備されていないため（もしくは適切な運用が確保されていないため）、紛争解決に係る一定の予見可能性が期待できないことによるものと思われる。予見可能性が担保されていることは、海外直接投資のような長期にわたる事業活動にとって、不可欠な前提条件であり、同分野におけるさらなる情報交換が求められるであろう。

### (3) 集团的債権回収制度 — 清算および再建手続

APEC 諸国・地域においては、アジア経済危機以降、構造改革の一環として、企業再生手続の確立を含む集团的債権回収制度の強化が試みられてきた。これら一連の構造改革においては、集团的債権回収制度等の改革は、経済危機に対する緊急避難的な措置としての側面が政治的な文脈において強調されてきた。他方で、このような制度とその運用においては、国内企業と海外企業に対する差別的な扱いが、依然として存在すると指摘されている。その意味で APEC 諸国・地域は、アジア経済危機をすでに克服しつつあるものの、ビジネス円滑化の観点から、長期にわたる経済法インフラを強化する方法について再度検討することが必要であろう。そしてその再検討の過程を通して、関係者の自由意思に基づいた合理的な選択を可能として、モラル・ハザードを避けうるような仕組みを構築すること

.....

が望まれる。この点において、それぞれの改革へ向けた努力について APEC 諸国・地域間で情報を提供・交換することは、経済法インフラの強化へ向けた継続的な努力を促進すると考えられる。

#### 4. 提言

上記のような調査結果およびその分析に基づいて、本報告書においては短期および長期の観点から、現在、民間企業が直面している問題を解決するための提言を行った。提言の策定にあたっては、債権回収法制度そのものの健全さに加えて、法制度の適切な公共経営（パブリック・マネジメント：予見可能な法の実施と行使）が伴うことが、民間企業間の相互信頼を高め、ひいては民間企業による投資とビジネス活動を活発にしていくために不可欠である点に留意しつつ、その強化を意図した提言を行った。具体的には、（1）よりよい債権回収制度に係る APEC 諸国・地域におけるベスト・プラクティスを集約すること、（2）訴訟手続、ADR 手続およびその執行に携わる人材を育成すること、（3）債権回収訴訟に係る情報へのアクセスを確保すること、（4）適切かつ可能である場合には APEC・ADR センター設立の可能性を探求すること、などが提案されている。

APEC 諸国・地域政府は、債権回収手続の改善に関して、既に様々な努力を自発的に実施している。さらに国際機関や他のエコノミーも、様々なプロジェクトをとおして、各国・地域の自発的な努力をサポートされている。APEC 諸国・地域は、今後、各国・地域によってすでに実施されている債権回収手続の改善に係る手法について更に議論を進めるとともに、各国・地域が有する社会・経済・文化的な諸条件を考慮することが必要である。最後にそして最も重要な点であるが、本問題の解決に当たっては、各国・地域自身が、経済法整備の計画・実施に関して、第一義的な責任を負っていることは言うまでもない。

課題への今後の対応策のあり方（報告書第4章部分）

—各エコノミーに適した自主的な取組み促進の重要性—

本報告書では、APEC 域内の政府及び産業界の関係者等の情報共有および透明性の向上に資することを目的に、債権回収に関わる法制度（破産制度、事業再生制度、担保制度を含む）と運用・執行の実状およびそれらを円滑に機能させるための環境（司法制度全般・裁判制度、債権の固定化を事前に回避するための監査・会計制度や経営情報の公開性、債権の流動性に関わる債権市場等を含む）を検討してきた。

また、検討テーマの中心である「債権回収制度」を単独の債権者による「個別的債権回収制度」と複数の債権者による「集団的債権回収制度」とに大別して論じてきた。その理由は、（1）APEC 諸国・地域において関連する法制度の整備が進むなか、運用面での課題（執行の確保等）が焦点となっていることを受けて、担保法制や強制執行といった「個別的」債権回収制度の更なる整備をまずは基本とすべきこと、（2）複数のエコノミーにおいて集団的債権回収制度が注目されているが、個別的債権回収制度が未成熟ななかでの集団的債権回収制度の導入が、ともすると各エコノミー関係者の負担となる懸念があり、両者を分けて論じることが有益であること、などである。

さらに、本報告書とりまとめにあたっては、各エコノミーにおける独自の努力や国際機関・他エコノミーによるこれまでの支援活動等についても可能な範囲で勘案した。

企業が APEC 域内でより一層活発な活動を行うために必要となる経済法制度の信頼性・安定性の向上に向け、本章では、以下の着眼点を持ちつつ整理し、今後の対応策のあり方に関して検討する。

図表 4-1 本章における「論点整理」の際の着眼点

- ・ 課題のレベル：課題は、「法の導入」、「法の的確な運用」、「執行の確保」のどこに存在するか。
- ・ 課題分野：課題は、本報告書の検討対象分野である「司法制度及びその他関連する制度全般」、「個別的債権回収制度」、「集団的債権回収制度」のどこに存在するか。
- ・ 課題への対応策：課題への対応策は、「人材育成・教育」、「情報へのアクセス向上・情報提供」、「組織体制強化」のどれを抜うか。
- ・ 対応策の期間：対応策およびその効果は「短期」・「中長期」のいずれであるか

1. 債権回収に関連する法制度と運用・執行、課題

近年、各エコノミーは上記「課題分野」に関連する法制度の整備を積極的に行っている。各エコノミーが独自に法改正を行う場合と、国際機関や他国の支援を活用しつつ法改正を

行う場合があるが、いずれの場合にも、エコノミー独自の法基盤や社会・経済情勢の則した法の策定が指向されている。

1990年代後半より、とりわけ以下「本報告書の課題分野に関連する法制度（一例）」に示す分野での法の改正・新規導入が活発化されている。例えば、破産法に関しては、現地調査の対象とした4エコノミー中3エコノミーが、現在法改正の途上にある。また、事業担保法、譲渡担保法といった「個別的債権回収」に関する法令も各エコノミーにおいて、ここ数年に法制定がなされたり、近年改正法案が審議過程にあるといった状況である。

図表 4-2 本報告書の課題分野に関連する法制度等（一例）

司法制度及びその他関連する制度全般に関わる法制度・環境	
司法制度全般に関わる法制度／現状	民事司法に関わる法制度／現状 ・民法      ・商法
企業登録／財務情報開示に関わる法制度／環境 ・会社法 ・会計法	信用取引に関わる法制度／環境 ・手形法 ・小切手法
個別的債権回収制度に関わる法制度／環境	
・担保法 ・民事訴訟法 ・判決執行法	・裁判法／裁判所組織法 ・ADR法 ・弁護士法
集団的債権回収制度に関わる法制度／環境	
・破産法 ・事業再生法・会社更生法	・ADR法

このように、法の導入・改正が進展するなか、新たな法に基づく運用面での課題が各エコノミーに存在している。

例えば、破産法に基づく破産手続に時間がかかるなどして処理件数が伸びない、手形法や小切手法が整ったもののその活用が進まない、担保法が施行されても、担保登録所が未設置ないし登録受入体制に改善の余地があるといった状況など、法の運用が円滑化するまでに課題が多いとの意見も聞かれる。その原因として、上位法が導入されたものの実施を可能とするための下位法（施行令等）が未整備である、法運用のための組織体制が未整備である、法の内容や運用方法に関する産業界を含む利害関係者に対する周知が図られていない、といった指摘がなされている。

さらに、整備された法に基づき何らかの法的決定がなされた場合、その決定に基づく執行にも課題がある。例えば、裁判所で破産宣告が出された、ないし担保権が認められたに

も拘らず、執行に至る手続が取られないといった指摘が依然として存在している。こうした執行面での課題が解決されてはじめて、円滑な債権回収が成立することとなるため、執行面の強化・拡充は極めて重要である。

これら一連の課題に対応するためには、各エコノミーの社会・経済・文化等の背景を尊重し、それに見合う制度と運用体制を構築することが重要である。そのためにも、まずは各エコノミーの政策担当者による自主的な取組みが更に継続・強化されることが期待される。

なお、法制度が整い、実施が進み、さらには執行を確保するための枠組が整いながらも、そうした新しい体制について、産業界が十分な情報を得ていないがために、制度的枠組の活用が進んでいないという現状も散見される。各エコノミー政府は情報提供に一層力を入れるとともに、外資系を含む産業界関係者においては、既存のネットワークを活用するなどして益々情報入手への努力を払っていくことが期待される。本報告書は、本分野での情報共有の一助となることを狙っている。

## 2. 債権回収に関連するこれまでの取組み

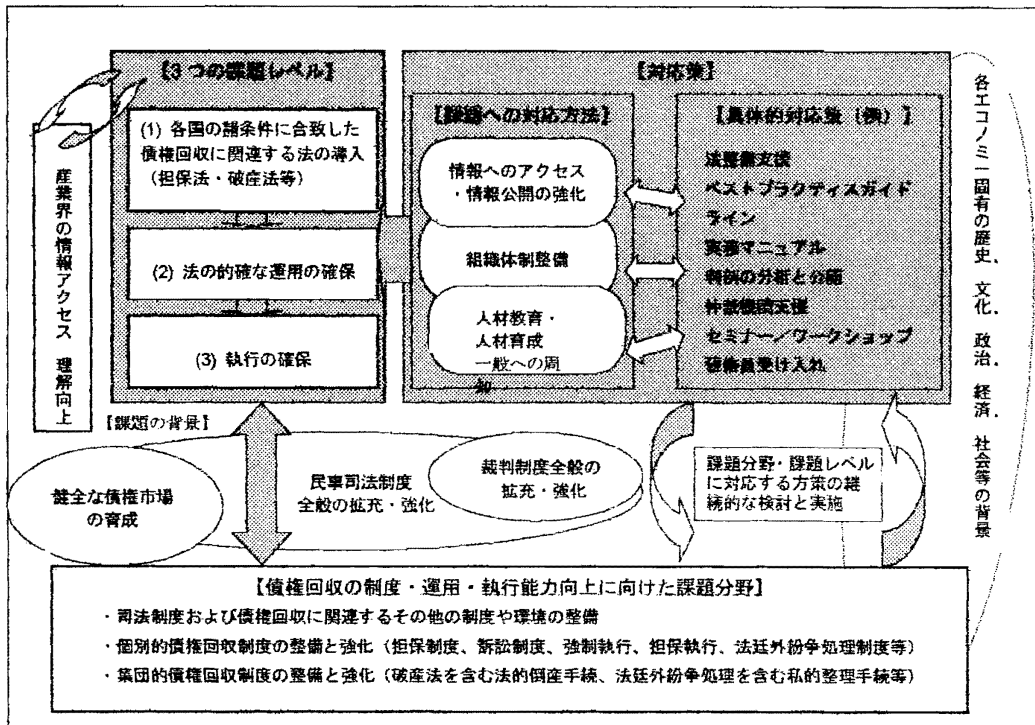
各エコノミーにおいて、債権回収に関わる諸制度に関連し、人材育成、情報アクセスや情報公開、組織体制整備について各エコノミー行政・司法機関による独自の努力が払われてきた。また、国際機関や他国の協力が活用されてきたケースも多い。

例えば、アジア経済危機を受け、IMF コンディショナリティに基づく各エコノミーにおける努力、世銀及びアジア開発銀行による協力など、国際機関は債権回収に関連する分野においても一定の役割を果たしてきた。また、各先進エコノミーによる法制度の整備と運用に関する分野での、組織体制整備、人材育成、情報アクセス強化等に関わる活動も行われてきた。

こうした対応策には、実施準備期間についても、また成果の実感に至るまでの期間においても短期的なものの中長期的なものがある。例えば、情報共有と人材育成に資するセミナーやワークショップの実施は、直ぐに着手できる短期的な活動であるが、その成果が表われるまでには一定の期間を要する。時限的な調停機関の設置は、若干の準備機関を要するものの、その成果は（案件解決という意味では）即効性が期待できる。さらに、例えば大学レベルの人材育成は、対象となる法曹家の「卵」が本国で活躍するようになるまで長期間を要することとなる。

このように、課題分野、活動に（あるいは成果に）要する期間、人材・情報・組織といった対応策が取り上げる側面が多岐に渡るなか、当該エコノミーの司法制度全般や広く社会情勢に馴染みやすい対応策の組み合わせを模索していくことが引続き必要であり、そのためにも各エコノミーがリーダーシップを持ち、自国の将来を見据えて自主的な取組みを推進していくことが極めて重要である。

図表 4-3 債権回収の制度・運用・執行能力向上に向けた課題と対応策（概念整理）



Source: UFJ 総合研究所作成

◆参考

【本報告書で基本としている課題分野】

- ① 司法制度および債権回収に関連するその他の制度や環境の整備
- ② 個別的債権回収制度の整備と強化（担保制度、訴訟制度、強制執行、担保執行、法廷外紛争処理制度等）
- ③ ③集団的債権回収制度の整備と強化（破産法を含む法的倒産手続、法廷外紛争処理を含む私的整理手続等）

【課題レベル】

- (1) 法の導入、(2) 法の運用、(3) 執行の確保  
 (これに加え、「産業界」の視点)

【課題の対応策分野】

- 情報アクセス・情報公開の強化
- 組織体制整備
- 人材育成



.....

### 3. 今後の対応策検討の方向性

#### 3. 1. 今後の対応策検討にあたっての基本姿勢

本報告書とりまとめにあたって実施した各エコノミーへのアンケート調査及び 4 エコノミー現地調査に基づき、本節では今後の対応策の方向性について考察を試みる。

前節でも述べたとおり、経済法制度整備の分野においては、各エコノミーの実情に則した自主的な取組みこそが有効な対応策実施の大前提である。仮に、国際機関や他エコノミーによる援助の枠組が活用される場合にも、被援助エコノミーがそうした援助活動を自国の政策や発展計画の中に的確に位置づけ、活用していくための「オーナーシップ（支援活動に対する主体性）」が極めて重要である。

対応策には、短期的な成果が期待できる部分と、中長期に効果が現れる部分（例えば人材育成）とがあり、双方についてバランスよく検討していくことが必要であり、当該エコノミーの社会・経済・文化的背景を尊重し、それに見合う制度と運用体制の構築に向けた対応策を模索することが重要である。

また、本報告書の中心テーマは債権回収に関わる制度であるが、その対応策を検討するにあたっては、民事司法制度全般といった広い分野、あるいは企業情報開示など債権回収を要する事態を未然に回避するために必要な分野の向上に資する方策をも検討していくという広い視野が必要である。

#### 3. 2. 具体的な対応策の案

前節の前提に立ち、本節では、以下の課題分野、課題レベル、対応策分類を念頭に、具体的な対応策を検討する。

##### (1) 司法制度全般の向上に資する対応策 1: 教育・人材育成

教育・人材育成に関しては、法曹関係者の任官前・任官後の研修等、各エコノミーとも独自の取組みを行っており、研修制度の拡充も盛んに模索されているところである。また、日本を含む APEC 内外の先進エコノミーも協力を行ってきている。

教育・人材育成は、債権回収に関連する分野のみならず、司法制度全般の向上に資するものであり、しばしば目に見える成果が現れるまでに長期間を要するものの、継続的に工夫と努力が払われるべき分野である。

教育・人材育成を研修地別に見ると、①ドナーエコノミーへの研修員受入れ、②各エコノミーにおけるセミナー・講義・研修コースの実施、③第三エコノミーにおける地域セミナー・講義・研修コースの実施、に分けられる。

まず①のドナーエコノミー研修に関しては、日本を含む各受入エコノミーは、既存の人

材育成策を見直すとともに、情報交換を行い、必要に応じて拡充を行うことが期待される。例えば、法曹家の「卵」である大学・大学院法学部への人材受入は、日本においても行われているところであり、こうした既存の枠組を活用していくことが重要である。さらに、日本を含む複数のドナーエコノミーは現地裁判官等法曹関係者の招聘を行っている。こうした機会を捉えて、他のテーマとともに、債権回収に関連する法と実態についても研修対象として組み込むことを検討していくことが期待される。

②の対象エコノミーでの活動については、長期的な成果を期待し、大学法学部・法科大学院に対する奨学金制度や寄付講座等の支援の見直しと拡充が求められる。同時に現地裁判官・弁護士・検察官等に対する債権回収の改善に資するプログラムの提供の検討を行うことも有益である。例えば事業更生や担保執行手続等、債権回収問題に直結するテーマを扱うことも一案である。この場合、例えば日本から講師を定期的に派遣する等の方策も考えられる。

③の複数エコノミーを対象とするプログラムについても、債権回収問題に関して各エコノミーの知見と情報を交換する有用な機会となることから、実施に向けた検討が行われることが望ましい。

## (2) 法制度全般の向上に資する対応策 2：組織体制強化（＋人材育成）

法廷外紛争処理（ADR）が複数のエコノミーにおいて効果を発揮しつつあることが明らかになっている。そこで、APEC の中に法務相談ないし ADR の機能を持つフォーラムを設立することの妥当性と有効性、さらには実現可能性についても検討に値する。但し、既存の ADR や新設の動きに留意することが必要である。

また、既存の ADR や設立の動きがある民間仲裁センターに対しては、既に他エコノミーが協力を行っているところである。各エコノミーそれぞれの ADR の現状について情報交換を行うとともに、人材育成および情報アクセス強化の観点から、日本を含むエコノミーが協力すべき点があるかどうかの検討が望まれる。

## (3) 法制度全般の向上に資する対応策 3：情報アクセス・情報公開の促進

一部エコノミーにおいては、法制度や裁判所の判例が十分公開されていない、ないし公開されているものの産業界等の利害関係者からのアクセスが難しい場合がある。そこで、法制度や判例情報について、IT を活用した公開システムの導入を検討することは、透明性や予見可能性の飛躍的改善にとって有益である可能性がある。但し、広く関係者にとって有益なシステムをデザインしていくためには、取り上げる法制度や判例の法分野、アクセスの方法等、通信インフラの制約等も踏まえて十分に検討していくことが重要である。

なお、法令・判例公開にあたって公開すべき法令や判例の範囲や内容をあらかじめ検討することは特に重要であり、その際には、現地専門家等の知見を十分に活用すべきである。また、システム導入にあたっては、公開システムが持続的に保守・利用されるよう、知識・

技術の向上が図られ、また、継続的運営に必要な資金面での問題の検討も必要である。

**(4) 債権回収の課題分野・課題レベル横断的な対応策 1：情報アクセス・情報公開の促進**

上記(3)より分野を限定し、債権回収に関連する情報に特化した法制度や判例情報を含む IT を活用した公開システムの導入を検討することも考えられる。例えば、破産裁判所の判例公開、判例の分析と評価等を通じ、破産裁判の機能向上に資することが可能となる。

**(5) 債権回収の課題分野・課題レベル横断的な対応策 2：ベスト・プラクティス**

本報告書では、主として各エコノミーにおける現状と課題を詳述したが、他方、各エコノミーにおいて、前向きに評価できる取組みも多い。そこで、APEC の自主的自由化・開かれた地域主義の精神に基づき、債権回収の課題分野に関わる各エコノミーの成功例や優れた部分をまとめて「ベスト・プラクティス」として討議・公表することが有用である。各エコノミー毎に報告を行っていくことによっても、情報の共有が可能であり、一定期間の後に各報告の成果をとりまとめ、各エコノミー毎の自主判断による主体的改革の参考に供することも可能である。なお、ベスト・プラクティスの抽出にあたっては、APEC・SELI 等において債権回収関連制度・実態に関する情報交換を行うとともに、セミナー・ワークショップ等を通じて各エコノミーからの情報提供を促すことも有益である。

また、企業側から見た債権回収にあたっての成功例に関しても他企業にとって有益な情報源となるため、こうした実務上の成功ケースについて取り上げることも検討に値する。

**(6) 債権回収の課題分野・課題レベル横断的な対応策 3：教育・人材育成（+情報アクセス）**

各エコノミーにおける債権回収にあたっての外国企業からみた問題点（difficulties）に関するセミナー・ワークショップを各エコノミー行政・司法関係者等を対象に実施することは検討に値する。例えば、各エコノミーにおいて事業更生を担当する更生管財人、破産法案件を担当する商業裁判官といったように、債権回収に関連する問題を取り上げ、各エコノミーの司法・行政・産業界関係者と経験や知識を共有化することが有用である。

**(7) 個別法と実務手続の拡充**

債権回収制度を検討するにあたり、担保法制等、個別的債権回収手続の改善と周知は重要課題である。そこで、引続き必要なエコノミーに対しては法整備支援を行うとともに、一部エコノミーで着手されている実務マニュアルの作成を推進し、その結果についてセミナー・ワークショップ等で周知を図ることが検討されることが望ましい。

.....

### (8) 企業に対する情報の提供

債権回収制度のユーザーは企業である。そこで、企業関係者も対象としてセミナー、ワークショップを通じた現状の周知を旨るとともに、法制度の分析や実務マニュアルの公開、報告書の提供等、複数のツールによって情報提供を促すことが期待される。企業に対して制度の現状把握に資する情報提供は、企業側が「取るべき対応」を検討するための素地となる。

### (9) 本件調査研究結果の周知・活用のための対応策：将来の取組みに向けた契機として

本件調査研究を通じて整理・分析した債権回収手続関連の法制度及び運用の実状及び課題について、APEC メンバー内で共有を図り、今後の取組みに向けた検討の一助とすることが重要である。そこで、現地調査対象としたタイ、インドネシア、ベトナム及び中国 4 エコノミーを含む APEC 域内政府の法務担当者、法曹関係者、学識者、産業界等より出席を得て、本調査結果の共有、相互の認識理解を促すためのセミナーを開催することが有用である。

セミナーでは、本件調査研究の結果を報告するとともに、債権回収手続の現状と課題に関して情報交換及び討議を行い、さらには APEC エコノミーに対して債権回収関連の法制度や執行の整備・強化を促すための具体的方策についても意見交換を行うことが望ましい。なお、セミナー開催にあたっては、途上国政府が債権回収問題の意識を喚起させる効果を持つよう、議題や発言者、出席者等について十分検討のうえ企画・立案することが重要である。

なお、以上の方策案はあくまで本委員会としての試案であり、その実現に向けてはフィージビリティを十分勘案することが必要となる。また、仮に協力プロジェクトを実施する場合には、最大限の効果を上げるべく、場所・時期・内容等について、ニーズとリソースを踏まえて検討を行うことが重要である。

## 3. 3. 更なる検討事項（援助の枠組が活用される場合）

3. 2. に列記した「対応策」の案が、各エコノミー独自の努力で行われる場合も、また、ドナーの支援が活用される場合も、当該活動は「持続可能な」ものでなければならない。とりわけ、ドナーによる支援が活用される場合には、被援助エコノミーのオーナーシップが極めて重要である。「お仕着せ」の支援ではなく、被援助エコノミーが自らの制度・政策の将来像を描いて援助を最大限に活用する姿勢が不可欠である。また、ドナー側に対しては、被援助エコノミーの社会・文化等の背景を最大限考慮し、自主性を尊重しながら、経験の共有化等を中心とした支援をオーダーメイドで立案することが望まれる。

また、支援活動を検討するに際しては、その支援が一対象エコノミーに向けられるばかりではなく、地理的な広がりを持つこと、あるいは、債権回収分野のみではなく「他の法律制度分野への波及効果」といった課題分野の広がりを持つことが期待される。

例えば、タイ ADR センターは、ベトナム、ラオス、カンボジアなどの周辺諸国向け ADR セミナー・ワークショップ開催に積極的なものの、資金面での困難を抱える。タイとの共催という形で後発国への ADR 実施支援を行うといった取組みは援助対象エコノミーのみならず、ドナー側にも資するところが大きい。また、破産裁判所の成功が、他の特殊裁判所の参考に供する等、中長期の波及効果をもたらす活動があることを認識する必要がある。

なお、仮に本分野で支援プログラムが行われる場合、当該プログラムが当該エコノミーに根付き、効果をもたらしたかどうかといった観点からの定期的評価が重要である。

### 3. 4. 結語

本章では、債権回収に関連する検討分野の一部ないし複数にまたがる今後の対応策について、人材育成・情報アクセス・組織強化の観点から、短期・中長期といったタームをも念頭に検討を行った。

対応策がどの程度、あるいはどのエコノミーによって如何なる組み合わせで実現されていくかどうかについては、今後の検討や調整を待つ必要があるが、債権回収を巡る現状が後退せず、新たな問題を生ぜしめず、持続可能な状況で改善に向けて健全な意見交換や情報交換が行われていくことを期待する。そうした持続可能性をチェックするために、定期的にフォローアップ活動を行っていくことも検討したい。

経済法制度のユーザーは産業界であり、その維持・発展のためには産業界と政府関係者の継続的な努力と協力が必要である。本報告書が、APEC 域内での企業のビジネス活動の更なる円滑化・活発化に向けた今後の検討に資するものとなることを願う。

APEC 諸国・地域における債権回収手続の実状に関する研究会・委員等名簿

(敬称略・順不同)

【座長】	
関西大学法学部 教授	北 川 俊 光
【副座長】	
中央大学法学部 教授	柏 木 昇
【委員】	
柏木総合法律事務所 弁護士	柏 木 秀 一
神戸大学大学院国際協力研究科 助教授	金 子 由 芳
杉本電器株式会社 社長付	桜 井 寛
上智大学法学部 教授	田 頭 章 一
九州大学大学院法学研究院 教授	川 嶋 四 郎
【学識者】	
神戸大学大学院法学研究科 教授 法学博士	季 衛 東
【オブザーバー】	
経済産業省大臣官房審議官（地域協力担当）	鷲 見 良 彦
経済産業省大臣官房審議官（通商政策局担当）	長谷川 榮一
経済産業省通商政策局地域協力課 アジア太平洋地域協力推進室長	高 木 誠 司
経済産業省通商政策局地域協力課 課長補佐	八 山 幸 司
経済産業省通商政策局地域協力課 アジア太平洋地域協力推進室 室長補佐	池 田 佳 織
経済産業省通商政策局地域協力課 アジア太平洋地域協力推進室 係長	小 西 英 子
経済産業省貿易経済協力局技術協力課	
経済産業省貿易経済協力局通商金融・経済協力課	
経済産業省通商政策局通商機構部	
法務省法務総合研究所国際協力部	
国際協力事業団	
日本貿易アジア経済研究所	
日本貿易振興会	
日本商工会議所	
監査法人トーマツ	
【事務局】	
UFJ 総合研究所研究開発本部新戦略部 主任研究員	荒 川 潤
UFJ 総合研究所研究開発本部新戦略部 主任研究員	国 松 麻 季
UFJ 総合研究所研究開発本部新戦略部 研究員	小 林 猷 一

## これまでの主な活動成果

<p>「APEC 経済法制度シンポジウム」の開催</p> <p>アジア太平洋経済協力会議（APEC）における経済法制度整備に関する議論を深め、具体的な協力の在り方を検討するため、2000年7月に豪州・インドネシアとの共催によりジャカルタで開催。</p>
<p>「法制度整備協力フレームワーク」の承認</p> <p>経済法制度整備コーディネーティンググループ（SELI）幹事国（日本・豪州・インドネシア・ペルー）より、経済法制度整備に関する APEC の協力の在り方を定めた「協力フレームワーク（Cooperation Framework）」を提示、2000年11月の閣僚会議において承認を得た（参考資料2）。具体的には、「フレームワーク」に沿って①優先3分野（企業法制、競争法制、人材育成）における望ましい経済法制度整備の在り方の検討、②具体的な協力活動の開始（研修、専門家派遣、各国制度の比較研究等）を進めることが奨励された。</p>
<p>「コーディネーティンググループ会合」の発足</p> <p>財務担当大臣会合プロセスや APEC 内の他の既存フォーラムと連携しつつ、これら具体的な協力活動の遂行を図るため、2001年2月に「経済法制度整備コーディネーティンググループ」を発足。</p>
<p>「メニューオブオプション」の承認</p> <p>2000年11月に承認された優先3分野（企業法制、競争法制、人材育成）における法制度整備を行う上で参照しうる政策オプションやゴールをまとめた、メニューオブオプションが完成、2001年6月の貿易大臣会合で承認を得た（参考資料3）。また2001年の閣僚会合で SELI の活動に対して支持する旨が盛り込まれた。</p>
<p>大阪行動計画（OAA）に経済法制度整備を新章として追加</p> <p>2001年の首脳からの指示である OAA の拡張について、市場機能の強化の一環として経済法制度整備に関わる部分を拡張することが SELI を中心として議論され合意された。また経済法制度整備の新章追加は昨年（2000年）の閣僚・首脳会合で承認された（関係追加部分は参考資料4）</p>
<p>「第2回 APEC 経済法制度シンポジウム」の開催</p> <p>2002年7月に第2回経済法制度整備シンポジウムを日本・インドネシア・豪州との共催によりジャカルタで開催した。本シンポジウムではアジア危機以降の各国の法制度整備の進捗状況を報告し、その成果が評価されるとともに法制度のインプリメンテーションの面では未だ問題が多いことに焦点が当てられた。</p>
<p>「競争法に係わる北京アカデミック会議」の開催</p> <p>2002年9月に北京にて競争法の専門家会合を開催。本会議は APEC 域内の学識経験者、実務担当者が集まり、2001年12月の中国の WTO 加盟を受けて、中国の競争法立法作業の進捗状況を見ながらその課題を検討するとともに、APEC 諸国その他の地域における競争法の経験の相互交流により、APEC、特に東アジアにおける競争政策の課題を探ることを目的として開催した。</p>

<p><b>競争法トレーニングプログラム</b></p> <p>我が国は競争法の分野で 96 年から 2000 年にかけて実施された「前進のためのパートナーシップ (PPF) プロジェクトの成果をふまえ、競争政策分野における情報・経験の共有及び能力構築に向けた研修プロジェクトを実施している。対象国はタイ・ヴェトナム等。(外務省・公正取引委員会主導、APEC の他のフォーラムである競争政策・規制緩和グループ (CPD) との共同プロジェクトとなっている)</p>
<p><b>会社法に関するトレーニングプログラム</b></p> <p>豪州主導のプロジェクトであり、会社法の理解を深めるためのトレーニングプログラムをヴェトナム・タイに対して実施。今後も同様のプログラムを継続して実施していく予定。</p>
<p><b>SELI1 にて本プロジェクト開始を報告</b></p> <p>2003 年 2 月の高級事務レベル会合 (SOM1) 関連会合として、第 1 回 SELI 会議を開催。我が国は本プロジェクトを行う旨報告した (我が国提出ペーパーは参考資料 5)。</p>
<p><b>「APEC 経済法制度セミナー」の開催</b></p> <p>2003 年 2 月、タイにおいて経済法制度セミナーを開催し、APEC の他のフォーラムで実施されているコーポレートリストラクチャリングプロジェクトやコーポレートガバナンスに関するプロジェクトとの情報交換を行うと共に今後の SELI の活動について意見交換を実施</p>
<p><b>SELI2 にて本プロジェクトの開始状況を報告</b></p> <p>2003 年 6 月の高級事務レベル会合 (SOM2) 関連会合として、第 2 回 SELI 会議を開催。我が国は本プロジェクトの開始およびアンケート実施状況や今後の計画を報告した (我が国提出ペーパーは参考資料 6)。</p>
<p><b>SELI3 にて本プロジェクトの中間報告</b></p> <p>2003 年 8 月の高級事務レベル会合 (SOM3) 関連会合として、第 3 回 SELI 会議を開催。我が国は本プロジェクトの中間報告を行うとともに、報告書のとりまとめの方向性等について質問やコメントを得た (我が国提出ペーパーは参考資料 7)。</p>



## 中国支援に向けた調査研究の現状

1. 法整備支援の意義
2. 調査の概要
3. 法整備支援の実施に向けて——理念, 方法, 到達目標

### 1. 法整備支援の意義：日中関係を取り巻く経済的要因からの分析。【資料5】（本誌連絡会資料6 2頁～7 1頁）

- ・ FTA（自由貿易協定）などによる**制度的な経済統合**の進展

ASEAN : ASEAN 自由貿易地域（1992. 1）

ASEAN と中国 : 「包括的経済協力のための中国・ASEAN 枠組み協定」（2002. 11）

ASEAN と日本 : 「日・ASEAN 包括的経済連携構想」（2002. 11）

日中韓 FTA : 2002年11月の日中韓首脳会合において、中国から三カ国の研究機関が「共同研究」の来年のテーマとして「可能性としての日中韓 FTA の効果」を取り上げることが強く支持したい旨が表明された。現在、三国の研究機関が（日本：総合研究開発機構 NIRA, 中国：国務院発展研究中心 DRC, 韓国：対外経済政策研究院 KIEP）が研究を行っている。

さらに、2003年10月の日中韓首脳会合において、「日中韓三国間協力の促進に関する共同宣言」が発出され、三国は、それぞれの研究機関によって進められた自由貿易協定（FTA）の経済的影響に関する共同研究の進展を評価するとともに、時宜を得た方法で、将来における三国のより緊密な経済連携の方向性を探求することが謳われた。また、三国は、対内外国直接投資（IFDI）がそれぞれの国内経済の増進にとって重要であることを認識し、IFDI の促進のためになされてきている様々な努力を歓迎するとされた。三国は、投資家によって提起された個別の問題に対して公正に且つ透明性ある方法によって対応することを含め、IFDI の促進に向けて更に措置をとる意図を有することを確認する。このような観点から、三国は、三国間投資取極のあり得べき形態に関する非公式な共同研究を立ち上げるものとされた。

東アジアビジネス圏構想（経済産業省『通商白書2003』）：ASEAN+3の地域において、EUやNAFTAをモデルとする地域経済圏を構築する。この構想を実現するための政策ツールとして、ODAを戦略的に活用する。

- ・ 人・物・資本・サービスなどの自由移動が認められる東アジア経済圏を構築するため

.....

には、参加当事国間において制度の調和が必要。市場統合を果たした EU などの経験から見ても、とりわけ法制調和の必要性は大きい。

- ・ FDI（対外直接投資）などによる**事実上の経済統合**の進展 【資料1】（本誌資料55頁）

WTO加盟後の対中直接投資・対中輸出の質的变化：生産拠点から世界の市場へ  
「組立工場型」から「市場重視型」へ  
「労働集約型」から「技術集約型」へ

- ・ WTO加盟後における中国側の事情として内資差別につながる外資優遇策（「経済特区」や「外資優遇税制」）の継続が困難。投資の安全を強調して外資を呼び込む方向に転換せざるを得ない。

日本側の事情としても、短期的な投資優遇策よりも、長期的な投資保護を重視。  
→市場経済の進展に応じた投資法・経済法整備の必要が増大。

短期的には投資保護の観点から、中長期的には法制調和の観点から、中国における経済法制を市場経済に対応させるために我が国が協力することは、両国の国益にかなう。

## 2. 調査の概要

JICA と日中企業法制研究会（会長：新堂幸司東大名誉教授）が2003年3月および9月に実施。

### (1) 2003年3月第一回調査

目的：法整備支援に対するニーズの調査。

調査項目：独占禁止法、投資法・企業改革法、司法人材育成。

調査概要：【資料2】（本誌資料56頁）・【資料3】（本誌資料59頁）

調査結果：

- ① 中国における法整備についてすでに**多数のドナーが支援**を行っている。金額及び件数ベースでは OECD、世界銀行、アジア開発銀行、UNDP 等のマルチ・ドナーの活躍が目立つものの、ドイツ経済協力省 (BMZ) 及びドイツ技術協力公社 (GTZ)、アメリカ国際開発庁 (USAID)、カナダ国際開発庁 (CIDA) 等のバイ・ドナーや、アジア財団、フォード財団等の財団系ドナーも参加している。支援の内容は視察、研修員受入、専門家派遣、シンポジウムの開催、書籍類の提供がほとんどであり、この点では我が国の提供しうる協力メニューと大差はないと言えよう。
- ② 今回現地調査で明らかとなったのは、中国は先進国の法規を十分に研究し、様々なドナーから支援を受けてきているにも関わらず、日本の支援に対する期待が強いということである。その理由は、中国と我が国の法文化（法体系、社会的雰囲気、慣行、言語等）が類似しており、その中で我が国が蓄積してきた知見が現在の中国

.....

にとって参考となると考えられているためである。例えば、保守的で必ずしも自由競争的とは言えなかった社会風土の中で如何にして競争法の概念を定着させたのか、日本電信電話公社や日本国有鉄道の民営化が成功したのは何故か、或いは破綻した国有企業の処理をどのように進めたのかなどの点に強い関心が寄せられている。

- ③ 今回の調査では多数の機関から**視察、研修員受入、専門家派遣、シンポジウム開催**の要望があった。一部の機関では、期間や内容について詳細な希望が寄せられている。また、**地方の行政機関からも、研修等への関心が表明**された。
- ④ 一方、中国の法整備を支援することは我が国にも利益をもたらし得る。中国における経済法規が整備されるのみに留まらず、我が国の法規と類似したものとなれば、我が国企業の事業活動に有利に働くこととなる。また、支援の過程で得られた最新の情報をフィードバックすることも有益と考えられる。
- ⑤ 但し、プロジェクト形成及び実施に際しては次の二点に留意する必要がある。第一に、カウンターパート、キー・パーソンの見極めである。即ち、どの機関或いは担当者に法整備支援を行うのが最も有効であるかを検討する必要がある。
- ⑥ 行政官や裁判官のキャパシティ向上を狙うのであれば、行政機関、法院及び法院学院をカウンターパートとすることになろう。しかし、行政官については短期間で異動する可能性があり、協力の成果が根付かない恐れもある。加えて、中国は機構改革を推進しているところである。これまで法規を起草しているとみられていた機関が統廃合されること、或いは担当者が他の機関に異動することなどが予想される。行政機関を支援する場合、機構改革及び人事異動に関する最新情報を収集し、協力を行うに相応しい機関、担当者を見極める必要がある。
- ⑦ 一方、社会的影響力のある研究者を支援することは長期的には有用であろうが、短期的には成果が見え難くなる可能性が高い。また、特定研究者の支援は政府開発援助の本旨からみて妥当とは言えない。
- ⑧ 第二に、日本国内における協体制度である。中国法制度の現状に関する調査はもとより、日中法務関係者の交流、シンポジウムの開催等は、国内の他機関（政府系機関、民間機関）においても実施されているところである。これらの機関との情報共有を行うと共に、アライアンス（合同実施、案件協調）によって、影響力や効率性等の観点からより「有効な援助」が実現できるものと考えられる。今回対象とした「包括的競争法」、「M&A 及び国有企業改革関連法」及び「法曹関係者の人材育成」の各分野はさらに適切なテーマに細分化されるべきであり、そのテーマを深化させるべきである。さらに、法規の起草のみならず、普及・実施・監督の体制構築もまた重要である。つまり、取り組むべき課題が非常に多いだけに、協力の在り方も、案件が個別に存在する「点」の形ではなく、「面」や「立体」になるよう、有機的・戦略的に組み上げていく必要がある。

(2) 2003年9月第二回調査

目的 : 第一回調査において訪問できなかった機関（全人代常務委員会法制工作委

.....

員会，国有資産監督管理委員会など）に対する調査，カウンターパート機関の精査，プロジェクトの具体化のための調査。

調査項目：企業法整備に対するニーズ確認。

カウンターパート機関および協力内容の精査。

会社法，投資法（外資 M&A 法を含む），証券取引法，独占禁止法，倒産法などの法律改正・制定のスケジュールの確認。

地方人材育成に対する支援の必要性の確認。

調査概要：【資料 4】（本誌資料 60 頁）

調査結果

- ① WTO加盟後の急速な体制改革が引き続き実施される為，企業関連法整備に関し日本へ支援を求める声が多く機関で聞かれた。特に全人代法制工作委員会，商務部，国务院法制弁公室の J I C A への協力の期待が大きかった。
- ② 各機関が主管している企業法以外の分野への協力を求める声も多く，全人代法制工作委員会では全人代における立法審議過程における調査協力，国务院法制弁公室では地方との調整のための行政法・行政訴訟法に対する法整備支援，商務部では対外貿易法，独占禁止法，市場流通法に対する支援が要望としてあがった。

### 3. 法整備支援の実施に向けて —— 理念，方法，到達目標

#### （1）理念

- ① 日中間のより緊密な経済関係構築のための法制度の相互理解
- ② 日中間における投資促進・投資保護のための経済法制の整備
- ③ 東アジア経済圏の実現のための法制調和の基盤整備

#### （2）方法

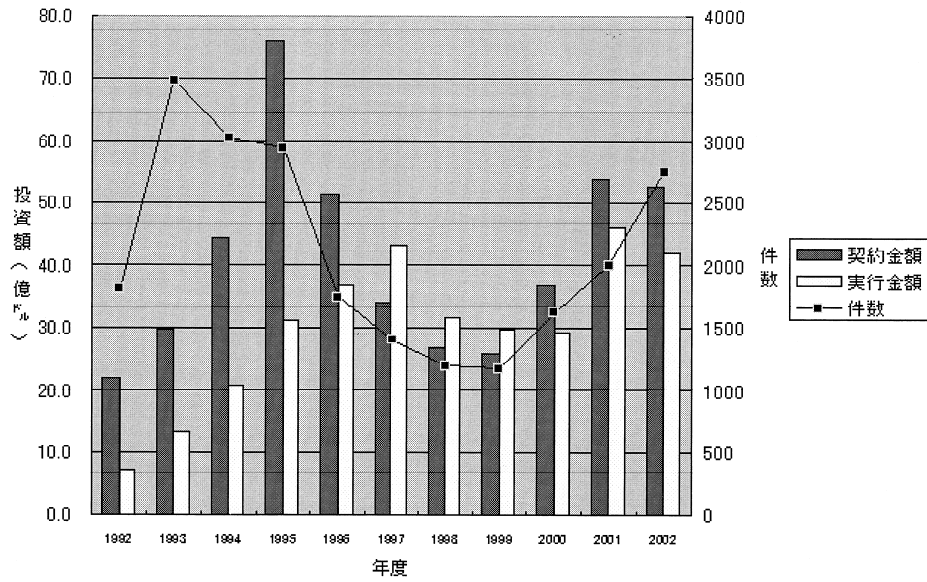
- ① 日中の法曹が合同する研究集会・セミナーの開催
- ② 法整備協力
- ③ 司法人材育成支援
- ④ 法律の翻訳（日本語→中国語，中国語→日本語）

#### （3）到達目標

- ① 各々の法制度に関する相互理解の促進
- ② 中国における企業法制の現代化の促進
- ③ 法制度整備による投資環境の改善
- ④ 司法人材の交流の促進
- ⑤ 将来の FTA 交渉における窓口の確保

【資料1】対中直接投資の推移

日本の対中直接投資推移



出所：日中投資促進機構

.....

## 【資料2】2003年3月第一回調査の概要

### 1. 調査背景

- ・中華人民共和国（以下、中国）は改革・開放政策のもと市場経済化が進展する中で、2001年12月に正式にWTO加盟を実現し、独占禁止法の制定や会社法及び投資関連法の改正等、国際経済と整合性のある中国国内の制度・政策の見直しを急ピッチに進めている。
- ・一方、法整備の作業や法曹人材の育成の遅れから、判決や執行等において法の適用、執行及び運用が、依然不透明であり、中国に進出している日本企業の活動に支障を来している。
- ・同分野に関しては、2001年度に外務省が策定した対中経済協力計画の中で「改革・開放支援（ガバナンスの強化）」と「民間活動への支援」が重点分野として位置付けられ、日中双方に利する協力の必要性が強調されている。
- ・その方針を踏まえて、2002年3月に民間提案型プロジェクト形成調査「民間活動への支援」を実施した結果、経済法の立法作業に対する協力や裁判官等法曹関係者に対する人材育成の必要性や中国政府の要請ニーズも高いことが確認されたところ、具体的な案件形成のために今次プロジェクト形成調査を行うこととした。

### 2. 調査目的

- ・本調査団（団長：JICA アジア第2部東アジア・中央アジア課 渡辺課長代理）は、中国における法整備（独占禁止法の制定、企業・投資関連法制の改正等）や裁判官等法曹関係者の人材育成等の現状及び動向を調査し、先方政府機関との協議を通じて協力ニーズの確認を行い、具体的な案件の発掘・形成を行うことを目的とした。

### 3. 調査方針及び調査内容

- ・本調査は、①「競争法」「国有企業改革及び関連法」「法曹関係者の人材育成」の三項目に焦点を絞り、②起草・制定状況の現状、問題点及び協力ニーズ、並びに我が国の協力の方向性（案件の形成可能性）を調査することとした。具体的には以下のとおり調査することとした。
- ・「競争法」については、既に平成15年度技術協力プロジェクトの案件として「WTOと中国工商管理」が要請されているところ、本案件にかかる背景調査を行い、採択の可否を検討することとした。併せて、中国の包括的な競争法に関して広く各関係機関を訪問し、競争法起草作業において中国側が直面している問題点やニーズの把握を調査し、今後の日本の競争法分野での協力の方向性を検討することとした。
- ・「国有企業改革及び関連法」については、中国の立法機関、執行・実施機関及び研究機関へのインタビューにより、具体的な法律改正、審議の計画、現状の課題等を把握するとともに、法律制定や執行・実施面における日本側の協力の必要性や協力内容などについても意見を収集することとした。なお、本項目では実務的側面からの情報収集・ニー

ズ把握が必要であるところ, 直接投資や貿易制度での経済活動の活発な地域である上海, 浙江省(寧波)においても調査を実施することとした。

- ・「法曹関係者の人材育成」については, 人材育成の主管部署等と意見交換を行い, 協力のニーズ, 具体的な研修内容及び研修員のターゲット・グループ等について調査・ヒアリングを実施することとした。併せて, 中国の法整備及び法曹人材についての現状, 問題点, 先方関係機関の実施体制等の基礎情報を収集した。

#### 4. 調査上の留意事項

##### ① カウンターパートの見極め

- ・中国の法整備は, WTO 関連分野を中心に多方面に亘って推進されているため, 多数の行政機関が法規の起草・実施・監督に関与している現状にある。
- ・加えて, 2003年3月の第10期全国人民代表大会(全人代)第1回会議における諸決定に前後して, 国家経済貿易委員会の解消, 国有資産監督管理委員会の設立等, 行政組織が大幅に改編されているところである。
- ・従って, 本調査においては, 各機関の権限と責任の範囲, キー・パーソン等協力窓口について, 今後の組織改編可能性も視野に入れてカウンターパートを見極めるよう留意した

##### ② JICA 事業の紹介

- ・本調査の訪問機関の中には, これまで JICA 事業との協力関係がなかった若しくは関係の薄かった機関も存在している。
- ・従って, 「プロジェクト形成調査」の本旨に鑑みて, 随時「JICA 事業紹介」を実施することとした。なお, 本件については調査団派遣前段階より JICA 中国事務所に対応を依頼し, 同事務所の協力を得た。

#### 5. 団員構成

- |           |           |                          |
|-----------|-----------|--------------------------|
| (1) 団長    | 渡 辺 雅 人   | アジア第二部東アジア・中央アジア課        |
| (2) 法律制度  | 布 井 千 博   | 日中企業法制研究会事務局 一橋大学院教授     |
| (3) 法制運用  | 射 手 矢 好 雄 | 日中企業法制研究会事務局 森・濱田松本法律事務所 |
| (4) 競争法関連 | 阿 部 朋 和   | 公正取引委員会 事務総局 官房国際課       |
| (5) 調査計画  | 井之上 満 明   | アジア第二部東アジア・中央アジア課        |
| (6) 協力計画  | 山 内 利 夫   | 株式会社 UFJ 総合研究所           |
| (7) 通訳    | 加 藤 洋 子   | 日本国際協力センター               |

6. 現地調査日程

日順	月日	曜日	スケジュール	宿泊先
1	3/5	水	13:50 北京着 (JL781) 15:00 JICA 中国事務所 18:00 中国社会科学院	北京
2	3/6	木	09:00 国家工商行政管理総局 11:00 科学技術部 14:00 国家経済貿易委員会	
3	3/7	金	08:30 対外貿易経済合作部 10:00 最高人民法院 15:00 国家工商行政管理総局	
4	3/8	土	資料整理	
5	3/9	日	資料整理	
6	3/10	月	10:00 JICA 中国事務所 14:00 日本大使館 15:30 社会科学院	
7	3/11	火	09:00 対外貿易経済合作部 12:00 対外貿易経済合作部(国際貿易関係司) 13:30 中国人民大学金融・証券研究所, 北京高峰諮詢中心 14:30 中国人民大学法学院 15:00 国家工商行政管理総局	
8	3/12	水	09:30 証券監督管理委員会 14:00 国務院法制弁公室	
9	3/13	木	09:30 社会科学院 M&A 研究センター, 万盟投資管理有限公司(北京) 11:00 国務院發展研究センター企業経済研究所 14:30 北京大学	
10	3/14	金	09:00 科学技術部 11:00 JICA 中国事務所 14:00 日本大使館 17:30 清華大学	
11	3/15	土	14:00 北京発 (MU5112) 15:50 上海着	上海
12	3/16	日	午前・午後 資料整理 18:00 上海社会科学院	
13	3/17	月	10:00 上海市対外経済貿易委員会, 上海市外国投資委員会, 上海市外国投資促進中心 13:30 上海市産権交易所 16:00 上海日本国総領事館	上海
14	3/18	火	09:30 上海市証券交易所 13:00 上海錦天城法律事務所 15:30 万盟投資管理有限公司(上海)	
15	3/19	水	09:15 上海市金融服務弁公室 13:30 上海市国有資産管理弁公室, 上海国有資産経営有限公司	
16	3/20	木	午前 上海～寧波移動 14:00 寧波市対外貿易経済合作局, 寧波市外国企業服務貿易有限公司, 寧波市外商投資促進中心	寧波
17	3/21	金	午前 寧波～上海 19:30 上海市金融服務弁公室	上海
18	3/22	土	13:15 上海発	



.....

【資料3】 第一回調査に関する報道記事

◎中国の経済法整備を支援へ＝日本企業に利点，米欧韓との競争激化

【北京2003年4月2日時事通信】日本政府は2日までに，世界貿易機関（WTO）に加盟した中国の経済関連法の整備支援を始める方針を固めた。特に中国が本腰を入れる国有企業改革と密接に関係する会社法や破産法などの整備支援を提案する検討を進めており，関係者は「日本と法体系が似ていれば，対中進出の進む日本企業も経済活動を行いやすい」と指摘する。

ただ，今後も急速な成長が見込まれる中国に経済面で影響力を持とうと，米国，欧州連合（EU），ドイツ，韓国，世界銀行などが支援を既に実施しており，これら国・機関との競争が激化しそうだ。

法整備支援は，国際協力事業団（JICA）が中心に行う。日本政府も対中経済協力計画に関して制度支援の強化を目標に掲げており，JICAはこのほど，布井千博一橋大学院教授や射手矢好雄弁護士ら中国法に詳しい専門家で構成する調査団を北京などに派遣し，政府機関と交渉した。

調査団は，中国では先の全国人民代表大会（全人代）の政府機構改革で「国有資産監督管理委員会」が新設されたことから，経済成長の足かせとなっている国有企業の売却が進むと判断。改正が予定される会社法，証券法のほか，新規制定される破産法，独占禁止法などの整備支援を提案する。

特に，外資による中国国有企業の買収が本格化するとの見方もあり，「会社法や破産法の整備は日本企業の需要も強い」（調査団）という。調査団は「中国側にはJRやNTTなどの企業について勉強したいとの反応もあった」と話しており，日本側は今後，研修やシンポジウムの開催を通じ，中国側に情報提供する方針だ。

.....

【資料4】2003年9月第二回調査の概要

1. 調査目的, 日程

標記調査団(団長: JICA中国事務所 加藤次長)は、中華人民共和国(以下 中国)における企業法整備に関連する中国政府機関のニーズを把握した上で、カウンターパート機関、及び協力内容を具体的に精査し、プロジェクト形成を具現化していく為、平成15年8月31日から9月9日まで北京を訪問した。

2. 団員

- 加藤 俊伸 団長 (JICA中国事務所)
- 布井 千博 企業法関連技術協力 (日中企業法制研究会・一橋大学教授)
- 石井 伯彦 調査計画 (JICA アジア第二部 東アジア・中央アジア課)
- 渡辺 雅人 (JICA技術協力調整専門家)
- 黒田 龍二 (JICA中国事務所 企画調査員)

3. 企業法整備の進捗状況

中国は人治国家から法治国家への変革を目指し、2010年までに社会主義市場経済の法構築を完遂する計画である。WTO加盟以降多くの法整備を実施してきたが、企業法関連を始め、全体として2010年まで引き続き、多くの法整備を行なう必要がある。企業法分野の中でも公司法は取り分け緊急課題で、かつ関連機関が多岐にわたるため、国务院法制弁公室が直接改正法案を作成する予定となっている。公司法はまもなく改正作業を開始し、2004年の年末までには全人代へ提出される予定である。

外国投資関連法の起草・改正については商務部が主管する法整備である。想定するプロジェクトでは、東アジア経済圏構築に向けた対中投資促進、及び投資保護を支援の目的としているため、外国投資関連法への整備支援は非常に重要な課題である。また中国国内の一部学者グループは、外国企業に対する法を公司法に一本化させる意見を述べている様だが、当面は外資法(三資法)と公司法の2本立てのままの意見が大多数であった。

証券法については証券監督管理委員会が全人代から委託を受け改正作業を実施しており、12月の全人代にて審議が行なわれる予定である。しかし、証券法は公司法との関係が密接なため、同時期に全人代に制定される可能性が高いと言われている。破産法に関しては全人代財政委員会が法改正を実施しているが、具体的な制定時期に関しては明確ではない状況である。

国有資産に関する法規は今年5月に企業・国有資産監督管理条例が施行されたが、さらに細則を制定する必要があり引き続き整備が必要である。また地方レベルの国有資産監督管理機構の構築も課題となっている。これらの国有資本家としての行動の規範化については、国有資産監督管理委員会の今後の業務となる。

4. 調査スケジュール

		時間	面談機関
8月31日	AM	10:35	成田発→
	PM	13:15	北京着
		17:00	清華大学法学院
9月1日	AM	10:30	JICA事務所（対処方針打ち合わせ）
	PM	15:00	万盟投資管理有限公司
9月2日	AM	10:00	商務部（第1回目）
	PM	16:00	中国人民大学 法学院
9月3日	AM	10:00	商務部国際貿易経済合作研究院
	PM	15:00	国有資産監督管理委員会
9月4日	AM	10:20	証券監督管理委員会
	PM	14:00	国家発展・改革委員会
		16:00	財政部
9月5日	AM	11:00	JICA事務所（中間報告）
	PM	15:00	国務院法制弁公室
		20:00	北京 → 天津
9月6日	終日		天津南開大学国際セミナー 参加
			「東アジア地域経済協力に関する国際セミナー」
9月7日	終日		天津南開大学シンポジウム 参加
			（布井プレゼンテーション）
		20:00	天津 → 北京市内
9月8日	AM	9:00	全人代法制工作委員会
		11:30	商務部（第2回目）
	PM	15:30	科学技術部
9月9日	AM	9:15	日本大使館（報告）
			JICA事務所（報告）
	PM	14:45	北京発 →
		19:00	成田空港

## 東アジアにおける経済統合と法制調和

一橋大学大学院国際企業戦略研究科  
教授 布井千博

### 1 東アジアにおける経済統合の動向

地域経済協定の空白地域といわれた東アジアにおいて、ここ数年来、自由貿易協定 (FTA)<sup>1</sup>や経済連携協定 (EPA)<sup>2</sup>を締結する動きが急に活発になってきた。

この問題に関して最も早く取り組んだのはASEAN諸国であった。ASEAN原加盟6ヶ国<sup>3</sup>は、1992年1月の第4回ASEAN首脳会議で、ASEAN自由貿易地域(AFTA=ASEAN Free Trade Area)の創設に合意した。その後、ベトナム、ラオス、ミャンマー、カンボジアの4カ国がASEANに新規加盟したため、これらの国を加えたASEAN10カ国がAFTAを推進することになった。ASEAN原加盟6カ国は、1995年12月および1998年12月の2回に渉る関税引下げスケジュールの前倒しにより、2002年1月に適用品目についての関税を0~5%に削減・撤廃するとともに、2010年までに適用品目の関税を撤廃することに合意した。また、ベトナム、ラオス、ミャンマー、カンボジアについても、2015年（一部品目については2018年）までに適用品目の関税を撤廃する予定である。

中国もASEANとのFTAの締結に積極的である。2000年11月には朱鎔基首相（当時）が中・ASEANのFTAを提案した。その後2002年11月には、中・ASEAN間において「包括的経済協力のための中国・ASEAN枠組み協定」が調印され、2003年7月に発効した。中国の動きに触発された日本も、2002年1月に小泉純一郎首相が日・ASEAN包括的経済連携構想を提案し、2002年11月の日・ASEAN首脳会談において、日本とASEANの首脳が日・ASEAN包括連携構想に関する共同宣言を発表した。

二国間の関係においても、経済協定の締結が活発化している。2002年1月には、日本・シンガポール新時代経済連携協定が署名され、同年11月に発効した。日本と韓国との間でも、日韓FTAに関する共同研究が2002年7月に開催された。また、日・タイおよび日・フィリピン間においても、2002年9月および10月に、経済連携に向けた作業部会を開催した。他方、中国は、2003年6月に、香港との間で経済・貿易緊密化協定(CEPA=Closer Economic Partnership Agreement)を締結した。さらに中国は、2003年6月に、マカオとの間でCEPAに関する協議を開始し、同年8月にはオーストラリア間においてFTA締結に向け年内に交渉を開始することを合意した。

1 Free Trade Agreement。財・サービス貿易の国境制限措置等の撤廃を内容とする協定。

2 Economic Partnership Agreement。FTAの要素に加えて経済取引の円滑化や制度の調和なども含む対象分野の幅広い協定。

3 インドネシア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、マレーシア。

.....

このように東アジアにおける経済協定の締結は、ASEAN を中心に東南アジア地域において進展を見せている。これに対して、日本、中国、韓国を中心とする東北アジア地域においては、未だ検討段階にとどまる。朱鎔基首相（当時）は、2002年11月4日の日中韓首脳会談で、東アジアにおける日中韓経済協力について「3カ国の自由貿易協定（FTA）が実現可能かどうか研究を進めていきたい」との意向を表明した。これに対し、小泉首相は「中国は世界貿易機関（WTO）に加盟したばかりであり、中長期的な観点から進めたい」と述べ、当面はメキシコや韓国とのFTA協議を先行させる考えを示した。韓国の金碩洙首相も「今後の3カ国経済協力の共同研究を支援したい」と述べるにとどまった。

世界規模での貿易・通商の自由化におけるWTOの役割は、いうまでもなく重要である。しかし、WTO加盟国<sup>4</sup>が増加し、交渉対象項目<sup>5</sup>が拡大する中で、WTOの自由化交渉は長期化し、交渉内容も希薄になりがちである。かかる状況下において、WTOを補完するとともに、当事国間の経済の一層密接な統合を進展させて貿易の自由を増大するための手段として、地域経済協定の重要性が高まりつつある。東アジア地域においてAFTAを中心とした経済統合が進展する中で、より広範囲な自由貿易地域を形成するために、FTAやEPAなどの地域経済協定を積極的に活用することが必要であろう。

より長期的な課題としては、東アジアにおける繁栄と平和のために、一層深化した経済統合の可能性とそれを実現する手段を検討すべきではなかろうか。経済産業省は、2003年度通商白書において、東アジアビジネス圏の制度化に向けた提言を行った<sup>6</sup>。経産省が描く東アジアビジネス圏は、ASEAN+3の地域において、EUやNAFTAをモデルとする地域経済圏を構築するというものである。この提言の内容は未だ具体性を欠いているが、今後、関税の撤廃や諸制度の調和についてより踏み込んだ検討が行われるものと期待される。また、この東アジアビジネス圏構想を実現するための政策ツールとして、ODAを戦略的に活用することが提案されている<sup>7</sup>。世界的に見てこの分野における日本の対応が遅れているだけに、国を

---

4 WTOの加盟国は2003年4月現在で146の国や地域である。

5 GATT ウルグアイラウンドでは知的財産(TRIPS)やサービス分野(GATS)が交渉の対象に加えられ、WTO新ラウンドでは、投資、競争、政府調達、貿易円滑化、環境、途上国問題が新分野として加えられる予定である。

6 経済産業省編『通商白書2003』182頁以下。

7 経済産業省編『通商白書2003』202頁は「知的財産権、エネルギー、通貨金融等東アジアにおける貿易・投資促進等に資するインフラ・制度等の整備を進めていくことにより、我が国を含めた東アジア地域の均衡かつ安定的な経済発展を促すこととし、そのためにODAを政策ツールとして活用することが求められる。具体的には、途上国の持続的経済発展に必要な環境・エネルギー・通信・道路・金融制度等の経済基盤整備の強化に努めるとともに、知的財産、基準認証の制度運用の整備、人材育成、裾野産業の支援等も含めた貿易・投資環境整備等にもODAを活用していくことが必要である」とする。また、近く改訂される見込みのODA大綱においても、「相互依存関係が深まる中で、国際貿易の恩恵を享受し、資源・エネルギー、食料等を海外に大きく依存する我が国としては、ODAを通じて開発途上国の安定と発展に積極的に貢献する。このことは、我が国の安全と繁栄を確保し、国民の利益を増進することに深く結びついている。特に我が国と密接な関係を有するアジア諸国との経済的な連携、様々な交流の活発化を図ることは不可欠である。」として、ODAを東アジアでの経済連携強化に活用する方針を示している。

.....  
挙げての積極的な取組が期待されるところである<sup>8</sup>。

## 2 投資促進・投資保護の必要性

世界経済において、財・サービスの移動（貿易）と並んで、資本の移動（投資）の重要性が高まっている。とくに対外直接投資（FDI）は、単なる資本の移動にとどまらず、技術や経営手法の移転を伴うものであることから、投資国及び投資受入国の双方の経済に好影響を与えるものと認識されつつある<sup>9</sup>。日本企業も、85年のプラザ合意以降の大幅な円高ドル安、80年代を通じて発生した自動車、エレクトロニクス製品をはじめとする貿易摩擦等を背景として、先進国に対する投資を中心に対外直接投資を拡大させてきた（図表1参照）。1980年代から90年代前半にかけて、日本の最大の投資先は米国であった。対外直接投資の総額に占める対米直接投資の割合は50%前後を占めていた。ところが、90年代後半から対米直接投資の割合は減少し、代わりに対EU直接投資の割合が増加している（図表2参照）。

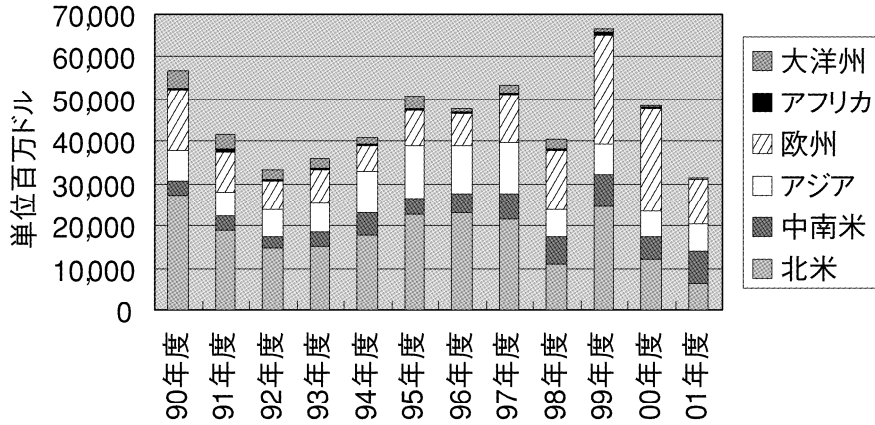
対中直接投資も、鄧小平国家主席（当時）の「南巡講話」以降の経済開発の進展とともに急激に増加し、1995年にピークを迎えた。その後、投資ブームは沈静化したが、1999年から再び増加傾向を示し、中国のWTO加盟とともに新たな投資ブームを迎えようとしている（図表3参照）。1990年代前半までの対中投資は、「来料加工」と呼ばれる、資本財・中間財を輸入し組み立てて、製品を輸出するための投資が中心であった。すなわち、中国の安価な労働力を利用して加工・製造し輸出することを目的とする輸出加工型の投資であったのである。これに対して、最近の対中直接投資は、中国の国内市場をターゲットとする市場重視型に変化しつつある。市場としての中国経済の拡大は、製品の組み立てだけではなく中間財の供給を目的とした外資流入の増加をもたらし始めているのである。この傾向は、中国のWTO加盟により輸出義務が緩和され、国内市場への販売窓口が広がったことにより、加速されてゆくであろう。また、日本企業の対中投資の分野は労働集約型から技術集約型へとシフトしている。1990年初頭までは、繊維・服装など労働集約型投資に集中していたが、1990年代後半から投資案件は、主に電気・機械、化学工業、繊維紡績、建材などの分野に集中している。2003年7月に、新日鐵と上海宝山鉄鋼との間で自動車用鋼板の合弁事業について基本合意が交わされたが、新日鐵側のねらいは、貿易摩擦を回避しながら成長市場の中国に足場を築くことであるとされている。自動車用高級鋼板は日欧の鉄鋼大手しか生産できないといわれ、新日鐵による宝山鉄鋼との合弁事業は、まさに技術集約型投資の代表例である。

---

8 日本経団連は、2003年1月1日に公表した新ビジョン「活力と魅力溢れる日本をめざして」において、東アジア自由経済圏の構想を打ち出し、東アジア自由経済圏内では、モノ、サービス、ヒト、カネ、情報という、生産要素の移動の自由（5つの自由）の実現や、域内協力の推進およびグローバルな問題の解決に向けた協力（2つの協力）を実現することを提案している。

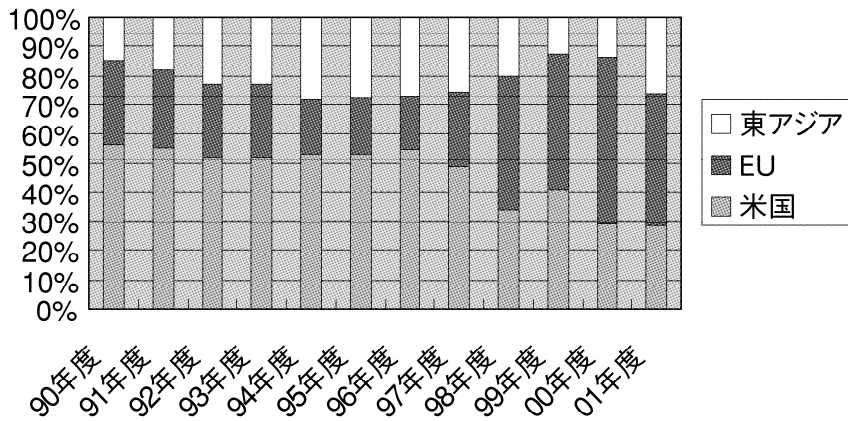
9 たとえば、1996年4月26日対日投資会議『我が国M&Aの環境整備について——M&Aを通じた対日投資の促進を目指して——』、2003年3月27日対日投資会議専門部会報告『日本を世界の企業にとって魅力ある国に』などを参照

〔図表1〕 日本の地域別対外直接投資実績



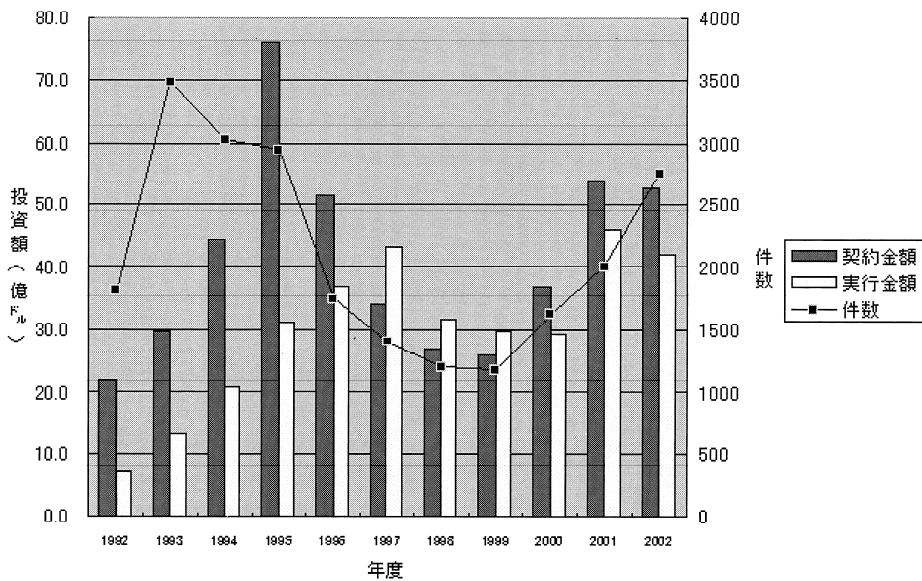
「日本の国・地域別対外直接投資実績」(ジェトロ)より作成

〔図表2〕 主要三地域に対する FDI の相対的割合



「日本の国・地域別対外直接投資実績」(ジェトロ)より作成

〔図表3〕 日本の対中直接投資推移



出所: 日中投資促進機構

外資導入を経済成長の原動力とするために、中国当局も積極的な外資導入政策を推進してきた。その努力が実り、対中直接投資は90年代に入って急速に増加し、中国の外資導入は1993年から連続8年間にわたり発展途上国の中で第一位となり、世界でもアメリカに次いで第二位となるに至った。

中国当局が採用した外資優遇政策が、改革開放の70年代末から80年代初めに設置された「経済特区」や、「経済技術開発区」、「ハイテク産業開発区」、「輸出加工区」、「保税區」等の多くの開発区であった。これらの特区や開発区を整備することにより、外国の資本と技術を導入し、自国の経済発展を保ってきたのである。経済特区では、政府の資金によってインフラが整備され、企業所得税をはじめとする各種租税の減免、資本金に関する特例、輸出入権の付与などの面で、進出する外資に対して優遇措置が採られている。たとえば、「2免3減」という優遇税制においては、当該区域で10年以上操業する企業について、利益計上年度から2年目までは法人税を免除し、3～5年目は半分に減ぜられる。資本金に関しても、内資企業については、会社法において、会社設立時における登録資本金の全額払込み及び最低資本金の規定が設けられているのに対して、外資企業については、設立後一定期間内における登録資本金の分割払込が認められ、最低資本金についても規定が設けられていない。

もっとも、このような外資優遇策は、外資に対する厳格な輸出入規制・投資規制・営業規制と対になっていた。このため、外資に対する優遇措置が採られていても、内資企業は、国内市場において外資との熾烈な競争に晒されることは回避されていた。しかし、WTO加盟により、中国は段階的に市場を開放することが求められ、従来のような外資規制を維持することは困難になった。たとえば、外資による投資を禁止または制限する規制は、段階的に修正されることになるであろう。また、投資形態についても、三資企業以外の形態での投資が認められることになろう。その結果、内資企業は否応なく外資との競争に直面することになる。そこで、内資企業の側からすれば、国内市場に進出して来る外資企業に対して従来どおり優遇措置を与えることは容認しがたいものとなるであろう。

このように、中国のWTO加盟の結果、従来型の外資優遇策は維持が困難になったと見るべきであろう。そして、今後求められるのは、外資及び内資に無差別・平等に適用される投資促進及び投資保護の施策である。投資促進に関しては、中国を生産拠点としてしか見ていなかった1980年代とは異なり、中国を市場と見る今日においては、従来型の投資優遇策がなくとも、収益力のある企業は中国に進出して来るであろう。中国市場に対して長期的な戦略に基づいて進出しようとする企業にとっては、短期的な投資促進策よりも、長期的な投資の安全・安定がより重要である。なかでも、対中投資に際しての手續の簡素化、行政による法運用面での恣意性の排除と透明性の確保、司法制度・仲裁制度の充実・信頼性など、法制面での環境を整えることが急務であるといえよう。

また、投資保護の観点からは、中国における事業運営及び事業撤退における環境整備が期待される。事業運営の面では、地方によっては「乱收費」<sup>10</sup>の問題や他地域産品に対する差別などの問題が指摘される<sup>10</sup>ところであり、地方政府による法律及び行政規定の公正・公平・

10 地方政府やその関係機関が場合に依じて根拠もなく企業に課する負担金。



透明な適用が求められる<sup>11</sup>。また、事業からの撤退についても、たとえば三資法において資本減少が制限され（中外合弁企業法実施条例19条，中外合作経営企業法実施細則16条2項，外資独資企業法実施細則21条），あるいは持分の譲渡が制限されるなど（中外合弁企業法実施条例20条，中外合作経営企業法実施細則23条，外資独資企業法実施細則22条），国家レベル及び地方レベルにおいて様々な制約が課されている。中国への投資目的の重心が中国市場への進出となるにつれ，中国市場において競争原理に従って事業を遂行する企業にとって，撤退規制は大きなリスクとなる。破産法などの整備を含め，円滑な事業撤退の可能性が拡大されることが期待される。

### 3 経済統合と法制調和

1で述べたように，中国のWTO加盟並びに東アジア地域におけるFTA締結の動きは，東アジア経済圏実現への期待を高めている。東アジアが一つの経済圏を形成すれば，それを構成する国々に多大のメリット<sup>12</sup>がもたらされると考えられるからである。しかし，これについて論じることは筆者の任ではない。ここでは，経済統合の実現における法の役割について論じることにしよう。

よく知られているように，経済統合は結合の度合いにより幾つかの段階に区分される。ベラ・バラッサ（Balassa, Bela, *The theory of economic integration*, 1961）の分類に従えば，統合の程度の緩い順に，①構成国間の関税及び数量制限が撤廃される「自由貿易地域」，②自由貿易地域に加え構成国の対域外関税が共同決定されるようになる「関税同盟」，③貿易上の制限の撤廃にとどまらず，構成国間での資本・労働力等生産要素の移動の制限も撤廃される「共同市場」，④共同市場を基礎として構成国間で経済政策の調整がある程度行われることになる「経済同盟」，⑤経済政策が完全に統一され超国家的機関も設置される「完全な経済統合」である。現在存在する経済統合をこれに当てはめてみると，最も結合の程度が進んでいるEC/EUでは，単一通貨の導入を終え第四段階の「経済同盟」であるといえる。NAFTA（北米自由貿易協定）は「自由貿易協定」とはいうものの，資本やサービスの移動の自由化を含んでいることから「共同市場」としての要素も一部持っており，EC/EUの次に深化した経済統合の形態といえよう。

さて，EC/EUは，その発足の当初から「関税同盟」を形成し，さらには「共同市場」を設立することを目的としていた（1957年EEC条約第2条によれば，共同体の使命は，共同

11 中国に外資が進出する場合の法制リスクとしては、①地方行政命令が頻繁に変更される、②国民の法律に対する認識の程度、③国民の契約法に対する理解の程度、④公務員の法律に対する理解の程度、⑤公務員の契約法に対する理解の程度、⑥政府との交渉に要する時間および結果の不透明性、⑦トラブル解決における公平性、⑧有効な法執行の存在の有無、⑨公平な仲裁機構の存在の有無、⑩人脈維持コスト、⑪経済事件を刑事方式で処理する慣行などが考えられる。

12 たとえば、①貿易・直接投資の活性化と域内経済の発展・成長、②域内各国における経済構造改革の促進とそれを契機とする生産性向上や競争力強化、③域内における為替レートの安定化、通貨危機の回避など金融システムの強化、④東アジア地域の政治的安定と平和・繁栄の確保などが指摘されている。河合正弘「東アジアにおける経済統合の制度化」財務省委託研究・東アジア研究会報告書（2003年2月）。<http://www.mof.go.jp/jouhou/kokkin/tyousa/tyou076-01.pdf>

.....

市場を設立し、加盟国の経済政策を調整することにより、共同体全体の経済活動の発展と生活水準の向上を導き、加盟国間の関係をより緊密なものとするにありとされた。)。関税同盟は1968年に予定よりも早く達成することができたが、共同市場の達成には、非関税障壁を撤廃するために様々な制度の統一化・調和が必要とされ、加盟国から必要な同意を得ることは困難であった。このような経済統合の停滞を打破するため、ドロール委員長を中心とする EC 委員会は1985年に「域内市場白書」を採択して域内市場の設立への道筋を示した。これを受けて、EC 加盟国は1986年に「単一欧州議定書」を採択し、域内市場形成のための法制調和を促進するために、立法手続に関する改正を行った。その結果、300近くの項目について法制度や規準の調和が行われ、1993年1月1日に市場統合は完成した。

EC/EU が域内市場の統合において目指したのは、人・物・金・サービスの自由な移動が保証された単一の市場を形成することであり、これを実現するために最も活用されたのが法制調和であった。EC/EU の経験から明らかなように、経済統合の深化には法律や規準の調和が必要であり、とくに経済法制の調和は経済統合深化のためのインフラストラクチャーであるといえる。法制調和は経済統合の結果として生ずるのではなく、法制調和が経済統合を牽引するのである。法制調和なくして経済統合の深化は望めないのである。

もちろん、法制調和には、経済統合に参加する各国の協力と強い意志が必要である。そのためには法制調和について多国間協議の場が設けられなくてはならない。東アジア地域における経済法制調和のための多国間協議の枠組みとしては、現在のところ APEC (=Asia-Pacific Economic Cooperation) において経済法制度整備グループ (SELI=Strengthening Economic Legal Infrastructure Coordinating Group) が存在する。SELI の役割は、法制改革・機構改革・コーポレート・ガバナンスなどの経済法制の分野における能力形成であり、構成国・地域が経済法制を改善することを支援し、この地域における持続的な経済成長を達成するために市場開放政策を促進することに力点を置いている。現在のところ、SELI の活動は、倒産法、商事法、会社法、競争法の分野において進展が見られる。

東アジアにおける経済統合は、ようやく第一段階の入り口に到達しているにすぎない。今後、FTA や EPA のような国際条約を多国間で締結して経済統合の第一歩を踏み出すかどうかは、参加国の政治的意思に係る問題である。ところが、このような政治レベルでの判断とは別に、東アジア域内において生じている貿易および直接投資の奔流は、経済統合の過程が事実上すでに相当程度進行していることを窺わせる (図表4および5参照)。各国政府がこのような事実上の経済統合の進展を認識し、条約等により経済統合を制度化してゆくことは当然のことながら望ましい。しかし、「深い」経済統合のための強い政治的意思が存在しない現状においては、制度的経済統合を前倒しする形で、事実上の経済統合をサポートする体制を構築することが現実的である。

経済統合の深化に向けた法制調和の第一段階は、各国の法制度の相互理解である。東アジア地域は、歴史背景・政治体制・経済成長度の異なる多様な国々から構成されており、法律

制度も多様である。まずは、各国法制の共通点と相違点について相互理解を深めるために、立法担当者、専門家、裁判官、法曹による法制調査・法執行調査を継続的に実施することが必要である。第二段階は、各国の法整備を担当する立法担当者・専門家による多国間協議の場の設定である。もちろん、協議の結果について強制力はないが、協議の場が設けられ、協議の結果が法整備に一部でも反映されるならば、後の本格的な法制調和の段階における障害を幾分なりとも減らすことが出来る。とくに、直接投資が活発化している現状においては、投資（＝資本）の流入及び流出に関連する法分野において、かかる協議の場を形成することは必要でもあるし、また、可能でもあるだろう。中国、韓国、台湾、日本などの漢字文化圏においては、かかる協議をより迅速かつ効果的に実施することが出来るのではなかろうか。第三段階は、各国の法運用・法執行を担当する政府機関や裁判所における交流の場の形成である。各国における法文化の相違は、法執行の面において端的に表れる。法整備をいくら進めても、法執行が変わらなければ、法制調和の意義は半減する。法執行担当者の交流を通じて、法執行の問題点と改善策を協議することが必要である。

以上に述べた法制調和のための任意的な活動は、法的強制力を伴わないだけに、関係当事者の法制調和に向けた熱意が欠かせない。また、このような国際的活動を遂行するためには、莫大な資金も必要である。先に述べたように日本においては、ODA大綱が見直され、東アジアにおける貿易・投資促進等に資するインフラ・制度等の整備を進めていくことにより、東アジア地域の均衡かつ安定的な経済発展を促すこととし、そのために ODA を政策ツールとして活用することが提言されている。東アジア地域における法制調和は、地域経済統合を支える基盤であり、この基盤形成を促進するために ODA が有効に活用されることを期待する。将来、法制調和が多国間条約などの形で制度的に実現される暁には、事前の基盤整備が必ずや有効に活用されることになるであろう。

〔図表4〕 主要国・地域の対中投資（速報）

（単位：件，万ドル）

	2003年1-3月		
	件数	外資契約額	外資実行額
香港・マカオ	2,828	737,856	454,530
	(142.0)	(175.5)	(154.4)
アメリカ	901	245,536	109,214
	(148.0)	(138.6)	(182.3)
日本	<b>684</b>	<b>140,973</b>	<b>109,175</b>
	(121.3)	(106.7)	(157.4)
韓国	1,025	155,806	96,331
	(147.1)	(208.5)	(236.1)
イギリス	89	19,228	13,258
	(141.3)	(97.4)	(98.7)
ドイツ	99	35,493	26,402
	(152.3)	(149.6)	(175.7)
フランス	49	14,920	14,007
	(136.1)	(112.8)	(168.5)
バージン諸島	489	284,875	146,016
	(129.0)	(175.9)	(146.2)
台湾	1,040	168,983	88,791
	(110.6)	(124.0)	(134.1)
世界合計	8,624	2,296,447	1,308,582
	(136.6)	(159.5)	(156.8)

〔図表5〕 2002年主要国・地域の対中投資

(単位：件，万ドル)

	2002年1-12月		
	件数	外資契約額	外資実行額
香港・マカオ	11,363	2,583,337	1,832,931
	(34.7)	(22.4)	(7.2)
アメリカ	3,363	815,647	542,392
	(29.6)	(8.8)	(10.7)
日本	<b>2,745</b>	<b>529,804</b>	<b>419,009</b>
	(37.0)	(-1.9)	(-8.9)
韓国	4,008	528,222	272,073
	(36.7)	(50.9)	(36.0)
イギリス	334	114,199	89,576
	(24.2)	(-28.6)	(-18.6)
ドイツ	352	91,532	92,796
	(4.4)	(-8.5)	(-28.6)
フランス	162	87,866	57,560
	(-)	(-)	(-)
バージン諸島	1,969	1,264,980	611,739
	(30.6)	(43.7)	(199)
台湾	4,853	674,084	397,064
	(15.7)	(-2.3)	(24.1)
世界合計	34,171	8,276,833	5,274,286

( ) 内：対前年比%出所：対外貿易経済合作部

.....  
【資料6】日中企業法制研究会

日中企業法制研究会会則（抜粋）

第1章 総則

第1条 本会は日中企業法制研究会（Research Institute for Japanese and Chinese Corporate Legal Systems）（以下「本会」という。）と称する。

第2条 本会は中国と日本の企業法制の実証的、理論的、歴史的ならびに政策的研究を行ない、日中の立法者・法学研究者・法曹・産業界における企業法制の相互理解の促進を図り、ひいては、法制調和の進展に寄与することを目的とする。

第3条 本会の研究領域は、会社法、証券取引法、経済法、知的財産法、民事法、裁判制度、倒産法、信託法など、企業法制全般に及ぶ。

第4条 本会は主に下記の事業を行なう。

1. 研究会・講演会の開催
2. 国際シンポジウムの開催
3. 共同研究プロジェクト
4. 他機関からの受託研究
5. 研究成果の公刊
6. その他本会の目的達成に適当な事業

第2章 会員および総会

第5条 本会の会員は、次の2種とする。

1. 名誉会員 本会に特別の功労があり、総会で承認を受けた個人。
2. 正会員 本会の目的に賛同しかつ会員2名の推薦を受け、理事会の承認を受けて入会した個人および団体。

第6条 通常総会は毎年1回、理事会が招集し、本会の基本方針を決定する。会長が総会の議長を務める。

第7条 総会の議事は出席した正会員の過半数をもって決定する。

第8条 本会の目的に賛同して新たに正会員になろうとする者は、所定の入会申し込みをなし、理事会の承認を得なければならない。

第9条 会員は本会のシンポジウム・研究会・講演会に出席することができる。

（附則）

上記正会員以外の者に対しても、研究会員として、研究会および講演会に出席する資格を認める。研究会員としての受入は、会員1名の推薦をもって足りる。研究会員に対しては、研究会および講演会の通知を行う。

以上

日本・インドネシア司法交流の一覧 (2003年10月31日時点)

法務総合研究所国際協力部教官 山下輝年

- (1) 1998年10月2日～11月25日 インドネシア経済法研修  
日本インドネシア科学技術フォーラム(JIF)からの研修実施依頼に基づくもの  
参加者 インドネシアの裁判官, 検事, 法務人権省職員, 弁護士など合計20名
- (2) 1999年4月26日～5月3日 インドネシア司法調査 (法務総合研究所教官)
- (3) 2000年6月～10月 インドネシア独占禁止法研究会 (経済産業省・アジア経済研究所),  
2000年10月24～25日にジャカルタにてワークショップを開催<sup>1</sup>。
- (4) 2001年1月9日 法務大臣 (高村正彦) がインドネシア法務人権省長官を訪問
- (5) 2001年2月20～25日 ADR 研究会 (ICCLC<sup>2</sup>・当部共催) のインドネシア調査  
委員である小原正敏弁護士 (きっかわ法律事務所) ほかに1名がインドネシアの ADR  
に関して現地の関係機関を訪問して調査
- (6) 2001年11月29日 インドネシア法務人権省長官が法務大臣 (森山眞弓) を訪問
- (7) JICA 調査団派遣 2002年1月6～19日 (2週間)  
調査項目 インドネシア司法制度と司法改革全般, 今後の協力の可能性  
調査団員 JICA アジア第一部次長, 法務総合研究所教官2名など合計4名
- (8) 本邦研修 2002年7月8～30日 (3週間)  
日本・インドネシア司法制度比較研究セミナー (第1回)  
主題 司法制度一般の比較  
参加者 インドネシアの裁判官, 検事, 法務人権省職員, 弁護士など合計11名
- (9) 現地セミナー 2002年12月15～21日  
JICA・UNAFEI<sup>3</sup>・インドネシアの共同セミナー  
主題 両国刑事司法における司法改革とその課題  
参加者 インドネシア最高裁長官を始めとする法曹関係者100名超

---

- 1 同研究会は, 高橋岩和教授 (神奈川大学) を座長として実施され, その成果は”Competition Law and Policy in Indonesia and Japan” (Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization, March 2001) として報告されている。
- 2 財団法人国際民商事法センター (ICCLC: International Civil and Commercial Law Centre Foundation)。当部との協力により, アジア太平洋法制研究会を運営している。その一環として ADR に関する研究 (座長は池田辰夫教授・大阪大学) を実施したものである。
- 3 国連アジア極東犯罪防止研修所 (United Nations Asia and Far East Institute for the Prevention of Crime and Treatment Offenders) の略称であり, 刑事司法における国際協力を実施している。1961年の日本政府と国際連合の協定によって設立されたが, 1970年から日本政府が運営に関する責任を有している。法務省の機関であると同時に国連の地域研修所の一つとして位置づけられている。

- .....
- (10) JICA 調査団派遣 2003年1月26日～2月6日 (2週間)  
 調査項目 最高裁判所及び弁護士会を中心とした改革の進捗状況  
 調査団員 日本の最高裁・法務省・弁護士会から合計7名
- (11) インドネシア最高裁長官来日(外務省・JICA の招へい) 2003年3月21～29日  
 来日目的 日本の司法制度調査, 法整備支援関係者との協議  
 メンバー 最高裁長官バギル・マナン(Prof. Dr. H. Bagir Manan)  
 最高裁準副長官<sup>4</sup>ゲルマン・フディアルト(Mr. German Hoediarlo)  
 最高裁研究開発所長スサティ・アディ・ヌグロホ(Ms. Susanti Adi Nuguroho)
- (12) 本邦研修 2003年6月9日～7月4日 (4週間)  
 日本・インドネシア司法制度比較研究セミナー (第2回)  
 主題 司法の効率的運営  
 参加者 インドネシアの裁判官, 検事, 法務人権省職員, 弁護士など合計17名
- (13) APEC 諸国・地域における債権回収手続の実情に関する研究会(経済産業省)のインドネシア調査<sup>5</sup> 2003年6月30日～7月4日  
 委員である田頭章一教授(上智大学)ほか数名が債権回収手続に関してインドネシアの関係機関を訪問して調査
- (14) インドネシア大学法学部教授が来日 2003年6月30日～10月31日 (4か月間)  
 ヒクマハント・ユワナ教授(Prof. Dr. Hikmahanto Juwana)  
 名古屋大学大学院国際開発研究科の客員教授として滞在
- (15) LAWASIA 東京大会・アジア最高裁判所長官会議<sup>6</sup> 2003年9月1～5日 (5日間)  
 インドネシア最高裁長官代理として最高裁準副長官パウルス・エフェンディ・ロトゥレン(Prof. Dr. Paulus Effendi Lotulung)が参加
- (16) JICA が日弁連の協力を得て弁護士を現地に長期派遣(企画調査員として)  
 弁護士 平石 努(ニューヨーク弁護士資格も有する)  
 期間 2003年9月10日から1年間

---

4 インドネシア最高裁判所の3番目のランク。英語表記では Junior Deputy Chief Justice である。  
 5 本研究会は経済産業省が2003年10月の APEC 閣僚・首脳会議に研究報告を提出する時期に合わせて実施されたものである(事務局は UFJ 総研)。その成果は英文資料「2003 Study on Debt Collection Litigation/Arbitration in APEC Economies」(by Strengthening Economic Legal Infrastructure Coordinating Group)にまとめられている。  
 6 LAWASIA は1966年に設立された非政府団体(NGO)で, 本部はオーストラリアにある。日本にはローエシア日本友好協会があり, 理事長は三ヶ月章氏(東京大学名誉教授・元法務大臣)である。なお, LAWASIA 大会は2年に1回開催され, その際にアジア太平洋最高裁判所長官会議が同時に開催される慣習になっている。本年は日本が開催国となり, 開会式に皇太子御夫妻を迎え, その国際会議では多種多様な法律問題を発表・議論するなど盛会であった。



.....

(17) 知的財産法研究会<sup>7</sup>(ICCLC・当部共催)のインドネシア調査 2003年9月14～17日

委員である茶園成樹教授(大阪大学)がインドネシアの知的財産権に関して現地の関係機関を訪問して調査を実施

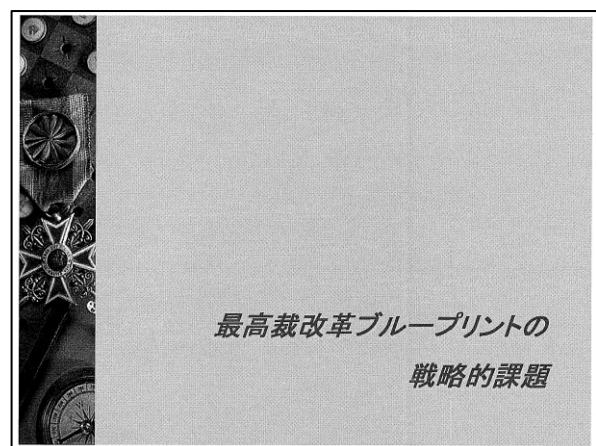
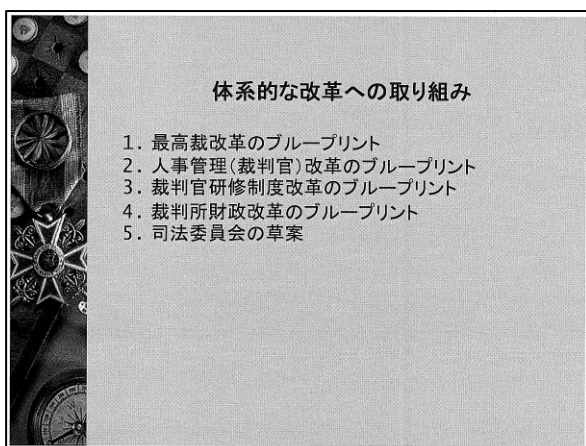
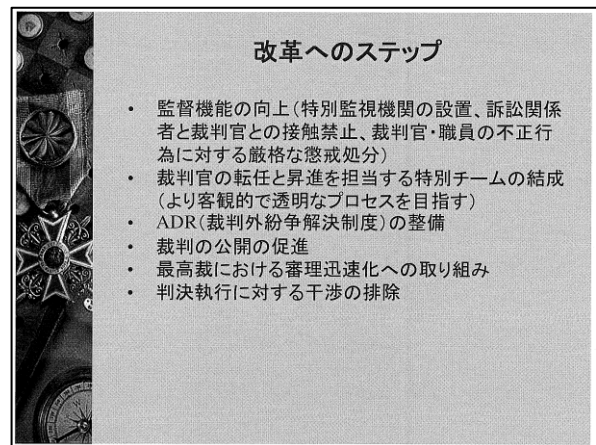
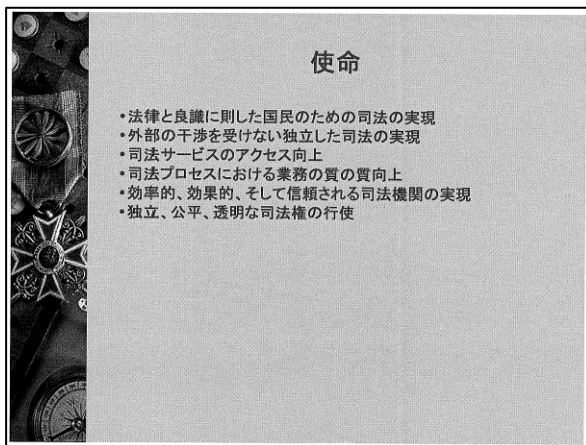
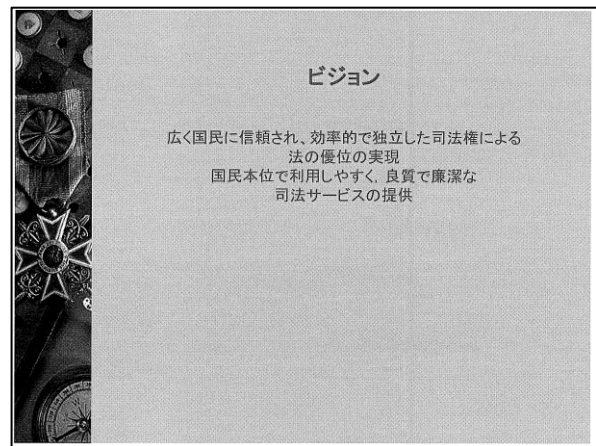
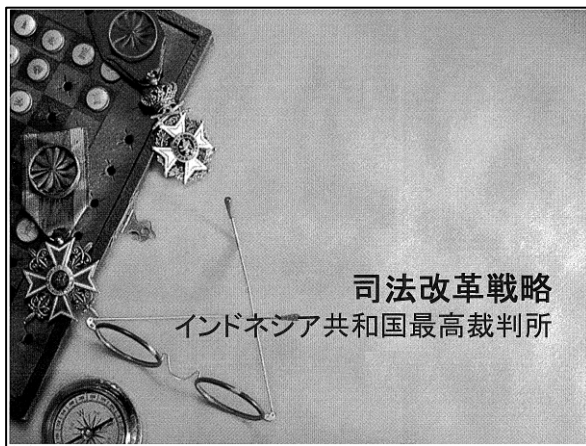
(18) 本邦研修(個別) 2003年10月20～31日(約12日間)


主題 日本 of 裁判外紛争処理制度(和解・調停・仲裁制度など)の研究

参加者 インドネシア最高裁判事など4名

---

7 前記アジア太平洋法制研究会の一環として、来る2002年4月からはアジア諸国の知的財産権に関する研究(座長は江口順一教授・帝塚山大学)を行っており、2004年3月12日には国際シンポジウムを開催してその成果を発表する予定となっている。






### 1. 独立の保障

- 最高裁の十分な財源を確保するための提案と主張
- 最高裁判事任命手続の客観化を促進


### 2. 組織

- (最高裁による司法行政権掌握のための) 最高裁の組織に関する法規の起草
- 業務遂行基準の策定
- 最高裁による司法行政権掌握(ワンルーフ・システム)の実現(一部は実現済み)




### 3. 人事管理

- 最高裁判事の人事・任期に関する最高裁法規の改正についての提案と主張
- 理想的な最高裁判事数・職員数に関する研究の実施
- 最高裁判事・職員の給与体系に関する研究の実施
- 最高裁職員の採用と教育に関する法規の起草




### 4. 監視と懲戒

- 裁判官の行動規範の起草(現在進行中)
- 裁判官の監督・懲戒に関する法規の起草
- 国民の批判や指摘を反映させる制度の社会化
- 下級裁判所から最高裁への定期報告制度の改善
- 裁判官の能力業績評価に関する法規の起草(現在進行中)
- 裁判所所長の能力評価に関する試験的計画(現在進行中)




### 5. 事件管理

- コンピュータ化に伴う訴訟事件の登録と管理に関する法規の起案
- 性質や種類に応じた事件分類に関する研究の実施
- 機械的な事件配点制度
- 裁判外紛争処理制度(ADR)の整備
- 上告制限
- 最高裁判事の事件処理数の最低基準を測定するための研究の実施
- 最高裁における未済事件の監査



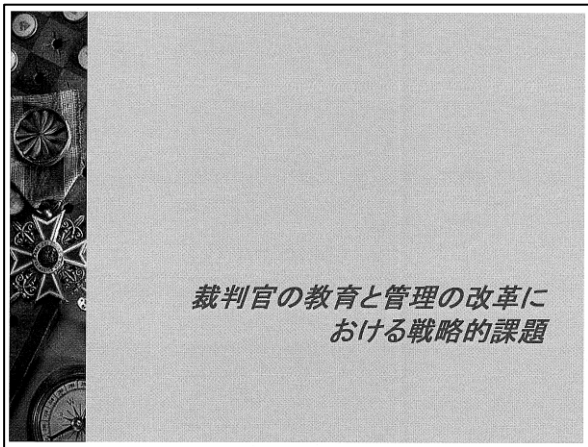
### 6. 説明責任、透明性、情報管理

- 最高裁情報に対する国民のアクセス権に関する法規の起草
- 最高裁情報システム(SIMARI)の改善: 対象範囲の拡大、手続の改善、担当部署の設置、インフラ機器の追加(現在進行中)
- 最高裁による段階的管理の自動化(現在進行中)

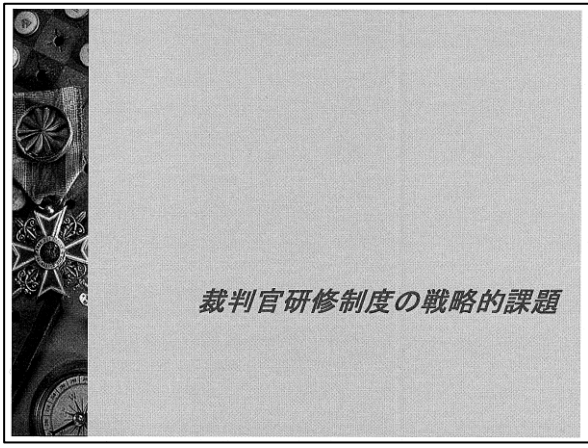


### 7. 財源と支援機関

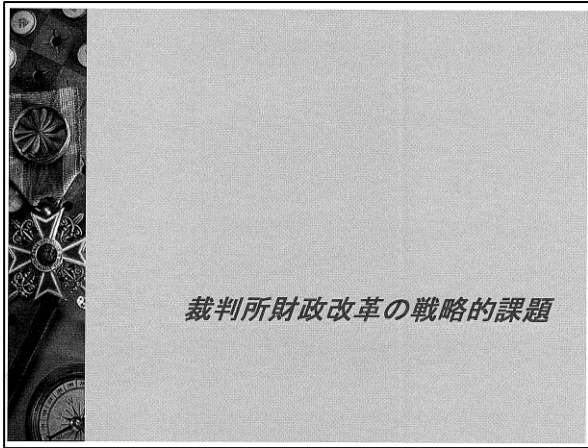
- 財政収支及び訴訟費用等の収支計画の立案、実行、監視、説明責任に関する法規の起草
- 最高裁による要求額と実際の許容額とを比較検討するためのニーズアセスメントの実施



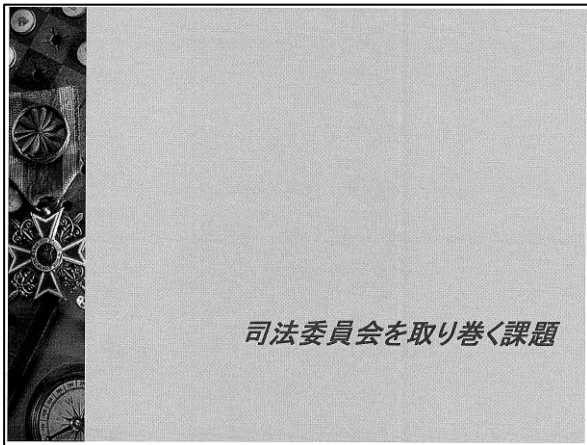
- ### 裁判官研修制度改革
1. 裁判官採用に関する法規の改定
  2. 裁判官の転任・昇進に関する法規の改定
  3. 特別裁判所の事件数に応じた理想的な裁判官数に関する研究の実施(裁判官の事件処理数最低基準の起草を含む)
  4. 裁判官の能力業績評価に関する法規の改定 (*現在進行中*)
  5. 最高裁判事・職員の適切な給与体系に関する研究の実施



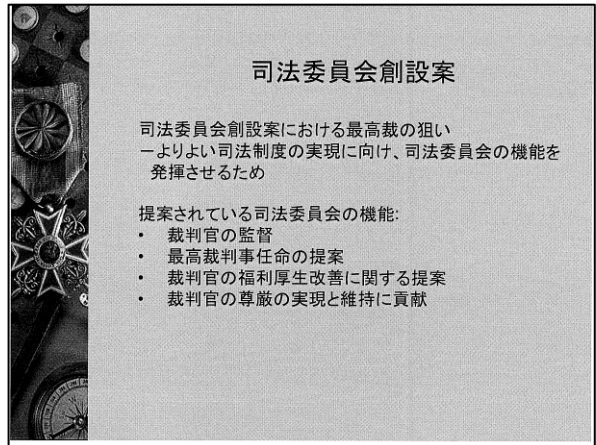
- ### 裁判官研修制度の改革
1. 裁判官研修カリキュラムの起草(ニーズアセスメントに基づいて)
  2. 教官研修制度の策定と実施
  3. 効率的な研修方法の策定
  4. 裁判官研修施設やインフラの整備
  5. 新任裁判官の実務研修を支援するための試験的計画の策定
  6. 研修成果の評価方法の策定, 研修成果を裁判官のキャリアに反映させる制度の創設



- ### 裁判所財政改革
1. 裁判所の業務量と戦略的組織改善に応じた財政計画の改善
  2. 会計制度の改善
  3. 財政収支及び訴訟費用等の収支に関する計画の立案、実行、監視制度に関する法規の起草
  4. 最高裁による要求額と実際の許容額とを比較検討するためのニーズアセスメント実施



## 司法委員会を取り巻く課題

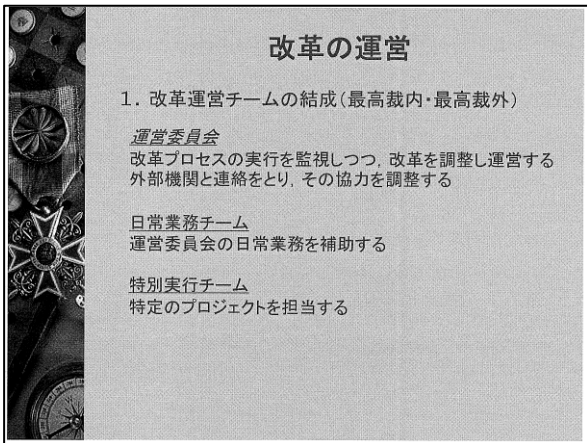


## 司法委員会創設案

司法委員会創設案における最高裁の狙い  
—よりよい司法制度の実現に向け、司法委員会の機能を  
発揮させるため

提案されている司法委員会の機能:

- 裁判官の監督
- 最高裁判事任命の提案
- 裁判官の福利厚生改善に関する提案
- 裁判官の尊厳の実現と維持に貢献



## 改革の運営

### 1. 改革運営チームの結成(最高裁内・最高裁外)

#### 運営委員会

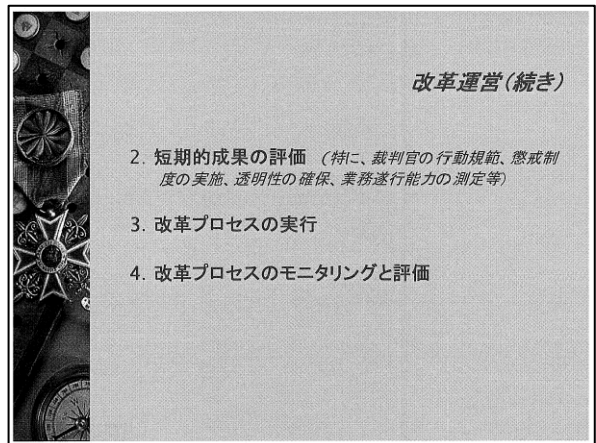
改革プロセスの実行を監視しつつ、改革を調整し運営する  
外部機関と連絡をとり、その協力を調整する

#### 日常業務チーム

運営委員会の日常業務を補助する

#### 特別実行チーム

特定のプロジェクトを担当する

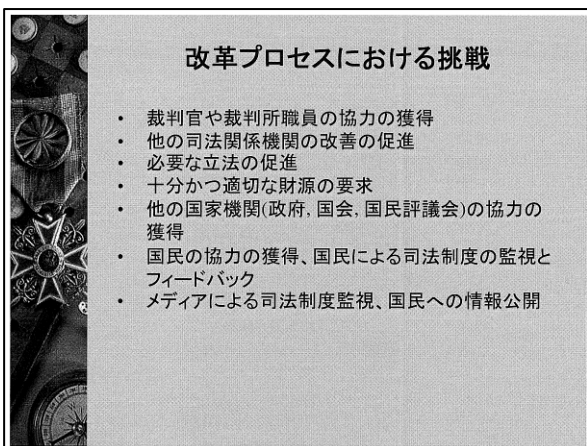


## 改革運営(続き)

### 2. 短期的成果の評価 (特に、裁判官の行動規範、懲戒制 度の実施、透明性の確保、業務遂行能力の測定等)

### 3. 改革プロセスの実行

### 4. 改革プロセスのモニタリングと評価



## 改革プロセスにおける挑戦

- 裁判官や裁判所職員の協力の獲得
- 他の司法関係機関の改善の促進
- 必要な立法の促進
- 十分かつ適切な財源の要求
- 他の国家機関(政府、国会、国民評議会)の協力の獲得
- 国民の協力の獲得、国民による司法制度の監視とフィードバック
- メディアによる司法制度監視、国民への情報公開

**kemiraan**  
partnership

**| law summit III**

29 October 2003

www.partnership.or.id www.kemiraan.or.id

**kemiraan**  
partnership

Law Summit I, II and III

**“ローサミット”**

国家司法関係機関の長(最高裁長官、法務人権大臣、検事総長、国家警察長官)が司法改革の総括的行動計画を公開し、法の優位に対する国民の信頼を得るための公約を展開する国家的行事

www.partnership.or.id www.kemiraan.or.id

**kemiraan**  
partnership

Law Summit I, II and III

**“参加者”**

**ローサミット 1**  
国家司法関係機関(SLIs)、政治課題調整省(Polkam)、国家開発企画庁(Bappenas)、国家法律委員会(NLC)及びパートナーシップ(統治改革の推進とドナー・政府・NGO間の調整を図るための機関)

**ローサミット 2**  
国家司法関係機関、政治課題調整省、国家開発企画庁、パートナーシップ及びパートナーシップが組織するNGOからの参加者

**ローサミット 3**  
国家司法関係機関、政治課題調整省、国家開発企画庁、弁護士会、NGO及びパートナーシップ

www.partnership.or.id www.kemiraan.or.id

**kemiraan**  
partnership

Law Summit I, II and III

**“成果”**

- 司法改革の行動計画(総合的で国民の期待に応えるもの)
- 国民の理解を得るため、国家司法関係機関の長が覚書に署名した上で公開し、国民のチェックを受ける
- 実施とモニタリングのメカニズム

www.partnership.or.id www.kemiraan.or.id

**kemiraan**  
partnership

Law Summit I, II and III

**“課題”**

**ローサミット 2**  
立法改革、司法改革、検察改革、警察改革、汚職対策

**ローサミット 3**

1. 司法改革
2. 検察改革
3. 警察改革
4. 各種汚職対策の実施
5. 統合的な刑事司法制度
6. 弁護士会の改革と権限付与

www.partnership.or.id www.kemiraan.or.id

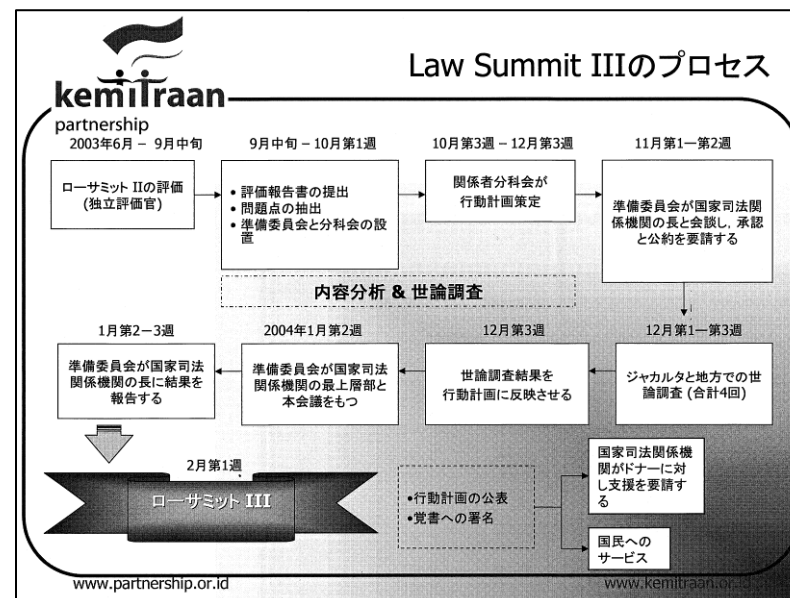
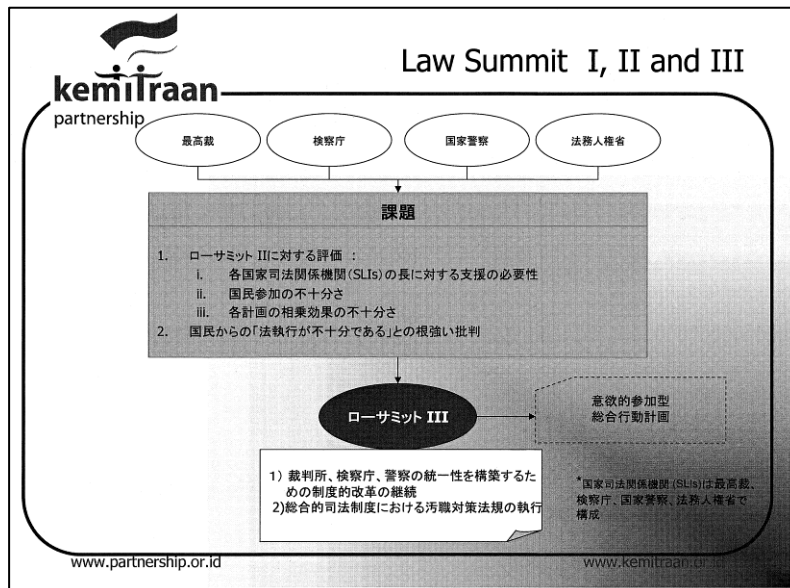
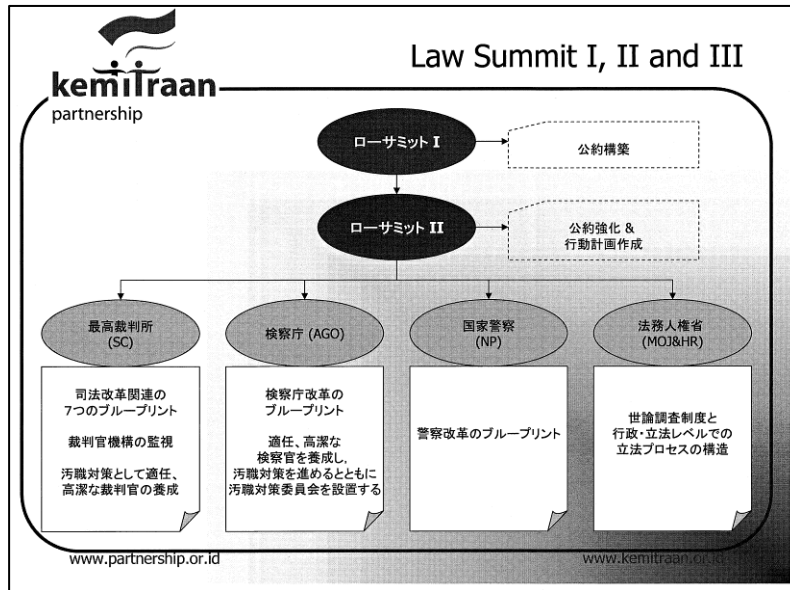
**kemiraan**  
partnership

Law Summit I, II and III

**“課題決定の根拠”**

- 総合的システムの整備を通じて法執行機関内の汚職に対処する
- 新しい弁護士法の下、法執行機関の一部としての弁護士の能力と廉潔性を改善する
- 法の優越に対する国民の信頼を早期に獲得するため、汚職対策を実施し、その効果を挙げる

www.partnership.or.id www.kemiraan.or.id







～ @閑話 ～

～ @閑話 ～

### 途上国でバスに乗る(2)

バスの路線図の把握は英語表記のあるアメリカでも難しい。バス路線図はあっても、全体図があるわけではなく、結局、どこに行くのか理解して探し当てる苦労と、他の交通機関の存在との相関関係であまり使わないということになる。

途上国は巨大都市ではないだけに、路線図を全体表示できるところがある。例えば、最近整備されてきたのか、ハノイのバス路線図は日本よりも分かりやすい。バス路線ごとに番号が付いているが、地図そのものの「通り」にバスの番号が記載してある。自分がいる場所の「通り」に5番があり、目的地の「通り」に5番の数字があれば、乗換えなしにたどり着けることを意味している。なければどこかで乗換えが必要である。

タイも同じ形式であるので、これはバス運行整備の支援があるに違いない。ただ、途上国では、完全に停車しない場合もあり、動いているバスに乗る技術も必要である。

## ～ 速 報 ～

2004年3月12日(金)開催

### 第4回国際民商事法シンポジウム

～アジア諸国における知的財産権の行使(エンフォースメント)の現状と課題～

国際協力部教官 黒川裕正

平成16年(2004年)3月12日(金)9時45分から17時まで、大阪中之島合同庁舎2階国際会議室において、第4回国際民商事法シンポジウム(テーマ:「アジア諸国における知的財産権の行使(エンフォースメント)の現状と課題」)を実施しました。

主催は、法務省法務総合研究所、財団法人国際民商事法センター、日本貿易振興機構(JETRO)後援は、法務省民事局、日本弁護士連合会、社団法人日本国際知的財産保護協会、日本知的財産協会、日本弁理士会、社団法人発明協会、日本商標協会、社団法人関西経済連合会、大阪商工会議所、関西アジア民商事法研究会です。

このシンポジウムは、平成14年4月から実施しているアジア太平洋知的財産権法制研究会(座長:江口順一大阪大学名誉教授・日本工業所有権法学会理事長、顧問:小野昌延弁護士)の研究活動の一つとして、また2003年度国際民商事法研修の一環として実施したものです(使用言語は、日本語/英語の同時通訳)。

出席者は、海外からのパネリスト(中国の魏啓学弁護士、インドネシア担当のクリストフ・アントン教授、マレーシアのカレン・エイブラハム弁護士、フィリピンのアロンソ・アンチュエッタ弁護士、シンガポールのムルギアナ・ハク弁護士、タイのヴィチャイ・アリヤヌンタカ判事(中央知的財産・国際貿易裁判所副所長))、アジア太平洋知的財産権法制研究会の座長、顧問及び日本側のパネリストである研究員(茶園成樹・大阪大学大学院法学研究科教授、川瀬幹夫弁理士、小原正敏弁護士、三山峻司弁護士、平野恵稔弁護士、宮脇正晴・立命館大学法学部助教授)、国際民商事法研修の研修員のほか、外部からは、関係官庁、弁護士事務所、特許事務所、京都大学、大阪大学、大阪工業大学、帝塚山大学、企業ほか多数の機関等から参加があり(延べ約140名)、活発な質疑応答も行われました。

以下の1, 2で、プログラムにそって、概要を御紹介します。

#### 1. 国別報告

午前中は、海外からのパネリストによる国別報告(各20分)が、国名のアルファベット順に行われ、各国における知的財産権のエンフォースメントの特色などが紹介されました。中国の魏啓学弁護士からは、「中国における模倣品対策の有効な手段は、日本企業がただ中国政府や中国企業を批判するのではなく、中国の会社と共同で対応することである。」との意見が示され、インドネシア担当のクリストフ・アントン教授からは、倒産対策で設立された商事裁判所が知的財産訴訟も担当することとなったことなど、インドネシアの知的財産法制事情についての紹介がありました。続いて、マレーシアのカレン・エイブラハム弁護士からは、

「商標法は民事救済のみであり、刑事手続をとる場合は、別の枠組みである取引表示命令が利用される。取引表示命令により、不正商品を発見次第、差押え、押収、関係者の逮捕ができる。刑事手続のほうが費用対効果が高い。証拠保全のためのアンテンピラー命令も利用されている。」との紹介がありました。フィリピンのアロンソ・アンチェッタ弁護士からは、刑事手続の説明があるとともに、「刑が軽すぎるという批判がある」（最高額は、著作権法違反の第三犯の罰金150万ペソ＝約294万円）との説明があり、逆に、シンガポールのムルギアナ・ハク弁護士からは、「知的財産権の侵害に対する刑罰が厳しい。」（最高、150万シンガポールドル＝約9,600万円）旨の説明があるとともに、知的財産権者が主導的に証拠収集、家宅搜索、押収品の保管、弁護士を雇用した上での被疑者の訴追などを行う自助制度（self-help regime）や日本の制度を参考に制度化された mediation（調停）が使われている旨の説明がありました。最後に、タイのヴィチャイ・アリヤヌタカ判事（中央知的財産・国際貿易裁判所副所長）からは、中央知的財産・国際貿易裁判所には、専門的知識のある補助裁判官（技術判事）がいること、国外の裁判例を引用することがあることの紹介がされた上、アンテンピラー命令、懲罰的賠償などについての説明がありました。

## 2. 問題整理・パネルディスカッション

午後には、まず、研究員を代表して、茶園成樹・大阪大学大学院法学研究科教授から、各国のエンフォースメントの特徴を整理した上で、日本では民事手続が中心であるのに対し、研究対象国であるアジア各国では刑事手続が重要な役割を占めている旨の指摘がありました。その後、日本側の国別担当研究員から、各国の制度の補足説明や現地調査の概要紹介などを適宜織り交ぜながら、海外のパネリストに対する質疑応答が行われました。

中国については、「損害賠償は、裁判所へ請求し、差止命令は主管行政庁へ申請する。最近では、裁判所での訴訟件数が増えている。特許裁判を例にとると、2002年は全国で5,000件であったのが、2003年には6,500件に達している。また、中国では、法律のほかに、最高人民法院の司法解釈が法律と同等の役割を果たしている。」との回答があり、インドネシアについては、「商標事件、著作権事件に比べ、特許事件は件数が少ない。大衆薬をめぐるものが一般的であるが、警察が取り調べたケースは1件しかなく、裁判所で扱った事件数も公表されていない。インドネシアにおける知的財産権のエンフォースメントには、懲罰的賠償と刑事裁判の活発化の二つの特徴があるが、公務員の汚職も指摘されている。商事裁判所に技術判事はおらず、判事のトレーニングが行われているのみである。」との紹介がありました。マレーシアについては、「証拠保全のためのアンテンピラー命令は、毎回申請が必要なに対し、取引表示命令は、5年間有効なので、よく使われており、水際対策については、2002年8月に水際対策規定が採用されたが、いつ何便で到着するかを申請しないといけないなどという問題が残っているため、有効な水際対策の在り方を香港の制度を参考にしながら調査している。」ということなどが紹介され、フィリピンからは、今年2月に制定され、3月3日に施行されたばかりの光学メディア法（Optical Media Act）の紹介があり、シンガポールからは、「知的財産権訴訟の審理期間が6か月で、弁護士からは早すぎるとの意見があり、調停や仲裁も利用されている。」との説明がありました。タイについても、日本側パ

ネリストからの質問にそって、技術判事は裁判所が任命すること、ADRはwin-win（両方にとって納得のいく判決）を目指す手続という特徴があり、また、未登録商標が保護される場合があることなどの紹介がありました。

その後、会場からの質問を受けて、各国における知的財産権訴訟の技術的問題への対応方法（鑑定など）の紹介、現在の特許訴訟件数及び将来の見込み、懲罰的賠償制度の導入状況、タイの著作権法違反における罰金制度などについて質疑応答が行われました。

以上の1，2が、シンポジウムの概要です。今後は、各パネリストから出された資料や現地調査の結果などをもとに、研究成果物の作成に向けて作業を進める予定です。



2004年3月12日（金）開催  
於 国際会議室

アジア知的財産権法制シンポジウム  
(平成15年1月30日開催)  
—— (下) ——

国際協力部教官 黒川裕正

本誌前号(第13号)に引き続き、平成15年1月30日(木)に大阪中之島合同庁舎2階国際会議室で実施したアジア知的財産権法制シンポジウムの概要を御紹介します。

今回は、アジア知的財産権法制研究会のメンバーとして出席された川瀬幹夫弁理士、パネリストであるWIPO(World Intellectual Property Organization;世界知的所有権機構)の高橋努氏、IDLO(International Development Law Organization;国際開発法研究所)のジュリオ・ザネッティ氏が行われた発表及び補足説明の内容、そして、午後のパネルディスカッションの概要を御紹介します\*1。

パネルディスカッションでは、前半は、アジア知的財産権法制研究会のメンバーである小原正敏弁護士、三山峻司弁護士にパネリストとして議論を深めていただき、後半では、会場からの質問を受けての質疑応答が行われました。

なお、末尾にアジア知的財産権法制研究会の紹介も掲載しましたので、併せて御参照ください。

2002年知的財産基本法制定の背景

三協国際特許事務所シニアパートナー弁理士  
川瀬幹夫弁理士\*2

1 知的財産基本法

(要点)

国家目標(基本方針)の確立、知的創造サイクルの活性化、知的財産戦略本部の設置、知的財産推進計画の策定

(説明)

知的財産基本法とは、昨年3月より首相の私的な諮問機関として開かれていた知的財産戦略会議が最終的に打ち出した知的財産戦略大綱が発表され、11月に知的財産基本法が成立した。国家目標が確立された。知的財産に関する国家目標であり、基本方針の確立である。それをどのように、どこが母体となって実行するのかを定め、推進母体が推進計画を策定することを定めている。

日本は知的財産法は十分に整備されているが、その各法の行くべき道を示す法である。

基本方針は、知的創造サイクルの活性化である。促し、十分に活用し、そして知的財産にフィードバックする。

実現機関は、知的財産戦略本部である。知的財産戦略本部の知的財産推進計画、アクションプログラムでもって具体的に推進する。これは国家目標であり、活性化のターゲットを打ち出した。

知的財産戦略本部を設置して、知的財産推進計画を策定する。

2 知的財産基本法の目的

(要点)

最終目的:活力ある経済社会の実現

手段:知的財産に係る諸施策の推進「内外の社会経済情勢の変化に伴い、我が国産業の国際競争力の強化を図ることの必要性が増大している状況に鑑み、新たな知的財産の創造及びその効果的な活用による付加価値の創出を基軸とする活力ある経済社会を実現するため、知的財産の創造、保護及び活用に関する施策を集中的かつ計画的に推進すること」

(説明)

直接的には知的財産の推進、最終的には活力ある経済社会実現。活力ある経済社会の手段として知的財産を活性化する。

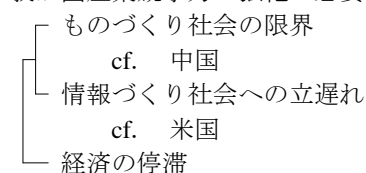
\*1 本講演会の企画立案は、東京地方検察庁の田中嘉寿子検事(前法務総合研究所国際協力部教官)が担当した。また、本シンポジウムの報告は、主に、当部からの委託により大阪大学法学部講師・若林翼氏が作成した記録に基づいている。

\*2 (かわせみきお)1962年神戸大学卒業、松下電工入社、1971年弁理士登録、2000年松下電工定年退社、三協国際特許事務所入所

### 3 知的財産基本法の背景

(要点)

我が国産業競争力の強化の必要性



(説明)

我が国産業競争力の強化の必要性。総理大臣も表明。我が国の産業競争力の低下が懸念される。これまでの製造立国という立場は中国に入れ替わっている。ものづくり社会の限界である。

現在も、企業が製造基点を中国に移す傾向にある。

：商標，商号

○事業活動に有用な技術上，営業上の情報

：営業秘密

知的財産権

知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利

：特許権，著作権，不正競争防止法

(説明)

知的財産の公の定義は最初。創作活動成果。事業活動における成果。事業活動に有用な技術上，営業上の情報（営業秘密）。

知的財産権は，権利を付与されたもの。客体に権利を付与（特許権，著作権）だけではなく，不正競争防止法のように，知的財産に悪影響を与えるような行為の禁止も，知的財産権と呼ぶ。

### 4 情報化社会の実現

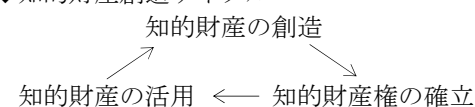
(要点)

◆情報化に即した経済社会

◆知的財産立国の実現

- ・知的財産をもとに
- ・製品やサービスの高付加価値化を進め
- ・経済社会の活性化を図る国づくり

◆知的財産創造サイクル



(説明)

1985年のヤングレポートや、レーガノミックス、プロパテント政策、インターネットのような軍隊の持っている技術のオープンなど、アメリカは情報に関してリーダーであり、一人勝ちである。日本もアメリカには及ばない。

経済が沈滞化している。もう一度経済の発展を図るべき。知的財産を重視すべきである。

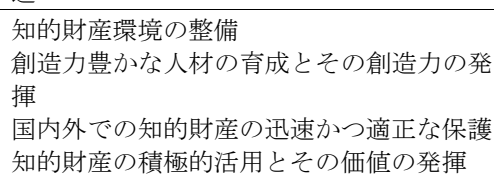
ものづくり社会から情報作り社会への変換は、避けて通れない道である。そのために，知的財産を戦略的に活用するというのが知的財産戦略大綱の考え方であり，この基本法である。知的財産を元に，製品やサービスの高付加価値化を進める。

知的財産創造サイクルは，創造して，権利として保護し，そしてさらなる知的財産の創造を目指す，これを目指す。最終的に情報化社会の実現。

### 6 基本理念

(要点)

1. 国民経済の健全な発展及び豊かな文化の創造

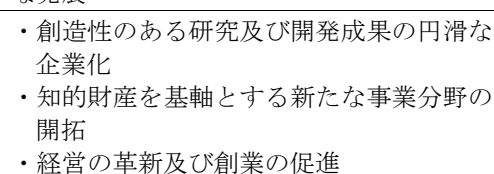


- ・知的財産の恵沢享受社会の実現
- ・知的財産創造の基盤の確立

↓

・国民経済の健全な発展及び豊かな文化の創造

2. 我が国産業の国際競争力の強化及び持続的な発展



- ・産業の技術力の強化及び活力の再生
- ・就業機会の増大

↓

・産業の国際競争力の強化  
・内外の経済的環境の変化に的確に対応した産業の持続的発展

(説明)

国民経済の健全な発展及び豊かな文化の創造を期すには，知的財産創造サイクルにおける，行政，司法，人材面の整備が十分にされるべきである。そうすれば，スパイラルアップする。

新事業分野の開発，産業発展によって国際競争力をつける。

20年前にアメリカが採用したプロパテント政策と似ている。しかし、ただまねるだけではなく、日本的な展開をはかる。国会答弁でも言われていた。日本的な要素の加味が必要。

## 7 基本的施策

(要点)

1. 知的財産の創造戦略
  - ・大学の研究開発の促進
  - ・大学から企業への知的財産の移転の円滑化

↓

基礎研究の推進, 学術情報の提供, 権利化の促進, 知財管理機能の強化, 技術移転の促進
2. 知的財産の保護
  - 1) 知的財産権の権利付与の迅速化

↓

特許審査の迅速化, 審判制度の改革

  - 2) 知的財産紛争処理の迅速化

裁判制度の改革 (管轄の集中化 特許裁判所), 専門家関与の拡充, 損害賠償制度の強化, 裁判外紛争処理制度の充実

  - 3) 権利侵害への措置

↓

国境措置の改善 (税関, 水際阻止), 育成者権侵害品対策 (新種種苗法), 二国間, 多国間交渉 (TRIPS の遵守, 情報交換), 国民の啓発強化

  - 4) 新分野知的財産

↓

ポストゲノム研究成果の保護, 再生医療, 遺伝子治療関連技術
3. 知的財産の活用
  - ・知的財産の戦略的活用のための環境整備

↓

  - ・経営者の意識向上のための活用指針
  - ・知的財産の情報開示
4. 人的基盤の充実
  - 知的財産の専門家の育成

↓

  - ・法科大学院の教育強化 (知的財産法)
  - ・知財に強い技術系人材の供給 (理工系に知的財産教育)

弁理士等の専門人材の充実, 機能強化

(説明)

知的財産の創造戦略は, サイクルの一番最初である。知的財産の創造であり, 大学の研究開発の促進である。

アメリカのスタンフォード大学とシリコンバレーとの関係のように, 大学における知的財産がスムーズに企業へ移転される, というような図式である。

日本での大学における特許件数はアメリカに

比べて非常に少ない。企業に運び込まれていない。企業にもそのような体制が必要である。

知的財産権権利付与の迅速化では, アメリカには及ばない。グローバル化に取り残されてはならない。特許審査の迅速化が必要である。保護されるにもかかわらず, 遅れたら大変である。

裁判制度の改革として, 管轄の集中化の問題がある。実質的には特許裁判所をつくるかどうかも検討中である。

新分野の知的財産保護としては, ゲノムの後のポストゲノム研究成果の保護がある。ノーベル賞を受賞した田中耕一さんの特許はたった一つだけであり, 装置の特許だけである。果たして, あれが日本の産業 (経済) 活性化に役立ったのかという疑問が残る。

知的財産の活用の根源についていうと, 経済的な利益を独占するというのが, 知的財産権の意味である。情報公開と併せながら, 戦略的活用が必要である。

## 8 知的財産戦略本部

(要点)

- ◆内閣に設置
  - ◆総理大臣以下全官僚と民間有識者
  - ◆知的財産推進計画の策定と, 具体的計画的な推進
- (説明)

知的財産戦略本部は, 総理大臣以下全閣僚参加である。ここがきちんとやるかどうかで, この基本法の目的が達成されるかどうかが決まる。

## 9 知的財産推進計画

(要点)

- ◆知的財産の創造, 保護, 活用及び人材の確保に関し, 政府が集中的かつ計画的に講ずべき施策
- ◆施策は具体的目標と達成時期を定める
- ◆推進計画の達成状況の調査と結果の公表, 必要な見直し

## 10 知的財産立国に向けた重要事項

(要点)

- ◆「世界特許」に向けた取組の強化
- ◆実質的な「特許裁判所」機能の創出
- ◆模倣品・海賊版等の対策の強化
- ◆営業秘密の保護強化
- ◆大学の知的財産の創出: 管理機能の強化
- ◆知的財産専門の人材の育成

(説明)

知恵でこれから勝っていくしかない。知的財産はそのためのものである。

(補足説明) ※ 午後に行われたもの  
知的財産基本法について補足する。

フィリピン, シンガポールにも IP Code があ

る。日本での IP Code 知的財産権基本法はフィリピンやシンガポールと違って、これ自身で IP を保護するのではなく、現在ある知的財産権の方向性の大枠を示すもの。我が国は TRIPS 協定の概念を重視している。知的財産を保護するという方針を整備しているところである。対象とする、知的財産を保護するという立場から見れば、十分に機能している。しかし、我々が知的財産立国と標榜するには、それぞれが知的財産を保護しても、総合的な力をもって力を発揮していないという現状がある。総合的な力をもって、力を統合していくべきであり、知的財産基本法が設置された。知的財産として基本的な特許、著作権法。例えば、特許法、は産業の発展。経済産業省の特許庁が管轄。著作権は文化の発展。文部科学省の文化庁。これらの二つは同じ目的をもたない、といえる。しかし今は、知的著作物に経済的価値がある。文化保護の対象としてきたが、それはかなり経済的影響力をもつものである。知的著作物を同様の観点によって保護することは可能か。国の財産として活性化する、という方向を示すことが基本法が示唆。整備された法律を一定の方向に指し示す、ということが基本法の役割である。

ヒントとなったのが、シンガポールの IPOS (知的財産管轄庁) である。すばらしい機能を発揮している。知的財産基本法に実現されるべきである。各々の知的財産を保護する機関の一つにすべきである。日本も環境整備の第一に、知的財産庁の可能性を図るべきである。経済の再生を図ることのために法が必要であり、背景、目的だけでも統一して、各機関を同じ方向に動かそうとするのが目的であった。

WIPO 仲裁・調停センター (WIPO (世界知的所有権機関) のアジアに関する活動)

WIPO 仲裁・調停センター

リーガルカウンセラー 高橋努氏<sup>\*3</sup>

## 1 WIPO の構造

別紙の組織図参照

## 2 WIPO の役割

1994年10月に設立された (スイス、ジュネーブ)。私的当事者間の経済的紛争に関する仲裁及び調停を行う。知的財産権に関する紛争に主眼を置く (ただし、センターの管轄はこの領域だけではない)。紛争解決についてアドバイスを行う。インターネットのドメインネームの登録及び使用に端を発する紛争について、その解決を行うための重要な存在として知られている。

多数の事件を担当している。世界における紛争の60パーセントを担当し、4,000件以上を処理している。

## 3 WIPO の活動

調停、仲裁、仲裁前の調停、簡易仲裁、中立者 (100か国以上から1,000人以上の中立者)、ドメインネーム紛争の解決 (1999年12月1日開始)、オンライン紛争の解決 — 時間と人材の多くを削減、ワークショップ、訓練及び会議

今年開催予定の行事 — 仲裁、調停、ドメインネーム・ワークショップ

## 4 調停の特徴

拘束力がない、手続きは非公式、当事者が自主的に調停案の受入れに同意する — 当事者主導型、調停案を実施するための協定が存在しない — 特に技術又は企業秘密問題、ビジネスソリューション (課題解決)、決定を支援する、当事者主導 — 当事者の意思が結果を左右する、専門的能力をもつ調停人、紛争の本質に集中、商業的な考え方に重きを置く、将来を考える — お互いの利益になるビジネスソリューション (課題解決)、手続きは非公開、という特徴を有する。

## 5 仲裁の特徴

拘束力のある裁決 — 仲裁人は一人又は三人、手続きは公式、秘密保持、仲裁裁定実施のための協定 — 1958年ニューヨーク協定、130

\*3 (たかはしつとむ) 1989-1994年(株)西武百貨店法務部法律専門職、1997年 WTO (世界貿易機構) 法律研究職、1999年エジンバラ大学法学部博士号取得 (国際通商法)、2000年現職



か国以上が調印，法律，言語及び仲裁が行われる場所の選択 — 柔軟性に富む，専門的な能力をもつ仲裁人の選定が可能，一人又は三人の仲裁人からなる仲裁機関が，権利に関する裁定を行う，という特徴を有する。

#### 6 仲裁の前の調停 (Mediation followed by Arbitration)

特に，知的財産権の問題に適している。仲裁の確実性と調停の利点を併せ持っている。当事者が指定した期間内に調停による紛争解決ができなかった場合，各当事者は紛争を仲裁にゆだね，拘束力ある裁定を仰ぐことができる。

#### 7 迅速な仲裁 (Expedited Arbitration)

費用は，1,000万 US ドル以下である。短期間で仲裁が行われ，裁定が下される。仲裁人は一人である。手続の各段階で時間を短縮し，一人の仲裁人が集中審理をする。

#### 8 ドメインネーム紛争の解決 — 主として商標問題

「サイバースクワッティング (ドメインネーム不正登録)」事件を紹介する。先着順のシステムのため，世界的に有名な企業名に類似したドメインネームの登録され，商標権が侵害された。ドメインネーム紛争の解決に関する統一方針及び WIPO 補足規則を適用した。

手続に要する期間は平均で15日である。申立の受理から決定までは通常55日である。

申立てでは以下の事項を証明しなければならない。

- 登録名が，申立人の商標やサービスマークと同一であるか，あるいは紛らわしいほど類似していること。
- 相手方には当該商標について，なんらの権利や正当な利益を有しないこと。
- ドメインネームが悪意で登録及び使用されていること。

1999年12月1日から，WIPO は116 か国からの当事者が関係する20,000件以上を受理した。46か国から314人のパネリストが参加している。アジア出身のパネリストは，日本から八人，マレーシアから二人，中国から二人，シンガポールから六人，そして韓国から七人である。ドメインネームの例は，以下のとおりである。

christiandior.com; easyjet.net; swatch.org  
juliaroberts.com; microsoft.org; toshiba.net  
worldbank.net

<<http://arbitrator.wipo.int/subscribe/decisions.html>>にて申し込みができる。

#### 9 オンライン紛争の解決

— 最も成功を収めているのは，オンライン紛争の解決である。WIPO 仲裁・調停センターに直接オンラインで，ドメインネーム紛争の解決に関する申立を提出することができる。申立の書式を更に臨機応変なものにすることで，手続にかかる時間を短縮している。

オンラインで申立を提出する場合のアドレス及び実際の画面は，以下のとおりである。

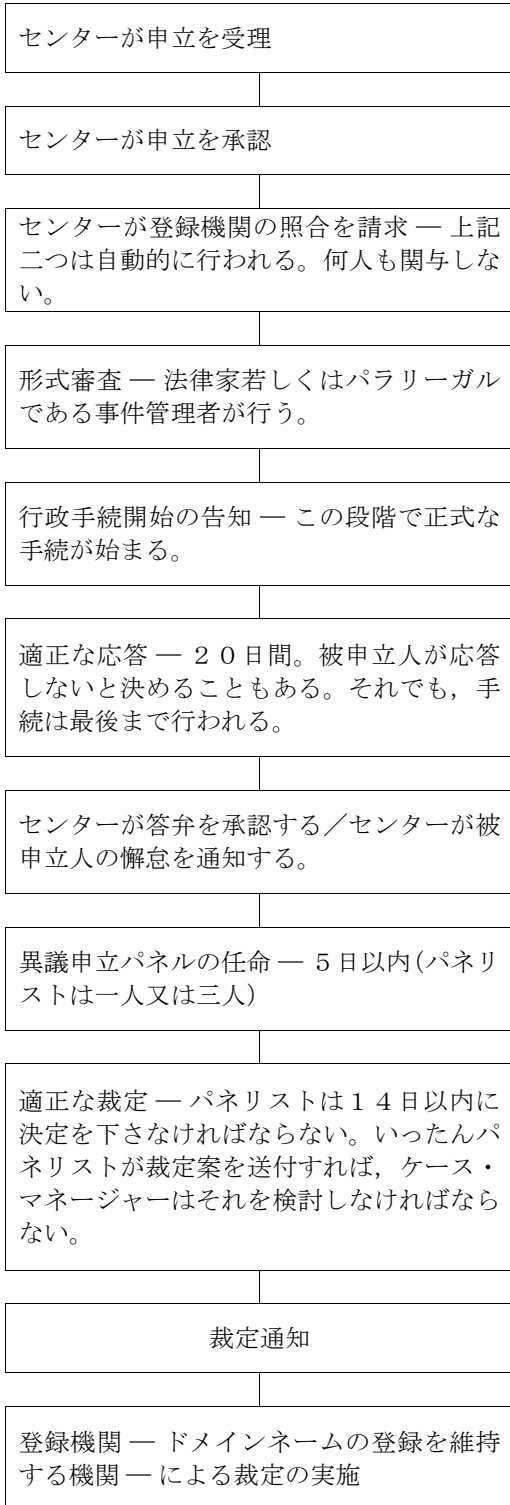
<http://arbitrator.wipo.int/domains/filing/udrpf/complaint.html>



<http://arbitrator.wipo.int/domains/decisions/html/2001/d2001-0911.html>



10 フローチャート



11 具体例

(WIPO 事件番号 D2001-0739)  
 商標権者：ダイハツ工業株式会社 (日本)  
 ドメインネームの登録者： White TV (アメリカ合衆国)  
 ドメインネーム： daihatsu.com  
 登録機関： Tucows Inc. (カナダ)  
 「ドメインネームの競売に参加しないかとい

う申し出」があった。ドメインネームを売却して利益をあげるというものである。

2001年6月2日に申立が提起され、2001年8月17日に裁定が下された。

裁定の一貫性と透明性の維持を目的として、裁定結果を公表している。法律家は、ウェブサイトアクセスして、事件の準備のための情報を得ることができる。学者にも実務家にもWIPOにも有益である。

アドレス及び画面は、以下のとおりである。

<http://arbiter.wipo.int/cgi-bin/domains/search/legalindex?lang=eng>



12 予定されている行事

(1) 知的財産権紛争の調停に関する WIPO ワークショップ (ジュネーブにて2003年6月26日から27日まで、及び同年6月30日から7月1日まで)。

<<http://arbiter.wipo.int/events/index.html>>

(2) 仲裁人のための WIPO ワークショップ (ジュネーブにて2003年11月)

(3) ドメインネーム紛争の解決に関する WIPO ワークショップ (ジュネーブにて2003年11月)

13 WIPO サミット

知的財産権及び知識経済に関する WIPO サミットは国家公務員対象とした、産業及びプライベートセクター・フォーラムである。北京にて、2003年4月24日から26日まで開催予定である

<<http://www.wipo.int/summit-china>>

Eメール： [summit.china@wipo.int](mailto:summit.china@wipo.int),

ファックス： +41 22 338 8840

14 情報

URL: <http://arbiter.wipo.int>

[arbiter@wipo.int](mailto:arbiter@wipo.int)

[tsutomu.takahashi@wipo.int](mailto:tsutomu.takahashi@wipo.int)

仲裁・調停センターのメーリングリスト

<http://arbiter.wipo.int/subscribe/index.html>

(補足説明)

なぜ今 ADR (裁判外紛争処理手続き) が知的財産権訴訟の分野で特に注目されているのか。知的財産権をめぐる紛争の性質には幾つかの要

素がある。例えば、この紛争が国境を越えて生ずることである。つまり、様々な管轄権が関与している。高度な技術について言えば、スピードが要求される。そこで ADR が日本を始めとする様々な国で役立つのである。ライセンス契約、研究開発契約、共同協定、薬品販売契約において、仲裁などの ADR の問題点は、当事者が、契約による合意に基づいて、法的な判断機関や言語などを決定しなければならないことである。ただし、一度このような点について合意すると、単一の準拠法、単一の判断機関といった幾つかの利点がある上に、最新の問題点について熟知した専門家を雇うこともできる。非常に重要な争点はエンフォーサビリティー、すなわち実効力である。130か国以上の加盟国に対するエンフォースメントに関する1958年条約。こうした要素とバランスを考えた場合、現状において ADR は重要な役割を果たしている。

日本、及びその他のアジア諸国におけるヨーロッパ商標の保護：知的財産権専門のイタリア人弁護士としての経験（IDLO の対アジア知的財産法整備支援活動）

IDLO（国際開発法研究所）プログラム・リーガル  
カウンセラー兼知的財産権アドバイザー  
ジュリオ・ザネッティ氏<sup>\*4</sup>

本稿の目的として、商標事件を専門とし日本及びその他のアジア諸国に製品を輸出する顧客の商標事務を行う、知的財産権専門のイタリア人弁護士としての経験を述べたい。何が賛成意見で、何が反対意見なのか。潜在的な意義や問題点は何か。それらを克服するために何ができるのか。

ただし本稿では、アジア諸国におけるヨーロッパ商標の保護手続が持つ様々な利点ではなく、実際の問題点及び潜在的問題点に焦点を当てたい。それは、筆者がこうした手続に否定的であるとか悲観的であるからではない。あるいはこの地域での実務を批判しているからでもない。それどころか、ヨーロッパの商標権者はアジア諸国に対して製品やサービスを輸出することに大きな関心を持っており、自己の知的財産保護は必須要件なのだ。しかしながら、アジア諸国で保護を得る手続がいかに効率的で優れているかを説明してどうなるというのだ。このようなアプローチから学ぶべきことは何か。問題や誤解を生む可能性のある要素に焦点を当て、国際取引のシステム全体をもっとスムーズに機能させる解決法を一緒に考える方が得策だ。

ヨーロッパの商標専門家が EU で直面する典型的な状況。顧客がオフィスにやってきて、日本やその他のアジア諸国に自社の製品やサービスを輸出する際の準拠すべき形式と手続について尋ねる。どのような段取りを踏まなければならないのか、また顧客が承知しておくべき潜在リスクは何か。

まず第一に、顧客には、商標が保護されるまでは外国に製品及びサービスを輸出してはならないと警告し、その保護は商標の出願日から始まると説明する。

商標と輸出希望国が特定されれば、その国における当該商標の有効性と取得可能性について考えなければならない。これに関連して、現地の提携者が果たす役割は重要である。まず、私たちは、当該商標が当該国家の国内法の絶対要件（たとえば当該商標が識別可能か等）を満たしているかどうかについて説明を受けなければならない。次に、現地の提携者から、その国内法と実行の検討

<sup>\*4</sup> 1993年ロンドン大学クイーンメアリー校及びウェストフィールド校法学部修士課程修了、1997年司法試験合格後、英国とイタリアで弁護士として勤務 1998-2001年 WIPO 国際登録局・特許協力条約局上席法律専門官、2001年現職

に基づく、当該商標の登録可能性について進言を受けなければならない。

この点に関連して、是非とも頭に入れておかなければならないのは、外国における商標の有効性の絶対的根拠も相対的根拠も、現地の知的財産権の専門家にしか判断できないということである。これは、領土権の原則から直接生ずる結果である。

我々の顧客の側からすれば、明らかにこれは、現地の提携者の決定には多額の費用がかかるということであり、イタリア人弁護士側の側からすれば、信頼できる有能な提携者の優れたネットワークが世界中で必要になるということだ。

その次にすべきことは、商標戦略の決定、すなわち、どこで、いかにして顧客の商標保護を得るかを考えることである。

顧客がアジア諸国で保護を得ようとするならば、選択肢は二つしかない。輸出希望国すべてで出願を行うか、あるいはマドリッドシステムを利用して WIPO（世界知的所有権機関）に国際出願を行うかのいずれかである。第一の選択肢では、何件もの国内出願を数か国語で行い、複数の通貨で何種類もの料金を支払い、しかも様々な法規則を遵守しなければならない。第二の選択肢では、一件の出願（70か国まで指定可能）を、英語又はフランス語で、1種類の料金（スイスフラン）を支払って行い、しかも遵守するのは1種類の規則（マドリッド条約及び議定書に基づく共通規則）だけでよい。つまるところ、マドリッドシステムを採用すれば、出願者は輸出希望国すべてにおいて現地の弁護士や代理人を雇う必要がなくなるわけだ。ゆえに、第二の選択肢の方が好ましく、しかも広く利用されている。

しかしながら、輸出希望国の中にマドリッドシステムの加盟国でない国があればどうなるのか。アジア諸国、特に日本において保護を得ようとする場合、承知しておかなければならない潜在的な問題点とは何か。

#### 潜在的な問題点

- 1. 輸出希望国がマドリッドシステムに加入していない場合
- 2. 商標の翻訳と音訳に関する問題
- 3. 商標の分類に関する問題
- 4. 海賊版、偽装及び訴訟をめぐる問題

#### 1. 輸出希望国がマドリッドシステムに加入していない場合

この場合、ヨーロッパの商標権者は、輸出希望国すべてにおいて別々の出願を行わざるを得ない。先に述べたように、当然ながらこれには膨大な時間と費用がかかるため、顧客は未加入国への製品及びサービスの輸出をあきらめてしまうこともある。

その意味で、まだマドリッドシステムに加入し

ていない国は、この方式への加入を真剣に検討していただきたい。マドリッドシステムへの加入は、輸出を希望する自国の製造者にとっても、この国への輸出を希望する外国の製造者にとっても得策であり、結果として外国からの投資が増え、その質も高まり、ひいてはビジネス全体の規模が拡大するだろう。

#### 2. ワードマークの翻訳と音訳

これは、マドリッドシステムで出願を行うか否かにかかわらず、検討すべき問題である。通常、イタリアにおけるワードマークはイタリア語であるが、英語もかなり増えてきている。もっとも、日本語ということはほとんどないだろう。

日本の特許庁の審査官が、ワードマークが登録可能かどうかを判断する際に、日本語以外の言語で出願されたワードマークの日本語訳を尋ねる可能性は十分ある。審査官が関心を持っているのは、視覚的な類似性だけではなく、例えば概念の類似性でもあるということ忘れてはならない。だから、もし日本語に翻訳した言葉の意味が、既に登録されている商標（周知商標の場合がある）の概念に類似していたら、登録は難しいだろう。

この段階では、商標を音訳するといいかもわからない。つまり、その言葉に該当する日本語を音声で表現するわけだ。しかし、これを文字で表記した場合、審査官が登録を認めない場合があるかもしれない。

いずれにせよ、これは日本の提携者にしかできないことなので、余分に費用がかかるかもしれないことを覚悟しておく必要がある。さらに、他にも余分な費用がかかる場合として考えられるのは、提出する出願書が増える場合（すなわち翻訳及び音訳が必要になる場合）、又は現地の知的財産権当局に出願を却下されるか、あるいは回答を提出しなくてはならない場合である。

#### 3. 分類

1990年2月、日本はニース協定に加盟した。この条約に加盟する以前、日本は、クラスとサブクラスに基づく独自の分類方式を採用していた。これは、二つの問題点を生む原因となるかもしれないので、心に留めておく必要がある。

第一に、私の印象では、日本特許庁の審査官はニース分類に対して極めて厳密な解釈をしているようだ。EU加盟国やおそらく WIPO であれば受理されるだろうという場合でも、日本では、提示された分類があまり正確ではないとの理由からしばしば却下されるという話を聞いたことがある。私は、どちらが正しくてどちらが間違っているかということを知りたいのではない。もう一度言うが、この点は、将来取り組むべき問題かもしれないので、注意しておく必要があるし、現地の代理人からの助言が必要になるかもしれない（もっとも、そうなるとかえって費用がかかることになる）。

第二に、日本特許庁の審査官が時として変更を求めるとき、いまだに旧分類法と以前のサブクラスの影響がかなり残っていることがうかがえる。そのため、結果としては、余分な労力と費用がかかることになる。

このような瑣末な問題を除けば、日本の特許庁の審査官は優秀で、その緻密さと職業意識はつとに有名である（特に、それに先立つ商標の引用について）。特にヨーロッパの商標権者にとってありがたいのは、出願者に登録手続すべてについて情報を提供してくれることである。

#### 4. 訴訟

アジア諸国ではイタリア人顧客の寄託数が減少しているだけでなく、訴訟件数も減少している。偽造件数が減少したためと思われるかもしれないが、残念ながらそうではない。実は、イタリアの商標権者がアジア諸国での訴訟提起を断念するのは、多くの要因が引き金となっており、以下はその主な要因である。

- 訴訟にかかる時間と費用。
  - エンフォースメント制度に実効性が不足していること — ただし、これはアジア諸国特有の現象ではなく、知的財産権について世界中で提起されている訴訟ほとんどについて言えることである。
  - 特に2001年9月11日以後、総体的にみられる世界的な不安定。
- 今度は、日本に特有な問題点を幾つか検討しよう。
- イタリアの基準からすると、時々長い時間がかかる点は別にしても、訴訟にはまちがいはなく費用がかかる。
  - 例えばシンガポールでは、必ずと言っていいほど、しかも迅速に仮措置が行われるにもかかわらず、日本ではめったに認められない。
  - 国境での措置がほとんど採用されないばかりか、認められない。これはもっぱら、税関への商標の寄託が複雑すぎるからである。遵守すべき形式が多く、官僚主義の弊害が大きく、しかも準備作業が複雑で、すべての製品をいずれかのクラスに分類し、クラスごとに違う用紙で出願しなければならない。
  - 勝ち負けをはっきりさせず、友好的な和解で決着がつける場合が圧倒的に多い。この点は、イタリア人顧客にとってなかなか納得しづらい。

中国では、日本の場合とあまり大きな違いはみられないが、寄託数は幾らか増加しており、イタリア人顧客が中国市場への輸出にますます関心をもつようになっている。その反面、依然として訴訟件数はかなり少なく、最近では減少すらしている。それは、先に述べた理由によるものであるが、以下のような事実も指摘できよう。

- 偽造品が多いにもかかわらず、費用と時間のせいで訴訟の提起が極めて難しい。

— 中国で訴訟を提起する前に、中国の提携者からは、国際登録が中国にも及んでいるかどうかを確認するように言われる。その確認には、中国特許庁から国際登録証明書を中国語に翻訳した「確認証明書」の交付を受けることが必要となる。これは強制的な慣行ではないが、得策なので、是非実行するべきである。実際、中国の当局者（特に警察官）がすべて英語かフランス語で書かれた書類に基づいて仕事をするとは期待しても無理な話だ。もちろん、この手続によって、費用の総額は増えることになる。

— さらに、すべての書類を翻訳するのに、ますます費用がかかる。

香港では、訴訟の大きな問題点は、刑事罰の適用と決定にかかる手続きが煩雑で、使用商標が寄託商標とほんの少し違っているだけで却下される場合があることだ。

（補足説明）

知的財産権にとって必要なのは教育の強化である。一般市民への教育だけではなく、法律の分野に携わるすべての者への教育も必要である。IDLOは世界中で法律的訓練を行っている。1週間にわたって毎日8時間訓練を行う集中コースがある。訓練は、本国及び近隣諸国の判例法の分析を用いた実践的訓練をもとに、現実に即した対話形式で行い、実演訓練も行う。ほとんどの場合、TOT（指導者の訓練）を併せて行う。

エンフォースメントの訓練では、地元の裁判官、調査官、税関、検察官、及び地元警察が参加。これら参加者は、1日8時間、一つの部屋に集められて訓練を行う。こうした集中的な訓練を受けた参加者は、知的財産権の基本的な事件なら扱うことができるだろう。国際協力にとってもっと基本的な問題はコミュニケーションの欠如である。知的財産権の分野に携わる人たちをもっと訓練する必要がある。

## パネルディスカッション

- ・三山峻司先生と小原正敏先生が日本側のパネリスト
- ・江口順一先生が司会進行

江口先生：

それでは、パネルディスカッションに移る。  
本日は日本側の発言者として、二人のパネリスト、まず、小原先生、次に三山先生に平野先生の問題整理を前提として、そして今聞いた補足的な発言を前提にして、発言をお願いする。

小原先生：

非常に参考になる御報告を午前中に聞かせていただいた。私は専門の弁護士ではない。しかし、ビジネスの紛争解決に関係している。アジア、アセアンの立法の動向が一つの方向を向いていることは参考になった。平野先生の問題整理、統合的取組、という言葉に関して、統合性とは、立法そのものが Code と呼ばれる基本法によって整備されていきている、シンガポールのような実施機関 IPOS、一つのかさの中に取り込んだ取組。取組が行政だけではなく、プライベートセクターとの共同作業で幅広く進められている。カレンさんからの御報告は、水際規制を含めて、国際的な協調、国際的な規制が必要であり、総合的な取り組みが必要とのことであった。

私から質問がある。個別の質問がフロアからあるので1点だけパネリストに質問したい。

平野さんの狭い意味でのエンフォースメントについて、(午後の補足的な報告のうち、フィリピン、シンガポールの例は非常に驚いた報告であったが)、ここでは観点を変え、先ほど高橋さんの方から御報告があったが、ADR による IP の解決について聞きたい。日本でも来年の国会では ADR 基本法というのが、制定されることになっている。ADR と IP の関係について、どのような組織、どのような利用状況なのか。

もう一点。IP の紛争について。まず裁判管轄から言えば多国籍、スピード、専門性を要するという点に関して、仲裁を含めた調停が有効である、という御指摘だったが、その他のパネラーの方は、ADR が今後 IP の領域で今後どのように利用していけるのか、について御発言いただきたい。高橋さんには今後の ADR の活性化について御意見があったらお願いしたい。

江口先生：

小原先生からの問題提起を受けて、これからの時間、ここにおられる皆さんに御発言いただく。

ADR の問題については、今日はたくさん権威

者の方もおられるが、特に IP の領域での研究を深めたい。

Ms. Haq :

ADR について説明する。自助システムは、知的財産権に関する刑事手続にのみ適用される。ADR は民事事件で頻りに利用される。我が国には、調停センターという非常に組織化された機関がある。当事者は自発的に事件を調停センターに提出する。調停センターは、訓練を受け、調停技術を習得したと認定されたパネリストが様々な分野から集められている。調停は仲裁とは異なる。調停の当事者は対立関係にあるのではない。第三者に判断をゆだねる仲裁とは異なり、調停では当事者が自らの努力で和解を探ろうとする。調停人はその事件が既に裁判所にゆだねられていることを前提としているので、裁判資料を検討しようとはしない。民事事件が裁判所に提起されると、すぐに事件は調停センターを通じて調停にゆだねられる。調停による和解の道が模索される。調停によって裁判手続が中断することはないので、裁判手続の一時的な中断のために利用されることはない。両当事者が事実関係を提出すると同時に、自らが争点と考えることを明らかにする。調停人は1人又はそれ以上である。調停センターがすべての方法の準備を行う。調停人の仕事は、両当事者を出頭させ、論点を明らかにし、解決法を見出すことにある。調停が成功すれば、全員が昼食を共にし、最後には仲良くなる。極めて実際的な方法。シンガポールでは、調停による民事事件の解決率は75パーセントである。この結果、裁判に委ねられる事件が少なくなっている。

現在、我が国の裁判所制度は効率が高く、訴えの提起から最終審理までは6か月しかかからない。裁判が迅速なので、弁護士や当事者が遅れをとってしまう。その結果、審理に裁判以上に時間をかける調停か仲裁を選ぶ当事者がますます増えている。

調停に比べ、仲裁は裁判に似ているが、裁判ほど格式ばったものではない。仲裁では、両者の言い分を聞いて、裁定を下す。

我が国には調停制度と仲裁制度がある。訴訟費用を支払う必要はない。しかも短期間で事件は解決する。

知的財産権の事件の多くは弁護士事務所や弁護士による和解がはかられる。裁判に持ち込まれることはない。調停率は高い。裁判所で審理される事件は非常に少ない。平均すると、知的財産権事件の60パーセント以下について、紛争の解決がゆだねられる。このうち、調停によって解決されるのは75パーセント以上である。紛争を解決するように勧めるが、希望するのなら裁判に持ち込むことも可能だ。ただし、書類

を用意しなければならない。裁判制度は非常に迅速なので、実務家にはストレスがたまる。費用があまりかからない点は評価できるが、これには別の面がある。

江口先生：

質問だが、ADR で解決された事件は年間どれぐらいか。

Ms. Haq：

75パーセントが調停で和解する。仲裁は、もちろん裁判所では行われない。

仲裁センターは、様々な分野から仲裁人を選定する。裁判所ほど格式ばってはいないが、類似点はある。これは非常によく利用されるようになっていく。

高橋氏：

日本のADRの将来について私の考えを一言。日本でみられる問題点の幾つかを述べる。

- 1) プライベートセクターにはADRについて知っている法律スタッフがあまり多くない。日本では、調停が裁判所によって行われるので、ADRは裁判に似ている。この二つの異なる紛争解決法は混同されやすい。
- 2) 企業の役員の扱いをどうすべきか。役員の世代。役員もADRについて学ばなくてはならない。ADRとは何かを知らずに、これを利用しようとするのは難しい。しかも、法的な経費に弁護士費用。経済的な理由から、裁判所に訴訟を提起する前にADRの重要性について検討すべき時期である。

専門家の立場から見て、ADRと裁判手続の違いを弁護士が理解すべきである。弁護士が企業関係者に対してADRと裁判手続の両方の訓練を行い、日本社会はADRの利用を奨励すべきである。仲裁・調停センターは、日本を始めとするアジア諸国で様々な催しやセミナーを開催し、少なくとも紛争解決方法に選択肢があることを一般に伝えている。

Ms. Karen：

ADRに関するコメントを述べる。ADRは最近活用されはじめたように見える。しかし、実務家は、それに気付いているか否かにかかわらず、日々の仕事のどこかで既に行っている。調停は実務家に知られている。しかしADRの活用によって、調停制度が整備されつつある。

マレーシアには、調停センターがある。

これまでは無駄遣いを避けるために調停が行われてきたが、今ではむしろ、一般市民の負担を避けるために和解によって紛争を解決している。ASEANの文化に特有の現象である。ADR

のための強固な基盤があるわけである。

ADRの抱える問題とは考え方である。弁護士はすべての事件が和解で解決したら、儲からないのではないかと心配する。この考え方は改めるべきだ。ADRによって弁護士の収入が減ることはない。つまり裁判にもちこまれる事件が減り、弁護士は自分の担当する事件の裁判に時間を費やすことができるようになるか、あるいは担当する事件を増やすことができるだろう。時間と費用の削減、ADRは、我々を正しい方向へ導く制度の一部なのである。

Ms. Haq：

皮肉なことに、シンガポールがADRを設立した際のお手本が日本だった。

三山先生：

Question from me regarding practice.

平野先生の論点にもあったが、大きな問題が二つある。一つは、水際規制の問題、もう一つは、各機関や学校に対する教育啓発である。川瀬先生からも、大学と企業との関係を焦点として取り上げている。

まず、シンガポールのHaq先生。School education campaignについてもう少し具体的に、例えば教育の対象が小学校、中学校、誰がどのように対応するのかなど御説明いただきたい。また、水際について具体的に御説明いただきたい。

Karen先生は、水際の規制の場合に、著作権と商標の問題を説明された。そこでの保証額(deposit)については、どれぐらいの額の必要性があるか。特許権の水際規制について御説明いただきたい。

江口先生：

興味深い問題なので、この三山先生の御質問について、お答えいただく。

Ms. Haq：

あらゆるレベルに対応する教育プログラムを準備している。小学校の6～11歳、中学校の11～16歳及び16～17歳、そして最高レベルは大学入学前である。幼い子供たちの場合、理科と美術の教師が新しい物を作ることに興味を持たせる。教師もIPOSから訓練を受ける。さらにIPOSは、我々に、まるで私的な実務家に対して話すように、無料だから特許を出願しないかともちかける。中学校では、あっと驚くような発明をせよとはばをかける。さらに、知的財産権が保護される理由と犯罪の意味についても教える。子供たちは自分で何かを創りだし、それは保護の対象となり、結果として彼らは知的財産所有者であることを誇りに思う

ようになる。警察は彼らと気さくに触れ合い、彼らも知的財産権についての知識を身に付ける。CR-ROM や質問のできるウェブサイトもある。以上が知的財産権に関する一般市民向けの教育である。

学生たちは我が国の将来を担っている。これがボトムアップによる教育である。

国境を越えて入ってくる製品に関しては、我が国は TRIPS 協定を誠実に遵守している。我が国には水際規制に関する規定がある。税関は知的財産権について責任を追う。IPOS (知的財産管轄庁) は税関と非常に緊密な関係にある。シンガポールを通過するだけで市場に出回らない製品を食い止めることはできない。しかし、市場に出回る製品については、地理的な状況から、製品を食い止めることは極めて簡単である。

江口先生 :

日本でも IP 教育体制の学習指導要領で知的財産権に取り組む予定である。ボトム・アップの話は非常に示唆に富む話である。

Ms. Karen :

保証額については、皮肉でしかも妙な話である。2001年、国境における措置を規定した商標法が制定された。今日では、本法規則に基づいて没収を申請するものは誰もいない。その理由の一つが TRIPS 協定の遵守である。それ以外の原因としては、エンフォースメントを行なう者に対する教育の難しさがある。税関の規則には、不服申立に明記されなければならない事項を網羅したリストがある。その事項とは、対象製品は何か、日時、船舶番号などである。しかし、申立を受けて、あらゆる措置を講ずるのはきわめてむずかしい。莫大な費用をかけて調べるしか方法はないだろう。その原因の一つは、我が国の地理的状況が挙げられる。つまり入国が多いため、調べるのは難しい。では保証額はいくらか。それは申請の性質に基づいて、省が裁量によって決める。あいまいな点が多いため、不服申し立てが行われたことはない。著作権も同じである。

国境を越えた商標侵害に関する規定は、存在しない。製品の没収は間接的に行う。一般市民へ被害が及ぶことがないため、税関職員は知的財産権に興味がない。我々は、税金問題に関する義務にしようとしている。権利を侵害した製品の没収を定めた関税法の領域の対象として、これら製品を考えようとしている。

江口先生 :

水際規制の問題には、日本でも財務省が取り組んでいる。関税定率法などの改正である。

## パネルディスカッション (2)

江口先生 :

貴重な質問多くいただいている。小原先生と三山先生に質問をまとめて紹介していただく。そしてパネリストから答えをいただく。

小原先生 :

午前中のセッションの後、6通の質問があった。午後、2通の追加があった。

午前中6枚。テーマ大きく分けて、TRIPS のハーモナイゼーション、知的財産紛争の裁判所の問題、その他、意匠についての手続、基本法についてである。

午後に追加された質問は、WIPO Domain Name の証明責任の問題、IPR 紛争の仲裁における仮処分命令の申立ての回避についてである。

質問者 :

マレーシアのスピーカーの先生から、アセアンのハーモナイゼーション、TRIPS のおかげという御発言があった。どのようなことで進んだのか。現行の TRIPS の何パーセントぐらいのハーモナイゼーションが進んだとお考えなのか。TRIPSI I に向けて、ASEAN 諸国がいかなる目的を持って進めていくべきか。

Ms. Karen :

二つの点に分けて質問に答える。

- 1) TRIPS 協定によっていかに ASEAN 諸国のハーモナイゼーションが実現したかについて。WTO (世界貿易機関) に加盟していない国々には、知的財産権の貿易に関連した側面についての合意に従う義務はない。そこで、1967年に ASEAN 枠組み協定が署名された。カンボディアがその協定に名を連ねると、ハーモナイゼーションを実現し、TRIPS 協定の最低要件を満たすために、各国は、法律の改正に着手せざるを得なくなった。ASEAN 枠組み協定は、ASEAN 諸国がハーモナイゼーションを実現し、TRIPS 協定の最低基準を満たすための指針である。10か国の ASEAN 諸国のうち、5か国が TRIPS 協定の最低要件を満たしている。現在、残りの5か国は法律を起草している。
- 2) ASEAN 諸国が第2次 TRIPS 協定 (the TRIPS II) において役目を果たすべきだと強調。すでに幾つかの国には、地理的表示に関する規定がある。しかし、新たな問題 (しかし古い問題でもある)、伝統的知識の問題が出てきた。ASEAN は、祖先から受け継いだ音楽・民話・美術・神話・民話に



重点を置くべきである。第2次 TRIPS 協定 (the TRIPS II) では、伝統の保護が ASEAN 諸国によって強調されなくてはならない。

江口先生 :

WIPO ではルールづくりをする方向である。WTO でも TRIPS でも議題になる可能性がある。これは是非 Zanetti 先生から一言お願いしたい。これはむしろ 21 世紀型の問題としては人類全体の難しい問題である。

Mr. Zanetti :

私は、伝統的知識の保護、とりわけ発展途上国の伝統知識の保護に大きな関心を持っている。伝統的にも基本的にも、こうした知識は地元では公知の事実であると同時に、自然にかかわる事実であった。しかし、最近、外国に行けば誰の手にも入るという事実が問題になっている。知的財産法を制定し、その一部を適用することで、この問題を解決しようとする国もある。オーストラリアはアボリジニーの美術工芸品について証明書を活用している。カザフスタンのカーペットは工業意匠によって保護されている。カナダでは、伝統的なトーテムポールが著作権によって保護されている。こうした例には共通の問題点がある。伝統的知識の保護という目的の実現にとって、知的財産権は部分的な解決にはなっても、包括的な解決にはならないということである。

その他の例としては、グアテマラが独自の保護に関する国内法を制定した。この法律は非常に大きな効力がある。WIPO はユネスコと協力して、伝統知識保護のための近代的な法律を起草している。以上は立法に関する状況である。

判例法の大きな進歩があった。伝統知識を保護するための法律を持たない国では、ある種の成果が見られる。例えば、ウコンの事例である。これはインドで産出される植物である。アメリカの企業に対する挑戦が実を結んだ。他にはホーディアの事例がある。一番言いたいことは、特に法律が制定されていなくても、各国政府や NGO が伝統知識を保護するために努力するという点である。

伝統知識のデジタルデータベースについては、WIPO は世界中から伝統知識を収集している。もし WIPO だけがこの作業を行い、特許審査官が伝統知識について調べることができるように、体系化されたデータベースを作るとしたら、WIPO だけがこの仕事をすべきではない。皆様は、ご自分自身の伝統知識に関する情報を提供するだけでも、その作業に貢献することができる。

江口先生 :

WIPO のホットな論争である。かなり厳しい南北論争の対立になってくる。

小原先生 :

Traditional Knowledge の保護についての質問も出ている。

また、川瀬先生に対して、知的財産権の一般大衆への認識にはどのようにすればよいか。IPR の侵害をなくすには何が有効かという質問が出ている。

川瀬先生 :

知的財産の啓蒙には 2 種類ある。

1) 一般的な知識として、Haq 先生がおっしゃったように、他人の努力の結果をとってはいけない。創造活動を活性化。きちんとした啓蒙。他人の知的財産を侵害することは悪い、ということを教える。特に創造活動を行っている人たちに IPR を教える。今、工業所有権についての講座をもち、10 年ほど工学部の学生に教えている。実際に発明家として遇される場合、IP についての知識を身に付けて、創造活動を行えば、素晴らしい活動になる。

2) 人材育成

人材育成にも二種類がある 1) 弁理士、弁護士 2) 創造する人々。そういう人々に教えていく。創造という立場から大きくまわしていく必要がある。

質問者 :

シンガポールには e-court において、少額訴訟、電子メールで訴え、判決も E-mail というシステムがある。しかし、そこでは IP は取り扱われたことがないと聞いた。このような e-court は ASEAN 諸国に普及させるべきか。特に知的財産権の紛争処理の決め手となり得るか。

シンガポールの裁判所は IT に力を入れているようだが、それでも、いずれも裁判官、弁護士が手書きでメモを取っているようだ。このように標語としての e-court を掲げ、それを徐々に取り組むのは良い姿勢だといえるが、真の e-court の普及はいつか。

Ms. Haq :

e コートには二つの分野がある。

1) 高等法院への電子書類の提出

現在高等法院から始まる民事訴訟はすべてインターネットを使って出願することができる。ただし、コンピューターによる審理が行われるかどうかは別問題である。高等法院には「テクノロジーコート」と呼ばれる法廷が二つあり、コンピューターによ

る審理が行われる。

すべての裁判書類や訴答書面をコンピューターで検索することができる。判例についてもコンピューターによる検索が可能。このような状況では、裁判官がコンピューターの前に座ってモニターをチェックする。当事者双方の弁護士も同様である。

管理部門の長である高等法院登録官は、テクノロジーコートで扱う事件を決定する。知的財産権に関する事件がテクノロジーコートで扱われる割合が高い。事実、知的財産権に関する事件はすべてテクノロジーコートで審理される。それは、これらの事件にはテクノロジーコートの方が効果的であるからだ。その他の民事事件もすべてテクノロジーコートで審理されるが、それは裁判所が扱う事件数を減らすためである。裁判の審理時間を短縮するために、シンガポールではアメリカのシステムを導入し、証人による証言はすべて宣誓供述書として準備しなくてはならない。法廷で行われるのは反対尋問のみである。

すべての法廷がテクノロジーコートに変わる日がくるだろう。下級法院では、少額事件にコンピューターが導入されている。裁判当事者の代理となる弁護士は不要である。事件は簡単に解決する。Eメールで訴訟提起ができる。インターネットで申立を行い決定が下されるドメイン解決の問題に酷似している。ただしこれは、複雑でない事件に限られる。このようにして我が国では、事件数を減らして解決している。これは民事事件についてである。

求められる救済が全く違うので、知的財産権に関する事件にはふさわしくない。通常の救済とは差し止め命令と損害賠償である。裁判所は、両当事者が出席した審理なくして差し止め命令を下すことはできない。通常、損害賠償は、別の審理で裁判官が決定する。私的財産権に関する事件は少額事件の申立てに似てはいない。争点が簡単ではないからである。

刑事事件でもコンピューターを利用している。強姦や児童虐待の事件である。証言のビデオによって証拠が示される。

ASEAN のハーモナイゼーションについて。私と Mr. Ancheta は、ASEAN の知的財産権という問題に実務家として初めて取り組んだ。委員会が検討している問題のいくつかについてお話ししよう。

ASEAN 諸国のほとんどが TRIPS 協定を誠実に遵守していることは事実である。高いハーモナイゼーション。すべての ASEAN 諸国が WTO 加盟国ではない。例えば、ミャンマー、ラオス、

カンボジア、ベトナムである。ラオスとカンボジアは知的財産権に関する独自の立法を検討している。ASEAN 諸国の知的財産権の進歩には大きな違いがある。この問題にはどのように対処すべきか。TRIPS 協定は最低基準を設けており、我々は5年以内にこの基準を満たさなければならない。ミャンマーはWTO加盟国ではないにしろ、ASEANの一員として、ASEAN諸国と歩調を併せた私的財産法の制定を検討しなければならないだろう。

実務についてはどうか。ASEAN 諸国には、様々な商標、あるいは著作権に関する法規則がある。国によって様々な要件がある。共通の要件をどうすれば決めることができるのか。各国の規則や実施状況を検討しなければ、共通の要件を決めることはできない。ハーモナイゼーションには長い時間がかかる。EU の場合、10年かかった。ASEAN がハーモナイゼーションに着手してから、現在で5年が経過した。つまり、実務の観点からハーモナイゼーションを実現するには、あと5年の余裕があるということだ。

江口先生：

ハーモナイゼーションへの熱気やテクノロジーコートについての貴重なお話であった。

質問者：

高橋先生への質問である。調停では、どのような種類の IPR 侵害が扱われているのか。調停の利点、欠点は何か。

高橋氏

大きな欠点の一つは、両者が関心を持ち、合意しなくてはならないこと、つまり手続のやり方である。

利点は判断機関が一つで、調停人（専門家）、効率の良さ、費用の削減である。

合併事業、ソフトウェアライセンス・ライセンス、ロイヤルティに関する事件を受理する。

質問者：

Domain name dispute resolution では、どのような証拠でどのようなことを証明しなくてはならないのか。

高橋氏：

ドメイン名は場当たりの始まり、規制は技術に追いつかず、後手に回っていた。統一ドメイン名紛争処理方針（UDRP）は、申立人に三つの証明責任を負わせている。

- 1) 商標、マークが同一又は混同のおそれのあること。
- 2) 正当な利益（当該ドメイン名に対する権

利の有無)。

3) ドメイン名が登録され、かつ、使用されていること。

3)に関して言えば、判例法において、使用を証明するには、単に登録者であればよいとされている。当該ドメイン名を登録はしたものの、使用していなかったという証拠を提示することはできる。

2)に関して、相手方が何らの権利又は正当性を有さないということは、商標権者は何の関係もなく、相手方は何も登録していないも同様ということの証拠である。これは悪意と関係する。UDRPは、第4条 b)ドメイン名が悪意に登録され利用されているという証拠の例、第4条 c)、ドメイン名を使用する権利と正当な理由が立証される例を規定。申立人にとっても相手方たる登録者にとっても公正な手続きを保障している。索引で探して、判決を見つける価値がある。

このデータベースには2,000件の判決がある。データベースに全判決の40パーセントから60パーセントが入っている。我々は、索引を完成させようと努力している。

質問者：

ADRに関する質問である。フィリピン、シンガポール、マレーシアのパネリストへの質問である。

知的財産権の紛争の解決に仲裁が望ましいということがあったが、他方、侵害品を差し止めるという意味でのProvisional Preservation Order(仮処分、仮差し止め請求)のようなものが必要となります。仲裁の申立人は、Provisional Preservation Orderを申し立てることがそれぞれの国において可能かどうか。

Mr. Ancheta (フィリピン)：

できる。当事者が仲裁をすると決めると、裁判所が管轄権を有する。裁判所は当事者に対し、いわゆる原状の維持を命じる。つまり、紛争が起こる直前の当事者の地位。

Ms. Haq (シンガポール)：

仲裁機関と裁判所を同時に利用することは不可能。差し止めを望むのであれば、裁判所に行くしかない。裁判所の手続では、ある時点で、調停にかけないかと打診される。差し止め命令が出たら、仲裁ではなく調停にかけろべきだ。仲裁を選択した場合、仲裁合意書の規定には、仲裁条項は、裁判所から差し止めの救済を得る当事者の権利を害するものではないとされる。この特殊な合意でのみ、当事者双方には差し止め命令を裁判所に請求する権利が与えられ、結果として裁判手続に基づいて差し止め命令を活用することができる。合意書にはこの点を明記する必要

がある。そうでなければ、裁判所と仲裁の双方を利用するという恩恵に浴することができない。

Ms. Karen (マレーシア)：

全く同じ。裁判所と仲裁機関の両方を利用することはできない。

質問者：

フィリピン Ancheta 先生への質問である。

デザインについてである。通訳では意匠についての法律ができたと言われていたが、しかし配布資料では、半導体チップの回路配置のみしか記載されていない。industrial design は特許型の保護が提供されており、単独の工業デザインの法律は存在しないと考えていいのか。

Mr. Ancheta：

工業意匠が現行法で規定されており、3種類が保護の対象となっている。すなわち、発明製品及びプロセス、そして実用新案、工業意匠。ほとんど変化はない。文言は旧特許法と同じである。集積回路のレイアウトに与えられる特別な保護とは別に、工業意匠の保護がある。

質問者：

川瀬先生への質問である。午前中に説明のあった日本的な要素とは具体的に何か。

川瀬氏：

日本的な要素といったのは、アメリカのプロパテント政策との対比において。国会答弁のところで出ている。知的財産権基本法では、日本的なという文言はない。しかし、アメリカのプロパテント政策の後、何が起こったか。出願、戸外国の出願の増加、損害賠償請求。ベンチャービジネスの立ち上がり。三つのことが起こった。

出願件数の増加。アメリカは創造力の富む社会である。基本的な発明が多く出来上がってくる。それを実現するのが、日本とか韓国である。製品化などは日本などにもっていかれる。応用テクノロジーの場面でプロパテントがある。しかし、日本の場合は逆である。応用テクノロジーは日本では多い。しかし、基本的な発明は少ない。アメリカのように出願件数を増やす必要はない。

アメリカ、陪審制度、訴訟社会、ディスクロージャー、陪審員、高額のお金を素人の判断に支払う。日本ではADRによって、ファジーな答えでやっていく。大学側でも、もう少し使える発明を使って自分でベンチャー企業を起こしてほしい。日本的=アメリカ的ではないという意味である。

知的財産権法で、日本は何を保護しようとす

るのか。創設者なのか、投資者なのか。

知的財産基本法は IP コード（フィリピン、シンガポール）である。しかし、日本の法律は、そのものを規制する法律ではない。知的財産を活力源としながら、経済発展を図るものである。

保護する場面には二つある。知的財産を創造するという場面である。創作者に十分なインセ

ンティブを与える。創造のモチベーションを与える。

二番目が、IPR という本質部分。対象とする知的財産を実施することによって、経済的利益を独占できる、ということである。この経済的な利益についての直接的な保護である。

～ @閑話 ～

～ @閑話 ～

### 検疫 (Quarantine)

2003年は SARS, 2004年は鳥インフルエンザとアジアは大変である。ところで、日本の国際線空港には検疫があり、そこで黄色い用紙の申告書を出す。係員は、次から次に通過する客から申告書を受け取り、同時に注意書きを渡すのに必死である。この光景は外国では経験したことがない。私が気付かないだけであろうか。

さて、検疫を英語で Quarantine という。14世紀にペストが流行り、汚染された土地から来た船が到着すると汚染が起こると言われ、一定期間隔離すべきだということになった。その結果、1374年にイタリア・ベネチアで港湾検疫として「40日隔離」が始まったという。もちろん到着した船の中での隔離である。イタリア語の Quarantina (40日) が語源である。40日隔離を意味した実質的検疫と、紙をやり取りするだけの形式的検疫。衛生面など社会条件が大きく変化したにもかかわらず、これに左右されない言葉の威力に驚く。

# アジア太平洋知的財産権法制研究会の御紹介

2003年11月

アジア太平洋知的財産権法制研究会事務局

## 第1 研究会の設立趣旨

### 1 研究会の紹介

法務省法務総合研究所国際協力部は、財団法人国際民商事法センターとともに、日本貿易振興機構の後援を得て、2002年4月から、2年間の予定で、アジア太平洋知的財産権法制研究会を大阪中之島合同庁舎で開催しています。

法務総合研究所は、1997年度から、財団法人国際民商事法センターとともに、アジア太平洋諸国の法制比較のための研究会を開催しており、過去の研究テーマは倒産法制（1997年度）、企業倒産と担保法（1998・1999年度）及びADR（2000・2001年度）でした。研究活動の発表のために、大阪で国際民商事法シンポジウムを過去3回開催し、アジア太平洋諸国から専門家を招へいし、日本の専門家を交え、各国の法制の現状、実務上の問題点及び今後の方向について意見を交わし、その成果を商事法務研究会から出版しました（末尾参照）。

そして、2002年度からは、新たに「知的財産権」をテーマとして研究しています。

## 2 主催者紹介

### (1) 法務省法務総合研究所

法務総合研究所は、法務省に設置された研究及び研修を実施する機関であり、法務に関する研究活動、職員の研修のほか、ODAの一環として外国の法曹等に対する研修を行っています。

同研究所に2001年4月に新設された国際協力部は、法務省が行う国際協力の一環として、アジア諸国を中心とする発展途上国等に対する法整備支援、すなわち、これらの国の法制度の整備や法律の運用に携わる人材の育成への支援を（大阪市福島区内の大阪中之島合同庁舎を拠点として）行っております。

### (2) 財団法人国際民商事法センター

財団法人国際民商事法センターは、1996年に設立された法務省民事局所管の公益財団法人です。同財団は、法務省や国際協力機構（JICA）とも緊密な連携を保ちながら、日本が今日まで蓄積してきた法制度とその運用のノウハウ・知識をアジア及びその周辺諸国に伝えることによって法的基盤の整備を支援するとともに、各国関係者の交流を通じて、国際経済取引に係わる法制度の共通の理解を深めることを目的として、法整備支援事業、日中民商事法セミナーなどの各種シンポジウム、セミナーの開催や調査研究活動などを実施しています。

### 3 「知的財産権」を研究テーマに選んだ趣旨

2002年に制定された知的財産戦略大綱においては、我が国が知的財産立国を目指す旨宣言されましたが、知財法分野の国際経済法としての重要性の高まりと、ADR研究会において知的財産権をめぐるADRについても調査研究を行ってきたことから、アジア太平洋法制研究としての継続性をも維持することができるので、新たなテーマとしてふさわしいと考えたからです。

### 4 研究会へのジェトロの協力

JETRO（日本貿易振興機構）は、これまでの研究会でも御協力いただきました。今回の研究会においても、大阪本部から研究会に毎回御出席いただき、JETROの研究資料を提供していただくとともに、海外調査において、多大な御協力をいただいているところです。

## 第2 研究会の構成

### 1 顧問、座長

《顧問》

小野昌延・小野法律事務所弁護士



（略歴）

- 1955年 弁護士登録
- 1971年 京都大学法学博士
- 1974年 特許庁・工業所有権審議会委員
- 1982年 神戸大学講師（無体財産権法担当）
- 1999年 日本商標協会会長

《座長》

江口順一・帝塚山大学大学院法政策研究科長・教授（大阪大学名誉教授）  
日本工業所有権法学会理事長



（略歴）

- 1960年 京都大学大学院法学研究科修了
- 1981年 大阪大学法学部教授（大学院法学研究科担当）
- 1986年 大阪大学総長補佐
- 1994年 大阪大学法学部長
- 1998年 日本工業所有権法学会理事長
- 1999年 大阪大学名誉教授  
帝塚山大学法政策学部教授
- 2001年 帝塚山大学大学院法政策研究科長

2 研究員（順不同）

辰巳直彦・関西大学法学部教授

（略歴）

1977年 京都大学法学部卒  
1980年 財団法人比較法研究センター主任研究員  
1988年 神戸学院大学法学部助教授  
1992年 甲南大学法学部教授  
2002年 関西大学法学部教授

茶園成樹・大阪大学大学院法学研究科教授

（略歴）

1984年3月 大阪大学法学部卒業  
1986年3月 大阪大学大学院法学研究科博士前期課程修了  
1989年4月 大阪大学法学部助手  
1993年4月 大阪大学法学部助教授  
2003年3月 大阪大学法学部教授

川瀬幹夫・三協国際特許事務所シニアパートナー弁理士

（略歴）

1962年 神戸大学卒業，松下電工入社  
1971年 弁理士登録  
2000年 松下電工定年退社  
2000年 三協国際特許事務所入所

小原正敏・きつかわ法律事務所弁護士

（略歴）

1976年 早稲田大学法学部卒  
1979年 弁護士登録  
1980年 イリノイ大学ロースクール修士課程（比較法修士号取得）  
1987年 ニューヨーク州弁護士登録  
1989年 大阪弁護士会常議員（1996年，1999年も同様）  
1999年 近畿弁護士会連合会理事  
2000年 日本ローエイシア友好協会理事（翌年副会長）

三山峻司・三山峻司法律事務所弁護士

（略歴）

1975年 中央大学法学部法律学科卒業

1981年 弁護士登録  
1986年 現事務所（三山峻司法律事務所）開設  
1999年 弁理士登録

平野恵稔・弁護士法人大江橋法律事務所弁護士

（略歴）

1987年3月 京都大学法学部卒業  
1989年4月 弁護士登録  
1989年4月 大江橋法律事務所勤務  
1993年5月 ペンシルバニア大学ロースクール卒業  
1993年9月～1994年8月  
ピルズバリー・マシソン&ストロ（現ピルズバリー・ウインスロップ）法律事務所勤務  
（ロサンゼルス）  
1994年 ニューヨーク州弁護士会登録  
1997年 弁理士登録

田中秀幸・大阪地方裁判所第21民事部（知的財産権部）判事

（略歴）

1993年 大阪地方裁判所判事補  
1995年 司法研修所付  
1997年 東京地裁判事補  
1998年 長崎地家裁判事補  
2001年 大阪地家裁判事補  
2003年 大阪地裁判事

また、日本貿易振興機構（JETRO）から大阪本部国際経済交流センターの大槻正通課長に協力メンバーとして参加していただいています。

### 3 事務局

事務局は、法務総合研究所国際協力部と（財）国際民商事法センターの職員が担当していますが、研究会の記録等については、大阪工業大学知的財産学部助教授の山名美加氏、立命館大学法学部助教授（知的財産法担当教員）の宮脇正晴氏にお願いしています。

## 第3 研究会の研究手法

### 1 研究対象国

中国、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール及びタイの6か国



## 2 アンケートの作成・送付

上記1の研究対象国における現地の専門家へのアンケートを英文で作成し、送付します。

## 3 アンケートの内容検討

アンケート結果の内容を比較検討します。

## 4 現地調査

アンケート結果を踏まえ、なお不明な点を中心に、現地調査を行います。

## 5 調査結果の総合的な分析・比較

調査結果を総合的に分析し、可能な限り横断的な比較研究を行います。

## 6 2004年3月12日（金）にシンポジウム開催

以上の結果を踏まえ、研究対象国から専門家を招き、大阪中之島合同庁舎の国際会議室において、2004年3月12日（金）に第4回国際民商事法シンポジウムを開催します。

また、上記シンポジウムがより内容的に充実したものとなることを目指して、研究活動の中間段階の2003年1月30日（木）に、大阪中之島合同庁舎2階国際会議室において「アジア知的財産権法制シンポジウム」を開催しました。

なお、上記「アジア知的財産権法制シンポジウム」の結果概要については、以下の論文で紹介されています。

（論文名）

シンポジウム「アジア諸国における知的財産権法制とそのエンフォースメントの現状と課題」

平野惠稔弁護士（本研究会研究員）著

NBL No. 757 (2003. 3. 15) 所収

## 7 出版

2004年3月12日（金）のシンポジウムの結果を取りまとめて出版します。

（補足）

アジア太平洋知的財産権研究会の研究活動の紹介が、以下のとおり掲載されました。

「アジア諸国における知的財産法制

—— アジア太平洋知的財産権法制研究会の活動の紹介を兼ねて ——」

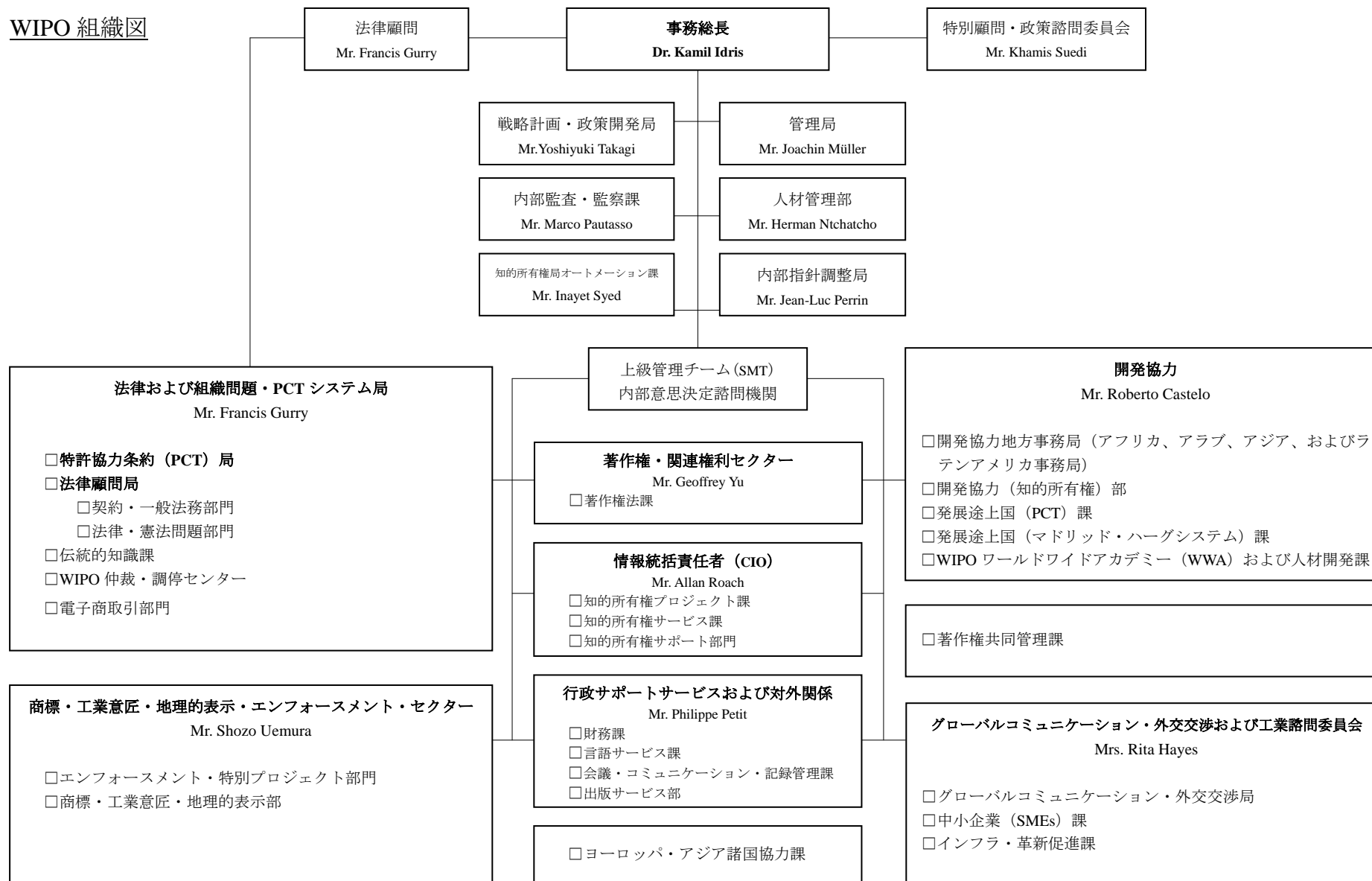
法務総合研究所国際協力部教官・黒川裕正（本研究会事務局）著

「法律のひろば」2003年2月号所収

《参考》

- 【第1回】 テーマ：「アジア・太平洋における倒産法制」  
日 時：1997年11月18日 9:30～17:30  
場 所：大阪国際交流センター  
出版物：「アジア・太平洋諸国における倒産法制 アジア・太平洋比較法制シリーズ1」  
アジア・太平洋倒産法制研究会編 2000年 (社) 商事法務研究会発行
- 【第2回】 テーマ：「アジア・太平洋諸国における企業倒産と担保法」  
日 時：1999年2月19日 10:00～17:00  
場 所：大阪国際交流センター  
出版物：「アジア・太平洋諸国における企業倒産と担保法  
アジア・太平洋比較法制シリーズ2」  
アジア・太平洋倒産法制研究会編 2001年 (社) 商事法務研究会発行
- 【第3回】 テーマ：「アジア・太平洋諸国におけるADR」  
日 時：2002年2月15日 10:00～17:00  
場 所：大阪中之島合同庁舎2階 国際会議室  
出版物：「アジア・太平洋諸国におけるADR アジア・太平洋比較法制シリーズ3」  
アジア・太平洋法制ADR研究会編 2002年 (株) 商事法務発行 (別冊 NBL No. 75)

WIPO 組織図



世界知的所有権機関 (WIPO)、ジュネーブ 2002年8月

～ @閑話 ～

～ @閑話 ～

### 奈良の鹿

休日にアジアの研修員を観光に案内することがある。国際協力部は大阪にあり、京都、奈良、神戸と案内するところには事欠かない。中でも奈良は交通の便がよく、近鉄奈良駅からは、興福寺、東大寺、春日大社など歩いても行ける。しかも「鹿も」いる。

鹿がいるだけで大阪や京都とは大違いであり、日本も動物と共存していることを知って喜ぶ。そして、「鹿せんべい」が売られており、これを買くと鹿がたちまち寄ってくるため、また喜ぶ。ひとしきり喜んだところで、研修員が疑問を呈する。「この鹿たちは店の鹿せんべいではなく、なぜか客が買った瞬間に寄ってくる。」と。なるほど、鹿せんべいは露天の出店に無造作に置いてあり、鹿が食べようと思えば食べられるはずなのに、その時点では目もくれない。売り子と鹿の共存共栄のようでもある。その結果、「日本は人間も鹿も *well disciplined* だ (躾がよい)」と言ってまた笑いが起きる。

## ～ 法整備支援の現場から ～

### 「私と国際協力」

統括国際協力専門官 平川 貴洋

1 私事で恐縮ですが、部の新設から3年間勤務させていただいた国際協力部を、近く離れることとなりました。本“ICD NEWS”には、その創刊からかかわったこととなりますが、最後に、本誌に寄稿する機会を与えられました。

この3年間ないしはそれ以前を振り返りつつ、「私と国際協力」について思いを述べさせていただいて、その責めを果たしたいと思います。

2 国際協力部ないしは現在の法整備支援活動につながる話を初めて耳にしたのは、私が東京都府中市にある国連アジア極東犯罪防止研修所（以下、アジ研と略称します。）に勤務していた平成6年のまだ正月気分も抜けきらないある日のことでした。

その時の話は一言で言えば、「アジ研の研修の一部を大阪で実施することはできないか？」というものでした。その頃から新築計画が具体化し始めた、大阪高・地検等が入居する大阪の検察総合庁舎に、アジ研の分室のようなものを設けることの可否を至急検討するようにという指示でした。

本誌読者の皆様なら既に御承知のようにアジ研は昭和36年から、国連の地域研修所としてアジア・太平洋諸国の刑事司法関係者を我が国に招いて、犯罪防止と犯罪者処遇に関する国際研修やセミナーを実施しています。当時のアジ研は、府中市の閑静な住宅街にあって（この点は今も全く変わりません。）、研修に必要な教室やセミナー室はもちろんのこと、寮施設も有し、年間3コースほどのセミナーや研修を実施していました。

検討の結果は、「約10週間ある研修日程の一部だけなら大阪で実施することもできるが、施設や寮舎の一部を移転させることは難しい。」というようなものだったと記憶しています。（もう10年近く前のことでもあり、記録を残しているわけでもありませんので、記憶違いによる誤りがありましたらお許し下さい。）

3 その後、私は地元関西に戻り、検察庁の現場で仕事をしていたのですが、私のアジ研在職時とはやや趣の違う研修が行われているということを目にするようになりました。今にして思えば、現在国際協力部が実施している民商事法分野での法整備支援研修の萌芽だったのです。ある日、お手伝いを命じられて、大阪城近くの共済会館へ出向きました。来阪したベトナム研修員の歓迎パーティが開催されたのです。大勢の在阪の公証人の先生方にも御出席いただいて、窓越しにライトアップされた大阪城を望み、盛大で華やかなパーティだった印象が残っています。しかし、おひらきになった時、パーティ料理のほとんどが手つかず残っていましたが、その当時は、「ホストがサービスして差し上げる」ということに気が回らなかったのでしょう。後に、ベトナムの皆さんのホスト精神を知り、申し訳ない

気持ちになったものです。国際協力部在職中、二度のベトナム訪問の機会に恵まれましたが、いずれの機会にも先方関係機関の幹部に食事のお招きを受けましたが、ホスト自ら、料理を取り分け、ひとつひとつ何であるかを説明してくれるのです。

この時の研修は、当部に残る記録と私の記憶を照合すれば、第二回目のベトナム法整備支援研修であったものと思われます。ベトナム研修も、本年2月には、第22回目を実施し、すっかり定着した感があります。

そして、このころから、ベトナムに対する法整備支援は本格化し、法務総合研究所にこのような民商事法分野の法整備支援を取り扱う部署の新設と、これらの研修に必要な施設を大阪の検察総合庁舎内（名称は後に、現在の「大阪中之島合同庁舎」とされた。）に設ける話が具体化していったのです。

4 時は流れて、平成13年4月1日、法務総合研究所に国際協力部が新設され、私は二度目の法総研勤務を命ぜられ、国際協力部（国際協力事務部門）で法整備支援の業務に携わることとなりました。余談になりますが、その年の11月末には大阪への移転が予定されていたから、私にとって二度目となる約8か月の単身赴任生活がスタートしました。

我々の主な仕事は、対象の各国から研修員を招いて日本国内で研修を行うことや関連する分野での研究活動であり、この点はかつて勤務したアジ研と基本的には同じものと言うことができるでしょう。

大きく違っているのは、アジ研では原則的に、外国語は英語だけで用が足りていたものが、国際協力部では、それぞれの母国語で研修を行っている（年一回の複数国参加の研修を除く。）ことと、自前の寮施設を持たず、研修員はJICAの宿泊施設ないしはホテルから通勤するという二点です。

言葉の点では、ベトナム語やラオ語・クメール語となると、JICA研修監理員の助けなくしては、コミュニケーションもままなりません。せめて、基本的な会話くらいは勉強しなければと思っても、50半ばに差し掛かろうとする我が脳には、もはや新たな記憶を納めるだけの残量はなく、簡単にメモリーやハードディスクを増設できるパソコンをうらやましく思ったものでした。

一方、研修員が「通勤」することによるアジ研との差異も大きなものがあります。ここ、国際協力部では、研修員の皆さんは、JICAセンターへのシャトルバスや夕食の時間を気にしながら、連れ立って帰って行きます。直接の研修担当者でなければ、なかなか親しくお付き合いするところまで至りません。もっとも、研修員の中には昼食を合同庁舎の職員食堂で取る人も少なくなく、昼食を一緒にすることはしばしばです。

アジ研では、事務・研修棟と寮棟が渡り廊下でつながっており、一日の終業後も同じ建物の中で何度も顔を合わせるがありますし、休日の日直勤務の時などは雑談の相手にもなります。また、アジ研には、地元の皆さんやロータリークラブ、日本人研修員OBなどのバックアップ態勢もできていました。休日には皆様の御協力を得て、各種の行事を行っていました。我が国の伝統文化を紹介するプログラムがあったり、地元のお祭りに参加させて貰って御神輿を担いだり、「ホームビジット」と称して日本人家庭を訪問し、時には

食事をごちそうになったりしていました。

これらの行事は研修員から非常に好評を得ていましたし、なかでも、ホームビジットは人気のプログラムでした。その御世話をする中で、私自身、研修の効果を上げるためには、座学だけでなく、日本の、そして日本人への理解を深めてもらうのがなによりであり、そのためには、日本人の普通の家庭を見ていただくことが近道であると確信するようになりました。そして、機会があれば、是非とも我が家に研修員の方々をお招きしたいと思いが強くなりました。

- 5 国際協力部の大阪移転後は、地元に戻り自宅から大阪に通勤することとなりました。研修員の皆さんの滞在先からは遠いのですが、機会を見つけて何度か自宅へお招きすることができました。とは言っても、研修員だけで大阪・茨木から滋賀県の草津まで来てもらうことには少々心配な面もあり、研修監理員さんや通訳さんに休日をつぶして貰って実現したものです。

我が家で食事（といっても、休日の簡単な昼食ですが）を一緒にしたり、普段の買い物をするスーパーマーケットや100円ショップにお連れしたり、はたまた、自宅近くの琵琶湖岸へ遊びに行ったり、遊覧船に乗ったりして休日のひとときをともに過ごしました。イスラムの人が我が家でお祈りを始めた時には、正直言って驚きましたし、逆に外国人研修員が一様に驚きの表情を見せたのは、私が毎日片道1時間45分ほどの通勤をしていることを知ったときでした。また、見るものすべてに興味を示して、我が家の神棚に手を合わせている人もいました。

某国の女性弁護士さんから、「メイドは何処にいるの」、「誰が食事の支度をするの」というような質問を受けて、我が家の奥さんは目を白黒させながら、その弁護士さんのお国のことを羨ましがることしきりでした。

これらのことで、研修員の皆さんがどれほどの満足を覚えたのかはわかりませんが、こうした機会に皆さんと一緒に撮った写真は、私にとってもいい思い出になりました。

家にお招きできないときは、京都観光に御一緒したりしたこともありました。観光バスツアーでは体験できないようなところを見ていただいたたり、神社の縁日でたこ焼きをほおぼったり、日本の市民の生活を体験していただくように努めました。

食事も、庶民の日常を体験してもらいました。「回転寿司」には多くの人が目を輝かせ、寿司初体験をエンジョイしていました。

ほんの小さなことですが、研修員の皆さんの記憶に残る日本の休日になったものと確信していますし、日本への理解を深めてもらうのに大いに役立ったものと思います。また、一人でも日本への理解者を増やすことが、法整備支援の下支えになるといえるでしょう。

平成16年度にも、また大勢の人たちが研修参加のために我が国を訪れることでしょう。一人でも多くの日本ファンが生まれることを願っています。

- 6 冒頭にも述べましたように、今春の定期異動で国際協力部を離れます。この3年間の仕事なり、出会いが直ちに検察の現場で役に立つかどうかは分かりません。しかし、法務・検察で仕事を続ける限り、いつの日か私の仕事に裨益するところがあるでしょう。同様に、

一度だけ我が家でお昼ご飯を食べた人が、それだけで日本人の、あるいは日本の良き理解者になるとは思えません。しかし、いつの日か、そんな日が必ず来ると信じています。

一人でも多くの理解者が現れることが国際協力部の、そして我が国の行う法整備支援事業の成功につながるものと思います。

これからも事情の許す限り、こうした形での、私なりの小さな国際協力は続けていきたいと思っています。

本稿の最後に当たり、この場をお借りしまして、この3年間に各位からいただきました御支援に改めて御礼申し上げますとともに、国際協力部の今後の一層の発展を期待してペンを置きたいと思います。





～ @閑話 ～

～ @閑話 ～

### 京都の金閣と二条城

外国人を京都に案内するならば金閣と二条城と決めている。その理由は二つある。一つは歴史的説明ができなくても外国人は満足するからである。特に金閣は記念撮影にもってこいである。もう一つは、1階から3階まで寝殿造り、武家造り、書院造りで、頂上には平和が訪れたときに現れるという鳳凰があるなどと説明することができる。

二条城は、やはり説明ができなくても、外国語の案内テープ貸し出しがあるので楽だ。しかし、ここは自ら説明したい。徳川と天皇の関係、大政奉還の場所、京都の司法省裁判所の看板が掲げられた事実など法整備支援に絡む話ができる。その他にも、歩けばキュッキュッと音がする「鶯張り」は防犯用、透かし彫りは一方から見ると反対から見るとでは模様が違うこと、屏風の虎が変な形をしているのは献上された毛皮を見て想像して書いたため、大奥と夜伽の選び方など説明すれば、大いに喜ばれる。

.....

—— 編 集 後 記 ——

国際協力部が設立されてから、早いもので3年が経ち、平成15年度の最後の月、3月になりました。3という数字は「三人よれば文殊の知恵」「石の上にも三年」などと前向きな格言があるかと思えば、「賣家と唐様で書く三代目」などという川柳があります。物事が完成（完結）する前の象徴的な数字だと言われているのですが、本号の特集法整備支援連絡会でお伝えしたとおり、法整備支援の在り方について有意義な議論が続いています。本会をとおして感じることは、法整備には終わりではなく、進化、発展していくものだということです。国際協力部にとっての3年目は、区切りどころか、人間で言えば「みどり児」で、これは嬰兒、緑児とも書いて3歳以下を意味するように、ようやくこれからという時期と言えるでしょう。

このような時期に、鶴田六郎法務総合研究所長から巻頭言をいただきました。鶴田所長は10年前の平成6年には研究部長として勤務していましたが、そのころには国際協力部は胎児でもなく影も形もなく、わずかに法整備支援の話が出ていた時期になります。そのような事情を前提に読みますと、また違った味わいを感じることができるというものです。そして、ベトナム・カンボジアに足を踏み入れた方はなるほど懐かしく思われるでしょうし、まだの方は描かれた情景に一度は訪れてみたくなることでしょう。

今回の法整備支援連絡会においては、ベトナム、カンボジア、ラオスの活動だけではなく、ADB やインドネシアとテレビ会議で情報交換したほか、中国や APEC 絡みの動き、機械翻訳の試みなど多種多様な情報発信に努めました。通読していただいて、現状を把握していただきたいと思います。

なお、アジア知的財産シンポジウム（下）の記事は、前号からの連載になります。日本は、遅ればせながら知的財産立国を目指しており、その関心は高まっているところですので、お役に立てば幸いです。

さて、3月は日本では去る季節でもあります。それは卒業式や人事異動が行われるからです。組織や団体においては、人が変わるのが常であっても、法整備支援は長期的視野が必要な分野であり、長く続けてこそ意味があると思っています。

主任国際協力専門官 田中正博